

四街道市地域防災計画

(修正案)

平成30年度修正

四街道市防災会議

四街道市地域防災計画

総 則 編

平成30年度修正

四街道市防災会議

四街道市地域防災計画 [総則編]

目 次

第1章 計画の策定方針.....	総則- 1
第1節 計画の目的.....	総則- 1
第2節 修正の基本方針.....	総則- 1
第3節 計画の内容.....	総則- 2
第4節 計画の目標.....	総則- 3
第2章 計画の運用.....	総則- 5
第1節 計画の修正.....	総則- 5
第2節 他の計画との関係.....	総則- 5
第3節 計画の習熟.....	総則- 5
第3章 防災関係機関等の役割分担.....	総則- 6
第1節 防災関係機関の役割分担.....	総則- 6
第2節 市民及び事業所等の役割分担.....	総則-12
第4章 市の概況.....	総則-15
第1節 四街道市の自然.....	総則-15
第2節 四街道市の社会的条件.....	総則-17

総 則 編

第 1 章 計画の策定方針

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき本市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る災害対策に関し、市、県及び関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 修正の基本方針

(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震及び近年の集中豪雨や局地的大雨、近県で発生した竜巻被害等の大規模な災害に備えるため、本地域防災計画を以下の 5 編構成とする。

- ① 各編に共通する計画の策定方針、運用、防災関係機関等をまとめた「総則編」
- ② 震災対策計画「震災編」
- ③ 風水害等対策計画「風水害等編」
- ④ 受援対策計画「受援編」
- ⑤ 大規模な火災及び各種大規模事故への対策をまとめた「大規模事故対策編」

(2) 地震や火災等の災害に強い安全なまちづくりを目指すため、総合的な防災行政の指針を示すものとする。修正にあたり、以下の項目について重点的に記述を追加し、地域防災計画の充実を図った。

- ① 千葉県が実施した千葉県北西部直下地震の被害想定（平成 28 年 5 月公表）の反映
- ② 災害対策本部体制の充実
- ③ 市民の役割である自助・共助と公助の連携の重要性及び自助・共助の内容の明示
- ④ 地域住民による指定避難所の自主運営を行う仕組みづくり
- ⑤ 災害時の医療体制の具体化
- ⑥ 報道対応及び市民からの問い合わせ体制の充実
- ⑦ 避難行動や指定避難所生活における障害者等の要配慮者への配慮
- ⑧ 帰宅困難者対策の具体化
- ⑨ 受援体制の明確化、防災関係機関等との連携強化
- ⑩ 応急復旧と本格的な復旧・復興によるまちの再生手順の明示

- (3) 「千葉県地域防災計画」等との整合を図る。

第3節 計画の内容

この計画は、本市において想定される災害に対して、次の事項を定める。

(1) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合にその被害を軽減するための事前措置について定める。

- ① 市民の自助・共助の意識の醸成とともに、市民への災害に関する知識の普及に努め、自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実を図る。
- ② 災害に強いまちづくりを進めるため、河川の改修、土砂災害の防止対策やまちづくり、建築物対策等の都市防災対策を進める。
- ③ 防災拠点の整備を進めるとともに、各種機材の備蓄と消防施設の整備を進める。
- ④ 大地震が発生した場合に、地域住民が指定避難所を運営する仕組みを整備するとともに、市や学校長等の施設管理者、施設職員の役割を明確化する。
- ⑤ 情報連絡手段となる防災行政無線等の整備を進める。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の拡大を防止するための応急的な措置について定める。

- ① 災害時に迅速な対応がとれるよう、災害対策本部における役割分担を明確化し、体制の強化を図る。
- ② 気象予警報や被害情報等の災害情報の収集伝達体制を整える。
- ③ 自主防災組織等との連携により、被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助等の救援救護活動の充実を図る。
- ④ 自主防災組織等との連携により、消火、救助、警備等の応急活動の充実を図る。
- ⑤ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体等の迅速な応援を得て、応急対策を実施する。
- ⑥ 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設の迅速な応急復旧を図る。
- ⑦ 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理の体制整備を図る。

(3) 受援計画

大規模災害発生時に、他の自治体や関係事業者等から、人的・物的資源を迅速かつ効率的に受け入れるための必要な体制について定める。

- ① 受援統括班の設置など受援体制を明確化する。
- ② 基礎自治体間の相互応援体制の強化や関係事業者との物資等支援体制の構築など防災関係機関との連携強化を図る。

③ ボランティア活動との連携強化を図る。

(4) 災害復旧・復興計画

応急復旧と本格的な復旧・復興によるまちの再生に向けた取組みの基本的な方針について定める。

- ① 被災した市民や事業者等への支援を充実し、市民の生活や事業の再建に対する支援体制を確立する。
- ② 生活関連施設等の応急復旧対策により、市民の日常生活の迅速な回復を図る。
- ③ 本格的な復旧・復興対策により、被災前よりも「災害に強いまち」を目指した復興都市づくりを実施する。

第4節 計画の目標

地震や火災等の「災害に強い安全なまちづくり」を目指すため、計画の目標を次のように定める。

(1) 災害に強い防災体制づくり

- ① 配備体制や役割分担の見直しによる災害対策本部の機能強化
- ② 防災関係機関等との連携強化と広域応援体制の拡充
- ③ 情報通信機能の強化と情報収集伝達管理体制の整備
- ④ 生活関連物資の確保
- ⑤ 応急医療体制の整備
- ⑥ 災害時の市民等への情報提供と相談体制の整備
- ⑦ 受援体制の整備

(2) 防災行動力の向上

- ① 市民の自助・共助についての意識の高揚
- ② 自主防災組織の育成及び事業所の防災体制の強化
- ③ 地域住民による指定避難所の運営組織の育成
- ④ ボランティア活動との連携強化
- ⑤ 要配慮者（障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分に理解できない外国人等）に対する支援
- ⑥ 帰宅困難者に対する支援
- ⑦ 男女共同参画の視点を取り入れた、防災活動への女性の積極的な参画の促進

(3) 災害に強いまちづくり

- ① 市街地の整備及び防災性の向上
- ② 建築物等の安全性（耐震・防火等）の向上

- ③ 宅地等の安全化
- ④ 都市基盤施設対策の推進
- ⑤ 防災施設等の整備
- ⑥ 同様の被害を繰り返さない復興都市づくり

(4) 地震災害の防止に関する調査研究

- ① 防災対策の調査研究

第 2 章 計画の運用

第 1 節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを本市防災会議において修正する。

したがって、関係機関は関係のある事項について検討し、修正が必要な場合は計画修正案を本市防災会議（庶務担当：危機管理監危機管理室）へ提出しなければならない。

第 2 節 他の計画との関係

この計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、指定地方行政機関の長、又は指定公共機関等が作成する防災業務計画や千葉県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。

第 3 節 計画の習熟

本市及び防災関係機関等は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上訓練や実践訓練等によって、この計画の習熟に努め、また市民への周知を図るため、広報啓発活動に努めるものとする。

第 3 章 防災関係機関等の役割分担

防災関係機関等の処理すべき事務、又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第 1 節 防災関係機関の役割分担

1 四街道市

市は防災に関する対策を確立し、災害に対処するが、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として、災害救助に当たる。

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1. 四街道市防災会議、四街道市災害対策本部及び四街道市復旧・復興本部に関すること 2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること 3. 災害時における災害に関する被害の調査・報告と情報の収集に関すること 4. 災害の防除と拡大防止に関すること 5. 救助、防疫等、り災者の保護及び保健衛生に関すること 6. 災害対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること 7. 被災産業に対する融資等の対策に関すること 8. 被災市営施設の応急対策に関すること 9. 災害時における文教対策に関すること 10. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
四街道市消防本部	11. 災害時における交通・輸送の確保に関すること 12. 被災施設の復旧に関すること
四街道市消防団	13. 被災者の生活再建支援に関すること 14. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
四街道市防災会議	1. 四街道市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること 2. 四街道市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること 3. 前各号に掲げるもののほか、法律、又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること

四街道市防災会議庶務担当部署 四街道市危機管理監危機管理室

※四街道市防災会議条例 (資料 資料 1-1)

※四街道市防災会議運営要領 (資料 資料 1-2)

※四街道市防災会議委員一覧表 (資料 資料 1-3)

2 千葉県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事 2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事 3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事 4. 災害の防除と拡大の防止に関する事 5. 災害時における防疫その他保健衛生に関する事 6. 災害対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事 7. 被災者の生活再建支援に関する事 8. 被災産業に対する融資等の対策に関する事 9. 被災県営施設の応急対策に関する事 10. 災害時における文教対策に関する事 11. 災害時における社会秩序の維持に関する事 12. 災害対策要員の動員、雇上げに関する事 13. 災害時における交通、輸送の確保に関する事 14. 被災施設の復旧に関する事 15. 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関する事 16. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都 県市間の相互応援協力に関する事 17. 災害救助法に基づく救助保護に関する事 18. 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事
印旛地域振興事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の地域に係る災害予防・応急・復旧対策に関する事
印旛土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県の所管に係る河川、道路、橋梁等の土木施設の保全並びに防災対策に関する事
印旛健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産救護に関する事 2. 清掃、防疫等の環境、保健衛生に関する事 3. 医療施設の保全に関する事
県警察 (四街道警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における治安の維持、警察通信、交通対策、避難者の誘導等に関する事

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局 (千葉県情報通信部)	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
関東財務局 (千葉財務事務所)	1. 立会関係 (1) 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事 2. 融資関係 (1) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事 (2) 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事 3. 国有財産関係 (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事 (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事 (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事 (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事 4. 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (1) 災害関係の融資に関する事 (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事 (3) 手形交換、休日営業等に関する事 (4) 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する事
農林水産省生産局	1. 災害時における政府所有米穀の供給に関する事
関東運輸局 (千葉運輸支局)	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事 2. 災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事 3. 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事

<p>東京管区気象台 (銚子地方気象台)</p>	<p>1. 気象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事 2. 異常気象時における気象予報及び警報等の発表・通報に関する事 3. 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事</p>
<p>千葉労働局 (千葉労働基準監督署)</p>	<p>1. 工場、事業所における労働災害の防止に関する事 2. 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事</p>
<p>関東地方整備局 (千葉国道事務所)</p>	<p>管轄する道路、河川についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める</p> <p>1. 災害予防</p> <p>(1)防災上必要な教育及び訓練</p> <p>(2)通信施設等の整備</p> <p>(3)公共施設等の整備</p> <p>(4)災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>(5)官庁施設の災害予防措置</p> <p>2. 災害応急対策</p> <p>(1)災害に関する情報の収集及び予・警報の伝達等</p> <p>(2)水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等</p> <p>(3)建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>(4)災害時における復旧資機材の確保</p> <p>(5)災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等</p> <p>(6)災害時のための応急復旧資機材の備蓄</p> <p>3. 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図るものとする</p>

4 自衛隊

<p>機関の名称</p>	<p>事務又は業務の大綱</p>
<p>自衛隊</p>	<p>1. 災害派遣の準備</p> <p>(1)防災関係資料の基礎調査に関する事</p> <p>(2)自衛隊災害派遣計画の作成に関する事</p> <p>(3)千葉県地域防災計画にふん合した防災に関する訓練の実施に関する事</p> <p>2. 災害派遣の実施</p> <p>(1)人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事</p> <p>(2)災害救援のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付譲与に関する事</p>

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (四街道郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における郵政事業運営の確保 2. 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策 <ol style="list-style-type: none"> (1)被災地に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 (3)被災地あての救助用郵便物の料金免除に関する事 (4)被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 (5)為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事
東日本電信電話(株) (千葉支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時における緊急通話の取扱いに関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
(株)NTTドコモ (千葉支店) NTTコミュニケーションズ(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時における緊急通話の取扱いに関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時における通信サービスの提供に関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事 2. 災害救護の赤十字奉仕団の連絡調整に関する事 3. 義援金の募集及び配分に関する事
日本放送協会 千葉放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民(県民)に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 2. 市民(県民)に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 社会事業団体等による義援金品の募集、配分に関する事 4. 被災者の受信対策に関する事
東日本高速道路(株) 関東支社 (千葉管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有料道路(京葉道路、東関東自動車道)の保全に関する事 2. 有料道路(京葉道路、東関東自動車道)の応急復旧工事の施工に関する事
成田国際空港(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における空港の運用に関する事 2. 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事
東日本旅客鉄道(株) (四街道駅、物井駅)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道施設の保全に関する事 2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 3. 帰宅困難者等の支援に関する事

東京ガス㈱	1. ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
日本通運㈱ (千葉支店)	1. 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京電力パワーグリッド㈱千葉総支社	1. 災害時における電力供給に関すること 2. 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人 千葉県医師会	1. 医療及び助産活動に関すること 2. 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1. 歯科医療活動に関すること 2. 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1. 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2. 医薬品等の需給状況の把握及び情報に関すること 3. 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
印旛沼土地改良区 鹿島川土地改良区	1. 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3. たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
印旛利根川 水防事務組合	1. 水防施設資材の整備に関すること 2. 水防計画の樹立と水防訓練に関すること 3. 水防活動に関すること
一般社団法人千葉県 L P ガス協会	1. L P ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
千葉テレビ放送㈱ ㈱ニッポン放送 ㈱ベイエフエム	1. 市民（県民）に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2. 市民（県民）に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
一般社団法人千葉県 トラック協会 (千葉支部)	1. 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の協力に関すること
一般社団法人千葉県 バス協会	1. 災害時における旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第 2 節 市民及び事業所等の役割分担

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その能力には限界がある。そこで、災害対策基本法第 7 条（住民等の責務）に基づき以下に示すように市民及び事業所等は積極的に災害防止に努めなければならない。

（1）市民の果たすべき役割

「自らの命は自ら守る」という「自助」の視点に立って、災害に対する正しい知識を習得し、自宅の耐震化等の防災性の向上や食料等の備蓄に努める等、市民自らが被害の事前防止及び拡大防止に努める。

災害発生後は「自助」から「共助」へつないでいくことが重要であるため、災害発生後もできるだけ地域に踏みとどまって、近隣の人と協力し合いながら消火活動や救助活動を行う。そのためにも、平常時から区・自治会など地域コミュニティの活動に参加・協力することが重要であり、地域との関わりをもつよう努める。

（2）自主防災組織の果たすべき役割

「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の視点に立って、地域の実状に即して自主防災組織を結成し、防災に関する正しい知識・技術の習得や消火、救助活動等に必要な資機材等の整備、実践的な訓練を行うとともに、消防団や民生委員・児童委員等地域の組織・関係者、消防・警察等の行政の防災関係機関と連携しながら、連帯感を持って主体的に参画する防災体制の確立を図る。

また、自主防災組織の強化を図る上では、地域で活躍する防災リーダーの役割が重要であるため、地域自ら防災リーダーの育成に努める。

（3）事業所の果たすべき役割

消防法に基づく防火防災管理体制を強化すると共に、災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。

事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保する事はもとより、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

（4）公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の果たすべき役割

機関の名称	各機関の役割
印旛市郡医師会 (四街道市医師会)	1. 医療及び助産活動に関すること 2. 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

印旛郡市歯科医師会 (四街道市歯科医師会)	1. 歯科医療活動に関すること 2. 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
印旛郡市薬剤師会 (四街道市薬剤師会)	1. 医薬品の調達、供給に関すること 2. 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
病院等経営者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2. 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
千葉みらい 農業協同組合 (四街道支店)	1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2. 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3. 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること 5. 災害時における食料及び物資の供給
四街道市商工会 その他商工関係団体 市内大規模商業施設	1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること 3. 救助物資、復旧資材の確保、斡旋、輸送等についての協力に関する こと
四街道市金融懇談会	1. 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
四街道市 社会福祉協議会	1. 市社会福祉協議会災害対策本部の設置に関すること 2. 市災害対策本部との連携に関すること 3. 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
社会福祉施設管理者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2. 災害時における入所者の保護に関すること
学校法人	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2. 災害時における文教対策
四街道市土木協力会	1. 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること 2. 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3. 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること 4. その他災害時における建設活動の協力に関すること 5. 加盟各事業者との連絡調整に関すること
四街道市指定 管工事業協同組合	1. 災害時における水道の復旧活動の協力に関すること 2. 加盟各事業者との連絡調整に関すること
四街道市電設協力会	1. 災害時における電気施設の復旧活動の協力に関すること 2. 加盟各事業者との連絡調整に関すること
千葉県建築士会 印旛支部 千葉県建築設計事務所 協会	1. 被災建築物に対する危険度（居住継続の可否等の判断）の判定等の 調査の協力に関すること 2. 応急仮設住宅の建設、被災建築物の応急修理の協力に関すること 3. その他災害時における建設活動の協力に関すること 4. 加盟各事業者との連絡調整に関すること
(株)広域高速ネット 二九六	1. 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2. 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
千葉内陸バス(株)	1. 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給に関するこ と
千葉県石油商業組合	1. 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関するこ と 2. 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関すること 3. 被災施設の応急処理と復旧に関すること 4. 加盟各事業者との連絡調整に関すること

四街道市危険物安全協会	1. 危険物の安全管理の徹底及び危険物施設の整備に関すること
四街道市赤十字奉仕団	1. 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話等の協力に関すること 2. その他災害応急対策についての協力に関すること
四街道市区・自治会 (自主防災組織)	1. 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること 2. 指定避難所の自主運営に関すること 3. 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関すること 4. 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること 5. 自主防災活動の実施に関すること
四街道市防犯協会 四街道市交通安全協会	1. 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること 2. 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること 3. その他災害応急対策の業務の協力に関すること

(定義)

<p>この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 災害対策本部・・・四街道市災害対策本部をいう。</p> <p>(2) 本部・・・災害対策本部をいう。</p> <p>(3) 本部事務局・・・災害対策本部の本部事務局をいう。</p> <p>(4) 本部長・・・災害対策本部長をいう。</p> <p>(5) 副本部長・・・災害対策本部副本部長をいう。</p> <p>(6) 本部員・・・災害対策本部員をいう。</p> <p>(7) 本部派遣職員・・・防災関係機関及び災害派遣された自衛隊から本部長が派遣を求める者をいう。</p> <p>(8) 職員・・・災害対策本部の全職員をいう。</p> <p>(9) 緊急防災要員・・・職員のうち、あらかじめ指定した者をいう。</p>
--

第 4 章 市の概況

第 1 節 四街道市の自然

(1) 位置と地勢

本市は、千葉県ほぼ中央部に位置し、南西は千葉市、北東は佐倉市にそれぞれ隣接する東西約 7km、南北 9km、総面積 34.52km²の区域である。

市全域は、平坦な下総台地に位置し、市の北東部には、佐倉市との境を利根川水系鹿島川が流れている。また、鹿島川の支川で市中央部を流れる小名木川によって南北に分断され、北部は起伏が比較的少なく平坦な台地からなり、南部は起伏の多い緑豊かな樹林地となっている。

市面積 34.52km²

広ぼう 東西 7km、南北 9km

周囲長 48.4km

位置

市役所	東経	140度10分16秒	北緯	35度40分00秒
東 端 (成山)	東経	140度13分05秒	北緯	35度39分35秒
西 端 (鹿放ヶ丘)	東経	140度08分23秒	北緯	35度40分02秒
南 端 (吉岡)	東経	140度11分35秒	北緯	35度37分20秒
北 端 (亀崎)	東経	140度12分30秒	北緯	35度42分15秒

(2) 地質

本市の地質は、中期更新統の下総層群を構成する成田層群上部及び関東ローム層、沖積層である。下総層群は標高 22m～39m の台地を形成し、下総台地と呼ばれている。成田層上部は、内湾浅海の堆積層を示し、砂を主とした砂泥層で砂層の間には数層の粘土層を挟む。薄層であるが関東ローム層と合わせて地震動をやや増幅させる地層である。

関東ローム層は、本市の標高 22m～39m の台地上に分布し、立川ローム層及び武蔵野ローム層の新規ローム層、下末吉ローム層からなる。台地上の地表面はわずかな段差やうねりがあり、雨水等により侵食が進んでいる。ローム層は一般に茶褐色を呈する

火山灰であり、上部の乾燥した部分にはクラックが入り、急崖をなす箇所では崩壊をおこしやすい。

沖積層は上手操川、小名木川、鹿島川、勝田川等の台地を開析する河川の谷底に分布している。主として砂、腐植土、粘土、砂より構成される未固結堆積層である。

(3) 気象

① 気候

市の気候は、温暖であるが、気候較差(寒暖の差)が大きくなる特性もみられる。気象庁千葉特別地域気象観測所の観測では、平成23年の年間平均気温は、15.9℃であった。

② 降雨量

気象庁千葉特別地域気象観測所の観測では、平成23年の年間降雨量は、1,614.0mmであった。降雨量の季節的变化をみると、秋に多く、春、夏がこれに次ぎ、冬は最も少ない。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるものである。

③ 風向・風速

風向は、南西風が多く、風速は、冬の季節風、台風、低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際に、強風となることが多い。

第 2 節 四街道市の社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在で 93,184 人であり、うち外国籍を有する人は 2,123 人である。人口密度は 1km² 当たり 2,699 人で、世帯数は 40,042 世帯（1 世帯当たり人口は約 2.33 人）である。

(2) 交通

道路は、高速自動車道東関東自動車道水戸線や国道 51 号が東西に横断し、隣接市を結ぶ主要路線は主要地方道浜野四街道長沼線、主要地方道千葉臼井印西線、県道四街道上志津線、県道佐倉停車場千代田線がある。

また、都市計画道路の平成 28 年度末の整備率は 49.8%であり、県平均の 58.3%に比べ立ち遅れている。

鉄道は、南西から北東に縦断する JR 東日本総武本線の四街道駅と物井駅の 2 駅があり、通勤・通学のための乗客は四街道駅に集中している。

(3) 建物

平成 29 年現在の固定資産データによると、建物の総数は 32,820 棟で、そのうち木造建物は 25,185 棟で約 77%を占める。建築基準法が改正された昭和 56 年以前に建てられた建物は、木造建物で 7,554 棟（木造建物全体の約 30%）、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で 2,616 棟（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の約 34%）であり、早期の耐震診断・補強を実施することが必要である。

四街道市地域防災計画

震 災 編

平成30年度修正

四街道市防災会議

四街道市地域防災計画 [震災編]

目 次

第1編 総則	震災-1- 1
第1章 地震対策の基本方針	震災-1- 1
第2章 地震被害想定	震災-1- 3
第1節 既往地震	震災-1- 3
第2節 被害の想定	震災-1- 4
第3節 防災課題の整理	震災-1-11
第2編 災害予防計画	震災-2- 1
第1章 災害に強い防災体制づくり	震災-2- 1
第1節 応急対策体制の整備	震災-2- 1
第2節 生活関連物資等の備蓄体制の整備	震災-2-10
第3節 消防活動体制の整備	震災-2-12
第4節 応急医療体制の整備	震災-2-15
第5節 文教施設の防災対策	震災-2-18
第2章 防災行動力の向上	震災-2-19
第1節 市民による自助の備え	震災-2-19
第2節 防災知識の普及	震災-2-20
第3節 防災訓練	震災-2-22
第4節 自主防災組織等の育成・強化・支援	震災-2-24
第5節 ボランティア活動の環境整備	震災-2-28
第6節 要配慮者の安全確保対策	震災-2-30
第3章 災害に強いまちづくり	震災-2-34
第1節 災害に強い都市構造の形成	震災-2-34
第2節 都市基盤整備の推進	震災-2-39
第3節 防災施設等の整備	震災-2-42
第4節 自然災害に伴う大規模事故、複合災害への対応	震災-2-50
第4章 地震災害の防止に関する調査研究	震災-2-51
第1節 防災対策の調査研究	震災-2-51
第3編 災害応急対策計画	震災-3- 1
第1章 応急活動組織	震災-3- 1
第1節 活動組織体制の設置	震災-3- 1
第2章 情報の収集・伝達	震災-3- 18
第1節 非常時の通信体制	震災-3- 18
第2節 災害情報の収集・伝達	震災-3- 25
第3節 広報活動	震災-3- 32
第3章 消防活動	震災-3- 36
第1節 消防活動の大綱	震災-3- 36
第4章 救援・救護活動	震災-3- 48
第1節 医療・救護	震災-3- 48
第2節 応急避難	震災-3- 53
第3節 飲料水、食料、生活関連物資の供給	震災-3- 63
第4節 建築物・住宅応急対策	震災-3- 69
第5節 防疫・保健衛生	震災-3- 74
第6節 遺体の収容、処置	震災-3- 76
第7節 帰宅困難者等対策	震災-3- 79

第5章 都市施設等の応急対策	震災-3	-83
第1節 公共施設の応急対策	震災-3	83
第2節 ライフライン施設の応急対応	震災-3	84
第6章 交通対策及び震災警備	震災-3	94
第1節 緊急輸送体制の整備	震災-3	94
第2節 障害物の除去	震災-3	97
第3節 交通規制	震災-3	98
第4節 震災警備	震災-3	101
第7章 廃棄物対策	震災-3	103
第1節 廃棄物処理	震災-3	103
第8章 教育対策	震災-3	106
第1節 文教施設の防災対策	震災-3	106
第9章 要配慮者対策	震災-3	109
第1節 要配慮者対策	震災-3	109
第10章 被災者の支援	震災-3	111
第1節 義援金品	震災-3	111
第2節 災害救助法の適用	震災-3	113
第3節 り災証明書の発行	震災-3	118
第4編 災害復旧・復興計画	震災-4	1
第1章 市民生活安定のための緊急措置	震災-4	1
第1節 被災者に関する支援等	震災-4	1
第2節 生活相談	震災-4	1
第3節 職業の斡旋	震災-4	1
第4節 市税等の減免等	震災-4	1
第5節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	震災-4	2
第6節 被災者生活再建支援金の支給目的並びに支給方法	震災-4	2
第7節 災害援護資金等の貸付	震災-4	2
第8節 農林業者への融資	震災-4	3
第9節 中小企業への融資	震災-4	3
第10節 住宅の建設等	震災-4	4
第2章 災害復旧計画	震災-4	5
第1節 復旧事業実施体制	震災-4	5
第2節 災害復旧事業計画の作成	震災-4	5
第3節 文教施設の災害復旧時の体制	震災-4	8
第3章 災害復興計画	震災-4	9
第1節 災害復興の基本的な考え方	震災-4	9
第2節 災害復興体制及び災害復興計画	震災-4	9
第3節 激甚災害の指定	震災-4	10
附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	震災-5	1

第1編 総則

第1章 地震対策の基本方針

地震に係る四街道市の自然環境や社会的条件等の変化に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。本市の災害対応機能を確保するため、地震災害の各段階に応じた災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画の充実を図る。

1 災害予防計画

- ① 防災拠点の整備、各種資機材の備蓄や消防施設の整備等を進め、防災活動拠点の強化充実を図る。
- ② 災害に強いまちづくりを推進するため、河川改修、土砂災害の防止対策や地盤災害の防止対策、建築物の耐震化等の防災対策を進める。
- ③ 「自助」、「共助」、「公助」に基づく各主体の役割分担を明確にし、特に市民への災害に関する知識、防災・減災意識の普及を図るとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発を図りながら、自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実に努め、地域防災力の向上に取り組む。
- ④ 情報連絡手段として防災行政無線、インターネットや携帯メール等の多様な情報ツールを活用した情報伝達体制の整備を進める。
- ⑤ 地域住民等が指定避難所を運営できる仕組みとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等に配慮した具体的な指定避難所の運営や必要な備蓄品の整備に努める。

2 災害応急対策計画

- ① 災害時に迅速かつ的確に対応するため、本部体制を見直すとともに、防災関係機関との連携体制を強化する。
- ② 気象予警報や避難勧告等の伝達体制、被害情報などの情報収集・伝達体制を整えるとともに、報道機関や市民等からの問い合わせに適切に対応できる体制を整備する。
- ③ 消防、医療、救急救助等の救援、救護活動体制を整備する。
- ④ 共助による避難誘導により、地域の避難行動要支援者が安全に避難できるための支援体制を整備する。
- ⑤ 「自助」、「共助」、「公助」の連携により、水、食糧等を備蓄するとともに、必要となる数量の確保体制を整備する。

- ⑥ 地域住民が主体となった指定避難所運営を支援するとともに、指定避難所生活における女性や要配慮者に対する配慮を確保する。
- ⑦ 上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な応急復旧を図る。

3 受援計画

- ① 迅速かつ円滑な受援業務を行うため、受援業務を統括する受援統括班を本部事務局内に設置する。
- ② 受援統括班と各班の役割分担や受援に関する連絡・要請の手順等を定める。
- ③ 市と社会福祉協議会等との連携により、ボランティア活動の支援体制の充実を図る。
- ④ 自衛隊、相互応援協定締結自治体、防災関係機関等への的確な応援要請を図るとともに、受援体制を整える。

4 災害復旧・復興計画

- ① 被災した市民や事業者等に対する迅速、的確な支援により、市民生活と事業活動等の安定を図る。
- ② 上下水道、電気、ガス、通信等の生活関連施設、公共施設等の応急復旧を図るとともに、迅速な本格復旧への移行を図る。
- ③ 大規模な災害による被害が発生した場合は、災害復旧・復興本部を設置し、復旧・復興に関する計画を策定し対策を講じる。この際、公共施設、生活関連施設等の早期の復旧を重視する。

第2章 地震被害想定

第1節 既往地震

過去に本市で被害があったと推定される主な既往地震は元禄地震、関東大地震、千葉県東方沖地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）である。それぞれの地震の被害は次のとおりである。

[四街道市に被害を及ぼした既往地震]

地震名	被害概要
元禄地震 (1703年)	記録が残ってない。
関東大地震 (1923年)	旭村・千代田村にて牛小屋が損壊したが、人的被害はなく、被災地から避難した者の救護に従事した模様。（大正大震災の回顧とその復興による）
千葉県東方沖地震 (1987年)	人的被害：重傷者1名 住家の被害：一部破損（屋根瓦 205棟・壁53棟） 文教施設被害：小学校5校、中学校3校、盲学校1校 （昭和62年(1987年)千葉県東方沖地震－災害記録－（千葉県）による）
東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震災) (2011年)	ブロック倒壊並びに半倒壊：9件 道路交通信号不通：9件 配電線の切断：1件（鹿放五差路） 瓦落下：15件 漏水：2件（つくし座・内黒田橋付近） 橋梁ひび割れ：1件（内黒田橋） 道路陥没：3件 道路亀裂：4件 公園内道路亀裂：1件（めいわ） 電柱傾斜：1件（つくし座）

第 2 節 被害の想定

1 想定地震の設定

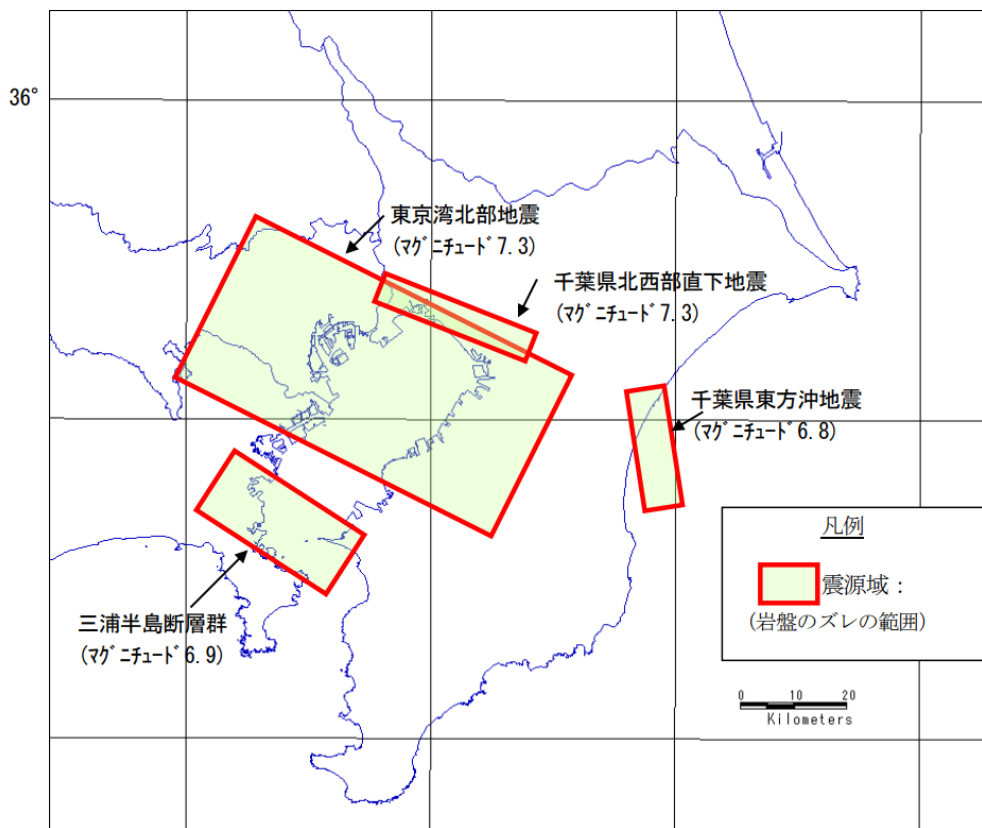
千葉県では平成 19 年度及び平成 26・27 年度に近い将来（今後 100 年程度以内）、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード 7 クラスの 4 つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施した。

本市では、千葉県の想定地震のうち、東京湾北部地震と千葉県北西部直下地震を想定地震とし、また、この 2 つの地震による四街道市の人的・物的な被害数量を比較して、より被害が大きい部分を被害想定とした。

東京湾北部地震は、東京・神奈川から千葉の東京湾北部にかけて広がる震源域をもつ地震で、マグニチュード 7 級の首都直下地震であり、四街道市における物的・人的被害の規模が大きいだけでなく、首都圏の経済的・社会的な影響も大きい地震である。

千葉県北西部直下地震は、市川市から千葉市直下のマグニチュード 7.3 のフィリピン海プレート内の想定地震（過去に発生が確認されていない地震）である。千葉県では人口が集中する県北西部で発生する地震が県に対し最も被害が大きくなることが想定されることから、新たに本地震が設定された。千葉県では、この地震を防災・減災対策の主眼に置く地震としている。

[平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書による震源断層位置図]



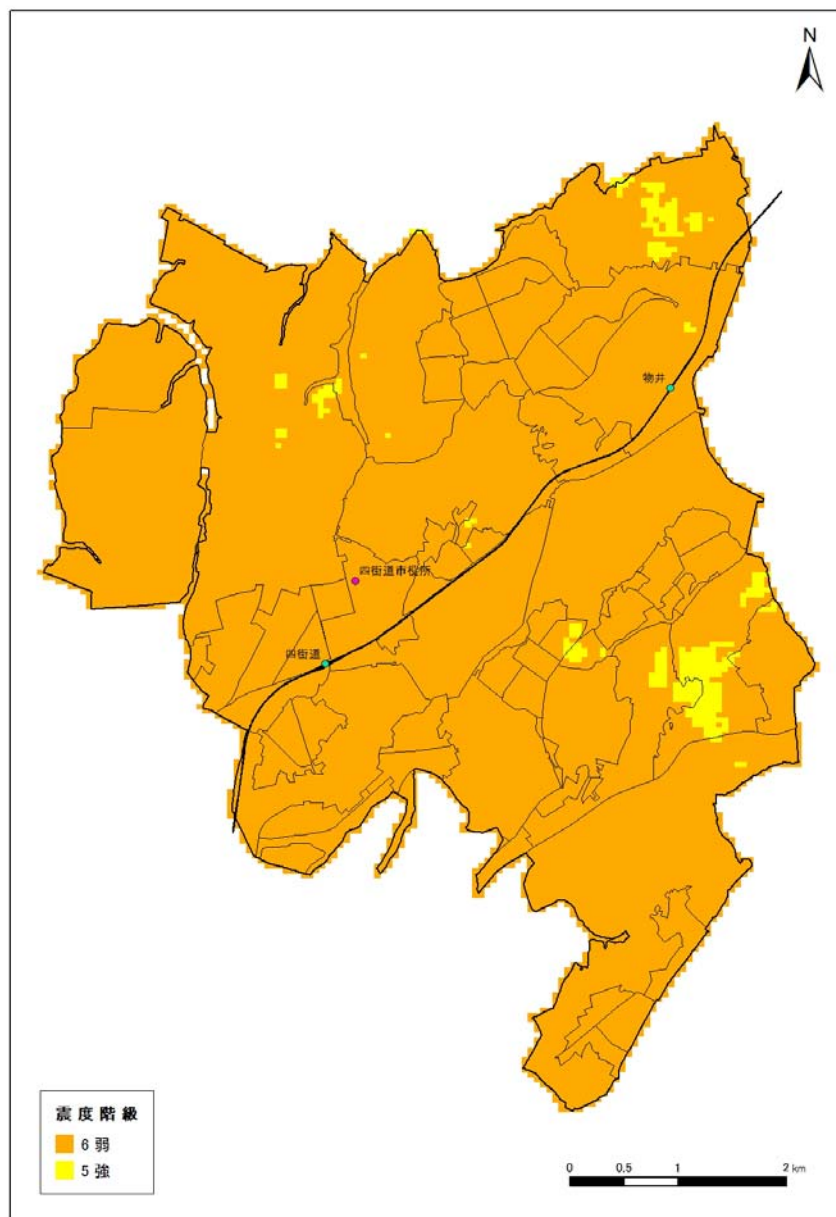
2 震度分布

(1) 東京湾北部地震

千葉県が想定した東京湾北部地震による250mメッシュ単位の地震動の強さを用いて、内閣府「地震防災マップ作成技術資料」を参考に、より細かな地形情報を加味し、50mメッシュ単位の地震動の強さを予測した。

東京湾北部地震による四街道市における地震動の強さは震度5強から6弱で、市のほとんどに震度6弱の強い揺れが想定される。

[東京湾北部地震 (M7.3) による震度分布 (50mメッシュ単位)]

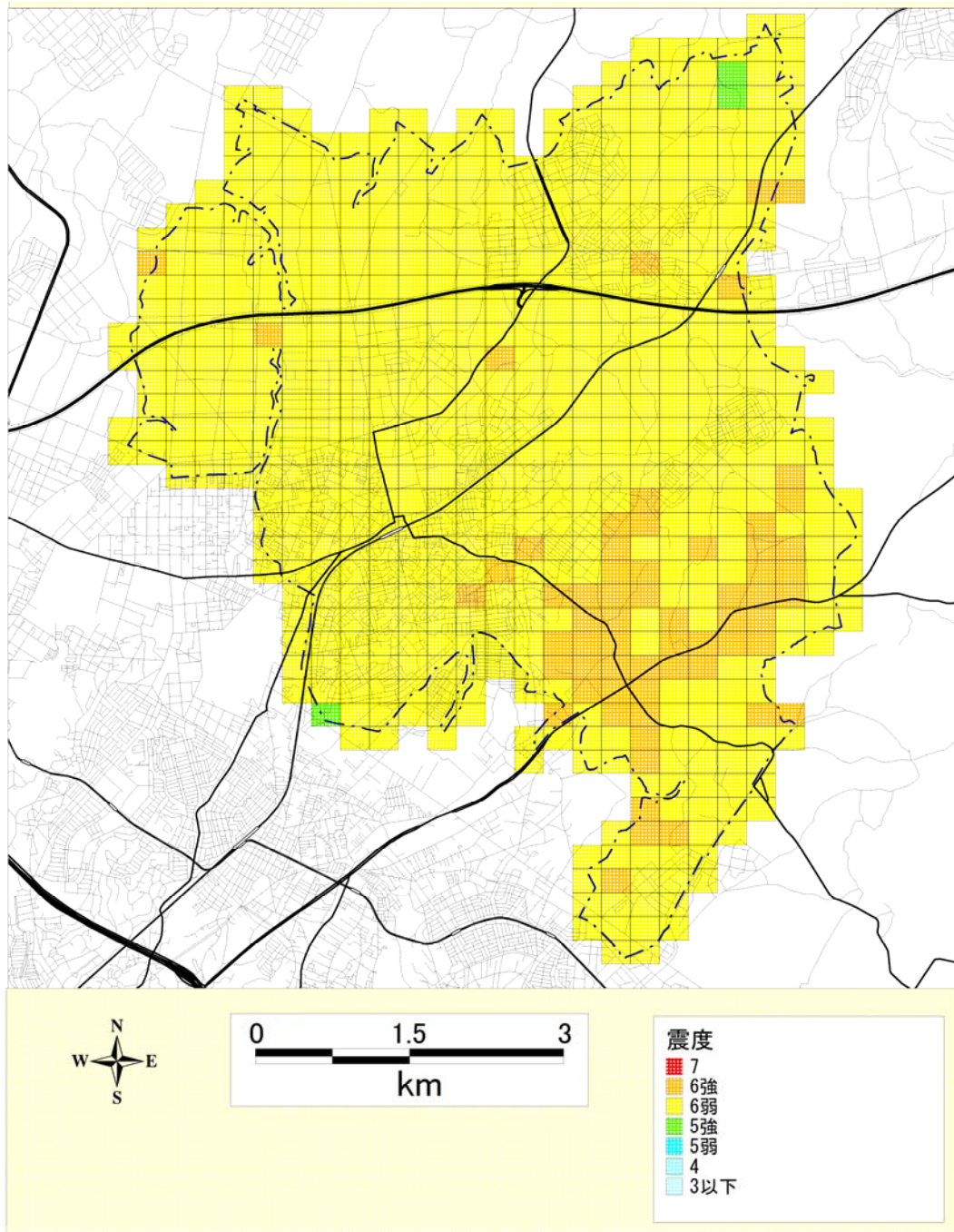


(出典：平成24年度四街道市防災アセスメント調査)

(2) 千葉県北西部直下地震

千葉県が想定した千葉県北西部直下地震における四街道市での地震動の強さは震度6弱から6強で、市のほとんどもに震度6弱の強い揺れが想定される。

[千葉県北西部直下地震 震度分布]



(出典：平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書)

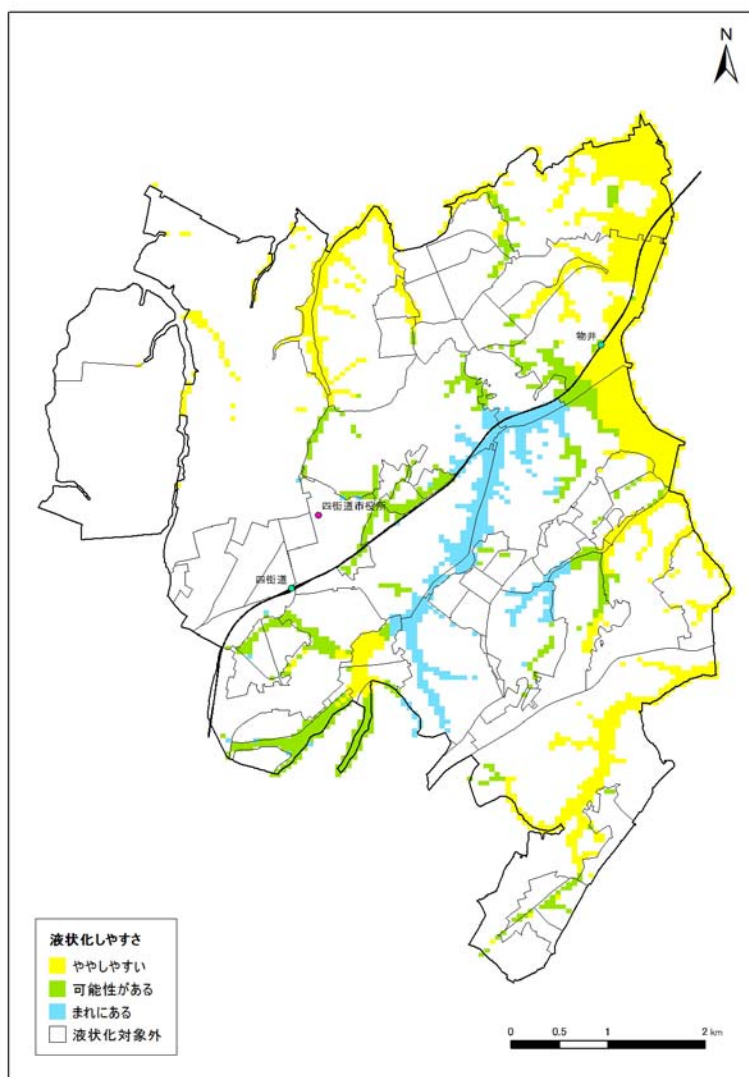
3 液状化

(1) 東京湾北部地震

液状化しやすさの判定は、千葉県が平成19年度・平成23年度に実施した液状化解析手法をもとに行った。液状化しやすさの程度を表すランクは、「しやすい」、「ややしやすい」、「可能性がある」、「まれにある」、「液状化対象外」である。

液状化解析の結果、四街道市には液状化発生の危険性が一番高いランクである「しやすい」地域は存在しない。四街道市内で液状化現象が発生する危険性がある地域は、主に小名木川、鹿島川、上手繰川、並木川周辺の低地である。液状化しやすさの程度は、地震動の強さや地下水位の深さによって影響を受ける。

[東京湾北部地震 (M7.3) による液状化しやすさ分布 (50mメッシュ単位)]



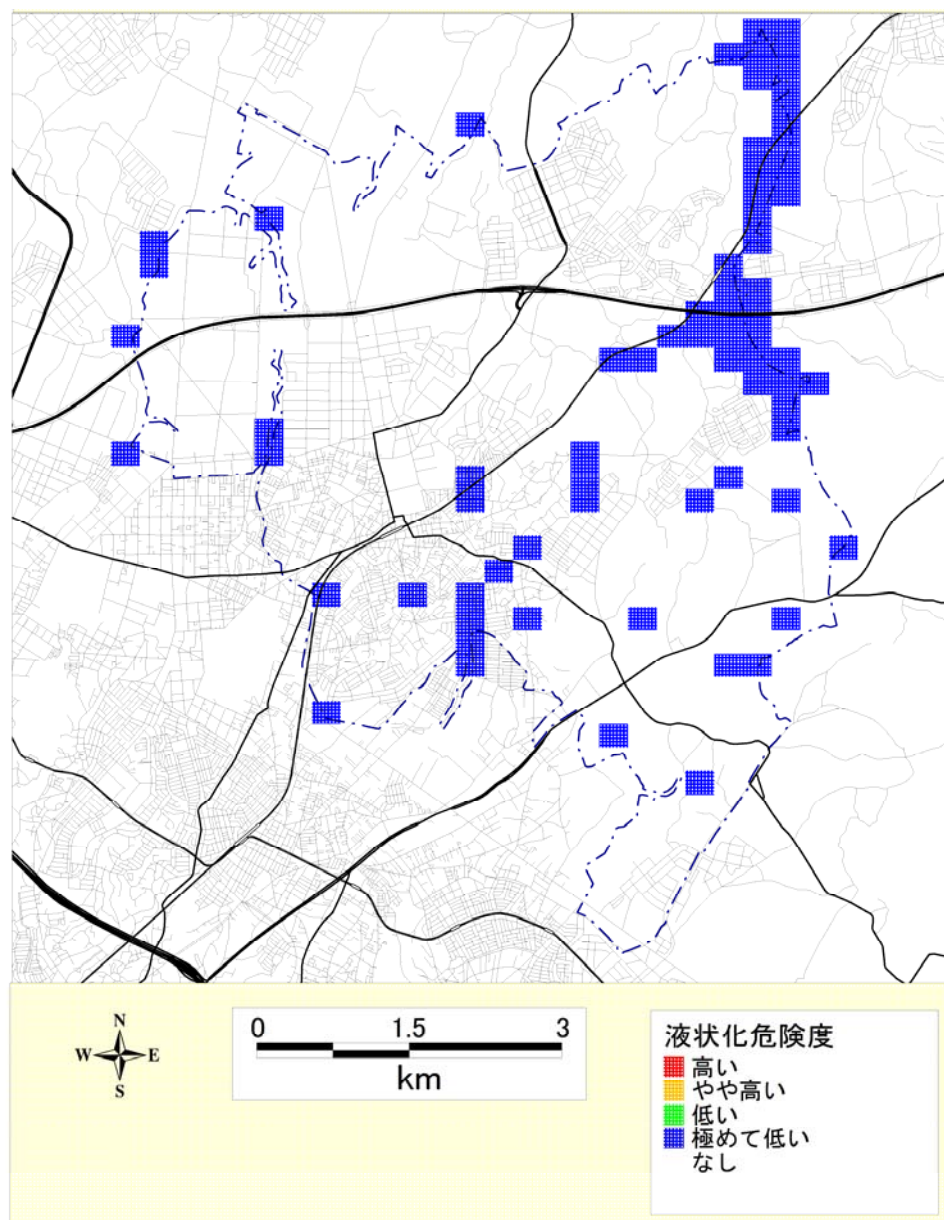
(出典：平成24年度四街道市防災アセスメント調査)

(2) 千葉県北西部直下地震

液状化危険度の程度を表すランクは、「高い」、「やや高い」、「低い」、「極めて低い」、「なし」である。県で行った千葉県北西部直下地震による液状化解析の結果、四街道市は、大部分が「なし」（液状化の危険性が無い地域）である。

しかし、四街道市内にも液状化現象が発生する危険性をもつ地域があり、主に小名木川、鹿島川、上手繰川、並木川周辺の低地である。液状化しやすさの程度は、地震動の強さや地下水位の深さによって影響を受ける。

[千葉県北西部直下地震による液状化危険度分布]



(出典：平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書)

4 被害予測

(1) 東京湾北部地震

東京湾北部地震の揺れ及び液状化により全壊する建物は534棟、半壊する建物は3,037棟、合計3,571棟である。火災による焼失棟数は4棟である。人的被害は、死者が24人、重傷者を含む負傷者が414人である。

[被害予測結果]

項目	東京湾北部地震による被害予測			
条件	冬の18時、風速9メートル			
建物被害	揺れ・液状化による	全壊棟数(率)	534棟 (1.8%)	全建物棟数: 28,988棟
		半壊棟数(率)	3,037棟 (10.5%)	
	火災による焼失棟数(率)	4棟 (0.01%)		
上水道被害	被害箇所数(箇所/km)	119箇所 (0.29箇所/km)	総延長: 414km	
下水道被害	被害延長(率)	7.5km (1.4%)	総延長: 546km	
ガス被害	被害箇所(箇所/km)	4箇所 (0.01箇所/km)	総延長: 291.8km	
電柱被害	被害本数(率)	66本 (0.5%)	総本数: 13,630本	
電話柱被害	被害本数(率)	24本 (0.5%)	総本数: 4,973本	
人的被害 ※建物被害・火災による	死者(率)	24人 (0.03%)	全人口: 89,102人	
	負傷者(率)	414人 (0.5%)		
	うち重傷者(率)	9人 (0.01%)		
避難者(震災1日後) ※建物被害・断水による	避難人口(率)	17,937人 (20.1%)	全人口: 89,102人	
	うち避難所生活者(率)	11,659人 (13.1%)		
避難者(震災4日後) ※建物被害・断水による	避難人口(率)	9,836人 (11.0%)		
	うち避難所生活者(率)	6,393人 (7.2%)		
避難者(震災1ヶ月後) ※建物被害による	避難人口(率)	6,364人 (7.1%)		
	うち避難所生活者(率)	4,136人 (4.6%)		
帰宅困難者	四街道市民以外の帰宅困難者	3,395人		
	四街道市民の帰宅困難者	12,231人		
震災廃棄物	廃棄物量	235,032トン		

(出典：平成24年度四街道市防災アセスメント調査)

(2) 千葉県北西部直下地震

千葉県北西部直下地震の揺れ等により全壊する建物は 370 棟である。火災による焼失棟数は 30 棟である。人的被害は、死者が 10 人、重傷者を含む負傷者が 290 人である。

[主な被害予測結果]

項 目		千葉県北西部直下地震の被害予測	
条件		冬の 18 時、風速 8 メートル	
建物被害	揺れ等による全壊棟数(率)	370 棟 (1.2%)	全建物棟数:29,900 棟
	火災による焼失棟数(率)	30 棟 (0.01%)	
人的被害	死者(率)	10 人 (0.01%)	夜間人口:86,700 人
	負傷者(率)	290 人 (0.3%)	
	うち重傷者(率)	40 人 (0.05%)	
避難者(震災 1 日後)	避難者(率)	1,700 人 (0.3%)	
	うち避難所生活者(率)	1,000 人 (1.2%)	
避難者(震災 2 週間後)	避難者(率)	5,900 人 (6.8%)	
	うち避難所生活者(率)	2,400 人 (2.8%)	
条件		平日 12 時発災時	
帰宅困難者	通勤	3,600 人	
	通学	1,400 人	
	私事等	920 人	
	計	5,900 人	

(出典：平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書)

※数字は、上位 2 桁で切り上げて表示した。

第3節 防災課題の整理

前節「地震被害の想定」をもとに、防災上の課題を以下に整理する。

1 耐震化

建物被害が最も多くなる東京湾北部地震では、全建物 28,988 棟の内、揺れ等による全壊・半壊の被害総数棟は、3,571 (12.3%) 棟に及ぶ。また、平成 29 年現在の固定資産データによると、昭和 56 年以前に建てられた建物が、木造建物で約 30%、鉄骨鉄筋コンクリート建物で約 34%ある。このため、新耐震基準以前に建てられた建物の耐震化を進める必要がある。

市では、昭和 40 年代後半から土地区画整理がなされている。特に、物井、成山などといった地域では現在も施行中であり、建物の耐震化の向上が見受けられる。

2 生活道路の整備

比較的古くから小規模な開発により拡大した住宅街においては、建物密集度も高く、狭隘な生活道路が多い。このような道路は、被害発生時に避難行動の際の弊害となり、二次災害の危険性もある。このため、生活道路の整備を推進し、避難路の確保及び災害時における安全性の確保を図ることが重要である。

3 不燃化や初期消火の体制の充実

千葉県北西部直下地震では、火災における焼失棟数は 30 棟となっている。ただし、火災は風向きなどにより、被害が拡大する可能性がある。また、初期消火で対応できなかった場合に、延焼火災に発展するおそれもある。このため、建築物の不燃化や初期消火の体制の充実が重要である。

4 避難所収容体制の整備

想定される避難所生活者は、千葉県北西部直下地震で約 5,900 人、東京湾北部地震では 11,659 人となっている。避難者は建物被害により自宅で生活できない人ばかりではなく、災害直後にライフラインがとまることにより、自宅で生活可能な避難者が避難所に殺到することも考えられる。このため、自宅で生活が可能な市民には、できるだけ自宅避難を推奨することが重要である。そのためにも自助としての食糧・生活必需品等の備蓄を促進することが必要である。

5 帰宅困難者対策

想定される帰宅困難者は、千葉県北西部直下地震では、約 5,900 人である。このうち、通勤者が約 3,600 人、通学者が約 1,400 人を占める。このため、事業所や学校等において、施設内待機を行う体制の構築を促進するなど、一斉帰宅を抑制し混乱を防止することが重要である。また、私事等による帰宅困難者は約 920 人であり、一時滞

在施設の確保等の取り組みが重要である。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強い防災体制づくり

大規模災害が発生した場合は、市内各地域が同時多発的に被害を受け、行政機構その他社会秩序の一時的混乱は避けられないものと想定される。

このため、混乱した事態の中で、市民の生命を守り、被害を最小限にとどめるため、市を中心とする防災関係機関において、迅速な防災活動が図れるよう職員配備体制、情報収集・伝達体制等の整備、各種防災施設の拡充整備等を推進し、災害に強い防災体制の確立を図る。

第1節 応急対策体制の整備

災害時、応急対策を混乱・遅滞なく実施するため、市の迅速かつ円滑な対応と、市民の冷静な行動が必要である。

職員の配備体制を定め、災害情報を一元管理・共有化できるシステム等情報の収集・伝達体制及び緊急輸送体制を強化するとともに、適時の広報等により市民の混乱防止に努め、応急対策体制の整備を図る。

1 職員配備体制の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動等を迅速に行うための組織及び体制の整備を図る。

1.1 職員配備体制 <各部、消防本部>

職員配備体制は、第3編第1章第1節「防災配備指令と配備体制」による。なお、職員は、配備体制及び役割に基づき、迅速な応急対策体制の確保に努める。また、防災訓練等により検証し、必要に応じて配備計画の見直しを図る。

1.2 緊急防災要員の指定等 <各部>

災害発生直後、直ちに配備体制を整えるため、配備する職員をあらかじめ緊急防災要員として定めておく。各部長は、各部職員の概ね1/2を緊急防災要員として指名するとともに防災配備指令が発令された場合における配備計画を作成し、危機管理監に提出する。

1.3 職員の防災教育 <危機管理監>

地震災害では、職員自らも被災者となり、特に夜間・休日等の初期段階では参集職員の不足及び防災の責任者や担当者の不在等の限られた人員での対応になることが想定される。しかし、このような状況下においても、職員は防災対策実行上の主体としてその対策活動が要求される。

職員に対して、平素から防災に関する十分な知識と適切な判断力を身につけさせるため、職員行動マニュアル等を作成配布し、職員が果たすべき役割等についての教育に努める。職員行動マニュアル等は、図上訓練や実働訓練等により改善に努める。

1.4 応援体制の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

(1) 地方自治体間の応援体制の充実

市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する覚書等を、他市町村（県外含む）及び関係団体と締結に努める。

(2) 自衛隊との連携強化

平常時から応援内容、方法等について協議し、また総合防災訓練等を実施して連携を深め、災害時における応援体制の確立に努める。

(3) 流通事業者や関係団体との協定締結推進

次の協定のほか、各部は必要に応じて防災対策に係る協定の締結に努める。

- ① 流通事業者との協定
- ② 建設業者との協定
- ③ 医療関係機関との協定
- ④ 地域の放送事業者との協定
- ⑤ その他の関係団体との協定

(4) 他市町村への支援

他の市町村が被害を受け、救援物資等による支援が必要と認められる場合は、速やかに復興支援本部を設置し、以下の内容について協議のうえ決定する。

また、市は、地元企業・個人から被災市町村へ物資等を送りたいとの要望に対し、効果的な輸送体制の整備に努めるものとする。

なお、担当部署は以下のとおりとする。

- ① 職員の派遣 (窓口：総務部人事課)
- ② 防災資機材、防災備蓄品の支援 (窓口：危機管理監危機管理室)
- ③ 市民からの義援金等の受付等 (窓口：福祉サービス部福祉政策課)
- ④ 全国避難者情報システム 避難者の受入 (窓口：危機管理監危機管理室)
- ⑤ 避難者用応急仮設住宅 (窓口：都市部建築課)
- ⑥ その他の支援 (被害状況と支援内容により危機管理監が窓口を決定する)

1.5 大規模災害への対応 <危機管理監、各部、消防本部>

(1) 市外被災者への支援

市は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」「茨城県北茨城市との災害時における相互応援協定」「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定」「中越大震災ネットワークおぢや」等により、被災市町村又は知事からの応援要請があった場合に、また、応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に支援を行う。

県外で大規模な災害が発生した場合には、支援先、支援内容等について県及び近隣自治体等と調整のうえ、迅速かつ円滑な支援を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

大規模な災害により、市町村、都道府県の区域を超えた広域的な避難を要する場合には、同時被災等の受入れを行うことが困難な場合を除き、県及び県内市町村と協議の上、広域避難者の受入れを行う。

避難者への滞在施設として公共施設、公営住宅及び民間賃貸住宅の借上げ等による提供に努める。

広域避難者を受入れた場合、県の「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から任意に提供された避難先等の情報を、避難前の県、市町村へ提供し、避難者への情報提供、支援を円滑かつ効果的に行う。

2 情報収集・伝達体制の整備 <危機管理監、経営企画部、消防本部>

災害発生時、通信施設の損壊、電源の停止及び職員の設備不慣れ等から通信不能になる事態が予測される。こうした場合、防災機関においても情報不足となり、災害対策本部の機能低下が想定され、内部相互の情報伝達だけでなく避難者への正確な情報提供が困難となる。そのため、情報収集伝達を迅速かつ円滑に行うには、情報連絡体制の多重化を図る必要がある。

現在、市防災行政無線、消防無線、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、千葉県震度情報ネットワークシステムや関係機関の専用無線等が整備されている。

今後、これらの既存施設の拡充を図るとともに、市及び関係機関相互を接続する無線系施設の整備を推進する。

2.1 通信施設等の現況 <危機管理監、消防本部>

(1) 無線施設

本市の防災行政無線通信施設は、以下のとおり。

- ① 四街道市防災行政無線（固定系・移動系）
- ② 消防・救急無線

(2) 県の防災行政無線

- ① 千葉県防災行政無線（固定系・移動系）施設の現況
- ② 千葉県防災行政無線電話番号表

(3) 警察無線

(4) その他の無線

- ① アマチュア無線
- ② タクシー無線

2.2 通信施設の整備 <危機管理監、経営企画部>

(1) 有線通信施設の整備

- ① 主要な電話交換機等の転倒防止、非常用電源及び燃料の確保等耐震性の向上に努める。
- ② 本庁及び防災関係機関を結ぶ有線電話回線については、災害時の輻輳を避けるため緊急用回線の整備を図る。

(2) 災害時指定電話及び連絡先の指定

市及び防災関係機関は、災害時指定電話及び連絡先を定め、窓口の統一を行う。また、防災関係機関は、災害時指定電話及び連絡先に変更があった場合は、速やかに四街道市防災会議の事務担当（危機管理監危機管理室）に修正報告を行わなければならない。

(3) 市災害通信施設（防災行政無線、全国瞬時警報システム）の整備

- ① 既存無線機器の転倒防止、非常用電源及び燃料の確保等に努め、機器の耐震性の向上に努める。また、機器・配線等の定期的な点検整備に努める。
- ② 防災行政無線（移動系）の車載及び携帯無線機の拡充を行い、情報連絡体制の向

上を図る。

- ③ 既設の防災行政無線設備については、同報系（平成17年更新）、移動系（平成19年更新）ともにデジタル化されており、全国瞬時警報システム（J-ALERT）とも接続されている。併せて、市内医療機関等への移動系の配備を行い通信網の充実を図られている。

（4） 通信機器に関する予備品の確保

- ① 市が保有する有線・無線通信施設の災害時の通信機能の低下又は機能停止に備え、平常時から応急復旧に必要な予備品の確保に努める。
- ② 災害時における通信施設の応急復旧を速やかに行うため、保守・点検業者との災害時の応急復旧に係る協定の締結を進める。

2.3 職員に対する通信施設の使用方法等の習熟等 <危機管理監>

災害時においては、通信施設を操作できる職員が不足したり閉庁日及び夜間の場合に通信施設を有効に活用することが困難となることが想定される。

そのため、通信施設を操作できる職員の参集体制を確立し、平常時から担当職員の教育・訓練等を実施していくものとする。

（1） 教育の方法

通信施設の使用方法を各担当者に習熟させるため、市防災行政無線局管理運用規程により、教育及び訓練の実施に努める。

（2） 担当者の指名

職員の教育に際しては、任務を正しく認識させるために担当者制を導入する。また、非常時の人員確保や長時間体制時の交替要員確保のため、各通信系統に複数の担当者を指名し、訓練するものとする。

（3） 無線従事者の奨励

職員に対して、無線従事者免許の取得を積極的に奨励し、無線従事者の増員に努める。

2.4 民間協力者の確保 <危機管理監>

（1） アマチュア無線との協力体制

市は、災害時における情報収集の強化を図るため、役所内及び民間のアマチュア無線クラブと協定を結んでいる。また、市内居住のアマチュア無線愛好家との協力体制づくりを推進する。

（2） 業務用無線との協力の推進

災害時、タクシー会社等の事業所が管理する業務用無線の活用を図るため、災害時

における協力協定の締結に努める。

(3) その他通信網の整備

インターネット、ベイエフエム等災害時における多様な通信メディアの活用による通信連絡網について検討する。

3 緊急輸送体制の環境整備 <危機管理監、経営企画部、都市部、四街道警察署>

広域的な被害が発生した場合、道路の損壊等により必要な物資、資機材、人員及び被災者、避難者等の輸送体制が大きく麻痺することが想定される。

応急対策を迅速かつ有効に実施するためには、陸路や空路及び物資集積場所等を確保する事が重要となる。そのため、平常時から緊急輸送道路や輸送手段を確保する等の体制整備を図る。

3.1 緊急輸送道路の確保 <危機管理監、都市部>

(1) 千葉県の緊急輸送道路

千葉県地域防災計画において四街道市域の緊急指定道路は以下のとおりである。

- ① 千葉県指定緊急輸送道路 1 次路線
 - ・ 高速自動車道東関東自動車道水戸線
 - ・ 国道 5 1 号
 - ・ 主要地方道千葉臼井印西線
- ② 千葉県指定緊急輸送道路 2 次路線
 - ・ 主要地方道浜野四街道長沼線

(2) 緊急輸送道路の復旧

緊急輸送道路については、災害時に優先的に復旧活動が実施できるよう以下の点に努める。

- ① 復旧優先道路の指定及び復旧作業のためのマニュアル作成
- ② 障害物除去に必要な資機材の確保
- ③ 建設事業者等との協力体制の推進
- ④ 被害情報収集体制の整備

(3) 広域的な緊急輸送道路の確保

広域的な災害に備えるため、近隣市と連絡する主要幹線道路及び防災拠点を連絡する幹線道路等を円滑かつ効率的に運用できるよう連絡体制の確立に努める。

3.2 集積場所・輸送拠点等の整備 <危機管理監>

災害時における物資の受入れ、保管及び市内各地域への配送を迅速かつ効率的に行うため、物資の集積場所及び輸送拠点を指定する。

指定された施設については施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。また、災害の規模により、新たに指定可能な場所の確保を図るとともに、物流拠点や車両、機材、物流ノウハウを持った民間物流事業者との連携を検討する。

(1) 集積場所及び輸送拠点の指定

- ① 南部地域 四街道総合公園体育館
- ② 北部地域 鹿放ヶ丘ふれあいセンター

(2) 近隣市町村と広域的に輸送基地の相互使用が図れるよう協定等の締結について、検討を進める。

(3) 東日本大震災の教訓から、物資輸送等の災害応急対策活動に従事する車両の燃料の調達について、あらかじめ民間事業者と協定を結ぶ等の対応を図る。

3.3 緊急通行車両の事前届出等 <危機管理監、経営企画部、四街道警察署>

(1) 緊急通行車両等の事前届出について

効率的な応急活動、緊急輸送等を実施するため、警察と協議の上、緊急通行車両の事前届出を行う。

- ① 事前届出の申請者は、緊急通行車両（輸送）の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請者は、当該車両使用の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。
- ② 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。
- ③ 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

(2) 交通規制資機材の整備

道路管理者は、通行禁止等の道路交通規制資機材の整備を事前に行う。

(3) 公用車の鍵の保管等

災害時、迅速な応急活動を実施するため、経営企画部管財課は平常時から公用車の予備の鍵を一括保管しておく。

3.4 ヘリコプターの臨時離発着場所の指定 <危機管理監>

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの臨時離発着場所として、現在、総合公園多目的運動場を指定している。今後も候補地を選定し、指定可能な場所の確保に努める。

4 避難誘導體制の整備 <各部、消防本部>

広域的な災害時においては、多数の被災者が発生することが想定される。そうした事態の中で、避難勧告・指示（緊急）が出された場合は、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導活動を行う必要がある。そのため、市は、延焼火災の進行等に応じた避難誘導活動を行うため、避難誘導體制の整備に努める。

5 治安の維持 <総務部、四街道警察署、区・自治会>

災害発生時には、さまざまな社会的混乱が生じるおそれがあるため、市民の安全確保と社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした地域安全対策について関係機関（四街道警察署等）と十分協議し混乱防止対策を確立するものとする。

- (1) 住民が避難した地域等については、警察及び区・自治会等が連携し、地域安全活動が図れるよう体制づくりに努める。
- (2) 市民等が多く利用する大型店舗等の施設管理者に対し、混乱防止対策の必要性について啓発に努める。

6 防災拠点の整備 <危機管理監、各部>

6.1 防災中枢機能等の確保、充実 <危機管理監、各部>

市役所、消防本部等の災害応急対策に係る庁舎等の安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、災害対策要員の食料、飲料水等の備蓄等や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。

6.2 各種データの整備保全 <危機管理監、各部>

災害応急対策、円滑な復旧・復興のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、地下埋設物等の情報及び図面データの保存、バックアップ）について整備を図る。

7 業務継続性の確保 <危機管理監、各部>

災害発生時の災害応急対策の実施や優先度の高い通常業務の維持のため、危機管理指針に基づき、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図る。

業務継続計画の策定にあたっては、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえ、非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にする。本計画は、各種出先機関を含む市の全組織を対象範囲とする。なお、各部等における個別の業務執行体制及び業務手順等については、各所管において検討する。

また、計画の検討にあたっては、業務継続計画策定に関する国の指針（内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月））を踏まえ、以下の6要素についての検討結果を反映する。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気、水、食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

さらに、計画策定後においては、実効性ある経験の蓄積や状況の変化等に応じて体制の見直し、計画の改定等を行う。

第 2 節 生活関連物資等の備蓄体制の整備

災害時、交通機関の麻痺に伴う輸送体制の乱れから、生活関連物資の供給が停止することが想定される。そうした事態の中で、被災者の生活安定を図るため、行政の備蓄及び流通事業者の備蓄をはじめ、個人の備蓄啓発による体制の整備に努める。

1 行政の備蓄 <各部>

以下のとおり、物資等の備蓄に努める。

- (1) 防災備蓄倉庫に、飲料水、非常用食料、生活必需品、救急医療品及び防疫衛生用資機材等の備蓄を進める。なお、備蓄品の選定に関しては、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。
- (2) 応急給水活動に必要な資機材の備蓄を進める。
- (3) 市の管理する備蓄品について常に備蓄状況を把握し、品質管理に努めるとともに目標数量に至らない物資について順次補充を行う。
- (4) 目標数量の算定は、以下のことについて考慮した合理的な数量とする。
 - ① 被害想定結果
 - ② 阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の大規模な地震災害の教訓
 - ③ 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
 - ④ 行政の備蓄、流通の備蓄の利点等
 - ⑤ 国、県によるプッシュ型支援
- (5) 災害対策本部等の対策拠点施設の非常用電源及び燃料、応急対策活動従事者（職員等）のための食料、物資等の備蓄に努めるとともに防災備蓄倉庫の新設を図る。防災備蓄倉庫の現況は次のとおりである。

2 市民等への備蓄啓発 <危機管理監、消防本部>

災害発生直後、ライフライン等が被害を受けた場合、市民は自ら生活安定を図ることが必要とされるため、以下について広報等により備蓄の啓発を行い、備蓄の促進を図る。

- (1) 各家庭に対し最低でも 3 日間、可能な限り一週間程度の生活が維持できる水・食料、保存可能であれば服用中の薬等の備蓄
- (2) 非常持出袋等の準備
- (3) 事業所等における備蓄

3 事業所等の関係機関の協力体制の整備 <各部、消防本部>

各団体・事業所等と以下のとおり協定締結に努め、物資等の確保に努める。

- (1) 生活必需品及び生鮮食品その他の供給に関して、大型店等との協力協定
- (2) 燃料の供給に関して、燃料供給業者との協力協定
- (3) 医薬品、医療器具、調製粉乳等の供給に関して、医薬品取扱業者、薬剤師会との協力協定
- (4) 物資の輸送に関して、運送業者等との協力協定
- (5) その他災害対策用物資一般に関しての協力協定

第3節 消防活動体制の整備

広域的又は局地的に災害が発生した場合、同時多発火災に対する消火活動及び救急救助活動が必要となり、現行の消防体制では対応できないことが想定される。そのため、市民、事業所等の防災行動力の向上に努めるとともに、消防体制の強化を図る。

1 消防体制の整備 <消防本部>

(1) 出火の防止対策

① 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、消防本部は、区・自治会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、住宅用火災警報器の設置、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

② 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者専任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の専任を期する。

③ 予防査察の強化指導

消防本部は消防法第4条の規定により、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

④ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱者等に対する教育を計画的に実施するよう指導するとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

また、火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

⑤ 消防同意制度の活用

消防本部は建築物の新築、改築等の消防同意時、防火上の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

① 消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

② 消防本部は地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 延焼拡大の防止

① 常備消防の強化

常備消防力は、1本部、1消防署・2分署を有し、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

これらの消防力を、最大限有効に運用するため、消防計画に基づく訓練を実施し、強化を図る。

② 非常備消防の強化

消防団は、震災時に常備消防と連携して消火活動を行うとともに、平常時は訓練等や、住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

※消防団（団本部、17個分団を有する。）

③ 消防通信体制の整備

同時多発火災や大規模救助活動に対処するため、ちば消防共同指令センターと連携し、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る。

④ 消防水利の整備

消防本部は、消火栓が機能しない場合に備え、自然水利の活用に努めるとともに、市は計画的に耐震性貯水槽の増設を図る。

また、民有地内の私設防火水槽やプール等を消防法第21条に基づき消防水利に指定し、消防活動に使用できる状態におくよう努める。

(4) 出火防止の知識の普及

可燃物が火気使用設備・器具等の付近に転倒、落下、接触することによる出火や、漏洩ガスの電気火花による引火を防止するため、市民に対し、以下の啓発に努める。

- ① 市民の火気取扱いに係る意識の啓発
- ② 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理
- ③ 危険物施設等の安全化
- ④ 自家用電気設備の安全化
- ⑤ 化学薬品、火薬類の安全化
- ⑥ 高層建築物、大規模店舗及び多量の火気を使用する特殊建築物等の安全化

2 救助・救急体制の整備 <消防本部>

(1) 資機材の整備

消防本部は広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対して、迅速かつ的確に対処するため、必要な救助・救急資機材を整備する。

(2) 消防団員の指導育成

消防本部は広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対して、迅速かつ的確に対処するため、より高度な知識技術を持つ消防団員の育成に努める。

- ① 教育訓練の実施
- ② 消防団員の積極的確保、能力活用等

(3) 市民等への技術指導

多数発生する傷病者に対して、市民の誰もが最低限の応急処置が実施できるよう防災訓練や救命講習会等を通じて応急手当等の技術指導を実施する。

3 危険物施設の予防対策 <消防本部>

(1) 危険物施設の現況把握

危険物施設の現況は以下のとおりである。

(2) 危険物施設の安全指導

消防法等の関係法令に基づき、適宜立入検査を行い、以下の項目について指導し、危険物施設の保安確保を図る。また、移動貯蔵タンク等により移動する危険物については、路上立入検査を行う等の機動的な指導の実施に努める。

- ① 危険物施設の不備欠陥箇所の是正
- ② 危険物施設の維持管理

(3) 保安教育及び訓練

従業員への保安に必要な教育及び災害時の活動が円滑に行われ応急対策が遂行されるように訓練を実施することを指導する。

(4) 自衛消防組織の強化

危険物施設の保安監督者に対し、専門的知識や技術を有する事業所等の従事者で自衛消防組織を構成するよう指導する。また、自衛消防組織に対し、技術的指導を行い、防災活動技術の向上を図る。

第4節 応急医療体制の整備

広域的な災害時においては、多数の傷病者が発生することが想定される。そうした事態の中でも、医療救護活動が迅速かつ適切に実施される体制が必要である。

市は、傷病の程度に応じた的確な医療救護活動を行えるよう、県及び印旛健康福祉センター、市医師会、歯科医師会、その他関係機関と連携し、応急医療体制の整備に努める。

1 初動医療体制の整備 <健康こども部>

(1) 医療救護体制の整備

市は、災害時における初動医療を確保するため、特に以下の点について、平常時からの体制整備に努める。

- ① 救護所の必要に応じた適切な場所への設置。
- ② 医療機関情報の迅速な収集と提供手段の確保。
- ③ 道路情報を含む傷病者の搬送手段の確保。
- ④ 市医師会、歯科医師会等との協定に基づく救護班の編成。
- ⑤ トリアージ等による残存医療機能の適正利用。

注) トリアージとは、災害時に負傷者を、最優先治療、非緊急治療、保留・軽処置、不処置・待機に振り分けることをいう。

(2) 地域災害医療救護体制の整備

市は大規模災害時に備えて、県健康福祉部や印旛健康福祉センター等の関係機関で構成する「地域災害医療対策会議」において、管内における災害医療救護体制について協議し、連携した対応体制の整備を図る。

[地域災害医療対策会議の開催]

主催・事務局	健康福祉センター	
会議の性格	地域における災害医療対策についての協議及び重要事項の決定機関	
構 成 員	地域医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等）の代表者 地域災害医療コーディネーター、健康福祉センター長、 防災計画上の主要な医療機関（災害拠点病院等）の代表者、 市町村担当者（保健医療及び防災）、消防機関、警察の代表者、その他	
活 動	平 常 時	地域の災害医療対策の整備に関する事項の検討 ・地域災害医療コーディネーターの選任 ・合同救護本部の活動マニュアルの策定、訓練の計画実施 等
	発 災 時	地域の災害医療に係る重要事項の決定 地域災害医療コーディネーターの活動支援 その他災害医療の実施に必要な事項
健康福祉センターの役割	会議の開催、市町村ごとの対策の推進	

2 後方医療体制の整備 <健康こども部>

市及び市内医療機関では、救護所や各医療施設での医療救護を行うが、応急処置のほか入院治療または救命措置を要する傷病者の受け入れについては、県が広域的に後方医療を確保する。また、印旛健康福祉センターにおいて、地域災害医療コーディネーターの設置、後方医療施設や災害派遣医療チーム（DMAT）との連携体制の構築等、広域的な体制整備を行う。

市は、印旛地域災害医療対策会議等において、関係機関との連携強化に努める。

[災害拠点病院・災害医療協力病院・救護所の定義と機能]

区 分	定 義	主な機能
災害拠点病院 ・ 日本医科大学千葉北総病院（基幹） ・ 成田赤十字病院 ・ 東邦大学医療センター佐倉病院	災害時に重篤患者の救命医療等を行う医療機関（国が示す基準に従い県が指定）	重症者の受入れ 広域搬送への対応 DMATの派遣 DMAT等医療チームの受入れ
災害医療協力病院 ・ 下志津病院 ・ 大日病院 ・ 栗山中央病院 ・ 四街道徳洲会病院 他管内13所	災害時に患者受入を行う医療機関を県独自で位置付け（救急告示病院、輪番制参加病院）	中等症者、重症者の受入れ 重症者の災害拠点病院への搬送 広域搬送への対応
救護所	市町村が設置する医療救護活動を行う施設・場所（医療機関が指定される場合もある）	トリアージの実施 軽症者の応急治療

3 医薬品等の確保 <健康こども部>

市は、災害時に必要な医薬品等について以下の備蓄に努める。

- (1) 医薬品等は、休日急病診療所における在庫の拡充を図り、併せて、市内医療機関に対して、備蓄協力を要請するとともに薬剤師会等と協定の締結を進める。
- (2) 指定避難所、又は救護所設置予定施設への災害対策用医療品救急医療品セット等の配備に努める。また、災害用医療品（救急医療品セット）の内容等は、医師会等の協力を得て定める。

4 搬送体制の確保 <経営企画部、健康こども部、消防本部>

震災時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送体制の整備を図る。

- (1) 緊急車両等による搬送は最優先治療の必要な者を優先する。

- (2) 市は、被災場所や救護所から医療機関へ自ら移動することが困難な傷病者の搬送について、緊急用車両の確保、事業者との協定等により搬送手段を確保する。
- (3) 市民は、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

5 市民の役割の周知 <健康こども部>

震災時の医療救護に関して、市民自らが備えておく必要があることを周知する。

- (1) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るために必要な常用薬、医療用品等の備蓄や避難バッグへの配置等の対策をしておく。
- (2) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報（体質や治療中の疾患、使用している処方薬の名前、用量等）を的確に提供できるよう、お薬手帳等を活用し整理しておく。
- (3) 災害発生時には、自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

第5節 文教施設の防災対策

1 保育施設及び学童保育施設 <健康こども部>

施設長等は、保育所の立地条件等を考慮したうえ、常に災害時の応急保育計画を樹立するとともに、応急保育の実施方法等につき明確に計画を立てておく。施設長等は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- (1) 児童の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- (2) 市、消防本部、消防署（団）、四街道警察署及び保護者への連絡網を確立する。
- (3) 保育時間内に災害発生した場合、保護者の引き取りは困難と予想されるため、残留児童の保護について対策を講じておく。
- (4) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

2 公立小中学校 <教育部>

(1) 防災教育

阪神淡路大震災、東日本大震災等の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前準備

学校長は、学校の立地条件等を考慮したうえ、常に災害時の学校安全教育、危険等発生時対処要領を作成、周知する。学校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- ① 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- ② 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- ③ 教育部、消防本部、消防署（団）、四街道警察署及び保護者への連絡網を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ⑤ 学校医をはじめとする医療機関との連絡体制を検討する。
- ⑥ り災した児童生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な措置を講じておく。

3 大学及び高等学校等

学校長は、県地域防災計画により公立小中学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び学生生徒等に周知徹底を図る等、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

第2章 防災行動力の向上

大規模災害は、同時多発の火災、人的被害や交通機関の麻痺等の多種多様な被害をもたらし、市の対応だけでは限界となることが想定される。そうした事態では、市民、事業所等の積極的な防災活動は不可欠である。

市民一人ひとりが災害に備える「自助」、地域住民や事業所等が互助（共助）の考え方に立ち自主防災組織や市民団体等として地域を守る「共助」が、各々の役割分担のもとに防災に対する取り組みを推進し、相互に連携することにより、地域の防災行動力を高める。

そのため、防災知識の普及、防災訓練の充実及び自主防災組織等の強化を図り、要配慮者の安全に努め、市民、事業所等の防災行動力の向上を図る。

第1節 市民による自助の備え

市民は、次に掲げる事項をはじめ、「自らの命は自ら守る」ために必要な防災対策を推進する。そのため、日頃より、防災に関する家族会議等により、災害時の行動や役割分担等について話し合っておくものとする。

[自助による備えの内容]

身の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の耐震性の確保 ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止 ・ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
火災防止	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の耐火性の確保 ・日頃からの出火の防止 ・消火器、火災警報器、感震ブレーカー等住宅用防災機器の設置
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 ・指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の確認 ・要配慮者本人及びその家庭では、差し支えない範囲で事前に自主防災組織や区・自治会、民生委員・児童委員等に伝達
被災生活	<ul style="list-style-type: none"> ・水（1日一人 3ℓ）及び食料を最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄 ・医薬品、携帯ラジオ等の非常持出用品や簡易トイレの準備 ・自宅で居住の継続ができる状況であれば、在宅避難を実践
防災意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害から得られた教訓の伝承 ・自主防災組織等が行う、地域の相互協力体制への協力 ・市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加

第 2 節 防災知識の普及

災害による被害の軽減を図るには、通常の防災体制では的確に対応することが極めて困難であり、市民、事業所等の災害に関する正しい知識と行動力は不可欠である。

そのため、市民、事業所等への防災教育等を推進し、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

1 市民等に対する防災知識の普及と意識の高揚 <危機管理監>

災害による被害を軽減するうえで、市民が果たす役割は極めて大きい。市は、市民に対して、次に掲げる取り組みをはじめ、様々な機会を通じた防災知識の普及を図る。

なお、防災知識の普及にあたっては、障害者、高齢者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、判りやすい広報資料の作成に努める。

- (1) 市政だより四街道や四街道市公式ホームページ等での防災関係記事の掲載
- (2) 防災パンフレット等の作成・配布
- (3) 地震ハザードマップの作成・配布周知
- (4) 防災講演会や防災講座の開催
- (5) 地域防災計画等の報道機関への発表

2 幼児・児童・生徒等に対する防災教育 <健康こども部、教育部>

学校教育や学校外における活動等の中で避難訓練や応急処置訓練等により、防災教育の推進に努める。また、各学校・保育所等の実態に応じた防災用指導計画書の作成に努め、幼児・児童・生徒の災害に関する知識を深め、発達の段階に応じた災害への対応力を高めるよう努める。

3 防災広報の充実

方 法	対 象	内 容
広報紙 講演会(出前講座) シンポジウム等 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット	地域住民 区・自治会 事業所 自主防災組織 児童生徒 市職員	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇住宅用火災警報器の設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ガス、電気、水道、電話等の震災時の心得 ◇避難路、避難場所等 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品、服用中の薬（処方箋を含む）等非常持出品の準備 ◇応急手当、AEDの普及啓発 ◇帰宅困難者の心得 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇地震保険制度 ◇地域の地盤状況や災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇業務継続計画（BCP） ◇防災訓練の実施

第3節 防災訓練

災害時における迅速な防災活動を期するため、防災機関相互及び市民との協力体制の確立を図るため総合防災訓練や地域（区・自治会、自主防災組織）を単位とした防災訓練等を実施するとともに地域の防災力の向上を図るため、地域が自主的に実施する防災訓練に対し支援を行う。また、防災関係機関においても個別訓練を行い、防災活動能力の向上を図る。

1 市が行う防災訓練 <各部、消防本部、消防署（団）、四街道警察署、自衛隊、関係機関>

市は、四街道警察署、自衛隊、市民及び各関係機関等の協力を得て、各種防災訓練を実施し、職員及び市民の災害予防意識の高揚を図る。

(1) 総合防災訓練

災害時に迅速な防災活動を行うため、市内全域に被害を及ぼす災害の発生を想定した総合的な防災訓練を行い、市、防災関係機関及び市民が一体となって活動できる協力体制の確立に努める。参加機関は、市、消防本部・消防団、四街道警察署、自衛隊、自主防災組織、市民及び関係機関等とする。

(2) 地域防災訓練

市民が組織的に防災活動を行うことは被害の拡大防止に非常に重要である。そのため、自主防災組織等の各地域を単位とする防災訓練を促進するとともに、訓練を市、消防本部、消防団、四街道警察署及び関係機関等の指導、協力のもとに行い、地域の防災活動能力の向上を図る。

(3) 職員等の防災訓練

次の訓練を単独又は各防災関係機関（警察、自衛隊等）の協力を得て実施するものとする。なお、各訓練内容はその都度定める。

- ① 職員参集訓練
- ② 災害警戒本部設置・運営訓練
- ③ 単独又は防災関係機関と連携した災害対策本部設置・運営訓練
- ④ 防災バイク隊員は、安全運転講習会等に参加し、走行技術の習熟を図る。

(4) 無線通信訓練

災害時には、情報の収集伝達に必要な電話網（有線通信）が不通、又は回線が輻輳することが予想され、無線通信による情報の収集伝達が重要となる。

そのため、災害対策本部、県及び防災関係機関等との通信訓練や防災行政無線（移

動系、固定系)による情報伝達訓練を行い、職員の通信要領及び機器の操作方法等の習熟を図る。

(5) 小・中学校、保育所・幼稚園の防災訓練

災害時、教職員だけですべての児童生徒、園児の安全を確保することは困難である。そのため、定期的に防災訓練を行い、児童生徒、園児に災害時における規律と協力の精神を養うとともに、身の安全を守る意味と方法を修得させる。また、教職員は防災訓練等を通じてより安全な体制づくりに努める。

2 自主防災組織等の訓練 <自主防災組織、区・自治会>

災害時、住民自身による「自助」及び周辺住民による「共助」の持つ防災力が大きく減災に貢献することが過去の災害から明らかになっている。行政による「公助」には、時間的及び量的制約があることから、これら住民の防災力を強化するため、市民を中心とした防災訓練を定期的実施することに努める。なお、地域単位の防災訓練を促進させるため、市は必要な支援を行う。

3 事業所等の訓練 <関係機関>

各事業所等は、個別訓練又は共同訓練を行い防災活動能力の向上を図る。実施については各事業所等が定める方法により行う。

第4節 自主防災組織等の育成・強化・支援

災害の未然防止や拡大防止を図るため、市民が災害発生直後の初期消火、人命救助等を行うことは非常に重要なことである。

防災活動を行う場合、地域（区・自治会）ごとに団結し組織的に行動することが、最大限の効果を発揮する。そのため、自主防災組織づくりの推進及び自主防災組織の育成を行い、災害への対応力の強化を図る。また、市民、事業所、消防団等が協力して防災訓練を行い、地域の有する防災活動能力の向上を図る。

1 自主防災組織の育成 <危機管理監>

講習会や防災訓練等を通じ市民に対する啓発活動に努め、自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、全市的に区・自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。

[自主防災組織の主な活動内容]

	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及及び意識の高揚 ・ 避難場所・避難路、地域の危険箇所等の把握 ・ 地域ごとの防災マップの作成 ・ 地域内の要配慮者の把握 ・ 行政や地域内の事業所等との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、伝達及び広報 ・ 安否確認
消火	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止の徹底 ・ 資機材の整備・保守管理 ・ 初期消火の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止 ・ 初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の整備・保守管理 ・ 救出及び救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救出救護 ・ 救助物資の配分
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導 ・ 障害者や高齢者等の要配慮者の避難支援
給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の整備・保守管理 ・ 炊き出し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食・給水

指定避難所 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所運営のルールづくり ・指定避難所運営訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の運営
-------------	---	---

2 自主防災組織の強化 <危機管理監>

(1) 自主防災組織の結成促進

市は、自主防災組織が未結成の区・自治会に対し、組織の結成を促進する。また、自主防災組織体制づくりに当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参画を促進する。

(2) 技術的指導や助言

自主防災組織の活動及び訓練に対して、技術的指導や助言を行う。

- ① 消防署・消防団との連携による初期消火訓練、資機材の保守・点検
- ② 自主防災組織が行う要配慮者の支援体制の構築に対する支援
- ③ 隣接する自主防災組織間、他の市民団体等との合同訓練の推進
- ④ 指定避難所の運営のために複数の自主防災組織や区・自治会で構成する避難所運営委員会が行う訓練計画の立案や実施等に対する支援

(3) 人材育成

組織を担う中核リーダーに対し、県が開催する研修会等への参加を呼びかける。

3 自主防災組織への助成等 <危機管理監>

自主防災組織の活動の活性化に向けて、必要な助成等の支援を行う。

- (1) 自主防災組織に対し、必要な防災用資機材の整備のための助成を行う
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練等の活動のための助成を行う。

4 地区防災計画の作成促進 <危機管理監>

大規模災害における自助・共助の役割の重要性から、区・自治会（自主防災組織）等が中心となり、「地区防災計画」（地区の特性等に応じた自発的防災活動に関する計画）を作成することを促進する。

5 事業所等の防災体制の強化 <危機管理監・消防本部>

事業所等は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することの

ないよう的確な防災活動を実施するための体制整備に努める。

[事業所等の備えの内容]

1. 事業所内外の安全対策を図り、防災計画や非常用のマニュアルの整備等事業活動の継続対策をたてる。
2. 防災資機材・水・食料の備蓄等、従業員や顧客の安全対策・安否確認体制・帰宅困難者対策の整備を図る。
3. 地域の防災訓練等に積極的に参加し、地域組織や関係機関との協力関係、また、事業所間での協力関係を整える。

(1) 大規模地震対策の促進

- ① 百貨店、スーパーマーケット、病院、工場等で多数の人が出入り又は勤務する防火対象物の防火管理者に対し、消防計画に大規模地震対策を含め作成するよう指導を徹底する。特に危険物施設及びガス関係事業所に対しては、当該事業所の予防規定及び自衛消防組織の強化を指導し、専門的知識や技術を必要とする防災活動を含めた防災訓練についての指導、助言と事業所相互間の応援体制の確立に努める。
- ② 小規模事業所の他いわゆる雑居ビル等については、当面は、防災指導書、防災計画書(案)を作成して、その配布により、防災計画の作成促進を図る。

(2) 事業所等の防災組織設置の促進

事業所等は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域への災害の拡大防止に努めなければならない。特に集客施設を有する事業所等は、来客者の安全確保にも努める。そのため、事業所等は自主的な防災組織の編成及び災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、周辺地域の自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するものとする。

また、市が実施する防災事業に積極的に協力し、その具体的な活動内容については、おおむね次のとおり行うものとする。

- ① 防災訓練
- ② 従業員の防災教育
- ③ 情報の収集・伝達方法の確立
- ④ 火災その他の災害予防対策
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 応急救護対策
- ⑦ 地域の防災活動への協力（備蓄物資・資機材の提供、人的協力、地域防災訓練への参加等）

⑧ 避難に必要な施設設備の日常点検

(3) 事業所等の事業継続

震災等の災害時において、事業の早期復旧、継続を行うため事業継続計画（BCP）の策定を進める。

6 各防災組織相互の連携・協調 <危機管理監・消防本部>

地域の防災活動能力の向上を図るため、平素から地域の自主防災組織、自衛消防組織、消防団及び防災ボランティア等の組織間の連携が図れるよう努める。

第5節 ボランティア活動の環境整備

大規模地震時において、災害応急対策の実施には多くの人員が必要であり、ボランティア団体や個人の協力は不可欠である。そのため、市は災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備に努める。

1 ボランティア受入れ体制の整備 <各部>

(1) 専門ボランティア

専門分野での活動を希望する個人及び団体について、ボランティア活動が効果的に行われるよう、各担当部は県と連携し、専門ボランティアの受付・登録状況について把握に努める。

専門ボランティアの協力を得て実施する活動内容

- ① 救護所での医療救護活動
- ② 被災建築物応急危険度判定
- ③ 被災宅地危険度判定
- ④ 外国語の通訳、情報提供
- ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- ⑥ 被災者への心理治療
- ⑦ 障害者や高齢者等の要配慮者の介護看護、情報提供
- ⑧ その他専門的知識、技能を必要とする活動等

(2) 一般ボランティア

市社会福祉協議会は、市の支援により平常時から市内ボランティア希望団体等の養成・登録を行い、災害時のボランティア希望者の確保に努めるとともに、災害時、円滑かつ迅速にボランティアの受付・登録を行う体制の整備に努める。

一般ボランティアの協力を得て実施する活動内容

- ① 指定避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食料等の配布
- ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- ④ 障害者や高齢者等の要配慮者の支援
- ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- ⑥ 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）
- ⑦ その他被災地における軽作業等

2 ボランティア意識の高揚 <危機管理監、福祉サービス部>

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に、ポスターやチラシの配布等を行い、市民に対しボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。

第6節 要配慮者の安全確保対策

災害時、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者は、避難に対する対応の遅れから、災害の犠牲となる可能性がある。

このことから、市と区・自治会等の避難支援関係者は、それぞれの役割に応じて、要配慮者の避難時の安全確保対策の整備に努める。

このうち、避難行動要支援者への避難支援対策は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、推進する。

また、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画との整合を図る。

※要配慮者 … 障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分理解できない外国人等の災害対応上配慮を必要とする者を要配慮者という。

※避難行動要支援者 … 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な確保を図るために特に支援を要する者をいう。

1 市の役割 <危機管理監、福祉サービス部>

(1) 要配慮者、区・自治会等への啓発

市は、出前講座、市主催による地域防災訓練等、あらゆる機会を通じて、要配慮者及びその家族、区・自治会等に対して、避難行動要支援者避難支援体制整備事業への周知・理解に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成、更新等

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、避難行動要支援者の把握及び名簿の作成を行うものとする。

名簿は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号やその他連絡先、避難支援を必要とする事由等を記載する。

作成した名簿には、情報漏えい防止のための適切な管理を行うとともにバックアップ体制を構築するものとする。

また、避難行動要支援者の状況は、常に変化することから、名簿は毎年度定期的に更新を行い、最新の状態に保つように努めるものとする。

(3) 区・自治会等の避難支援関係者への避難行動要支援者台帳の提供等

避難行動要支援者避難支援体制整備事業に取り組む区・自治会及び民生委員・児童

委員等に対し、平常時から名簿情報の提供に同意している避難行動要支援者の台帳の写しを提供するものとする。

市は、避難行動要支援者台帳の写しを提供した区・自治会及び民生委員・児童委員等に対して、情報漏えい防止のための適切な管理を求めるものとする。

(4) 現に災害が発生、又は発生の恐れがある場合の措置

現に災害が発生、又は発生の恐れのある場合は、避難行動要支援者の同意の有無に関わらず、消防、警察等の避難支援等の関係者への名簿の提供ができるものとする。

2 区・自治会等の避難支援等の関係者の役割 <福祉サービス部>

(1) 避難行動要支援者台帳の適切な保管

避難行動要支援者台帳の写しを受け取った区・自治会及び民生委員・児童委員等は、情報漏えい防止のため、適切な管理を行わなければならない。

(2) 個別支援計画の作成

避難行動要支援者の避難支援を行う区・自治会等は、要支援者本人及びその家族と面談のうえ、個別支援計画を作成するものとする。

個別支援計画には、避難支援を行う者の住所、氏名、避難の際の配慮すべきこと、避難経路等の必要な情報を記載する。

(3) 避難行動要支援者の避難支援

区・自治会等は、避難行動要支援者を安全に避難支援するため、避難支援者の確保に努めるとともに、日ごろから避難行動要支援者の必要最小限度の情報の共有、避難経路の確認、地域における避難訓練等の実施に努めるものとする。

3 要配慮者への配慮 <経営企画部、福祉サービス部>

(1) 要配慮者への啓発

要配慮者及びその家族に対し、防災に関する広報の充実を図り、地域の防災訓練等への参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるように努める。

また、障害者や高齢者等の要配慮者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努める。

指定避難所等における対応については、以下のとおりである。

- ① 情報の提供を確実にするため、通訳者や通訳ボランティア等を確保できる体制の整備に努める。
- ② 福祉スペース等の確保に努める。

(2) 高齢者等への配慮

- ① 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、緊急通報装置の設置に努める。
- ② 手話通訳者やガイドヘルパー等を迅速に派遣するための支援体制整備に努める。

(3) 外国人への配慮

日本語を十分に理解できない外国人が災害時に安全に行動できるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語によるパンフレット、チラシ等による広報の充実
- ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(4) 避難施設等への配慮

市は、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材の配備や停電時対応を考慮した照明等の環境の整備に努める。また、地域（区・自治会、自主防災組織）と協力し、介護の必要な障害者や高齢者等に対し、介護が行いやすい指定避難所（福祉避難所）へ誘導するための支援体制整備に努める。

(5) 要配慮者の状況に応じた支援

要配慮者には、支援がなければ避難が容易でない避難行動要支援者と、確実な情報伝達が行われることによって、自ら、あるいは家族の支援で避難が可能な要配慮者がいるため、状況に応じた避難支援のあり方を検討する。

4 福祉施設等の安全対策 <福祉サービス部、健康子ども部、消防本部>

(1) 施設の安全対策

施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、入居者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や入居者等の治療等に必要な非常用発電設備、停電時対応を考慮した照明等の環境の整備を行う。

施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等、災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 消防計画策定の指導

市は、各施設の管理者が消防計画を策定するにあたり、指導を行い、災害時の入所者・通所者の安全な避難を確保する。消防計画は以下の事項に留意する。

- ① 職員の任務分担、動員体制
- ② 保護者への緊急連絡

- ③ 地域の自主防災組織等との連携等
- ④ 避難誘導に必要な施設・設備の整備

第3章 災害に強いまちづくり

災害による被害の軽減を図るため、安全な市街地の形成とともに都市機能を支える道路及び上下水道、電気、ガス、通信等ライフライン施設の耐震化等に努める。

さらに、円滑かつ迅速な防災活動の展開を図るため、防災拠点の形成・整備に努め、災害に強い都市構造の形成を図る。

第1節 災害に強い都市構造の形成

安全な都市構造の形成を図るため、建築基準法及び消防法による規制、防災に十分配慮した土地利用の規制・誘導を始め、地震防災緊急事業五箇年計画等の適用も考慮し、防災性の向上を図る。

1 市街地の整備 <都市部、消防本部>

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

① 防火、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため、市が定める地域であり、建築基準法に基づき、一定の建築物に対して、耐火建築物、準耐火建築物とすることや、屋根、外壁の開口部等を防火構造とすること等、防火上の制限を設けた建築物を促進する。

防火地域及び準防火地域の指定については、商業地域や近隣商業地域の比較的高い容積率が指定された地域を中心として面的に指定がなされているが、木造建築物が高密度に集積した市街地や、住宅と工場等との混在を許容する地域においても、延焼拡大の可能性がある場合には、積極的に検討していく。

また、幹線道路沿道等の建築物に対して、道路空間と一体となった延焼遮断機能や、これによる避難路、緊急輸送道路としての機能を確保するため、路線の指定について積極的に検討していく。

防火地域や準防火地域の指定にあたっては、既存建築物の状況等を十分勘案するものとし、対象地区、配置、規模、境界等の技術的な取扱いについては、地域の実情に応じて、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための条件が整ったところから順次行うものとする。

② 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条及び第23条によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃

措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災の促進

既成市街地内で木造家屋が無秩序に密集している地域、公共施設が不足している地域等の構造的に脆弱な地域については、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的整備の促進に努める。

2 都市空間の保全 <都市部、環境経済部、消防本部>

災害時における避難者等の安全確保を図るため、公園等のオープンスペースを確保しておくこととする。公園、緑地、農地、空地等のオープンスペースについて、延焼遮断帯、救護活動・物資集積等の拠点、ガレキ集積場所、ヘリコプターの臨時離発着場、応急仮設住宅の建設場所等に供され得るよう防災空間の充実に努める。

3 建築物等の安全対策 <危機管理監、各部、消防本部、関係機関>

災害時における人命の安全を確保し、施設全体の被害を最小限に食い止め、建築物の倒壊や損壊に起因する二次被害を防止するため、建築物の耐震性の向上、不燃化の促進、天井やエレベーター、エスカレーターの脱落防止等の対応を図る。

また、建築物の安全を確保するため、建築基準法や消防法による防火上、構造上の審査及び適切な指導に努める。

3.1 建築物の耐震診断 <各部>

(1) 公共建築物

災害時に拠点施設や避難施設となる防災上重要な建築物については、緊急対応、消火、救助、救援活動を実施するうえで重要度が高く、特に高い耐震性を有することが求められるため、建築物の耐震診断を実施し、その結果に基づき必要な補強、改修等に努める。

(2) 民間建築物

民間建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び同法に基づく「千葉県耐震改修促進計画」、「四街道市耐震改修促進計画」に沿い、民間建築物所有者に対し、建築物の安全確保に関する広報・啓発に努め、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震診断・補強等の実施の指導に努める。

緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

- ① 用途や規模等の特性によって設定する建築物
 - 1) 被災時にその機能確保が求められる建築物

- 例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等
- 2) 障害者、高齢者等の要配慮者が利用する建築物
例：社会福祉施設、老人保健施設等
 - 3) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物
例：大型店舗等
- ② 震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路として定めた以下の沿道区域内等に存する建築物
- 1) 大震災に対する「市町村避難対策計画推進要領」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域
 - 2) 千葉県地域防災計画及び四街道市地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域
 - 3) 自然水利に面する道路の沿道区域
- ③ 耐震性の不足した木造戸建住宅及び倒壊や延焼により大火に至る危険性の高い区域内の建築物（木造建築物を含む）

3.2 建築設備対策 <関係機関>

建築設備（機械設備、電気設備）について、耐震診断と耐震補強の促進を図る。

3.3 工作物等の倒壊防止対策 <都市部、関係機関>

ブロック塀、石塀の倒壊は、人的被害とともに道路閉塞の原因となり救助、復旧活動の大きな障害となる。なお、地区計画を定めている多くの地区では、ブロック塀の禁止やブロックの高さ制限を行っている。

市は指定避難所までの経路や学校・幼稚園の通学路等に面したブロック塀を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

自動販売機の転倒防止のため、県、関係団体等と連携し、自動販売機据付基準の周知に努める。

3.4 落下物防止対策 <都市部、関係機関>

- (1) 避難路沿いや通行量が多い市街地の道路に面した建築物の窓ガラスやタイル等の落下による人的被害防止対策について飛散防止措置等の啓発を行う。

- (2) 外装材（瓦、外壁、窓、看板等）の落下防止対策については「非構造部材の耐震設計指針」等をもとに作成して指導を進める。

3.5 家具等の転倒防止対策 <危機管理監>

家庭及び事業所における家具等の転倒、落下、飛散による事故防止対策について啓発を図る。

3.6 文化財の安全対策 <教育部>

文化財は市民共有の貴重な財産であることから、これを保存し、災害に備え保護する必要がある。そのため、市では文化財所有者に対し、建造物・美術工芸品に対する耐震対策や火災対策等の災害予防対策の啓発に努める。

4 宅地等の安全対策 <都市部、上下水道部、消防本部、関係機関>

4.1 土砂災害予防 <都市部、消防本部、関係機関>

土砂災害は、地震動又は降雨に起因する土砂の移動による災害であり、発生が事前に予測しにくく、発生に際しては多数の死傷者を伴う。市域では台地の周縁にがけ地が分布し、さらに開発行為による人工的ながけ地が出現している。

そのため、がけ崩れ等の危険が予想される箇所について実態を調査し、土砂災害予防対策を定め、災害時の被害の防止・軽減を図る。

(1) 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

本市には、急傾斜地崩壊危険区域が1箇所、土砂災害危険箇所が14箇所指定されており、この他に、宅地等に近接する傾斜地が分布しているため、関係機関と合同で定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況や経年変化に伴う危険性等の当該危険箇所の現況を常時把握する。

(2) 住民への周知

災害発生時の土砂災害及び災害発生後の降雨等による二次災害から回避・避難するため、土砂災害危険箇所を平時より住民に周知しておく。

市は土砂災害の被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、あわせて一般への周知に努めることとする。

(3) 防災事業等

法令に基づく災害危険区域に指定された場合、各種の防災事業を実施することとなるが、これらについては、事業着手に係る優先度を定め、迅速な防災事業の推進を図る。

4.2 液状化対策 <都市部、上下水道部>

平成23年3月に発生した東日本大震災では、千葉県において、液状化による人的被害はほとんどなかったものの、大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、ライフラインに被害が生じたことから、液状化対策を推進する。

市内で液状化が発生する危険性がある地域は、主に小名木川、鹿島川、上手繰川、並木川周辺の低地である。これらの地域に施設や構造物を建設する場合には、必要に応じた対策が講じられるよう液状化対策に関する啓発に努める。

また、液状化によるライフラインの寸断等により生活に支障をきたすことが予想され、要配慮者が在宅で避難生活を送る際等に健康状態が悪化する等の二次被害が懸念されるため、巡回健康相談の実施及び福祉関係機関や地域のネットワークによる取組みを検討する。

(1) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、地盤改良等により液状化を未然に防ぐ、又は固い支持基盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて橋梁の破壊を防ぐものとする。

(2) 上下水道施設

老朽化した管路の更新や新規に管路を敷設する場合には耐震継手を活用する等液状化対策を適切に実施する。

(3) 建築物

建築物の液状化対策は、県の指導のもと普及・啓発に努める。

第2節 都市基盤整備の推進

災害時、都市基盤である道路・橋梁及び各ライフライン施設等の途絶は、市の対応や市民生活の安定等に大きな障害となることが想定される。

道路・橋梁及び上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設の耐震化等の整備に努め、災害に強い都市の基盤づくりに努める。

1 道路・橋梁の整備 <都市部、関係機関>

道路・橋梁は、災害時には避難経路及び緊急輸送道路として救援・救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなる等、多様な機能を有しているため、防災効果の高い幹線道路（都市計画道路）等を重点的に、新設及び補修・改良等の整備に努める。

2 ライフライン施設の安全対策 <都市部、上下水道部、関係機関>

各ライフライン施設については、各所管の機関がそれぞれの事業計画により耐震性・耐火性・耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進めるため、各機関は、必要に応じて、予防対策の充実に努める。

また、災害時における応急、復旧活動の進展を確保するため、相互の連携調整に努める。

2.1 安全対策の主要目標 <都市部、上下水道部、関係機関>

- (1) 地震が発生しても本来の機能が維持できるよう施設の耐震性を強化
- (2) 早期復旧が可能な代替機能を持つ施設の確保
- (3) 供給エリアの分割によって被害を最小限にとどめる自立・分節型ネットワークの確立
- (4) 被災地外からの供給支援を受ける広域的な応急体制の充実

2.2 上水道施設 <上下水道部、関係機関>

(1) 配水管の布設並びに施設の耐震化

老朽配水管の取替え、配水施設の耐震性の強化に努める。

(2) 相互応援体制の整備

水道事業体等間の応援については、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「公益社団

法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」により実施する。

2.3 下水道施設 <上下水道部>

(1) 管路施設の耐震化

地盤が軟弱な地域等において、既存の管路施設の更新時や今後整備される施設は、必要に応じて管路接合部に変位吸収部材等の使用を検討し、耐震性の向上に努める。

2.4 電力施設 <東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社>

(1) 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路橋設計示方書等の基準水平震度とする。

(2) 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

2.5 ガス施設 <東京ガス(株)、千葉県LPガス協会印旛支部>

(1) 都市ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。以下の各施設について安全化の対策を図る。

- ① 供給施設
- ② 通信施設
- ③ その他の安全設備

(2) プロパンガスの安全対策

市は、プロパンガス販売業者等と協力して、地震が発生した場合の措置や日常の点検等について啓発を図る。

2.6 電話施設 <東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)>

(1) 通信施設の確保

- ① 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化構成とする。
- ② 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(2) 災害対策用機器及び資材等の配備

災害が発生した場合、電話サービスを確保し、被害の箇所を迅速に復旧させるため、以下に掲げた災害対策用機器及び資材等を配備するとともに、災害時これらの輸送を円滑に実施するための具体的措置を定める。

- ① 可搬無線機等の災害対策用機器及び車両
- ② 施設及び建築用資材
- ③ その他必要な物資

第3節 防災施設等の整備 <危機管理監、消防本部>

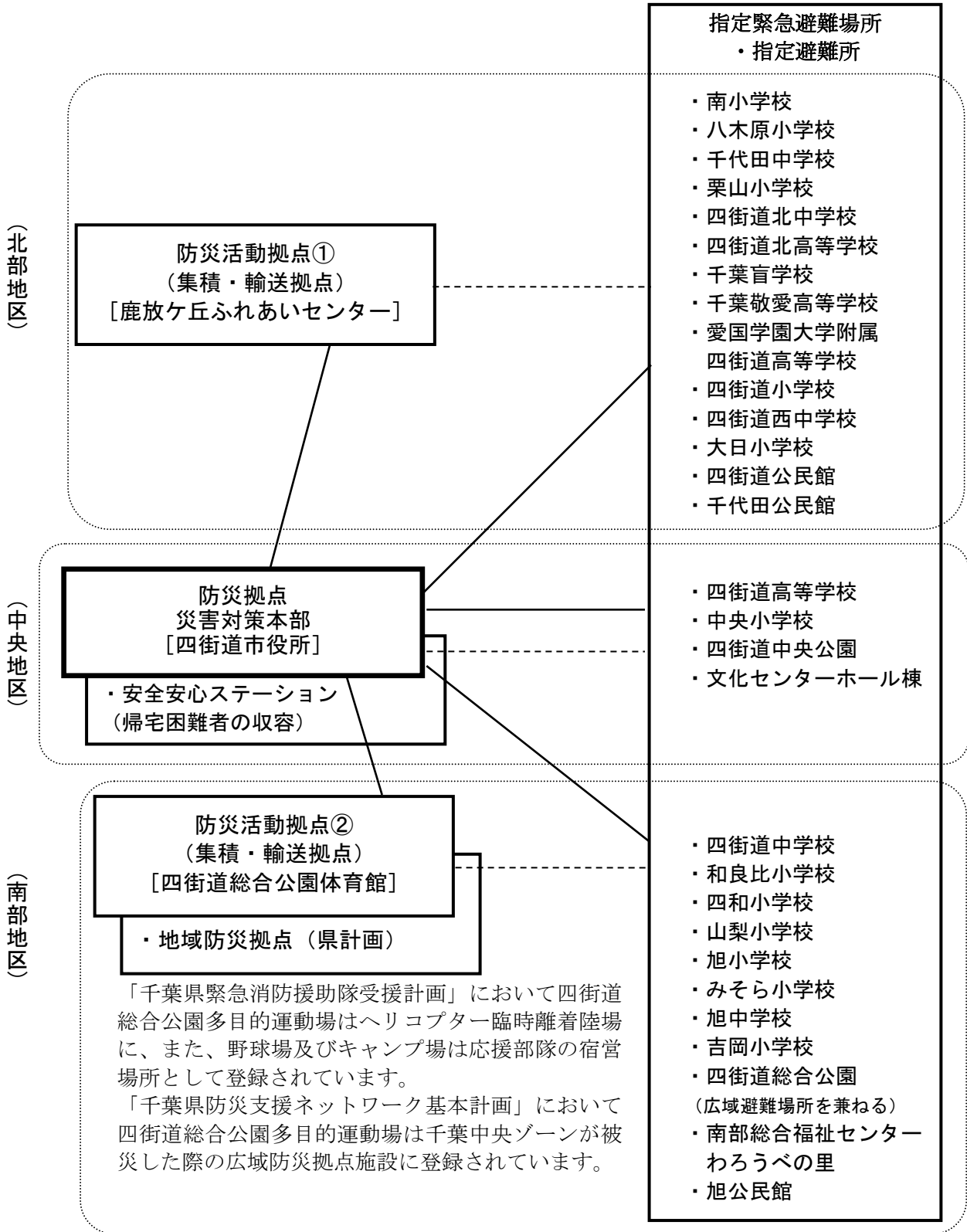
災害発生時、防災機関の中樞が被災し迅速な応急対策活動に支障を来す事態を回避するため、災害対策本部施設となり得る設備を備えた、防災拠点施設の整備を図る。

また、災害時に必要な飲料水・食料や資機材等を保管するため、防災備蓄倉庫を整備するとともに、耐震性貯水槽と併せて防災井戸の整備を図る。

1 防災拠点の整備 <危機管理監>

(1) 防災拠点ネットワーク

以下の防災拠点ネットワークを形成し、連絡を図る。



(2) 防災拠点

防災拠点の中核施設として防災センター等の整備に努める。整備内容は以下のとおりである。

- ① 本施設は、災害対策活動の拠点施設として整備を図る。また、平常時には、防災に関する PR、教育、訓練等に利用するほか、コミュニティ活動等多目的に利用できるよう整備に努める。
- ② 施設内容は、災害対策本部室、通信設備室、会議室、視聴覚室、資料室、備蓄倉庫等の設備を備えた施設とし、非常用電源及び燃料、災害対策要員の食料、物資等の備蓄に努める。
施設周辺は防災広場として、できるかぎりのオープンスペースの確保を図る。
- ③ 防災センターの整備は地震防災緊急事業五箇年計画により、計画的に進めるものとする。

(3) 防災活動拠点

防災活動拠点は、救援物資の集積・輸送拠点とし、四街道総合公園と鹿放ヶ丘ふれあいセンターとする。

2 消防施設の整備 <消防本部>

市民の生命・身体・財産を守るため、防災拠点である消防庁舎の機能を強化し、災害活動する消防車両、消防水利の整備に努める。

- (1) 災害に強い消防庁舎の整備に努める。
- (2) 災害対応に優れた車両の整備に努める。
- (3) 災害時の消火用水を確保するため、消防水利の整備に努める。

3 指定緊急避難場所等の整備 <危機管理監、福祉サービス部、教育部>

災害時には、家屋の倒壊、がけ崩れ、火災の延焼拡大等により、市民の避難を要する地域が多く出現することが想定される。

そのため、これらの危険地域の市民を安全な場所へ避難させ、人的被害の発生を未然に防止するほか、家屋の倒壊、焼失等により住居を失った被災者を一時収容、保護するため、指定緊急避難場所等の整備に努める。

市は、「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により、避難場所等の選定を行うものとし、特に指定避難所等の整備等については、「震災時における避難所運営の手引き」の記載内容及び次の点に留意するものとする。

- (1) 指定避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災

住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。

- (2) 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (3) 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (4) 避難生活の長期化により特別の配慮が必要となる、障害者、高齢者等の要配慮者のための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- (5) 女性や乳幼児への配慮、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

3.1 指定緊急避難場所等の指定等 <危機管理監、教育部>

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、各地域において日常的に身近であり、距離的にも比較的至近である場所とし、以下の基準により指定し、必要な機能の整備を図っていく。

- ① 洪水やがけ崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危害が及ぶおそれがない土地の区域（安全区域）内に立地するもの
- ② 異常な現象等による安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象等に対して安全な構造であること
- ③ 発災時に居住者等に開放される管理体制を有していること
- ④ ある程度のオープンスペースが確保されていること
- ⑤ なるべく四方に出入口が常時確保されていること
- ⑥ 情報の伝達を行いやすいこと
- ⑦ なるべく指定避難所を兼ねられる施設があること
- ⑧ なるべく公共施設等（私立学校等を含む）であること
- ⑨ なるべく広域避難場所へ適切な二次避難ができる場所であること

(2) 広域避難場所の指定

広域避難場所は、広域延焼火災という最悪の事態においても、市民の安全・生命を一時的に守り得る性能を持っている場所とし、次の5つの目安にしたがって、適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。

- ① 相当程度のオープンスペースが確保されていること
- ② 火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が考慮されてい

ること

- ③ なるべく四方に出入口が常時確保されていること
- ④ オープンスペースは、なるべく公共施設であること
- ⑤ 敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として、耐火構造物であること

(3) 指定避難所の指定

指定避難所は、被災者の住宅に対する危険の予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が短期間開設し提供する仮宿泊施設とし、次の基準に基づき指定し、住民に周知する。

- ① 原則として、区・自治会ごとに学区を単位として配置すること
- ② 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること
- ③ 速やかに、被災者等の受入れ等を行うことが可能な構造等を有すること
- ④ 災害の影響が比較的少ない場所や車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること
- ⑤ 主として要配慮者を受け入れることが想定される指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談等の支援体制を有すること等、要配慮者を受け入れるために必要な一定の措置が講じられること
- ⑥ なるべく公共施設等（私立学校等を含む）であること

(4) 指定避難所の確保・充実

指定避難所の収容能力が不足する場合に備えて、民間施設等との指定避難所施設利用に関する協定の締結を推進する。

(5) 指定避難所の運営

① 避難者による自主運営

指定避難所の運営は避難者による自主運営を原則とする。このため、平常時において、指定避難所となる施設を中心とした地域の区・自治会、自主防災組織等から構成される避難所運営委員会を組織する。また、市は、避難所運営委員会による実践的な指定避難所開設・運営訓練等を支援する。

避難所運営委員会は、平常時から当該地域の住民に対し、自助による備えの重要性について普及・啓発するとともに、災害時に自宅での生活が可能な場合は在宅避難を推奨する。また、指定避難所の生活を余儀なくされる場合でも、自助による水・食料等の備蓄品の持ち込みを推奨する。

② 指定避難所の鍵の管理

指定避難所の開設のために必要な鍵等の管理方法について検討し、避難所運営委員会に周知する。

また、教育部は、平常時から予備の鍵（体育館）を保管する。

③ 指定避難所の運営における女性の視点の導入

避難所運営委員会の役員等の選任にあたっては、指定避難所の運営に女性の視点を導入し、男女共同参画を促進する。

④ 指定避難所の運営マニュアル等の作成

避難所運営委員会は、市が作成した「災害時における避難所運営マニュアル」を参考に、指定避難所となる学校等の施設特性を踏まえた、独自のマニュアル等を作成する。また、市は、避難所運営委員会によるマニュアル作成等を支援する。

⑤ 避難所運営委員会と施設管理者等との連携

市は、避難所運営委員会と指定避難所の学校長等施設管理者との連携を支援する。学校長等は、避難所運営委員会の運営に協力するとともに、市及び自主防災組織（区・自治会等）やボランティア等との連携を図る。

また、要配慮者への対応等も含めて、教室、体育館等を適切に活用するため、避難所運営委員会と学校長等の施設管理者は、平常時から利用可能なスペースについて検討を行う。特に要配慮者を対象とした福祉避難所が直ちに立ち上がらない場合も想定して、利用可能な福祉スペースの割り当てを検討する。

(6) 指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄

防災備蓄倉庫において、指定避難所で使用する食料・飲料水、仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄に努める。

また、指定避難所においても、仮設トイレ、間仕切り、毛布、投光機等の災害時に使用する物資等の備蓄に努める。

3.2 福祉避難所の指定 <福祉サービス部>

一般の指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする障害者、高齢者等の要配慮者を対象に、物理的障壁の除去（バリアフリー化等）がされている施設を福祉避難所として開設するため、あらかじめ福祉避難所の利用対象となる者の概数を把握し、福祉避難所としての機能を有している特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム等を福祉避難所として指定する。

また、福祉避難所の収容力が不足する場合に備えて、要配慮者を収容することができる公共施設をあらかじめ検討する。

3.3 指定避難所外の避難者対策 <福祉サービス部、教育部>

災害発生時には、指定避難所外の避難者の発生が想定されるため、その実態の把握や支援のあり方等について検討する。

3.4 指定緊急避難場所等の周知 <危機管理監>

災害が発生した場合に被災者を安全な場所に迅速かつ円滑に避難させるため、次のような点に留意して周知するものとする（第1節4「避難誘導計画」参照）。

- (1) 避難誘導標識及び広域避難場所等の案内板の設置
- (2) 「四街道市防災ハザードマップ」の配布等による広報活動
- (3) 地域防災訓練等を通じての指定緊急避難場所等の啓発
- (4) 地域（区・自治会、自主防災組織）は地域住民と協力し、指定緊急避難場所等までの経路（避難経路）の危険箇所を把握する。

4 防災備蓄倉庫の整備 <危機管理監、環境経済部>

- (1) 防災備蓄倉庫の整備状況は、市内4か所に設置し備蓄に努めている。
- (2) 今後は、中学校区に1備蓄倉庫を整備する計画を推進するとともに、既存備蓄倉庫の維持修繕を行う。また、被害想定調査結果等を考慮して、各指定避難所に小規模な防災備蓄倉庫の設置に努めるとともに小中学校等の余裕教室の利用を図る。

5 備蓄物資の整備 <危機管理監、環境経済部>

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要となる食料、生活必需品等の物資について多様なニーズを満たすことができるよう、適切な備蓄及び調達体制を整備する。

また、備蓄物資の特性に応じ、物資の管理が容易な集中備蓄及び指定避難所の位置等を勘案した分散備蓄に配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等の体制の整備に努める。

6 水防用資機材の整備 <危機管理監>

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

7 耐震性貯水槽及び防災井戸等の整備 <危機管理監、消防本部>

防災拠点・防災活動拠点において、耐震性貯水槽、防災井戸等の整備を図る。

8 事業所等の所有する井戸の活用 <危機管理監>

災害時の飲料水の確保を図るため、平常時より市民、事業所等が所有する井戸の把握に努めるとともに、災害時に協力が得られる体制づくりに努める。

9 河川への消火用水確保施設の整備 <消防本部>

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての機能がある。

消火用水の確保について、整備が必要な河川等の調査を実施し、対策を進める。

第4節 自然災害に伴う大規模事故、複合災害への対応

＜危機管理監、各部＞

震災時には、併発して、あるいは後発して台風、大雨等の災害が複合して起こることや、災害に伴う大規模事故やそれに起因する計画停電等の事象が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる可能性があることを認識し、自然災害に伴う大規模事故や複合災害への対応を図るものとする。

また、災害事故等対応に当たる要員、資機材等について、後発災害事故等の発生が懸念される場合には、先発災害事故等に多くを動員し後発災害事故等に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画を策定するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

第4章 地震災害の防止に関する調査研究

地震災害は多種多様であり広域的かつ大規模な被害をもたらすことが想定される。市や関係機関は都市構造の変化を踏まえて、防災対策のための総合的なシステムの整備を図る。

また、災害に関する調査研究を継続的に実施し、その成果を防災関連計画の見直しに活用する。

第1節 防災対策の調査研究 <危機管理監>

以下について、防災対策の調査研究を進めるものとする。

1 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画等については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

2 防災に関する図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

3 県が充実・強化している調査研究

県が充実・強化を図っている調査研究は、以下のとおりである。

(1) 地震観測

地震時の地盤の振動特性を把握するため、昭和63年度から地震計を設置し観測している。また、市町村ごとの震度を発表するため、平成8年度に県内市町村の役所・役場に計測震度計を設置する千葉県震度情報ネットワークシステムを構築した。

(2) 地下地質構造及び地質災害等の調査

① 活断層に関する調査研究

県内の活動層の存在、活動度等について、本県の地質的特徴を考慮した調査研究を進める。

② 地震動予測及び長周期地震動に関する調査研究

地震観測を継続し、観測した地震動記録を用いて震源ごとの地震発生の特徴を把握するとともに、県土の地質環境により異なる地域的な地震動及び長周期地震動に関する調査研究を進め、震災対策の基礎資料として活用する。

③ 液状化及び流動化に関する調査研究

千葉県東方沖地震及び東日本大震災時には、従来知られていない様々な液状化及び流動化の被害がみられた。これらの被害の現地での実態調査を随時行い、より詳細な

そのメカニズムを解明し、効果的な液状化、流動化対策の基礎資料として活用する。

(3) 震災関係資料の収集及び被害予測手法等の調査・研究

防災センター等の震災関係資料の充実・強化を図り、県民の利便性を高めるため、震災関係資料の収集に努めている。

また、地震時の液状化現象を含む地盤災害・建築物等の耐震検討基礎資料とするため、地質ボーリング柱状図を中心に収集し、「地質環境インフォメーションバンク」として県民、関係機関が利用しやすいよう整備している。

① 各地震災調査に基づく地震地質環境データの活用に関する研究

国の内外で発生する地震について、その資料収集に努めるとともに地質環境面から地震被害の調査を実施し、当該地域の地質環境に関するデータの解析とその蓄積を基にして、本県の地震被害に関する地質環境の特性を把握する調査研究を進めている。

② 地震に伴う地盤の沈下に関する防止対策の研究

地震に伴って発生が予想される地盤沈下区域を検討するとともに、非常用水源となる地下水を保全するための地下水涵養地域における涵養機能の維持を図る方策、液状化に伴う地盤の沈下を予測、把握する方法を検討する。

4 本市の防災上特に問題となる事項の専門的調査・研究

- (1) 本市の防災上問題となる事項については、特に専門的調査・研究を実施するよう努める。
- (2) 宅地化の進展をはじめ、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展に合わせて随時、総合的防災調査を実施していく。
- (3) 情報通信分野をはじめ、めざましく進歩する科学技術について、防災行政への積極的な活用を努める。
- (4) 液状化危険地内の公共施設を中心に、構造物の耐震性及びその液状化対策について調査研究に努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動組織

第1節 活動組織体制の設置

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、災害警戒本部、災害対策本部を設置し、災害応急活動を実施する。

1 防災配備指令と配備体制 <各班>

災害の発生に伴って緊急に必要とされる膨大な応急対策業務を迅速かつ的確に処理するため、事前に職員の配備基準、配備方法等について明らかにし、職員に周知徹底を図る。

(1) 防災配備指令の発令・解除

① 発令

市長は、災害の程度に応じて別表 1-1-1 「防災配備指令基準と主な活動内容」によって防災配備指令を発令する。

② 解除

市長は、災害の継続、拡大、又は新たな災害発生の可能性がなくなったと認めるときは、防災配備指令を解除する。

(2) 発令・配備基準(自動配備)

発令・配備基準は次のとおりとする。なお、消防職員にあっては消防本部が別途定める非常招集基準による。

① 防災配備指令第1号

第1号配備(震度4体制) …… 平常時体制(危機管理室対応)

② 防災配備指令第2号

第2号配備(震度5弱体制) …… 緊急防災要員の概ね2/3

③ 防災配備指令第3号

第3号配備(震度5強以上体制) …… 緊急防災要員全員

④ 防災配備指令第4号

第4号配備(震度6強以上体制) …… 職員全員

発令・配備基準は、別表 1-1-1 「防災配備指令基準と主な活動内容」のとおり。

(3) 配備体制

別表 1-1-1 「防災配備指令基準と主な活動内容」の配備体制をとる。

職員への連絡については、緊急時職員参集システム及び必要に応じ緊急連絡網により行う。

各部の部長等が不在の場合は、次順位の者が指揮命令を行う。

(4) 配備の報告

防災配備指令に基づき、職員又は緊急防災要員を配備した場合の報告は、以下のとおりとする。

- ① 第 1 号配備の場合、危機管理室長は、危機管理監へ報告する。
- ② 第 2 号配備の場合、各部次長等は、災害警戒本部事務局等へ報告する。
- ③ 第 3 号配備及び第 4 号配備の場合、各総括班長は、本部事務局へ報告する。

(5) 配備の特例措置

市長（本部長）は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、緊急防災要員の増減変更を行うことが出来る。

(6) 職員の心構え

- ① 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び自己の任務を十分習熟しておく。
- ② 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ等のマスメディアを通じ、情報を得るよう努める。
- ③ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災配備指令がない場合であっても、自らの判断で自主参集する。

別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容

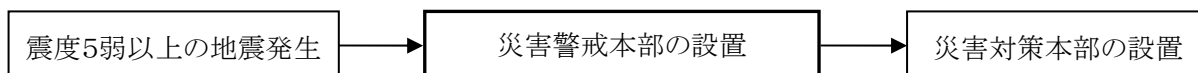
指令区分	配備種別	発令・配備基準	配備体制	主な活動内容
災害警戒本部	防災配備指令第1号 (震度4体制) 第1号配備	警戒配備体制 1. 四街道市で震度4の地震が発生したとき [自動配備] 2. その他状況により市長が必要と認めたとき	危機管理室において対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況と情報等の収集・伝達 災害に対するための準備処置及び応急措置
	防災配備指令第2号 (震度5弱体制) 第2号配備	警戒本部体制 1. 四街道市で震度5弱の地震が発生したとき [自動配備] 2. 小規模の災害の発生が予想される段階 3. 小規模の災害が発生した場合 4. 判定会が招集されたとき (附編参照) 5. その他状況により市長が必要と認めたとき	緊急防災要員の概ね2/3とし、状況に応じて、要員の中から増員する。	
災害対策本部	防災配備指令第3号 (震度5強以上体制) 第3号配備	1. 四街道市で震度5強以上の地震が発生したとき [自動配備] 2. 中規模の災害が予想される段階 3. 中規模の災害が発生した場合 4. 警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがあると予測される場合 (附編参照) 5. その他状況により本部長が必要と認めたとき	緊急防災要員全員とし、状況に応じて増員する	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部事務分掌による緊急・応急・復旧対策
	防災配備指令第4号 (震度6強以上体制) 第4号配備	1. 四街道市で震度6強以上の地震が発生したとき [自動配備] 2. 大規模の災害が予想される段階 3. 大規模の災害が発生した場合 4. 警戒宣言が発令され、大規模の災害が発生する恐れがあると予測される場合 (附編参照) 5. その他状況により本部長が必要と認めたとき	職員全員	

(注) 災害発生の場合、配備体制につかない職員は、勤務時間外にあっても自ら災害に関する情報の把握に努め、所在を明らかにしておく等、常に配備につける体制を整えておくものとする。

- * 配備については、勤務時間の内外を問わず上記の体制とするが、時間内にあっては、最小限の必要な人員が各部の判断において、各課の所管事務を行うものとする。
- * 市長（本部長）は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、各配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。
- * 消防職員にあっては、消防本部が別途定める非常招集基準による。
- * 緊急防災要員とは、あらかじめ定められた職員（災害予防計画第1章第1節「緊急防災要員の指定等」参照）。

2 災害警戒本部 <各班>

(1) 設置基準



危機管理監は、以下の場合、災害警戒本部を設置する。

- ① 市域で震度5弱の地震が発生した場合（防災配備指令2号が発令されたものとみなす）。ただし、市長が必要と認めるときは、災害対策本部とする。
- ② 市域で震度5強以上の地震が発生した場合で災害対策本部が設置されるまでの間。

(2) 災害警戒本部の設置場所

- ① 本部は、四街道市役所に設置する。
- ② 上記場所に設置できない場合は、安全な場所に設置する。

(3) 組織

- ① 第1号配備の組織は、危機管理監及び危機管理室とする。
- ② 災害警戒本部組織は、別表 1-2-1 「四街道市災害警戒本部」組織図に定め、緊急防災要員をもって構成する。
- ③ 危機管理監は、初動対策上必要な場合は、緊急防災要員の増員を行うことができる。

(4) 災害警戒本部の構成

次のような体制で構成される。

警戒本部長	……危機管理監
警戒本部副部長	……総務部長、都市部長
警戒本部員	……経営企画部次長、総務部次長、福祉サービス部次長、健康こども部次長、環境経済部次長、都市部次長、消防本部次長、教育部次長、上下水道部経營業務課長、会計管理者、議会事務局長
警戒本部事務局長	……危機管理室長
警戒本部事務局	……危機管理室、自治振興課

(5) 活動内容

各配備体制における活動内容は以下のとおりである。

- ① 第1号配備（警戒配備体制） 災害に関する情報の収集伝達、応急措置、危険箇所のパトロール及び警戒本部体制に準じた活動。
- ② 第2号配備（警戒本部体制） 災害対策本部組織班と事務分掌（後述）に基づく活動。

(6) 警戒本部員会議

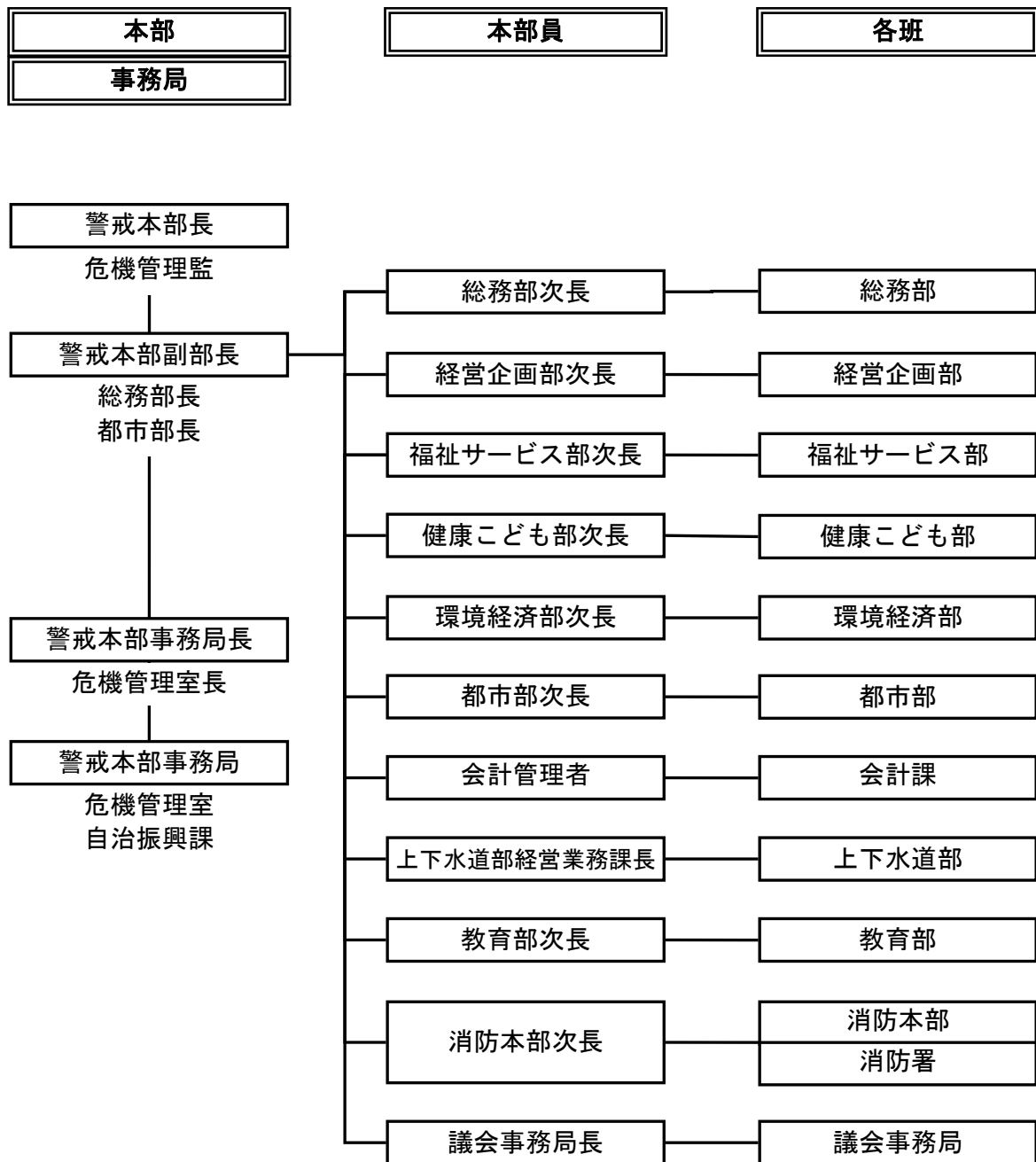
災害対策上重要な事項について審議する必要がある場合、警戒本部長は警戒本部副部長、警戒本部員及び警戒本部事務局を招集し、警戒本部長が議長となり、警戒本部員会議を開会する。

(7) 解散

危機管理監は、次の場合、市長の指示に従い災害警戒本部を解散する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 初動対策の必要が認められなくなったとき。

別表 1-2-1 四街道市災害警戒本部組織図（第2号配備）



3 災害対策本部 <本部事務局、各班>

3.1 災害対策本部の設置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長が災害対策本部を設置する。市長が本部長となり、職員を統括し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は以下のとおりとする。

- ① 市域で震度5強以上の地震が発生した場合（防災配備指令3号、4号が発令されたものとみなす）。
- ② 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合。
- ③ 警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがあると予測される場合。

(2) 災害対策本部の設置場所

- ① 本部は、四街道市役所に設置する。
- ② 上記場所に設置できない場合は、庁舎敷地の安全な場所にテント等を設置する。

(3) 廃止

本部長（市長）は市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは本部を廃止する。

(4) 設置及び廃止の通知

本部を設置した場合又は廃止した場合、危機管理監は、必要な関係者に以下のとおり通知する。

① 通知方法

県防災行政無線、千葉県防災情報システム、防災行政無線、電話、FAX、口頭又は文書、その他迅速な方法

② 主な通知先

機関の名称		番 号	
		電 話 (防災無線)	F A X (無線 F A X)
県	危機管理課 (平日)	043-223-2175 (500-7314)	043-222-1127 (500-7298)
	情報通信管理室 (休日夜間)	043-223-2178 (500-7225)	043-222-5219 (500-7110)
印旛地域振興事務所		043-483-1110 (503-721)	043-483-2450 (503-722)

印旛土木事務所		043-483-1146 (503-731)	043-485-3759 (503-732)
四街道警察署		043-432-0110	—
印旛健康福祉センター		043-483-1133 (503-741)	043-486-2777 (503-742)
陸上自衛隊 高射学校	企画室 (平日)	043-422-0221 (500-9631)	043-422-0221 (500-9632)
	駐屯地当直司令 (休日夜間)	043-422-0221 (500-9633)	—

3.2 災害対策本部の組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における事務分掌は時間経過に対応する具体的内容を定める。

また、各担当の責任者及び次順位の責任者をあらかじめ指定し、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とする。なお、四街道市災害対策本部の組織は、別表1-3-2 「四街道市災害対策本部組織図」のとおり。

(2) 本部の構成

本部長 ……市長

副本部長 ……副市長、教育長

本部員 ……危機管理監、総務部長、経営企画部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境経済部長、都市部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、その他市長が指名した者

本部派遣職員……防災関係機関及び災害派遣された自衛隊から本部長が派遣を求める者

(3) 本部員会議

災害時に関する情報を分析し、災害対策方針を決定するため、本部長は副本部長、本部員を招集し、本部長が議長となり、必要に応じ総括班長及び本部派遣職員を本部員会議に出席させ、本部員会議を開催する。

なお、本部員会議の報告事項及び協議事項は概ね次のとおり。

① 報告事項

各部の配備体制と緊急措置事項

② 協議事項

- 1) 自衛隊災害派遣要請に関する事
- 2) 災害対策本部の配備体制の変更
- 3) 災害対策経費の処理に関する事
- 4) 災害救助法の適用に関する事
- 5) 防災関係機関との連携強化に関する事
- 6) 災害派遣された自衛隊との連携強化に関する事
- 7) その他災害対策の重要事項に関する事

(4) 本部事務局の設置

災害対策本部に、本部事務局を設ける。

(5) 本部事務局の構成

次の体制で構成する。

事務局長	……危機管理監
副事務局長	……危機管理室長、議会事務局長
事務局	……危機管理室、自治振興課、秘書課、議会事務局、 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、 農業委員会事務局

(6) 本部事務局の事務分掌

本部事務局の事務分掌は別表 1-3-1 「災害対策本部事務局の事務分掌」に定めるところによる。

(7) 各班の所掌業務

本部長は、本部の職員を指揮監督するとともに、円滑かつ迅速な応急対策活動を行うため、各班の相互連携による人員の確保・配置を本部員に指示する。

各本部員は、本部長の命を受け、部内各班の事務又は業務を掌握し、各班の相互連携による人員の確保・配置を総括班長へ指示するとともに、各班の全活動に責任を持つ。

総括班長は本部員の命を受け、所属各班を指揮監督する。

班長は総括班長の命を受け、班の事務又は業務を実施する。

各班における事務分掌は別表「災害対策本部の組織体制と事務分掌」に定めるところによる。

総括班長……危機管理室長、経営企画部次長、総務部次長、福祉サービス部次長、健康こども部次長、環境経済部次長、都市部次長、会計課長、上下水

道部経營業務課長、教育部次長、消防本部次長

(8) 職務・権限の代行

市長不在時の災害対策本部の本部長は、副市長、教育長の順で代行することとする。市長、副市長、教育長とも不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順位により、各部長が代行する。また、本部員及び総括班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した者をもって充てることとする。

(9) 現地指揮所等の配慮

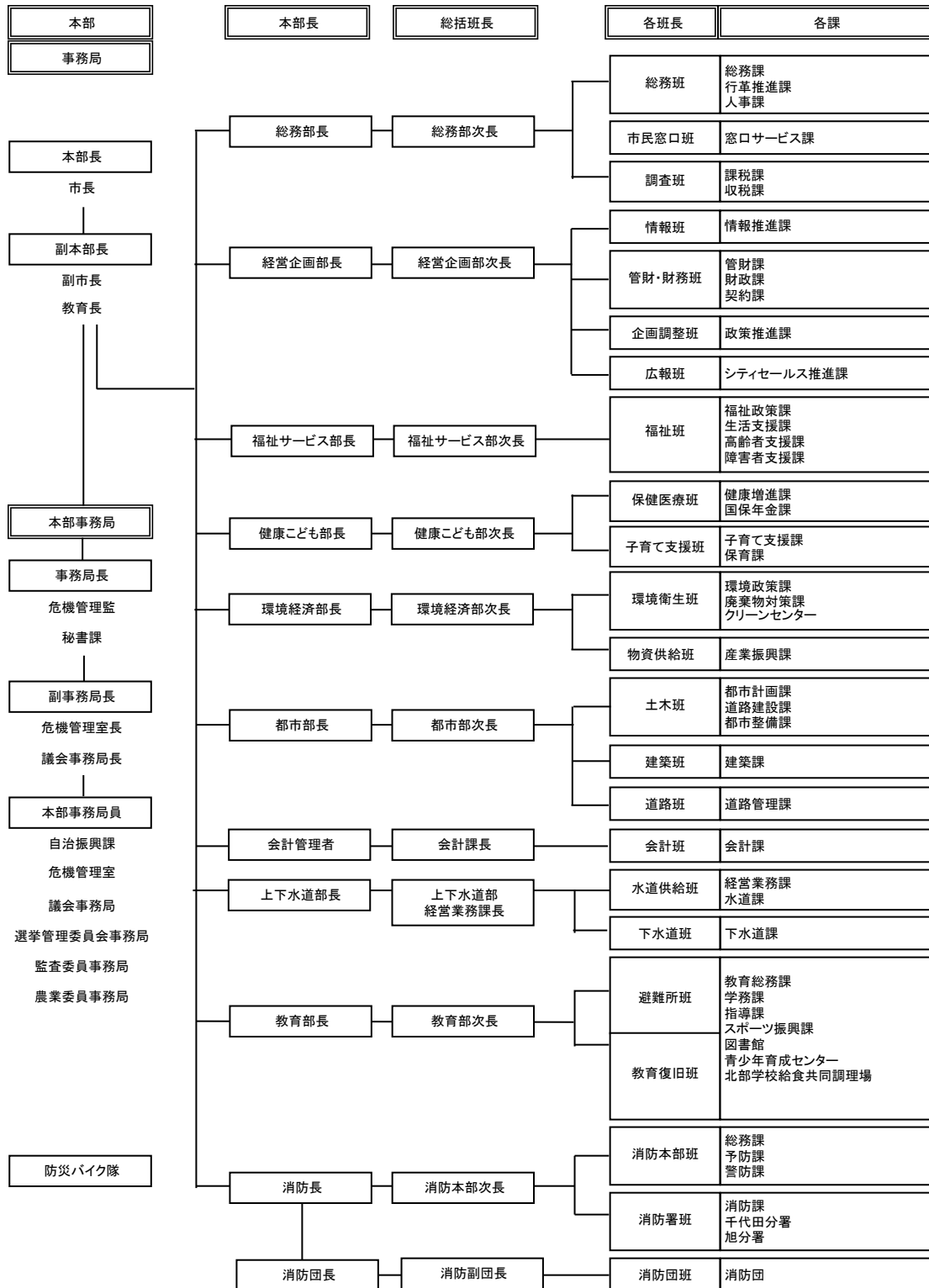
本部長は、必要に応じ、各指定避難所等に情報収集・伝達の窓口として、現地指揮所を設ける。なお、現地指揮本部長にあっては、本部長が指名した者をもって充てることとする。

別表1-3-1 災害対策本部事務局の事務分掌

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

総括班長	班長	班	担当課等	主な事務分掌
◎危機管理室長	◆自治振興課長 ◇秘書課長	統括班	危機管理室 秘書課	1. 気象及び地震等の情報の収集に関する事 2. 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 3. 避難勧告等の発令の検討に関する事 4. 各班との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関する事 5. 災害対策本部の設置並びに廃止及び庶務に関する事 6. 本部員会議に関する事 7. 災害応急対策全般の調整に関する事
		情報統括班	自治振興課	1. 災害情報等の統括・伝達に関する事 2. 防災行政無線の運用統制に関する事 3. アマチュア無線及びその他の通信機関との調整に関する事 4. 避難勧告等の伝達に関する事 5. 県への災害状況報告に関する事 6. 自主防災組織との連絡調整に関する事 7. 本部活動の記録に関する事
◎議会議務局次長 (班長と兼務)	◆議会議務局次長 ◇選挙管理委員会 事務局長 ◇監査委員事務局 長 ◇農業委員会事務 局長	受援統括班	議会議務局 選挙管理 委員会事務局 監査委員 事務局 農業委員 会事務局	1. 受援に関する状況把握・とりまとめに関する事 2. 応援資源の調達・管理の調整に関する事 3. 自衛隊派遣要請に関する事 4. その他応援の要請、受入のとりまとめに関する事

別表 1-3-2 四街道市災害対策本部組織図



災害対策本部の組織体制と事務分掌（震災編）

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

●災害発生直後に対応 ○災害対策本部設置後に対応 △必要に応じ対応

初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

初動対策の数字は配備体制を表す

1, 2号配備 ←→ 3, 4号配備

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動業務	緊急	応急	応急復旧
◎総務部 次長	総務班 ◆総務課長 ◇行革推進課長 ◇人事課長	総務課 行革推進課 人事課	1. 市職員の配備に関する事 2. 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事 3. 他市町村の応援職員の配備に関する事 4. 職員の給食及び衛生管理に関する事 5. 災害救助費関係資料の取りまとめ及び報告に関する事	1, 2	● ○ ○ ○ ○	○ △ △ ○ ○	○ △ ○ ○ ○
	市民窓口班 ◆窓口サービス課長	窓口サービス課	1. 市民等からの問い合わせ、相談、要望等に対する受付に関する事 2. 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事 3. 国際交流協会との連携による外国人に対する情報提供及び相談受付に関する事 4. 死体の埋火葬許可証に関する事	2 2	● ● ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	調査班 ◆課税課長 ◇収税課長	課税課 収税課	1. 倒壊家屋の調査に関する事 2. 家屋のり災証明に関する事				○ ○ △
◎経営企画部 次長	情報処理班 ◆情報推進課長	情報推進課	1. 災害に伴う各種データの作成・管理及び情報処理に関する事 2. 災害に関する写真、ビデオ等による記録の管理に関する事	1, 2	○	○	○
	管財・財政班 ◆管財課長 ◇契約課長 ◇財政課長	管財課 契約課 財政課	1. 市有財産（教育施設は除く）の被害調査に関する事 2. 車両等の運行、配分に関する事 3. 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事 4. 災害用電話等の確保に関する事 5. 地域振興財団との連絡調整に関する事 6. 災害応急対策に係る財政措置に関する事	2 2 2 1, 2	○ ○ ● ● ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ △ △ ○
	企画調整班 ◆政策推進課長	政策推進課	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事 2. 災害復興計画等の企画立案に関する事 3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事	2 2	●	○ ○	○ ○
	広報班 ◆シティセールス推進課長	シティセールス推進課	1. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事 2. その他の広報に関する事		○ ○	○ ○	○ ○

災害対策本部の組織体制と事務分掌（震災編）

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

●災害発生直後に対応 ○災害対策本部設置後に対応 △必要に応じ対応

初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

初動対策の数字は配備体制を表す

1, 2号配備 ←→ 3, 4号配備

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動業務	緊急	応急	応急復旧
◎都市部次長	土木班 ◆都市計画課長 ◇道路建設課長 ◇都市整備課長	都市計画課 道路建設課 都市整備課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	1, 2	●	○	○
			2. 被害状況の収集に関する事	1, 2	●	○	○
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送路の確保に関する事	1, 2	○	○	○
			4. 避難及び誘導に関する事	2	○	○	○
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○	○	○
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○	○	○
			7. 被災宅地危険度判定に関する事				○
			8. 自衛隊、土木建築業者等との連絡調整に関する事	2	○	○	△
			9. 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事	1, 2	○	△	
10. その他の土木建築の技術面に関する事	1, 2	○	○	○			
11. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	1, 2	●	○	○			
	建築班 ◆建築課長	建築課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	1, 2	●	○	○
			2. 被害状況の収集に関する事	1, 2	●	○	○
			3. 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事		●	○	○
			4. 避難勧告及び誘導に関する事		○	○	○
			5. 所管工事現場の災害防止に関する事			○	○
			6. 損壊家屋対策に関する事			○	○
			7. 建物応急危険度判定に関する事		●	○	○
			8. 応急仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関する事				○
			9. 応急仮設住宅の入居者決定に関する事				○
	道路班 ◆道路管理課長	道路管理課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	1, 2	●	○	○
			2. 被害状況の収集に関する事	1, 2	●	○	○
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送路の確保に関する事	1, 2	○	○	○
			4. 避難勧告及び誘導に関する事		○	○	○
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○	○	○
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○	○	○
			7. ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーン等の巡視に関する事	1, 2	○	△	
			8. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	1, 2	○	○	○

災害対策本部の組織体制と事務分掌（震災編）

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

●災害発生直後に対応 ○災害対策本部設置後に対応 △必要に応じ対応

初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

初動対策の数字は配備体制を表す

1, 2号配備 ←→ 3, 4号配備

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動業務	緊急	応急	応急復旧
◎会計課長	会計班 ◆会計課長	会計課	1. 見舞金の出納に関する事。 2. 災害応急関係経費の支払いに関する事。 3. その他経費の支払いに関する事。		○	○	○
◎上下水道部経営業務課長	水道供給班 ◆水道課長	経營業務課 水道課	1. 広域給水応援の受け入れ、調整に関する事。 2. 各団体、関係業者との連絡調整に関する事。 3. 被災地の応急給水に関する事。 4. その他給水に関する事。 5. 応急復旧用資機材の調達に関する事。 6. 給水装置の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 7. 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 8. 配水の応急措置に関する事。 9. 緊急配水工事に関する事。		●	○	○
	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事。 2. 被害状況の収集に関する事。 3. 下水道、排水施設等の防災及び復旧に関する事。 4. 避難勧告及び誘導に関する事。 5. 所管工事現場の災害防止に関する事。	1, 2 1, 2 2	● ● ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
◎教育部次長	避難所班 ◆社会教育課長 ◇指導課長 ◇スポーツ振興課長 ◇図書館長 ◇青少年育成センター所長	教育総務課 学務課 指導課 社会教育課 スポーツ振興課 図書館 青少年育成センター 北部学校給食共同調理場 指定した他 部職員	1. 指定避難所の開設及び管理に関する事。 2. 非常用物資、食料の供給に関する事。 3. 指定避難所における災害対策本部との連絡調整に関する事。	2	● ● ●	○ ○ ○	○ ○ ○
	教育復旧班 ◆教育総務課長 ◇学務課長		1. 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 2. 児童生徒の安全対策に関する事。 3. 学用品等の供与等文教対策に関する事。 4. 応急教育の実施に関する事。 5. 文化財の保護に関する事。	2 2	● ●	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

災害対策本部の組織体制と事務分掌（震災編）

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

●災害発生直後に対応 ○災害対策本部設置後に対応 △必要に応じ対応

初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

初動対策の数字は配備体制を表す

1, 2号配備 ←→ 3, 4号配備

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動業務	緊急	応急	応急復旧
◎消防次長	消防本部班 ◆警防課長 ◇総務課長 ◇予防課長	警防課 総務課 予防課	1. 消防部内の職員の動員及び配置に関する事 2. 本部事務局及び他部との連絡調整に関する事 3. 部内各班との連絡調整に関する事 4. 消防団との連絡調整に関する事 5. 災害情報の収集及び分析に関する事 6. 危険物の監視警戒、応急処置に関する事 7. 消防活動状況の把握及び記録に関する事 8. 被害状況の把握及び記録集計に関する事 9. 災害危険区域の巡視に関する事 10. 他市町村との相互応援に関する事 11. 緊急消防援助隊等の受援に関する事 12. その他消防に関する事	1, 2 1, 2 1, 2 2 1, 2 2 1, 2 1, 2 1, 2	● ● ○ ● ● ● ● ● ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ △ △ ○
	消防署班 ◆消防署長 ◇消防副署長	消防署 千代田分署 旭分署	1. 出動命令に関する事 2. 消防通信の運用統制に関する事 3. 気象情報の収集に関する事 4. 消火、救急及び救助に関する事	1, 2 1, 2 1, 2 1, 2	● ● ● ●	○ ○ ○ ○	○ △ △ ○
◎消防副団長	消防団班 ◆消防副団長	各消防分団	5. 避難誘導に関する事 6. 人命捜索及び収容に関する事	1, 2	●	○	○
	各班の共通事務	班長が指名した職員	1. 各班の庶務に関する事 2. 各班その他の所管事項で防災に関する事 3. 各班の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関する事 4. 各班内の連絡調整に関する事 5. 物資供給対象者に必要な生活関連物資の供給に関する事(教育部) 6. ボランティア団体等の把握に関する事 7. 人的及び物的資源の受援に関する事		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

3.3 応急活動の留意事項

応急活動に留意すべき点を以下に示す。

(1) 災害対策に従事する職員の健康管理

災害対策が長期化した場合、各部で職員の健康管理に十分留意する。また、職員のローテーションについては、概ね12時間を目途とし、職務内容を考慮して、各部総括班長が決定し、本部事務局へ報告する。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう市職員のローテーションを考慮する。

(2) 災害救助法の適用

被害調査結果を踏まえ、応急対応期のできるだけ早期に災害救助法の適用を県へ申請する（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

第 2 章 情報の収集・伝達

第 1 節 非常時の通信体制

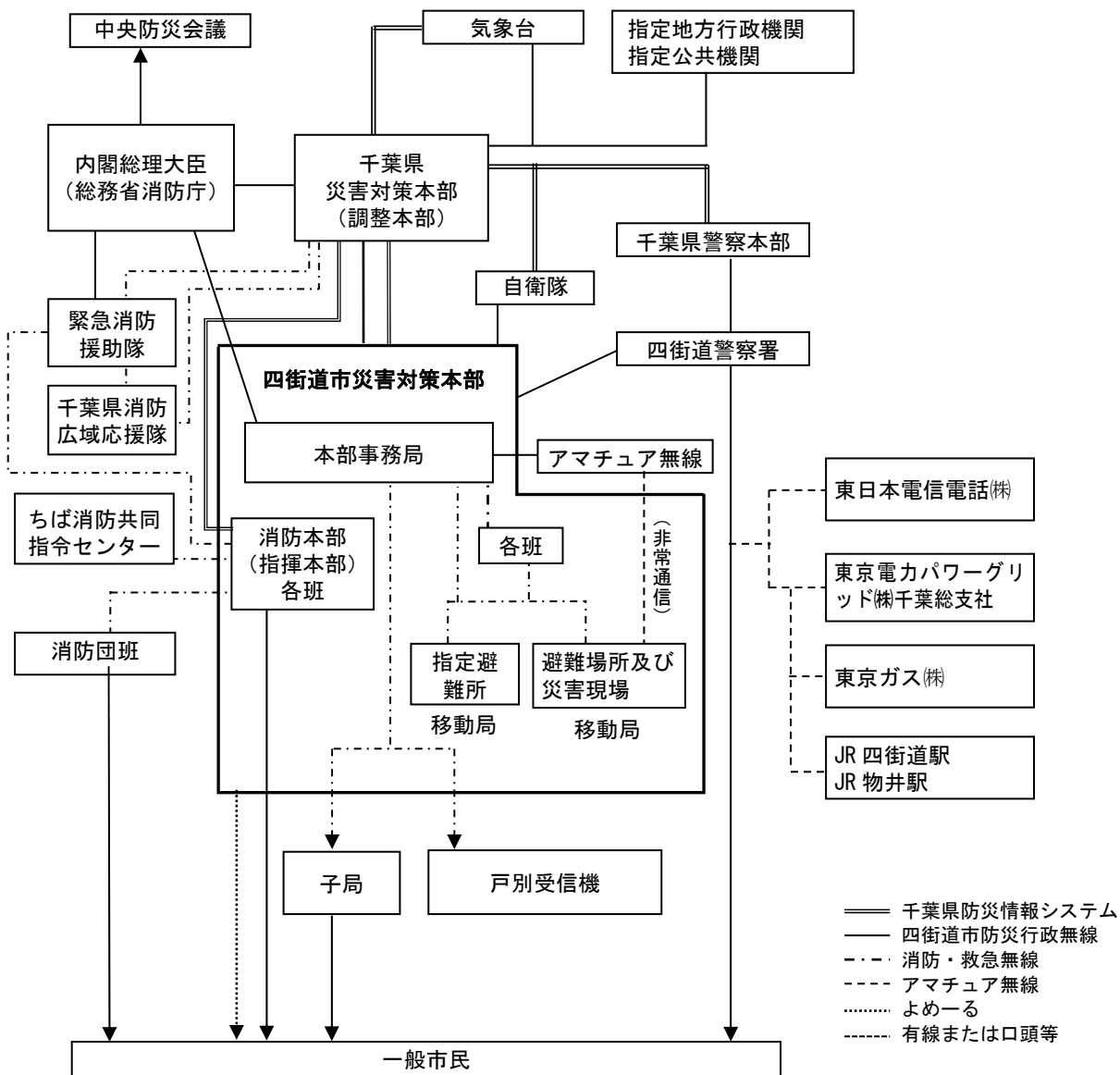
1 通信連絡系統 <本部事務局>

円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは、「災害通信連絡系統図」に示すとおりである。

[災害通信連絡系統図]



(2) 通信連絡手段

① 四街道市

- 1) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- 2) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- 3) 保有する同報無線を中心に、四街道市の各機関、指定避難所、福祉避難所、県

及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、また、市民への情報提供用として同報無線を整備し、災害時の通信を確保する。

- 4) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するようNTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。

② 消防本部

- 1) 消防救急無線、衛星携帯電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- 2) 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

① 関東地方非常通信協議会の構成機関の無線局

- 1) 関東総合通信局
- 2) 関東管区警察局千葉県情報通信部
- 3) 千葉県警察本部
- 4) 関東地方整備局利根川下流河川事務所
- 5) 気象官署通信施設（銚子地方气象台）
- 6) 千葉海上保安部
- 7) 千葉県
- 8) 千葉市
- 9) 東日本電信電話(株)
- 10) 東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社
- 11) 東京ガス(株)東部ガスライト24
- 12) 千葉県市長会・千葉県町村会
- 13) 日本赤十字社千葉県支部
- 14) 日本放送協会千葉放送局
- 15) 千葉テレビ放送(株)
- 16) (株)バイエフエム
- 17) (社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- 18) 中小企業金融公庫千葉支店
- 19) (株)NTTドコモ千葉支店

20) KDDI(株)千倉第二海底線中継所

21) (株)広域高速ネット二九六

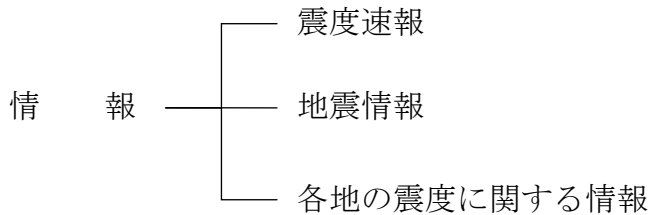
② 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)

③ 上記以外の機関又は個人の無線局

(4) 気象官署の地震に関する情報

① 情報等の種類

気象官署が発表する情報の種類は、以下に示すとおりである。



情報の種類	内容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
地震回数に関する情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

② 情報等の発表

1) 震度速報

地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻が発表され

る。千葉県の名地名は、気象注意報・警報の発表区分（北西部、北東部、南部）に同じ。この情報は、気象庁より通信衛星及び放送機関等を通じて伝達される。

2) 震源・震度に関する情報

震度 3 以上の地震が観測されたとき、震源位置・規模、震度 3 以上が観測された地名、大きな揺れが観測された震度計のある市町村名、震度 5 弱以上と考えられるが震度が入手できない震度計のある市町村名が発表される。

3) 各地の震度に関する情報

震源位置・規模、震度 1 以上の観測点、震度 5 弱以上と考えられるが震度が入手できない観測点が発表される。

2 有線通信網の利用方法 <各班>

(1) 災害時優先電話の利用

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。また、各防災関係機関は、災害時指定電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

(2) 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話又は指定電話相互間の通話が不能又は困難な場合、非常又は緊急電話として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。請求は、あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行い、N T T 非常・緊急通話受付番号 102 を回し、「非常通話（電報）」、「緊急通話（電報）」であることをはっきり告げて、申し込む。

1) 非常・緊急通話の接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

(3) F A X の利用

災害対策本部と防災関係機関間の情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則として F A X による文書連絡によって行う。

(4) 警察・鉄道電話の利用

警察・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、外に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

3 有線通信が途絶した場合の措置 <各班>

(1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え、非常電源として発電機及び燃料を配置し、非常時の通信を確保する。

(2) 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は市の防災行政無線（移動系）により行う。

(3) その他

必要に応じ伝令（職員）の派遣等を行う。

4 無線通信の運用 <各班>

(1) 災害時に利用可能な無線通信

- ① 千葉県防災行政無線
- ② 四街道市防災行政無線（固定系、移動系）
- ③ 消防無線

(2) 無線通信の障害による対応策

災害時、無線通信は、不通、混信、電波障害等様々な障害が予想されるが、少しでも確実な通信連絡を確保するため、次のような対応策をとる。

- ① 無線機が使用不可能な場合は、代替の通信手段によることになるが、通信不能の場合、伝令（職員）を派遣する。
- ② 無線通信が輻輳している場合、輻輳している時間は比較的短いために、いったん送信をやめ、しばらく時間をおく。また、緊急時は「至急、至急」と呼び、ほかの局に緊急である旨を告げて無線回線を開けてもらう。なお、通話は簡潔明瞭に行う。
- ③ 周囲の雑音等により、聞き取りが困難な場合は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も、受信状態が良くなるように、適当な場所に移動する（数十センチ無線機を移動させることにより受信状態が良くなることもある。）。

(3) 通信の統制

災害発生時には、無線通信の混乱が予想されるため、災害対策本部は適切な無線通信の統制（防災行政無線（移動系））を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

- ① 無線機の管理（上下水道部所管無線機は除く）

1) 携帯・可搬無線機の一括管理

すべての携帯・可搬無線機は、本部事務局が一括管理する。

2) 携帯・可搬無線機の使用

本部事務局が一括管理する無線機は、本部事務局の指示により使用する。

② 通信の統制

携帯・可搬無線機からの通話は、すべて本部事務局に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

通信の統制の原則

- ・重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ・本部事務局の許可の原則（通信に際しては、本部事務局の許可を得る）
- ・移動局間通信の禁止の原則（移動局間通信の必要があるときは本部事務局の許可を得る）
- ・簡潔通話の実施の原則

(4) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市役所内及び民間のアマチュア無線クラブを通じ、また市内アマチュア無線愛好家の自主的な協力を得て実施する。

① 災害発生後、速やかに情報収集を補完するため、本部長（市長）が指名した市役所内アマチュア無線クラブ員は市役所内アマチュア無線クラブ（呼び出し名称 J K 1 Z P Q）局を開局し、被害情報の収集を行う。

② 市役所内及び民間のアマチュア無線クラブは、状況に応じ電波法の規定による非常通信を行う。

(5) 業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

(6) 非常通信

地震、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、応急活動上必要が生じた場合、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

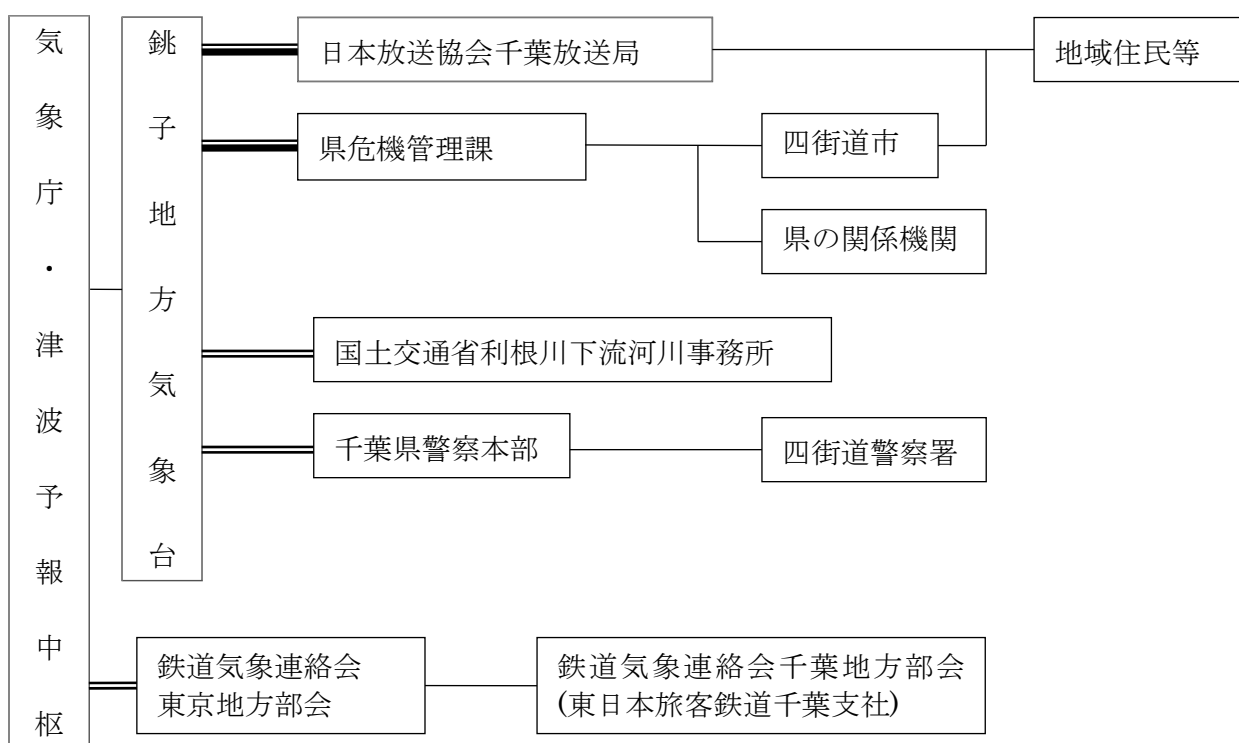
第2節 災害情報の収集・伝達

災害の規模や時間経過に対応した災害情報の収集、伝達を行う。なお、勤務時間外における初期の情報収集活動は、消防本部・署が行う。

1 地震情報の収集・伝達 <本部事務局、消防本部>

気象庁及び銚子地方気象台等が発表する地震情報は、次のルートにより収集する。

[地震情報等伝達系統図]



※東日本旅客鉄道千葉支社については、銚子地方気象台から伝達される。

==== 法令(気象業務法)による通知

==== 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により、通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

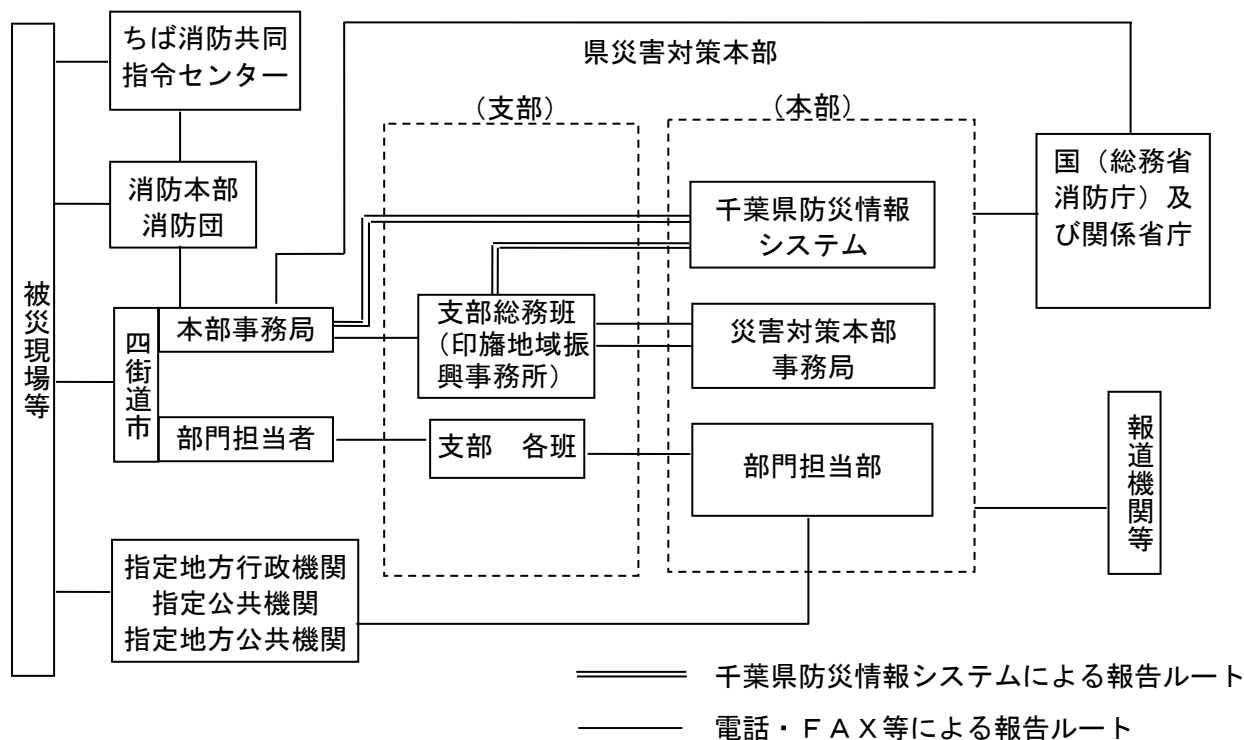
2 被害情報の収集・伝達 <本部事務局、各班、関係機関>

2.1 被害情報の収集・伝達 <各班、関係機関>

市は、四街道警察署や関係機関、諸団体及び、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て被害情報の収集を行う。また、非常時の通信体制に基づき情報の伝達を行う。

なお、自衛隊が派遣された場合、各班は自衛隊と協力し、被害情報の収集を行う。

[被害情報等収集・報告系統図]



2.2 被害調査及び報告 <各班>

(1) 被害情報の収集・報告の種類

初期情報の収集及び伝達にあたっては、防災バイク隊の機動力を生かし効果的な活用を図る。

種 類	時 期	要 領
第1段階 (速報)	被害の大小にかかわらず状況を把握次第、ただちに	把握した範囲内で迅速に報告する
第2段階 (中間報告)	被害の全容が概ね明らかになったものから逐次	その都度把握した範囲内で報告する
第3段階 (確定報告)	被害が確定したとき速やかに	確定した内容を報告する

① 第1段階 (速報)

災害発生後ただちに、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集・報告する。

1) 市が実施する情報収集報告

市内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報棟を収集し、千葉県防災情報システム(故障時は電話・FAX)により県本部事務局に報告する。

報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の状況
- e 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・主な応急措置の実施状況
 - ・その他必要事項
- f 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- g 災害による住民等の避難の状況
- h その他必要な事項

2) 各班が実施する情報収集報告

各班は、あらかじめ定めた被害状況の収集担当にかかわらず、災害発生直後において、わかる範囲内で、次の事項を収集する。被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県被害情報等報告様式を使用する。

- a 人的被害
 - ・人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - ・避難の必要の有無及び避難の状況
 - b 物的被害
 - ・主要道路、橋梁の被害状況
 - ・電気の被害状況
 - ・ガス・上下水道の被害状況
 - ・住宅の被害状況
 - ・建造物の損壊状況
 - c その他の情報
 - ・火災等の二次災害の発生状況、危険性
 - ・市民の動向
 - ・気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報、注意報等
 - ・その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- 3) 収集の要領
- ・参集した職員からの報告（時間外の場合）
 - ・警察等の防災関係機関との情報交換
 - ・公共施設管理者からの報告
 - ・消防本部の救出救助状況
 - ・市民（区・自治会、自主防災組織等）からの収集
 - ・指定避難所からの情報収集
- ② 第2段階（中間報告）
- 第1報（速報）の後、各班は担当する情報について、確定報告までの被害状況の収集・報告を行う。
- 1) 収集の要領
- 現地調査を行い、正確な数量的把握に努める。
- ③ 第3段階（確定報告）
- 応急対策活動終了後、復旧計画策定の参考にするため、被害状況を最終的に把握、収集し、確定報告を提出する。
- ④ 報告先
- 被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県被害情報等報告様式を使用する。

(2) 活動状況報告の種類

災害の応急活動の実施内容は、災害発生直後の時間経過に応じ、次のように行うものとする。活動状況の報告先は、情報統括班とする。

種 類	内 容
第1段階（速 報）	応急対策活動が必要と認める事項
第2段階（中間報告）	応急対策活動の状況、復旧見込み
第3段階（確定報告）	応急対策活動が完了したとき速やかに

(3) 被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況の確認資料及び記録保存資料としてきわめて重要であるので、各被害調査員は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度及び破壊状況が明瞭にわかるよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記入しておかなければならない。

(4) 報告責任者の選任

市は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	報告者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する	危機管理室長
取扱責任者	各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う	危機管理室職員

2.3 県に対する被害報告 <本部事務局、消防本部班>**(1) 報告の種類****① 災害緊急報告 [電話、FAX]**

報告基準に該当する災害を覚知後、ただちに、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告する。

② 災害総括報告

所管区域内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

1) 定時報告 [電話、FAX及び端末入力]

報告基準に該当する災害覚知後、原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。

2) 確定時報告 [端末入力及び文書]

市町村の応急対策終了後、10日以内に報告する。

3) 年報 [端末入力及び文書]

4月20日までに報告する。

③ 災害詳細報告 [電話、FAX及び端末入力]

被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、住民避難状況等）の詳細とする。

2.4 国に対する被害報告<本部事務局>

次の事項に該当する場合、市は国（総務省消防庁）へ報告するものとする。

- (1) 震度5強以上を記録した地震の場合。「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）
- (2) 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（総務省消防庁）とする場合。（事後速やかに県に報告する。）
- (3) 同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国及び県に報告する。

消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク	
			地上系	衛星系
勤務 時間内	応急 対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	120-90-49013 (FAX) 120-90-49033	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033
	夜間・ 休日	宿直室 03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	120-90-49102 (FAX) 120-90-49036	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036

2.5 報告事項

(1) 報告すべき事項

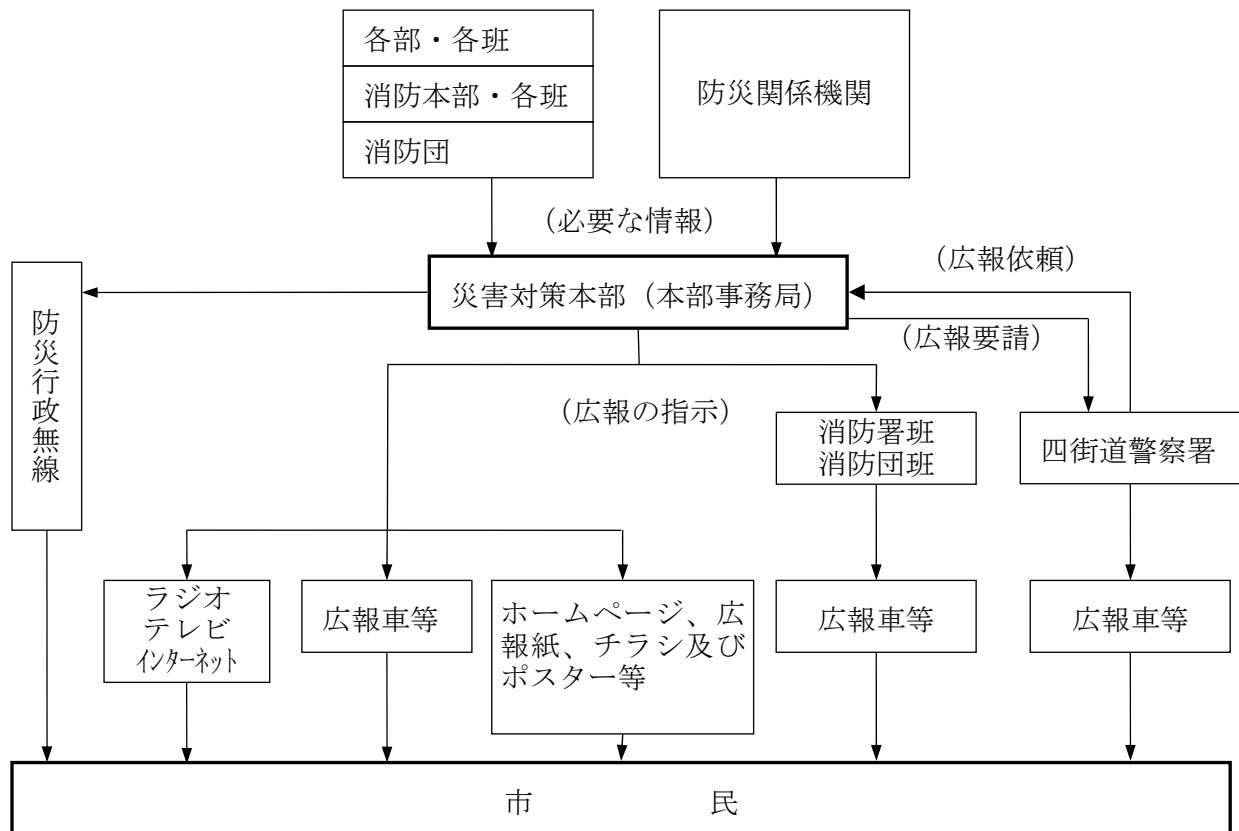
- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度
 - 1) 人的被害に関する事項
 - 2) 住家被害に関する事項
 - 3) 非住家被害に関する事項
 - 4) その他の被害に関する事項

- 5) 被災者に関する事項
- 6) 被害額に関する事項
- ⑤ 災害に対してとった措置及び今とろうとする措置
 - 1) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - 2) 主な応急措置の実施状況
 - 3) その他必要な事項
- ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦ 災害による住民等の避難の状況
- ⑧ その他必要な事項

第3節 広報活動

災害時には、マスメディアからの災害情報が不足する事が予想される。特に、市内の災害情報の著しい不足から、不安や噂、デマ等により、市民が混乱に陥るおそれがある。そのため、市は、正確な災害情報を提供し、情報不足による混乱の発生防止並びに市民の安全確保を図る。

[広報活動実施の流れ (概念図)]



1 広報内容 <本部事務局、広報班>

災害発生後の広報は、災害発生直後から災害状況や応急活動の進捗に対応した広報内容とする。広報内容は、視覚・聴覚障害者や外国人への対応にも考慮した「災害発生直後の広報」と「その後の広報」とし、関係機関が協力して迅速に一元化された内容で実施する。

広報内容の主なものは次のとおりである。

災害発生直後の広報	その後の広報
<ul style="list-style-type: none"> ○ 余震情報 ○ 地震時の一般的注意事項 ○ 初期消火活動、人命救助の呼びかけ ○ 災害情報、被害情報 ○ 避難及び指定避難所に関する情報 ○ 交通規制等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報、被害情報 ○ 救援物資の配給状況 ○ 応急給水状況 ○ ライフライン等の復旧状況 ○ 緊急交通路確保への協力要請 ○ ボランティア受入れ情報 ○ 安否情報 ○ り災証明発行に関する通知

(1) 防災行政無線（固定系）

- ① 緊急放送文

(2) 市域に震度5（強）以上の地震が発生したときの広報文

- ① 地震情報、余震情報、二次災害防止情報の伝達
- ② 被害の状況
- ③ 火災発生の状況
- ④ 安心情報
- ⑤ 交通の情報

(3) 避難・救護に関する広報文

- ① 避難準備・高齢者等避難開始の周知
- ② 避難指示（緊急）、誘導
- ③ 救護対策の周知
- ④ り災者の避難収容場所の周知
- ⑤ 防疫・保健衛生に関する周知
- ⑥ 気象情報の情報伝達

2 報道機関への発表 <本部事務局、広報班>

本部会議で諮った事項について、速やかに災害対策本部で取りまとめを行い、定期的に記者会見を行う。発表にあたっては、ラジオ・テレビ・新聞等報道機関との連携による迅速で確実な市民広報を行うため、記者会見場所を設置する。

記者会見場所には、情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まってくる情報を適宜掲示する。このほか、資料提出等の情報をファイリングし、報道機関が常時閲覧できるようにする。

[報道対応の要領]

- 報道機関に提供する情報は、災害対策本部が了承した事項とし、公表可能な事項と公表不可能な事項を明確に区分する。
- 情報の内容、発表時期、発表方法等は、広報班において調整する。
- 緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。
- 記者レク、記者会見においては録音、メモ等で記録する。
- 報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答をせず、質問内容を災害対策本部に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。

(1) 市防災行政無線・広報車

市防災行政無線、電子メール情報提供サービス「よめーる」及び広報車を利用する。必要に応じて四街道警察署その他の防災関係機関の広報車による協力も得る。

(2) 放送機関への放送要請

本部長（市長）は、災害により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、「災害時における放送要請に関する協定（千葉県）」に基づき千葉県防災危機管理部危機管理課を通して、放送機関へ要請する。放送要請を行う場合、以下の事項を明らかにする。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 希望する放送日時及び送信系統
- ④ その他必要事項

(3) ホームページ、広報紙、チラシ及びポスター等による広報

ホームページやCATV、メール、SNSの活用等多様な媒体による迅速な広報に努める。また、情報機器に不慣れな高齢者等や指定避難所等においても有効な紙媒体の伝達手段である広報紙、チラシ、ポスター等を早期に発行し、各指定避難所、給水所、防災拠点等に配布、掲示する。

3 要配慮者への広報 <福祉班、子育て支援班>

個別対応が必要な要配慮者への広報は、自主防災組織及びボランティア等の協力を得

て実施する。

4 市民等の各種相談窓口 <本部事務局、広報班、市民窓口班>

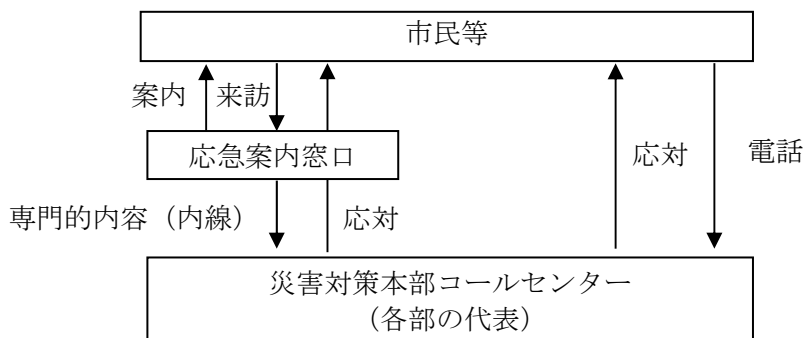
市は、市民等からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携して相談窓口を開設し、必要に応じて巡回相談窓口を開設する。

災害対策本部解散後は、主管課が事務を引き継ぐ。

(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応

市役所に被災者等のための応急案内窓口を設け、必要に応じ、本部事務局との連携により対応する。また、市民等からの電話による問い合わせに効率的に対応するため、本部事務局にコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。障害者や外国人からの受付は、派遣された専門ボランティア等により対応する。

[市役所での案内窓口の設置・相談対応]



(2) ホームページ等の活用

広報班は、市民からの問い合わせの多い相談内容について、ホームページ等に「よくあるご相談と回答 (FAQ)」を臨時に開設する。

(3) 巡回相談窓口の設置

本部事務局は、災害の規模や避難生活の期間等を踏まえて、各部から相談員を動員し、指定避難所等での巡回相談を行う。巡回相談窓口では、直接面談による相談に応じるとともに、必要に応じ、専門員と電話により対応する。

第 3 章 消防活動

第 1 節 消防活動の大綱

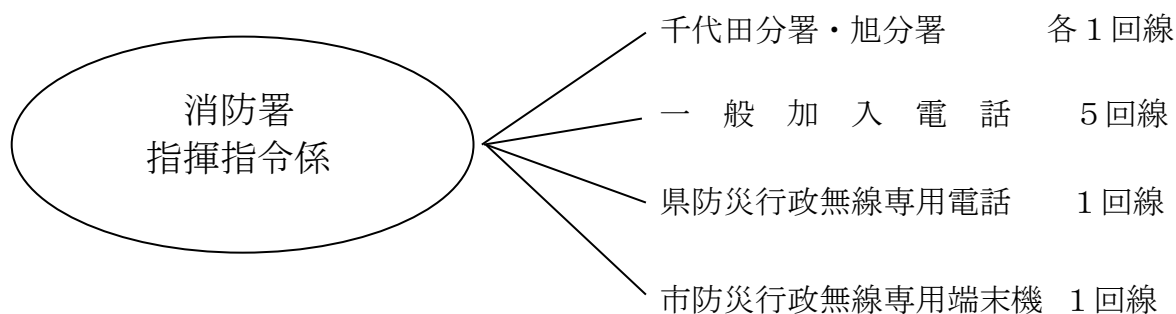
災害発生直後に起こる同時多発火災、救助・救急事象に対処するため、その基本となる計画が必要であり、本計画において地域の消防活動の大綱を明らかにする。なお、具体的な計画については、大規模地震等対応計画において策定する。

1 消防通信施設の現況 <消防本部>

消防本部、消防署、分署に消防業務用として無線電話通信網と有線電話通信網（一般加入電話の他に消防用電話）が整備されている。無線電話通信は、市内全域が通信範囲にはいるので、災害通信用として活用する。

[無線体系]

グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報
活動波 1 G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2 統制波 1 統制波 2 統制波 3	活動波 4 G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波
活動波 2 G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3		活動波 5 G
活動波 3 G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5 千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3		



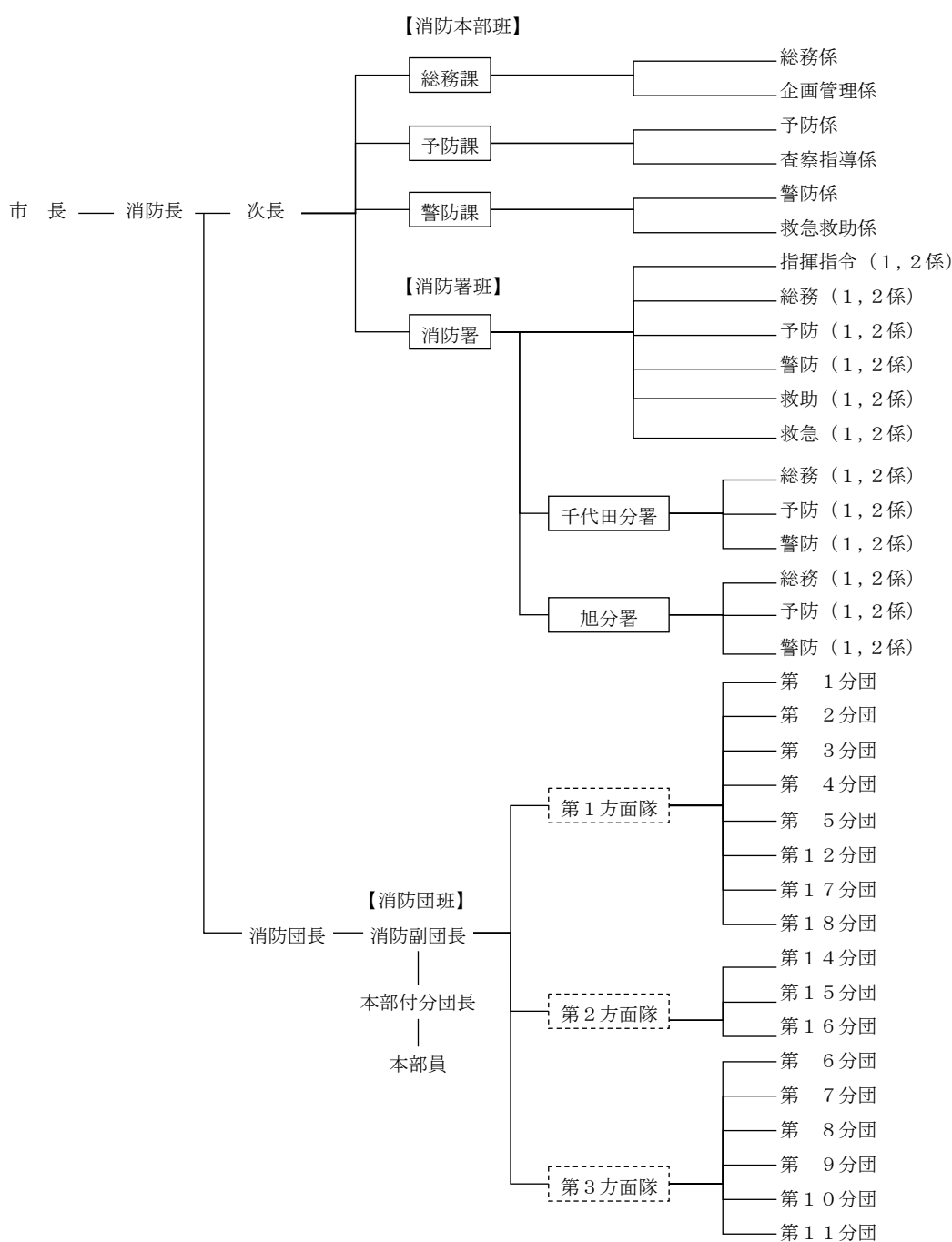
2 初動体制 <消防本部>

(1) 組織体制

消防本部では、常時、災害に対応できる体制を確保しているが、災害発生時には、これらの機能を強化した災害消防活動体制を確立する。災害が発生した場合、災害配備体制を発令し、ただちに活動を開始する。

なお、消防庁者に大きな被害が生じた場合、消防機能の継続を維持するため、活動拠点の代替場所、電源用燃料について関係機関との協定の締結等により確保する。

[消防組織（指揮本部）]



(2) 消防職員の参集

① 覚知義務及び自発的参集

- 1) 職員は、出動命令を受けなくても、非常事態の発生を知り、常に出動命令に応じられる体制を整えるため、ラジオ、テレビ、天気予報及び電話によって、気象情報及び災害発生状況を積極的に把握する。
- 2) 職員は特異な災害の発生を聞知したときは、当該災害の状況を判断し招集を待つことなく自発的に参集するものとする。

出動区分	出 動 状 況
特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動
第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動
第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動

[適用]

1. 現場活動の指揮は、四街道市火災等出動計画に定めるところによる。但し、同時多発火災の発生等により、これに抛り難いときは、出動部隊単位での階級最上位者がこれに当たるものとする。
2. 消防団は、原則として、飛火警戒防ぎよに当たるものとする。また、併せて風下地域住民に対する飛火警戒の指導に当たるものとする。

② 消防団員の自発的参集

- 1) 消防団員は、災害発生状況を積極的に把握する。
- 2) 招集の発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自発的に参集しなければならない。

(3) 部隊の編成計画

災害発生直後は、平常時の部隊要員により部隊を編成しなければならず、必要最小限の人員で1隊でも多くの部隊を編成する。また、その後においては、職員の参集状況や災害の発生状況に応じて、必要な部隊を追加したり各部隊への増員を行う等の柔軟な部隊編成をとる。

(4) 消防本部等における初動措置

災害発生直後の消防本部及び消防署における初動措置は、庁舎及び通信施設等の機能確保、車両の確保、被害状況の把握、情報収集体制の強化、活動資機材の増強準備

についての計画をあらかじめ定めるものとし、訓練等により職員に徹底を図る。

(5) 初期における情報収集体制

災害発生直後の初期の段階では、各種設備及び施設、有線及び無線（防災無線、アマチュア無線、タクシー無線等）等の通信施設、参集職員並びに消防団及び自衛消防組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用した迅速、的確な情報収集体制を確立する。

① 災害（被害）に関する情報

- 1) 事故発生場所・対象物名
- 2) 被害の規模
- 3) 被害の拡大危険性と増強隊の必要性
- 4) 死傷者の有無と性別、年齢別人数

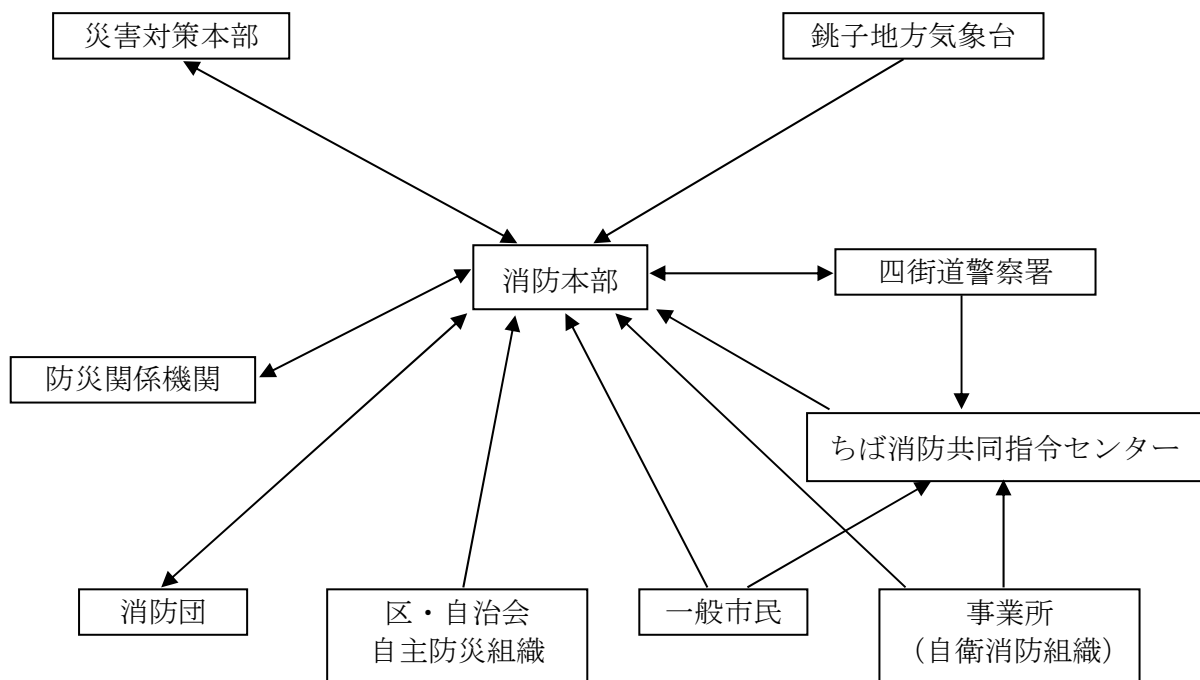
② 部隊運用に関する状況

- 1) 消防部隊の編成及び非常招集参集状況
- 2) 交通情報としての道路破壊や交通渋滞状況
- 3) 死傷者の収容に必要な情報（病院、遺体安置所）
- 4) 消防水利に必要な水道等の情報

③ 生活安全確保に関する情報

- 1) 避難勧告又は指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報
- 2) 電気、ガス、水道の被害及び復旧のめど
- 3) 消防本部以外の防災関係機関の活動状況
- 4) その他、救援物資等に関する情報

[消防本部への情報の流れ (概念図)]



(6) 通信の運用計画

大災害発生時には、災害の多発による通信の輻輳や、通信施設の被害による通信機能の低下が予測されるため、通信統制を実施する。また、統制波、主運用波、四街道消防・救急波の各無線波の運用方法等については千葉県消防広域応援基本計画等の定めによる。

(7) 消防団の活動

① 組織

1) 活動体制

消防本部に指揮本部が設置された場合は、消防団の機能を効果的に発揮されるため、消防団長が副本部長となり、消防本部と連携して震災時に消防団活動の全般を指揮統制する。

2) 活動方針

消防団は地域防災の中核として消防本部との連携体制を確保し、安全に対する配慮と確認を行いながら、地域住民の安全確保や避難を最優先に活動を実施する。

② 活動

1) 初期活動

活動体制は分団単位の活動を原則とし、地域密着性・動員力及び即時対応力の

機能を最大限に発揮し、被害状況の把握と出火防止広報を行うとともに、初期消火活動にあたる。

2) 消火活動

消防本部の出動もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して実施する。

3) 救急救助活動

救急救助活動は、火災の緩急度合いを考慮して、自主防災組織等の地域コミュニティ連携による迅速かつ効果的な救出救護体制の確立を図るものとなる。

また、要救助者の救助救出、負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

4) 避難誘導

避難勧告・避難指示（緊急）がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民を安全に避難させる。

(8) 道路障害に対する配慮

災害発生時における消防活動上の問題として次のようなことが予測される。

- ① 建築物の倒壊
- ② 橋梁の損壊
- ③ 交通渋滞等による道路障害

- 1) 消防機関及び応援部隊の災害現場への到着を遅らせる。
- 2) 通行車両によりホースが損壊する。

そのため、あらかじめ、直近の効果的な迂回路を選定し、隊員に周知する。

3 火災防ぎょ活動 <消防本部>

火災防ぎょ活動は、時間経過による火災状況に応じて、部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応を行う。また、自主防災組織及び自衛消防組織が行う消火活動も考慮する。

(1) 部隊運用

部隊運用は、時間経過に伴う消防職団員の参集状況等消防機関の対応能力を考慮し、あらかじめ時間経過に対応できる部隊の運用方針、運用主体等について定めておく。

また、緊急消防援助隊や千葉県消防広域応援隊からの応援活動が行われることを想定した、応援部隊の運用についても考慮する。

(2) 現場活動の基本方針

- ① 活動方針

災害時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と災害により発生した火災の早期鎮火、人命の救出、救助及び避難経路の安全確保を原則とした活動を実施する。

② 活動原則

1) 避難場所、避難経路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難経路確保の消防活動を実施する。

2) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を実施する。

3) 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を実施する。

4) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地への延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して他の活動に当たる。

5) 重要対象物（病院、ライフラインの関係施設等）の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上に必要な消防活動を優先して実施する。

6) 集中防ぎよ

火災発生件数が消防力をはるかに上回り消防隊個々の火災防ぎよでは効果がなると判断される場合は、防ぎよ線を設定して集中的な防ぎよ活動を行う。

7) 避難地・避難路の優先確保

延焼火災が多発、拡大し他の原則による防ぎよ戦術の効果が全くないと判断される場合までは、人命の安全を優先と避難地・避難路確保の消防活動を避難完了の時期まで行う。

(3) 出場途上において他の災害を覚知した場合の対応

出場途上においては、災害の発生状況により付近住民から火災及び救急・救助事故の通報がある場合や市民の行動によって本来の出場場所へ行くことが困難な事態も予測されるので、その旨を指揮本部へ報告し、必要に応じ、消防隊等の応援を要請する。

(4) 長期活動に対する活動支援

消防本部班は、大規模な延焼拡大等により火災防ぎよ活動が長期化した場合、長期

活動に対する活動支援を行う。活動支援の主な内容としては、隊員に対する食料等の確保、燃料等活動に必要な物資等の調達、健康管理、医療用品の確保、仮眠施設の確保、交替要員の確保、資機材の確保等が挙げられる。

なお、必要な物資等のうち備蓄により確保ができないものについては、災害対策本部及び流通業者等から調達する。

4 危険物施設等の応急対策 <消防本部>

(1) 応急対策の実施

消防本部及び関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し応急対策を実施する。

① 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。

② 危険物施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、応急措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

③ 石油類等危険物保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。 1 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

④ 危険物等輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
消防本部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

(2) 応援要請の実施

消防本部は危険物施設で災害が発生した場合、速やかに被害の拡大防止に努めるとともに、災害の規模状況を判断し、必要に応じ千葉県広域消防相互応援協定によりその他市町村に対し応援を要請する。

また、緊急を要する場合、付近住民に対し避難指示、避難誘導を行う等必要な措置を講ずる。

(3) 施設責任者の応急措置等

施設が被災した場合、施設の責任者は関係機関に対して、直ちに通報・連絡するとともに、危険物の流出及び拡散等の応急措置を実施する。

5 救助・救急活動 <消防本部、消防団、四街道警察署>

災害発生時には、火災をはじめ、建築物の倒壊等により、広域的に多数の救助・救急事象が発生することが予想される。このため、消防本部は、保健医療班、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社、災害派遣された自衛隊、警察関係機関等との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、市保健医療班との連携による救護所の開設、医療機関への搬送等の迅速、的確な救助・救急活動を実施する。

(1) 部隊運用

救助・救急活動への部隊運用は、災害発生直後における火災多発時における部隊運用、さらには一定時間が経過した後における消防職団員の参集状況等、市の消防能力と火災の発生及び延焼拡大状況を考慮した部隊運用を実施する。

(2) 現場活動の基本方針

① 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

② 救助・救急活動

部・機関名	項目	対応措置
消防本部・消防団	救助・救急活動	<p>1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する傷病者を最優先とする。</p> <p>2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>1 傷病者の救急搬送に際しては、消防本部班、県救護班等の車両の他、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉県消防局ヘリ、災害派遣された自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>2 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救急隊、県救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効果的な活動を行う。</p>
県警察		<p>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等、多人数の出入りする場所等を重点に行う。</p> <p>2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>

③ 救助・救急資機材の調達

初期における装備資機材は、原則として消防本部・署の保有するものを使用する。装備資機材等に不足を生じた場合は、関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

(3) 消防庁舎における救護活動

多数の救急事象の発生により、救急要請が短時間に消防機関へ殺到することが十分予測される。そこで、災害発生直後には、ほとんどの職員が現場活動で消防署を離れていることに留意し、県救護班の派遣を求める等、消防署での救護活動についても考慮する。

(4) 救護所との連絡体制

災害時における救護活動を効率的に実施するため、災害現場に災害対策本部により救護所が設置され、傷病者に対して必要な手当が実施される。傷病程度によっては適応する救急病院等の医療機関へ搬送するため、救護所の設置について確認を行うとともに、傷病者の搬送についての連絡体制の確立を図る。

(5) トリアージ・タグ（傷病者識別票）の活用による救護活動

多数の傷病者が発生している災害現場で、救急活動を効率的に実施するには、傷病者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な傷病者を優先して搬送する必要があるため、傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。また、トリアージ・タグについては、統一した様式のものを使用する。

(6) 受入れ医療機関の把握

傷病者の搬送に際しては、救急病院をはじめ受入れ可能な医療機関情報の把握が重要となる。そのため、消防本部・署と救急病院とのホットラインや広域災害医療情報ネットワーク等を活用し、受入れ可能な救急病院やその他の医療機関を把握し、搬送先をコーディネートできる体制を確立する。

(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施

傷病者を受け入れる医療機関については、遠距離となることや交通渋滞により救急車による搬送活動が困難になることが予測されるため、各防災機関の所有するヘリコプターの救急搬送体制の確立を図る。また、ヘリコプターによる救急搬送を実施する場合は、関係機関にその旨を周知する。

(8) 関係機関との連携

捜索・救助活動は、警察及び災害派遣された自衛隊と連携し、活動を実施する。また、救護活動は、市保健医療班、保健所、医師会及び日本赤十字社等と連携し、活動を実施する。

(9) 県内消防機関相互の応援

消防長は、大規模又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）が発生し、千葉県内消防機関による広域応援を必要と認めるときは、直ちに本部長（市長）を通じて、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）の消防長へ応援要請を実施する。

(10) 緊急消防援助隊の要請

本部長（市長）は、災害の状況から四街道市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第45条の緊急消防援助隊の

応援を、「緊急消防援助隊の応援の要請に関する要綱」第4条に基づき、千葉県知事に要請する。

(11) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、負傷者の捜索救助を行う。

6 行方不明者の捜索 <消防署班、消防団班、四街道警察署>

(1) 実施機関

行方不明者の捜索（り災者の救出）は本部長（市長）が行う（災害救助法適用の場合、知事からの委任事務として、本部長（市長）が行う）。また、市だけで処理不能な場合は、他の市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 行方不明者の存否確認

- ① 市は、四街道警察署及び地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。
- ② 行方不明者の確認は、住民基本台帳等と照合した上で行う。

(3) 行方不明者の捜索

- ① 市は、行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、四街道警察署等関係機関や地域住民の協力を得て実施するものとする。
- ② 救助活動関係者が救出作業、又は行方不明者捜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施する。）を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す（第4章第6節「遺体の収容、処置」参照）。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

(5) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、行方不明者捜索を行う。

7 惨事ストレス対策 <消防本部>

消防、救助・救急活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第4章 救援・救護活動

第1節 医療・救護

災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、住民が適切な医療の提供を受けられない場合、地域医療の復旧に至るまでの間、市は、関係機関の協力のもと、医療救護活動を実施する。

1 実施機関 <保健医療班>

- (1) 医療救護は本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- (2) 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- (3) 本市だけで処理不可能な場合は、国、県、他市町村、その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (4) (1)及び(2)により知事が行う場合は、以下により実施する。
 - ① 県が組織した救護班
 - ② 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
 - ③ 公益社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
 - ④ 一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
 - ⑤ 国立病院機構等で組織する救護班
 - ⑥ 一般社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
 - ⑦ 公益社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
 - ⑧ 公益社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班
 - ⑨ 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>
 - ⑩ 県健康福祉部が設置する災害医療本部
 - ⑪ 県が災害医療本部を設置した場合において、県健康福祉部の指示によって各地域の健康福祉センターに設置される合同救護本部
 - ⑫ 県と協定を締結した精神科病院等で組織する災害派遣精神医療チーム<DPAT>

2 医療救護体制 <保健医療班>

大規模な災害発生時には、印旛健康福祉センター（当初は日本医科大学千葉北総病院内）に印旛地域合同救護本部（以下、「合同救護本部」という。）が設置され、県災害医療本部等と連携して医療救護活動を行う。この際、管内における医療救護活動は合同救護本部長（印旛健康福祉センター長）の指揮の下、地域災害医療対策会議においてあらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。市は、保健センターに市救護本部（保健医療班）を設置し、合同救護本部、市内医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに市域での医療救護活動を実施するとともに、合同救護本部の行う活動に協力する。

【合同救護本部の設置】

設置者・管理者 （本部長）	知事・印旛健康福祉センター長	
指揮命令者	救護活動の実働は地域災害医療コーディネーター、運営全般は健康福祉センター長、最終的な指揮命令は知事	
構成員	地域災害医療コーディネーター 救護チーム員（医師・看護師・保健師・薬剤師・事務職等）、個人参加の救護者（医師・看護師等）、市町村職員、健康福祉センター職員、医療機関職員、その他	
合同救護本部の組織	調整班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の災害時の医療・救護活動の総合調整に関する事 管内の患者の搬送及び受入れの調整等に関する事
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関する事 県災害医療本部への報告及び支援要請に関する事 その他合同救護本部長が必要と認める管内の医療・救護活動に関する事
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> 医療チーム（DMATを除く）の配置及び活動の調整に関する事
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の医療機関及び管内で活動する医療チーム（DMATを除く）への支援に関する事

3 災害医療情報の収集・提供 <保健医療班>

市は、医師会、合同救護本部、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (1) 傷病者等の発生状況
- (2) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (3) 指定避難所及び救護所の設置状況
- (4) 医薬品及び医療資機材の需給状況

(5) 医療施設、救護所等への交通状況

4 救護班等の応援の要請 <保健医療班>

本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ協定に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（または合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずるものとする。

なお、救護班の主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- (3) 軽症患者等に対する医療
- (4) 指定避難所、救護所等での医療
- (5) 助産救護

5 救護所の開設 <保健医療班>

傷病者の対応は、市内医療機関の被災状況に応じて行われるが、医療機関だけでは対応しきれない場合、保健医療班は、指定避難所または医療施設の一部、その他本部長（市長）が必要と認めた場所に救護所を開設する。なお設置場所の選定は、傷病者の発生状況や施設の被害状況、医療スタッフの参集状況等を踏まえ、段階的に行う。また、合同救護本部等から医療チームの来援があった場合、市医師会等救護班は巡回または地域医療の復旧に切り替える。保健医療班は、引き続き傷病者の搬送、医薬品の輸送等の後方支援を行う。

6 後方医療機関への応援要請 <保健医療班、関係機関>

入院治療を要する患者が多数にのぼる等、市内において医療を確保することが困難な場合は、知事または合同救護本部に対し、災害拠点病院をはじめとする後方医療施設の広域的な確保と受け入れに必要な支援及び調整を要請する。

また、自衛隊が派遣された場合、保健医療班は自衛隊と協力し、救急患者、医師等の輸送を行う。

7 医薬品等の応援要請 <保健医療班>

市は、市内医療機関、薬局、医薬品販売業者等の協力により、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材の調達を行う。救護所、医療施設等で不足する医薬品等については、合同救護本部を通じて、県災害医療対策本部に提供を要請する。

また、血液製剤の不足については、各医療機関から日本赤十字社血液センターに供給

を要請する。

8 傷病者等の搬送 <管財・財政班、保健医療班、消防署班>

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (1) 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (2) 緊急車両等による搬送は、最優先で治療の必要な者を優先する。
- (3) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ関係機関との連携のもとに実施する。
- (4) 市民は、自らの安全を確保した上で、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

9 災害時医療の費用負担 <管財・財政班、保健医療班>

災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間は以下のとおりとする。

(1) 医療救護

① 医療救護の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- 1) 救護班:使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費
- 2) 病院または診療所:国民健康保険の診療報酬の額以内
- 3) 施術者:協定料金の額以内

② 期間

- 1) 原則として災害発生の日から14日以内

(2) 助産

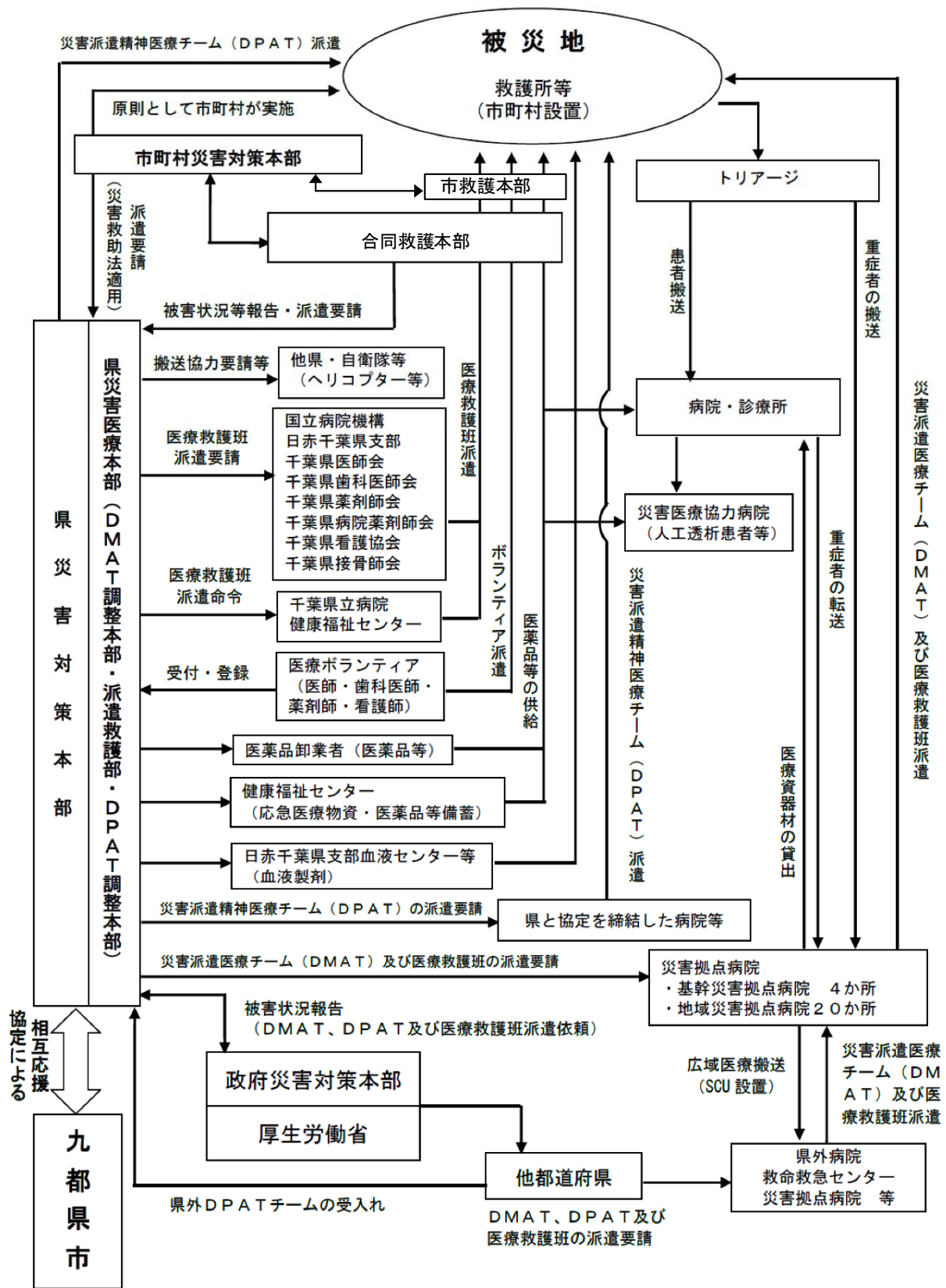
① 助産の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- 1) 産院、医療機関:使用した衛生材料、処置費、薬剤の実費
- 2) 救護班:使用した衛生材料の実費
- 3) 助産師:慣行料金の80%以内

② 期間

- 1) 原則として分娩した日から7日以内

[医療救護活動の体系図 (概念図)]



※「市救護本部」は市保健センターに設置する。

第2節 応急避難

災害時には、延焼火災の拡大、有毒ガス等危険物の漏洩等の発生が考えられるため、避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努め、特に障害者、高齢者等の要配慮者については留意する。

1 避難勧告・避難指示（緊急） <本部事務局、避難所班、四街道警察署>

(1) 避難勧告・避難指示（緊急）の実施責任者・区分等

避難勧告・避難指示（緊急）を発すべき権限のあるものは、災害の種類に応じてそれぞれの法律により次のとおり定められており、相互に連携をとり実施する。

[実施責任者]

実施責任者	区分	災害の種類	関係法
市長（ただし、市長がその職務を行えない場合は知事）	避難勧告 避難指示（緊急）	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官又は海上保安官	避難指示（緊急）	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
水防管理者（市長、水防事務組合管理者）	避難指示（緊急）	洪水	水防法第29条
知事又はその命を受けた県職員	避難指示（緊急）	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
災害のための派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（ただし、その場に警察官がない場合に限る）	避難指示（緊急）	災害全般	自衛隊法第94条

(2) 避難の勧告・避難指示（緊急）を行う時

原則として、避難の勧告・避難指示（緊急）を行う最終的判断は、消防本部・署、四街道警察署等の防災関係機関からの情報も踏まえて、本部長（市長）が行う。避難の勧告・避難指示（緊急）を行う場合、災害の状況により様々な場合が予想され、避難の勧告・避難指示（緊急）を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえるため、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と、同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合について以下の条件を考慮のうえ決定する。

※避難勧告：その地域の居住者等に対し避難を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為。

※避難指示(緊急)：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせる行為。しかし、指示に従わなかったものに対しての直接強制権や罰則規定はない。

[避難勧告・避難指示(緊急)の条件及び方法]

区 分	条 件 及 び 方 法
趣 旨	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険予想地域の住民に事態の周知を図り、避難するための避難勧告・避難指示(緊急)を行う。
条 件	<p>[局地的な被害による場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の内水氾濫による浸水の危険があるとき ・火災が拡大するおそれがあるとき ・爆発のおそれがあるとき ・ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時 ・がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき ・建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき <p>[広域的な被害による場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県本部長からの避難勧告・避難指示(緊急)の要請があったとき ・延焼火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき ・ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時 ・その他市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき
伝 達 内 容	発令者、避難すべき理由、避難対象地域、避難先、避難経路、注意事項(戸締まり、携行品等)
伝 達 方 法	防災行政無線、広報車、ビラ・ポスター、インターネット等、災害対策基本法第57条による放送機関への要請 防災バイク隊、区・自治会、自主防災組織、消防団等による伝達等 (第2章 第3節 「広報活動」参照。)

本部長(市長)が、避難勧告・避難指示(緊急)を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

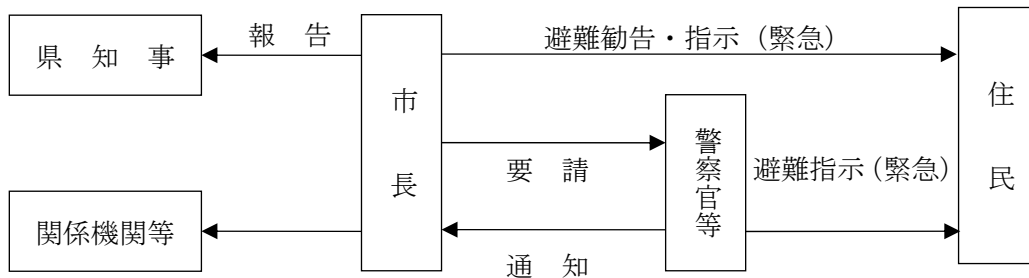
- 1 避難対象地域避難先
- 2 避難先
- 3 避難経路
- 4 避難勧告・避難指示(緊急)の理由

5 その他必要な事項

(3) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定できる。

[避難勧告、避難指示（緊急）の流れ]



※避難の必要がなくなったときはその旨公示しなければならない。

(4) 知事への報告

本部長（市長）は、以下の場合に知事に報告等を行う。

- ① 避難勧告を発令したとき。
- ② 避難指示（緊急）を発令したとき。
- ③ 避難の必要がなくなったとき。
- ④ 警察官が避難のための立退きを指示し、もしくは立退き先を指示した旨、本部長（市長）に通知があったとき。

⑤ 報告事項

- 1) 発令者
- 2) 発令の有無及び発令日時
- 3) 避難の対象地区、対象世帯数、人員数
- 4) 避難の理由、避難先
- 5) 指定避難所開設の日時、場所、施設名
- 6) 収容状況及び収容人員
- 7) 開設期間の見込み

(5) 関係機関への通報

本部長（市長）は、避難勧告、避難指示（緊急）等をするときは、関係機関に対して連絡し、必要に応じて協力を要請するものとする。

① 県の関係機関

- 1) 印旛土木事務所（県が管理する道路からの避難経路の確保）

- 2) 四街道警察署（避難誘導、避難勧告又は指示された地域等や指定避難所の防犯）
- ② 避難場所の管理者
 - 1) 学校長等（指定避難所の開設）
- ③ 消防機関
 - 1) 消防本部
 - 2) 消防団本部

2 避難の方法 <土木班、消防署班、消防団班>

(1) 避難行動

地震が発生し避難する場合、原則として、自主防災組織、区・自治会が中心となって自助・共助により避難する。

① 避難の準備

避難の準備に際しては、次の事項を周知徹底するものとする。

- 1) 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。
- 2) 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- 3) 非常持ち出し品等は必要最小限にとどめ、平素から準備しておく。

② 段階避難

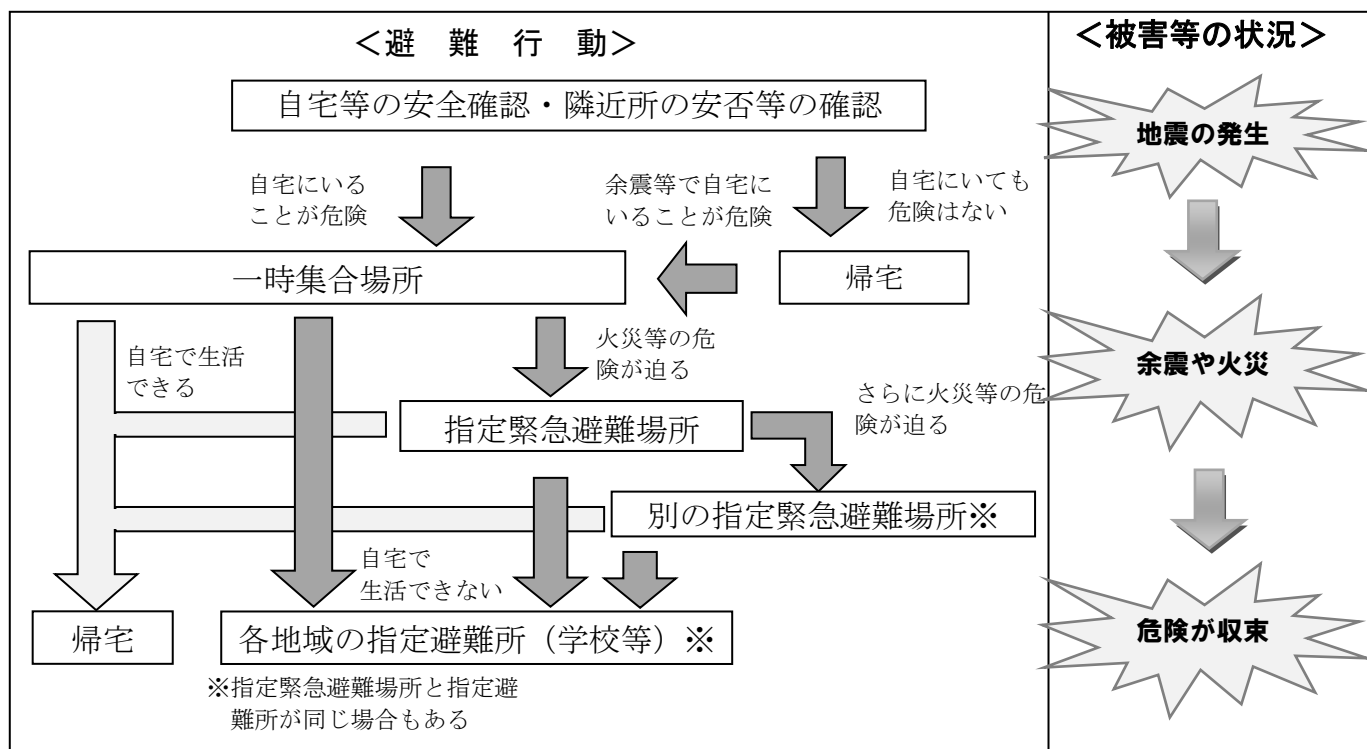
基本的な避難行動として、自主防災組織、区・自治会等で事前に定めておいた一時集合場所（公園・空地等）に集合し、自主防災組織、区・自治会等による集団を形成して避難を開始する。

なお、避難に際しては、災害の状況を踏まえて、適切な避難先及び避難経路を選択し、臨機応変な避難行動をとるよう努める。一時集合場所に集合することが危険な場合等は、直接、安全な避難場所に避難する。

③ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続

地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。

[避難行動の基本的な流れ]



(2) 避難誘導

地震が発生し避難する場合は、原則として、自主防災組織、区・自治会等が避難誘導を行う。

避難勧告・避難指示（緊急）を発令した場合、警察署、消防署、消防団の協力のもと、自主防災組織、区・自治会等と連携して避難誘導を行う。

- ① 誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、危険箇所の標示、なわ張り等をする他、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。指定避難所が遠方の場合には状況に応じ車両による輸送を行い、浸水等の場合は、ロープ等の資機材を利用して安全を図る。
- ② 自主防災組織、区・自治会等は、地域住民の集団避難を促す。
- ③ 火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

(3) 避難順位

緊急避難の必要がある地域や施設から避難を開始する場合、通常は次の順位とする。

順 位	被 災 者
1	障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者及びこれらの介助者
2	順位 1 以外の市民
3	防災業務従事者

(4) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、都市部各班、消防署班、消防団班は自衛隊と協力し、避難者の誘導、輸送等を行う。

3 指定避難所の開設 <避難所班>

(1) 市による開設

- ① 施設の勤務時間内に、災害対策本部からの開設指示があった場合、指定避難所の学校長等施設管理者は、指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。また、緊急を要するときは施設管理者の判断で開設する。
- ② 勤務時間外の場合は、あらかじめ指定された市職員が指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
- ③ 指定避難所の職員は、指定避難所の状況を防災無線等により災害対策本部に連絡する。
- ④ 施設管理者は、災害発生後、施設の被災状況を点検し、建物の破損やライフラインの確認を行うとともに、必要に応じ使用や立入禁止の措置等を行う。また、速やかに、受水槽の給水栓を閉め、飲料水を確保し、給水活動を行う。
- ⑤ 市は災害発生後、速やかに応急危険度判定により、指定避難所の安全性を確認する。

(2) 避難所運営委員会による開設

災害発生後、災害対策本部からの指定避難所の開設指示がある前の段階や、学校長等の施設管理者が不在の際に、指定避難所の周辺地区に多数の被災者が発生した場合に備えて、避難所運営委員会が指定避難所を開設するための仕組みを検討する。

(3) その他指定避難所となる民間施設等の利用

指定避難所のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、その他の指定避難所となる民間施設等の利用と、企業、地域（区・自治会、自主防災組織）等の協力を得て対応する。

(4) 指定避難所開設時・開設後の報告等

- ① 指定避難所を開設した場合は、本部長（市長）は、ただちに指定避難所開設の状

況を県知事に報告する。

- ② 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から原則として7日以内とするが、7日の期間内に指定避難所を閉鎖することが困難な場合は、延長することができる。
- ③ 災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）

4 指定避難所の運営 <福祉班、保健医療班、避難所班>

(1) 指定避難所の運営

- ① 指定避難所の運営は、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。
- ② 市は指定避難所の運営の事務的な支援や市災害対策本部との連絡のために避難所班等の職員を派遣する。
- ③ 施設管理者は、避難者による指定避難所の運営が速やかに行われるよう協力・支援する。
- ④ 避難所運営委員会は、自らが作成した運営マニュアル等に基づき指定避難所運営を行う。
- ⑤ 災害発生直後は、福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した福祉スペースの確保に努める。

[指定避難所運営の内容 (例)]

時間の経過	運営の内容
開設直後	<input type="checkbox"/> 建物の安全確認 <input type="checkbox"/> 施設内の設備の点検 <input type="checkbox"/> 指定避難所運営のために使う場所の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所として利用可能な場所 ・ 立入禁止にする場所 <input type="checkbox"/> 指定避難所運営のために使う場所、ペット専用場所の指定 <input type="checkbox"/> 避難してきた人々の受け入れ場所の指定 <input type="checkbox"/> 避難してきた人々の受付、避難者名簿の作成 <input type="checkbox"/> 負傷者等の把握、指定避難所内での応急処置 (対応が困難な場合は、市災害対策本部へ対応要請) <input type="checkbox"/> 利用者のグループ分け (要配慮者等を考慮) <input type="checkbox"/> 市災害対策本部への連絡 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達手段の確保 <input type="checkbox"/> 備蓄している水や食料、物資の確認・配給 <input type="checkbox"/> 安全対策、犯罪防止
2日目～1週間程度	<input type="checkbox"/> グループの代表者の選出 <input type="checkbox"/> 各運営班の設置 <input type="checkbox"/> 指定避難所内ルール決定及び周知 <input type="checkbox"/> 各種情報の提供 (掲示板、災害広報紙、TV設置等) <input type="checkbox"/> 学校教育再開との調整
1週間以降も長期化する場合	<input type="checkbox"/> 避難生活の長期化による避難者のストレス等への配慮 <input type="checkbox"/> 指定避難所や、指定避難所内のスペースの統廃合 <input type="checkbox"/> 学校教育再開との調整

(2) 指定避難所における要配慮者等への配慮

指定避難所の生活において、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。また、指定避難所におけるペットの扱い等について検討する。

[指定避難所運営上の配慮事項 (例)]

対象	内容
女性や子ども	<input type="checkbox"/> 女性や子どものための相談窓口 <input type="checkbox"/> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 <input type="checkbox"/> 女性専用の物資配布 <input type="checkbox"/> 防犯対策 <input type="checkbox"/> 交流（遊び）スペースの確保 <input type="checkbox"/> 子ども用の生活用品の導入
要配慮者	<input type="checkbox"/> 和室やトイレに近い場所での収容スペースの確保 <input type="checkbox"/> 福祉関係者との連携による相談や介護等の支援 <input type="checkbox"/> 音声と文字での伝達や手話通訳者の配置 <input type="checkbox"/> 指定避難所生活が困難な場合には、福祉避難所への移動を災害対策本部へ要請
その他	<input type="checkbox"/> 指定避難所におけるペットの対策

(3) 指定避難所における衛生環境整備

感染症・食中毒予防のため、基本的に居住区域は土足禁止とし、トイレやごみ置き場での排泄物や生ごみの処理について、避難者への周知徹底を図る。

5 指定避難所外の避難者対策 <保健医療班、避難所班>

自主防災組織、区・自治会の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者準ずる支援を行う。

また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

6 福祉避難所の開設及び運営 <福祉班>**(1) 福祉避難所の開設**

障害者及び高齢者の要配慮者で通常の指定避難所では避難生活が困難な者を収容するため、福祉避難所を開設する。

なお、開設にあたり避難所運営委員会は、指定避難所に収容されている要配慮者を調査し、災害対策本部に報告する。

また、在宅で避難をしている要配慮者等の状況については、民生委員・児童委員、自主防災組織、区・自治会等の情報を基に把握するものとする。

- ① 調査結果に基づき、福祉避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定した施設の受入可能状況を把握した上で、施設に職員を派遣し、福祉避難所を開設する。
- ② 指定避難所での生活が困難と認められる者を福祉避難所に移送するにあたっては、当該対象者を介助する者又は市が避難所運営委員会やボランティア等の協力も得て行う。

(2) 福祉避難所の運営

派遣職員は、施設管理者と連携して、要配慮者の特性に応じた受け入れ調整や生活支援を実施する。

派遣職員は、必要な人員・物資等を把握し、不足が生じた場合は災害対策本部に連絡し調達する。

(3) 福祉避難所以外の公共施設等への収容

あらかじめ指定した福祉避難所だけでは、要配慮者を収容できない場合は、他の公共施設を福祉避難所とし、それでも不足する場合は、県や協定自治体等での収容を要請する。

第3節 飲料水、食料、生活関連物資の供給

災害発生後、住宅の被害等による指定避難所の避難者や在宅避難者に対し、迅速かつ円滑な飲料水、食料、生活関連物資の供給活動を実施するものとする。

1 応急給水 <水道供給班>

(1) 実施機関

- ① 飲料水の供給は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 給水量

生命維持に最小限必要な量として1人1日3リットルを目標とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

(3) 給水方法

本市では、自己水源及び印旛広域水道用水供給事業からの受水により供給しており、給水車等により小中学校等の応急給水所に運搬し給水する。また、状況により仮配管による給水を行う。

(4) 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関、社会福祉施設及び救護所等より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先的に対応する。

(5) 水質の安全対策

応急給水資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(6) 広域応援の受け入れ

応援要請に伴い、他の水道事業者から応援の申し出があった場合は、水道供給班が調整のうえ受け入れる。

(7) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、水道供給班は自衛隊と協力し、給水活動を行う。

(8) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

2 食料の供給 <福祉班、保健医療班、物資供給班、避難所班>

(1) 実施機関

- ① 食品の供与・食料の供給は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 配布の対象者

- ① 指定避難所へ避難した者
- ② 自宅にあっても、住宅に被害をうけて炊事のできない者
- ③ 指定避難所外の避難者(指定避難所の敷地内の車中・テント生活者等の指定避難所の近隣の場合及び指定避難所から遠い場所に滞在する避難者)で炊事できない者。
- ④ 旅行者、宿泊人等。また、本部長（市長）が必要と認める者
- ⑤ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者。また、本部長（市長）が必要と認める者

(3) 食料の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、発災直後は加工食品を中心とした供給計画を作成する。
- ② 食料の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 食料の調達・搬送

- ① 備蓄食料

物資供給班は、備蓄食料を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。

② 調達食料

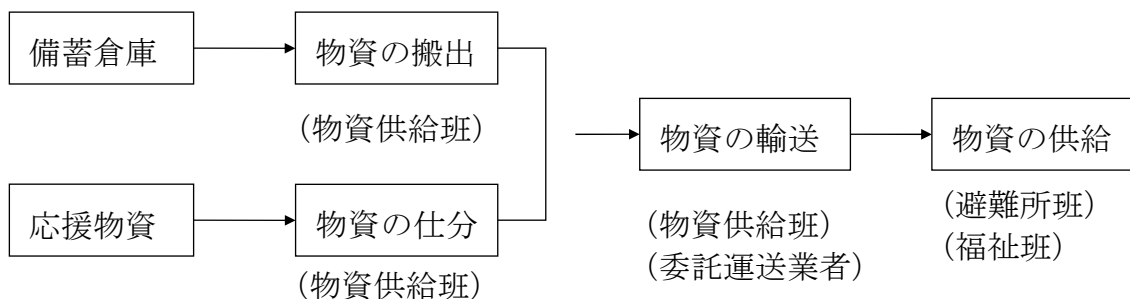
物資供給班は以下の方法により食料を調達する。

- 1) 米穀、乾パン、乾燥米飯の調達は、本部長（市長）が災害の発生に伴い給食に必要なとする数量を知事に要請する。
- 2) 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- 3) 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- 4) 調達食料は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

③ 救援食料

- 1) 市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- 2) 県及びその他の市町村等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品に仕分のうえ各指定避難所へ搬送する。
- ④ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。
- ⑤ 食料の調達については、栄養士等の助言も得て実施するものとする。
- ⑥ 食料の保管等の衛生管理に必要な資機材の配置に努める。

[物資の主な流れ]



(5) 食料受払の管理

食料の受領又は供給について、食料の種類（主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、

魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品)・副菜(野菜、海藻、きのこ類)・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品)・数量及び供給先名等を確認のうえ、食料受払簿等を作成して適切な管理を行う。

(6) 炊き出し

① 炊き出しの方法

炊き出しその他による食品の供給は、米穀、乾パン、乾燥米飯又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与にあたっては被災者が直ちに食することのできる現物を給する。

- 1) 炊き出しは、市からの食品等の供給を補完するものとして、避難所運営委員会やボランティア等が任意で行うことを原則とする。
- 2) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘定して決める。
- 3) 他団体等からの炊き出しの申し出については、避難所班が関係部と調整のうえ実施する。

② 炊き出し場所

炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の屋外とする。

(7) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、避難所班は自衛隊と協力し、炊き出しを行う。

(8) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う(第10章第2節「災害救助法の適用」参照)。

3 生活関連物資の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班>

(1) 実施機関

- ① 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給の対象者

住宅に被害を受け、被服・寝具その他の日用品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者とする。

(3) 物資の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。
- ② 物資の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 物資の調達・搬送

① 備蓄物資

物資供給班は、備蓄物資を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。備蓄倉庫は市内に分散配置する。

② 調達物資

物資供給班は以下の方法により物資を給付する。

- 1) 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する。
- 2) 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- 3) 調達物資は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。

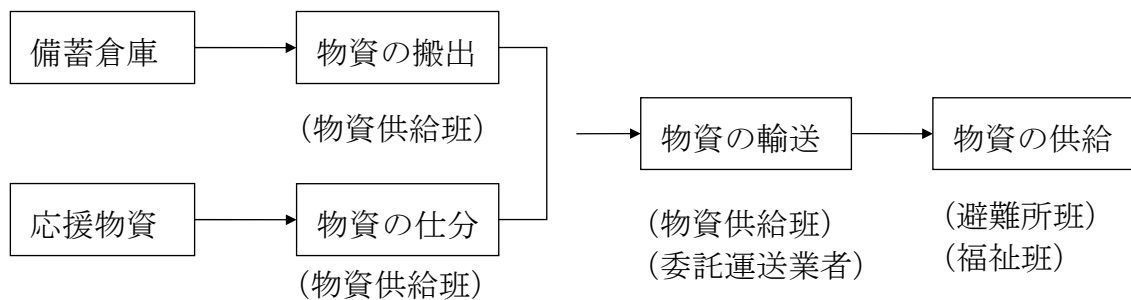
これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

③ 救援物資

- 1) 市において物資の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。

- 2) 県及びその他の市町村等からの救援物資は、テント所有者や倉庫業者と協定を締結し、物資の適正な保管管理に努める。
 - 3) 一時集積所は、受入れ物資を種類ごとに分別し保管する。
 - 4) 一時集積所に屋根がない場合、テント所有者等の支援を受ける。
- ④ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

[物資の主な流れ]



(5) 物資受払の管理

物資の受領又は供給について、物資の種類・数量及び供給先名等を確認のうえ、物資受払簿等を作成して適切な管理を行う。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、物資供給班は自衛隊と協力し、物資の搬送を行う。

(7) プッシュ型支援への対応

- ① 情報の寸断や行政機能の低下等、市が県に対して必要物資等の状況を伝えることが困難な状況の場合に、県、国が市からの具体的な要請を待たずに物資の供給を行うプッシュ型支援を想定し、物資等の備蓄状況や集積拠点等について、県との情報共有を図る。
- ② 一時集積所に物資が過剰集中することで当該施設が利用できないことが考えられるため、市内倉庫・運送業者と協定を締結し、災害時にプッシュ型支援物資を受け入れ及び保管、各指定避難所までの運送を委託する。

(8) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

第4節 建築物・住宅応急対策

災害により住宅が焼失、又は倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、県、市の連携のもとに応急仮設住宅の建設、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等を行う。

また、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

1 応急仮設住宅の建設 <建築班>

(1) 実施機関

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合、県知事が行い、県知事から委任されたとき、又は県知事による救助の時間的余裕がないときは、県知事の補助機関として本部長（市長）が行う。

- ① 応急仮設住宅の建設は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が焼失、倒壊又は流失した者
- ② 居住する住宅がない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない者
- ④ 被災時に四街道市に居住していた者（住民登録の有無は問わない）

(3) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）

① 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、土砂災害等の危険地でないこと等を考慮して選定する。

② 応急仮設住宅の着工期間

着工期間は、災害等により迅速な処理が困難である場合を除き、災害発生の日から20日以内とし、必要に応じて建設業組合等に応援を求める等、迅速な措置を図る。

③ 応急仮設住宅の規模

一戸当たりの規模は29.7㎡（9坪）を基準とし、軽量鉄骨等の組立住宅とする。

（４） 応急仮設住宅の管理等

- ① 県知事が設置する応急仮設住宅の管理について、本部長(市長)は、これに協力する。
- ② 災害救助法による応急仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第4項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とする。
- ③ 応急仮設住宅の入居者に対し、以下の対策を行う。
 - 1) 一般住宅等への転居を進める。
 - 2) 公営住宅等に空き室がある場合は、被災者の入居斡旋を実施する。
 - 3) 公営住宅等に空き室がない場合は、他の市町村の公営住宅等への入居斡旋を県へ要請する。

（５） 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

2 被災住宅の応急修理 <建築班>

（１） 実施機関

- ① 住宅の応急修理は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

（２） 応急修理の対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

（３） 修理方法

修理方法は、建設業者との請負契約により建築班の監督指導のもとに実施する。

（４） 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とする。

(5) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う(第10章第2節「災害救助法の適用」参照)。

3 住宅敷地内障害物の除去 <土木班、建築班>

(1) 実施機関

- ① 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、本部長(市長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助する。
- ② 本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(実施期間については、第10章第2節「災害救助法の適用」参照)。

(2) 障害物除去の対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住宅の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力では、障害の除去ができない者

(3) 障害物除去の方法

救助実施機関は、人夫又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限る(応急的救助に限る)。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う(第10章第2節「災害救助法の適用」参照)。

4 被災建築物、宅地の応急危険度判定体制の整備 <土木班、建築班>

大規模な地震により被災した建築物・宅地等について、余震等による倒壊、部材の落下、擁壁の崩壊等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要であるとの認識のもと、以下の施策を推進する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災時においては、10都県被災建築物応急危険度判定協議会の協力のもと、千葉県判定支援本部へ民間判定士を、また市内の地元判定士を要請することにより、迅速

かつ的確な災害対応を図る。

(2) 被災建築物応急危険度判定

震災時においては、応急危険度判定士による被災建築物の迅速かつ的確な実施を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

① 市は、土木等の技術者に対し、被災宅地危険度判定士要請講習会への参加を働きかけ、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに宅地判定士の登録名簿を整備する。

② 市は、被災宅地危険度判定に必要な資機材について、千葉県被災宅地危険度地域連絡協議会印旛ブロックと連携を図り事前準備するものとする。

③ 震災時においては、判定実施計画書を作成するとともに、判定士の派遣等県へ支援を要請する。

また、県と協力し判定に必要な資機材等の準備を行う。

(4) 被災宅地危険度判定

震災時においては、被災宅地危険度判定士により、迅速かつ的確な宅地の被災状況を把握し判定を実施する。

5 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動 <土木班、建築班>

(1) 建築物の応急危険度判定活動

被害予測及び情報収集の被害状況により災害対策本部長が応急危険度判定実施を決定、災害対策本部内に判定実施本部を設置し、建築課長を判定実施本部長に任命することで応急危険度判定を実施する。

被災後直ちに庁舎、指定避難所内の建築物の応急危険度判定を実施し、その後順次対象建築物を行う。

判定の優先順位は、病院、社会福祉施設、共同住宅及び戸建住宅とする。

(2) 被災宅地の危険度判定活動

被災した宅地の二次災害を防止し、市民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

都市計画課は、被災宅地危険度地域判定連絡協議会の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」及び千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定要綱」等に準拠して、災害対策本部内に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地連絡協議会）等に基

づき行い、凡例の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険個所への立入制限を実施する。

第5節 防疫・保健衛生

災害時における感染症や食中毒の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ強力に防疫・保健衛生対策を実施する。

1 防疫活動 <保健医療班、環境衛生班>

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、被害地区の家屋周辺において感染症が発生し、又は、発生するおそれがある時はその地域を重点的に消毒し、同時にネズミ及び昆虫等の駆除を実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班、保健医療班は自衛隊と協力し、防疫活動を行う。

- (1) 防疫は、被災状況に応じて印旛健康福祉センター及び市医師会等にも協力を求めて環境衛生班が実施する。
- (2) 地域住民の協力を得て、市内の道路、公園、その他必要な場所を消毒する。また、印旛健康福祉センター等の協力を得て、検病調査、指定避難所の防疫指導及び予防宣伝の業務を迅速かつ的確に行う。
- (3) 感染症患者又は病原体保有者を確認したときは、速やかに印旛健康福祉センターへ連絡すると共に、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。
印旛保健福祉センター長は感染症第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。
- (4) 地域住民の協力を得て情報の把握に努めるとともに、被害地区に必要な薬剤の配布を行う。
- (5) 衛生状態の悪化や感染地域の拡大により、防疫に必要な人員・器具機材等が不足する場合は、県及びその他関係機関に応援要請を行う。
- (6) 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況について随時、印旛健康福祉センターに報告する。

2 保健衛生活動 <保健医療班>

本市及び印旛健康福祉センターは、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。

- (1) 市医師会、印旛健康福祉センター等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持、健康相談等を実施し被災者の健康管理を行う。

特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュ

ニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

- (2) 市の把握する要配慮者等に関する情報と印旛健康福祉センターの把握している要配慮者の健康状態に関する情報の共有・交換を行う。
- (3) 避難生活における重要な健康課題となる、感染症、心の健康、車中泊等によるエコノミークラス症候群について、早期からの積極的な予防活動に努める。
- (4) 巡回時には、避難生活での衛生状態、食料等物資の配給状況等についても把握し、関係する各班に、被災者の健康保持の観点から必要な助言や要請を行う。

3 資機材の調達・備蓄 <保健医療班、環境衛生班>

環境衛生班及び保健医療班は、防疫活動や保健衛生活動に必要な薬剤及び資機材の備蓄に努めるものとする。

4 ペット対策 <環境衛生班>

- (1) 市は、飼い主の被害等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛健康福祉センター（印旛保健所）、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。
- (2) 負傷したペットについては、市は千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携して救護活動を実施する。
- (3) ペットの飼い主は、普段からペットのケージ、食料等を準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。市は、災害時のペットの取り扱いについて理解されるよう、広報等により啓発活動を行う。

第6節 遺体の収容、処置

災害により行方不明の者、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、及び死亡者の収容・埋葬等について定める。

1 実施機関

- (1) 遺体の捜索、収容、埋葬は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- (2) 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- (3) 当市だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

※災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

2 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

遭難者の捜索は、消防署班、消防団班が、四街道警察署、その他区・自治会、自主防災組織等の協力を得て以下のとおり実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、遭難者の捜索を行う。

- (1) 捜索活動は、消防署班、消防団班が四街道警察署、自衛隊等と連絡を密接にとりながら、実施する。
- (2) 捜索活動中に遺体を発見したときは、本部事務局及び四街道警察署に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、現地の一定した場所に集め、警戒員を配置し監視を行う。

3 遺体の検案 <保健医療班、関係機関>

原則として、現地において警察官が検視（見分）した後の遺体は、保健医療班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり、遺体の検案を実施できる体制を整える。

- (1) 遺体の検案は、県警察における計画を除き、本部長（市長）は検案医師等について、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

- (3) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、保健医療班が各部、関係機関等の協力を得て、本部長（市長）が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送し、環境衛生班へ引き継ぐ。

4 遺体の収容・安置 <市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署>

環境衛生班は、四街道警察署、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- (1) 環境衛生班は、本部長（市長）の指示に基づき市内の病院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定して、遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適切な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- (2) 市内葬儀業者に協力を構築し、遺体収容所や納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。
- (3) 遺体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 市民窓口班に対して死体処理台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- (6) 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、死体処理台帳により整理のうえ引き渡す。

5 火葬・埋葬 <環境衛生班>

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

- (1) 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理表を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理表により整理のうえ、引き渡す。
- (5) 火葬場の所在、名称を以下に示す。

名 称	所 在 地	規 模	連 絡 先
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合・さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	8基	484-0846

(6) 応援要請

環境衛生班は、市で使用する火葬場が災害により使用できない場合及び火葬場の能力を上回る死者が発生した場合は、県に対し火葬場の斡旋を要請する。

(7) 遺体の搬送

市外や県外の火葬場への遺体の搬送については、遺族による業者の雇用等により対応し、必要に応じ関係機関等の車両等による搬送を要請する。また、知事に要請し、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班は自衛隊と協力して遺体の搬送を行う。

第7節 帰宅困難者等対策

大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、県と連携して各種施策の推進を図る。

1 帰宅困難者等

通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩による帰宅が困難になる者を「帰宅困難者」とする。また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な者を「徒歩帰宅者」とし、帰宅困難者と徒歩帰宅者の両方を含めて「帰宅困難者等」とし、両者を対象とする。

2 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。事業所等の組織に属していない人々は、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到する等、パニック発生の要因となることが考えられる。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇することや、救急・救助の妨げとなることが考えられる。

(3) 安否確認の集中

地震発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、被災現地となった場合、安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

(4) 水、食料、毛布等の需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、職場等において水、食料、毛布等の備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することが考えられる。

3 帰宅困難者対策の実施<本部事務局、土木班、建築班、道路班、避難所班、関係機関>

(1) 基本的考え方

① 南関東地域は、職場や学校等の人々が集まる施設が集積しており、多くの人が都県を越えて通勤・通学を行っており、帰宅困難者対策は広域的な対応が不可欠である。

- ② そこで、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会、九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）、駅周辺帰宅困難者等対策協議会等において、広域的な対応の協議を進め、県、市町、警察、消防、交通事業者、大規模集客施設事業者、企業、学校等が、それぞれの役割分担を明確化するとともに、連携・協力体制の構築を図る。
- ③ 市は、帰宅支援施設及び一時滞在施設の指定、運営を行う。帰宅支援対象道路の選定と帰宅支援施設及び一時滞在施設の指定調整は県が行う。

（２）本市における対応

- ① 普及・啓発の実施と平常時からの備え
 - 1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則、交通規制計画の周知による車両帰宅の抑制
 - 2) 安否確認手段の周知・広報と安否確認体制の確立の呼びかけ
 - 3) 企業・学校等への一時収容対策等の呼びかけ
 - 4) 組織に属さない帰宅困難者等への対応の検討と準備の呼びかけ
 - 5) 個人への啓発
- ② 発災直後の混乱防止
 - 1) 早期の情報提供による混乱の抑制と一斉帰宅の抑制
 - 2) 鉄道運行状況等に関する早期情報提供体制の確立
 - 3) 交通規制の実施に関する早期情報提供体制の確立
- ③ ターミナル駅等における滞留者への支援
 - 1) 関係機関との協力による混乱防止・円滑な誘導體制の整備
帰宅困難者等支援広場、一時滞在施設の指定及び誘導、観光客等への情報提供の充実、駅周辺における混乱防止等
 - 2) 滞留者の輸送
- ④ 円滑な徒歩帰宅のための支援
 - 1) 支援体制の構築
帰宅支援対象道路の選定、帰宅支援施設の設置、運営
 - 2) 情報・物資等の提供
発災時における情報収集・提供、沿道の自治会・事業者等による支援、コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等における支援
 - 3) 救急・救護体制等
- ⑤ 指定避難所における帰宅困難者等対策
- ⑥ 四街道市安全安心ステーションにおける対応
市では平成 23 年 5 月より四街道市安全安心ステーションを設置し、市内における

防犯拠点として活動を行っている。当該施設は帰宅困難者等が多く発生することが予想される四街道駅の駅前に立地していることから、「災害時帰宅支援ステーション（仮称）」として位置づけ、徒歩帰宅者に対する必要な支援を行うこととする。

1) 運営体制

四街道市安全安心ステーションには四街道市防犯協会事務局があり、夜間を除き年間無休体制で運営している。災害発生時の「災害時帰宅支援ステーション（仮称）」の運営においても、災害発生時の応援協定を締結することにより、市防犯協会が主体的に運営するものとする。

2) 支援の内容

- a 飲料水の提供
- b トイレの提供
- c 休憩所の提供（施設2階会議室の開放）
- d 各種災害情報の提供

(3) 事業所における対応

① 施設内での待機

事業者は、災害発生後、事業所等施設の安全性を確保するとともに、災害関連情報等を入手し、従業員等を施設内または他の安全な場所に待機させるものとする。また、来所者に対しても、従業員等に準じて、施設内または他の安全な場所で待機させるものとする。

② 施設内で待機できない場合

事業所等施設内で待機することが安全でない場合、事業者は、市からの一時滞在施設等の情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。

③ 従業員等への情報提供

事業者は、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。

④ 徒歩による帰宅の支援

災害発生後の交通機関の輸送力については限りがあることを踏まえ、事業者は、徒歩による帰宅が可能な従業員等に対し、原則として徒歩で帰宅するよう促すものとする。このため、事業者は、徒歩帰宅に対する支援を行うものとする。

(4) 防災関係機関等の役割と住民への周知

大規模災害時の帰宅困難者対策は、多岐にわたるとともに、行政界を超える対応が必要であり、九都縣市が共同で進めているガソリンスタンド事業者及びコンビニエンスストア等フランチャイズチェーンとの帰宅支援協定について住民に周知を図り、大規模災害により交通が途絶した場合の帰宅困難者に対し、水道水やトイレ、災害情報

の提供が受けられるよう関係機関が分担・連携して対策を行うことが重要である。

また、災害発生時の帰宅困難者の安否情報についても、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板、災害用伝言板 (Web171)、ツイッター、フェイスブック等のSNS、IP電話等の利用について住民に周知を図る。

- * 帰宅困難者支援協定に賛同した店舗については「災害時徒歩帰宅支援ステーション」と呼称し、「災害時徒歩帰宅支援ステーション」のステッカーを店舗の入口等、利用者の見えやすい位置に提出する。

第5章 都市施設等の応急対策

第1節 公共施設の応急対策

1 道路・橋梁 <土木班、道路班、関係機関>

震災が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者は、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保をはかるため、迂回路の選定或いは通行の禁止又は制限等の措置等の利用者の安全対策及び応急措置並びに復旧対策を講じる。

(1) 震災時の応急措置

- ① 県（印旛土木事務所）は、千葉県地域防災計画に基づき市の応急対策を援助し、県災害対策本部の活動体制に従い、応急措置を行う。市からの道路・橋梁被害報告をまとめ、緊急度に応じ応急復旧、障害物の除去等総合対策の検討及び調整を行う。
- ② 市及び関係機関は、道路の亀裂・陥没・損壊及び倒壊物又は落橋等による通行不能箇所を調査し、速やかに通行止め等の応急措置を行う。

(2) 応急復旧対策

- ① 国・県は、被害を受けた国・県道を速やかに応急復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路に指定されている路線を最優先に応急復旧を行う。
- ② 東日本高速道路㈱は、同社の防災業務計画の定めるところにより、直ちに災害応急活動を行う。
- ③ 市及び関係機関は、被害を受けた市道を速やかに応急復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。
- ④ 市は、緊急輸送道路として指定した路線を最優先に障害物を除去し、その後逐次一般市道の復旧作業を実施する。

2 水防活動 <消防本部、消防署班>

地震水害等の発生に対する水防活動は、風水害等編 第3編第3章第2節 1「水防計画」による。

第2節 ライフライン施設の応急対応

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が震災により被害を受けた場合、都市機能そのものの麻痺につながるとともに、市民の生活への影響が極めて大きい。そのため、市及び各ライフライン機関では、これらの施設の応急復旧体制を確立し、相互に緊密な連携を図りながら迅速な応急対策を行う。

1 水道施設 <水道供給班>

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報の収集連絡体制を確立し、給水拠点への応急給水、復旧を実施する。また、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 震災時の活動体制

水道供給班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。

なお、本部長（市長）は、本市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定管工事業協同組合及び公益社団法人日本水道協会千葉県支部を通じて他の水道事業者に応援を要請する。また、不足する車両・資機材等については、関係機関、関係業者等に応援を求める。

(2) 応急復旧対策

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

① 復旧の優先順位

- 1) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- 2) 主要な配水管及び病院や指定避難所等の応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

② 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を確保し、材料が不足した場合は、メーカー及びその他水道事業者から調達する。

(3) 震災時の広報

震災直後、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。広報手段については、水道供給班が本部事務局を通じてマスコミ機関への情報提供を行うものとする。広報内容については、次のとおりである。

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ③ 水質についての注意事項

2 下水道施設 <下水道班、関係機関>

震災時における下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないように応急措置を講じ、また、下水機能の回復を図って排水に万全を期するものとする。

(1) 震災時の活動体制

災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。

(2) 応急対策

① 災害復旧資機材の確保・調達

震災発生時必要となる資機材を確保する。また、資機材が不足する場合は、その他の市町村及び下水道関係業者から調達する。

② 施設の点検

主要幹線管渠等重要性が高いところから点検を行う。被災箇所が多く、下水道班職員だけで対応できない場合は、その他の市町村及び施工業者等の支援を求め、緊急に施設の点検を行う。

(3) 応急復旧対策

① 応急復旧の優先順位

下水道施設は上水道と共に市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧する。また、被害程度にもよるが重要幹線管渠、その他特に危険箇所としてあらかじめ被害が想定できるところから作業を行い、二次災害等が発生しないよう応急復旧に努める。

② 応急復旧方法

1) 管渠

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等の二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価をし、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

2) マンホールポンプ

流水機能の確保が最優先であり、被害状況の把握と施工業者の手配と割り振り及び電力の確保を行う。

3) 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な施工

業者を紹介する。

③ 県下水道施設の応急復旧

本市は、流域公共下水道の上流であるため、県の管理する流域幹線管渠の応急復旧対策は、千葉県地域防災計画により県が実施する。

(4) 震災時の広報

災害対策本部と連携を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

3 電力施設 <東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社>

非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。

災害により電気の供給が停止したり、または停止する恐れのあるときは、四街道市を管轄する千葉総支社は非常災害対策支部を千葉総支社に設置し、応急対策及び復旧措置を講じる。

(1) 震災時の活動体制

① 活動体制

地震が発生したとき、四街道市を管轄する千葉総支社は、非常災害対策支部を千葉総支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

② 情報連絡ルート

東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社が災害時に実施する情報連絡ルートは、主に次の2系統になる

- 1) 災害に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握
- 2) 市災害対策本部、消防署、警察署等との管内防災機関との情報連絡

(2) 震災時の応急措置

① 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- 1) 第一線機関等相互の流用
- 2) 現地調達
- 3) 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、

当該支部宛緊急出荷のうえ、復旧工事の迅速化に努める。

② 人員の動員、連絡の徹底

- 1) 震災時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- 2) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

③ 震災時における危険予防措置

- 1) 震災発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

① 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

② 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

1) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の重要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

2) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

3) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

4) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

③ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報

車等により直接当該地域へ周知する。

- 1) 無断昇柱、無断工事をしないこと
 - 2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターに連絡すること。
 - 3) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
 - 4) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。
 - 5) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
 - 6) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
 - 7) その他事故防止のための留意すべき事項
- ④ 震災時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。
- ⑤ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

4 ガス施設 <東京ガス株>

震災によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立するものとする。

特に、ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 実施担当機関

東京ガス株…東京ガス株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。

(2) 担当域

① 千葉導管ネットワークセンター

四街道市内では、みそら、旭ヶ丘、山梨、成山、鷹の台、鹿放ヶ丘の全部及び大日、小名木、南波佐間の一部が供給区域となっている。

② 佐倉支社

四街道市内では、四街道、下志津新田、美しが丘、和良比、さつきヶ丘、栗山、大日、鹿渡、めいわ、小名木、さちが丘の全部または一部、千代田、物井、もねの里、池花の全部及び長岡の一部地区が供給区域となっている。

(3) 非常災害対策

① 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、本部長は、必要に応じ、勤務時間外にある社員等に対して即時に出動を命じ、或いは他の業務に従事中の社員等に対し、その業務を中止して非常事態の対応にあたるよう命ずる。

また、特別編成を必要とする非常災害が予想され又は発生した場合は、当社の非常事態対策関係諸規則並びに対策要綱に基づき動員体制をとり、処理にあたる。

- 1) 第1次非常体制……第2次非常体制以外の場合
 - 2) 第2次非常体制……当社事業への影響度が特に甚大である場合
- ② 非常事態の発令及び解除
- 1) 非常事態が発生、又は予想される場合、防災供給部は、別途に定める「非常事態対策要綱」で指定する者を通じて、社長に具申するものとする。対策本部の設置は、社長が別に命ずるところによる。
 - 2) 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ、当該所管内の非常体制を発令することができる。
 - 3) 非常事態が発令された場合は、速やかに非常事態対策本部及び非常事態対策支部を設置する。
 - 4) 社長は、災害発生のおそれなくなった場合又は災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。
- ③ 情報収集、連絡体制
- 災害等の予知情報は、ラジオ、テレビ等で入手するとともに、本社との連絡をとりつつ、非常体制発令準備、その他情報分析を行う。
- ④ ガス供給遮断対策
- ガスの漏洩がある場合は、社内の各班との連携をとり状況に応じて各所のバルブを遮断し、市民に対する二次的災害を防止する。
- ⑤ 消費者に対する広報
- 経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について適切に広報及び連絡を行い、周知に努める。また、震災時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、巡回のほか、消防署、四街道警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。供給を停止した場合は、以下について広報及び連絡を行い、周知に努める。
- 1) ガスメータの復帰操作を試みてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
 - 2) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

5 通信施設 <東日本電信電話株>

震災時における公衆電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、東日本電信電話株式会社の災害対策規程の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

(1) 震災時の活動体制

① 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

② 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される津波警報等の各種警報について速やかに県、市町村へ通報する。

(2) 震災発生時の応急措置

① 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- 1) 電源の確保
- 2) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- 3) 非常用電話局装置等の発動準備
- 4) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- 5) 局舎建築物の防災設備の点検
- 6) 工事用車両、工具等の点検
- 7) 保有資材、物資の点検
- 8) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

② 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最大限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- 1) 通信の利用制限
- 2) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- 3) 無線設備の使用
- 4) 特設公衆電話の設置
- 5) 非常用可搬型電話局装置等の設置
- 6) 臨時電報、電話受付所の開設

- 7) 回線の応急復旧
- 8) 伝言・取次サービスの実施

③ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- 1) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 2) 災害復旧措置と復旧見込時期
- 3) 通信利用者に協力を要請する事項
- 4) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ① 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ② 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

6 通信施設 <㈱NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ㈱、ソフトバンク㈱>

(1) 震災時の活動体制

① 災害対策本部の設置

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

② 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 応急措置

① 重要通信の疎通確保

災害等の際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること
- 2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること
- 3) 非常、緊急通話は、電気事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと

② 安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に

努める。

(3) 応急復旧

① 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

② 災害時の WEB サイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況等を WEB サイトで情報公開に努める。

③ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

7 通信施設 <KDDI 株>

(1) 震災時の活動体制

① 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部及び対策室等を設置する。

② 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 発災時の応急措置

① 通信の利用制限と災害伝言板サービス等の提供

発災により通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害伝言板サービス等による安否確認の伝達に協力する。

② 設備、資機材の点検及び出動準備

- 1) 緊急連絡用設備等の運用に必要な措置
- 2) 復旧、監視要員の配置
- 3) 災害対策用機器の点検と出動準備
- 4) 電源設備に対する必要な措置
- 5) 伝送路の代替設定
- 6) その他必要な措置

③ 応急措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。

(3) 応急復旧対策

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

第6章 交通対策及び震災警備

第1節 緊急輸送体制の整備

大規模な災害が発生した場合の応急対策に必要な人員、物資及び被災者の避難輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ的確に確保し、有効かつ円滑に活用するため、車両等の調達、配車を行う。

1 緊急通行車両の確保 <管財・財政班>

(1) 緊急通行車両の確認

車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求めることができる。

(2) 標章及び確認証明書の交付

前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(3) 標章の貼付等

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときには、これを提示する。

(4) 事務手続

この届出に関する事務手続は、知事においては、総務部消防地震防災課長又は北総県民センター長に、また、公安委員会においては、四街道警察署長（当該車両の本拠地を管轄する警察署）又は交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は四街道警察署長を経由し、公安委員会に行う。

(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認

事前届出済証の交付を受けてある車両の確認は、県警本部、四街道警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

2 緊急通行車両の対象 <管財・財政班>

緊急通行車両の対象範囲は次のとおり。

(1) 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告、指示

- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 救難（救護）、救助その他の保護
- (4) 児童・生徒の応急教育
- (5) 施設、設備の応急復旧（整備・点検）
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生等の措置
- (7) 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送確保のための措置
- (9) その他災害の発生の防衛、拡大防止等

3 緊急輸送体制 <管財・財政班、関係機関>

応急対策活動のための輸送方法は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに地域の交通状況等を勘案し、次の方法により柔軟かつ適切な輸送を行う。

(1) 車両輸送

① 緊急通行車両の確保

事前届出済の車両については、本部事務局が速やかに四街道警察署等に緊急通行車両の確認を行い、標章及び確認証明書の交付を受け、緊急通行車両を確保する。また、あらかじめ協定等により市内運送業者等から借り上げる車両については、本部事務局が速やかに緊急通行車両の確認手続きを行う。

② 車両の管理（上下水道部所管の車両は除く）

緊急輸送車両の管理は、管財・財政班が集中管理する。ただし、すでに各班において応急活動に使用されている車両は、本部事務局から要請があるまで当該班が使用することができる。

③ 車両の運行

車両の運行は、管財・財政班が常に配車状況を把握し、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

④ 市内運送業者等の車両の確保

管財・財政班が管理する車両だけでは不足が生じる場合、管財・財政班は市内運送業者等より借上げの措置を行い配車する。また、市内での車両の確保が困難な場合、その他市町村又は県に協力要請を行い、車両を確保する。

⑤ 人員及び資材の輸送は、災害対策本部長の指揮の下、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

(2) 鉄道輸送

車両による輸送が渋滞等により著しく困難な場合、東日本旅客鉄道(株)の最寄りの駅に協力を要請するものとする。

[連絡先]

名 称	電 話 番 号
東日本旅客鉄道(株) 四街道駅	0 4 3 - 4 3 2 - 1 4 5 6
〃 物井駅	0 4 3 - 4 2 2 - 1 2 5 2

(3) ヘリコプターによる輸送

車両、鉄道輸送だけでは対応が困難であり、特に緊急を要する場合は、県知事を通じて自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

第2節 障害物の除去

1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、下水道班、関係機関>

市は、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、県及び市が選定した緊急輸送道路を最優先に交通の確保に努めるものとする。

なお、緊急を要するため、各道路管理者等に通報する時間的余裕がないときは、当該障害物を知った機関が、ただちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡する。

また、自衛隊が派遣された場合、関係各班は自衛隊と協力し、障害物の除去を行う。

- (1) 道路上のガレキ等障害物は、道路管理者と連絡調整のうえ、あらかじめ協定を結んだ市内建設業者等に指示して除去する。
- (2) 道路面に生じた亀裂、陥没等は、市内建設業者に指示し埋め戻し等の応急復旧を実施する。
- (3) 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、ただちにバリケード等による応急措置を講じ、所管の占用者に連絡する。
- (4) 災害により生じた損壊家屋等のうち、道路交通安全上危険性が高く、緊急を要するものについては直ちに除去する。
- (5) 除去作業を実施するにあたっては、可能な限り障害物の管理者、もしくは所有者の同意を得るものとする。
- (6) 一般廃棄物最終処分場が整備された場合、仮置場として使用する。また、併せて、最終処分、リサイクル先を考慮した分別、焼却、破碎等の中間処理（積出）基地を確保する。

第3節 交通規制

震災における交通規制に関する事項は、千葉県地域防災計画の定めるところにより、次のとおり実施する。

- ・ 震災時において応急対策に必要な物資の緊急輸送道路を確保するため、市民に対し自動車利用を控えるよう広報を行い、周知徹底を図る。
- ・ 震災時、交通規制もしくは緊急交通路の確保を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に協力を要請し、必要な対策を講じる。

1 道路管理者の通行禁止又は制限 <道路班>

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

2 公安委員会の交通規制 <四街道警察署>

- (1) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- (2) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保に当たる。

3 警察署長の交通規制 <四街道警察署>

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

4 警察官の交通規制等 <四街道警察署>

- (1) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。

この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

- (2) 警察官は、通行禁止区域（前記2（2）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、災害対策基本法第76条の3第2項に基づき警察官は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

5 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等 <消防本部>

- (1) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記4（2）の職務の執行について行うことができる。
- (2) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

6 交通情報の収集及び提供 <土木班、建築班、道路班、四街道警察署>

- (1) 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- (2) 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

7 震災発生時における運転者のとるべき措置 <四街道警察署>

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
- ① 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
 - ② 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
 - ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。
- やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って

駐車する等通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと

(3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること

- ① 車両を道路外の場所に置くこと。
- ② 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
- ③ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

第4節 震災警備

千葉県警察災害警備計画に基づき実施する。

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

1 千葉県警察災害警備計画 <県警本部、四街道警察署>

(1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助・避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

地震に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

① 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

② 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

③ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表

- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、死体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第7章 廃棄物対策

第1節 廃棄物処理

災害発生後に発生するごみやし尿及び損壊家屋等災害廃棄物の収集・処理を実施する。

1 生活ごみの処理 <環境衛生班>

(1) ごみ処理計画

① 一般廃棄物の収集及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）及び四街道市災害廃棄物処理計画に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。

一方、市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、市の処理方針に応じて排出するよう協力を呼びかける。

② 生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

③ 産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を広報する。

④ 広域応援の受入れ

ごみの収集及び処分について、必要に応じ、県を通じて応援要請する。その場合、環境衛生班が受け入れ窓口となり、効率的な業務を実施する。

(2) ごみの収集方法

① 腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

② ごみの分別は基本的には平常通りとするが、特例的な分別が必要な場合には適宜検討する。

(3) クリーンセンターの復旧等

① 被害の把握と応急措置

クリーンセンター長は、災害発生直後に建物、プラントの被害、液状化、不等沈下等の地盤災害の状況等を速やかに点検し、直ちに稼働できるよう応急措置を講じる。

② 施設状況の報告

クリーンセンター長は、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに本部事務局へ連絡する。

③ 応急復旧措置

クリーンセンター長は、被害状況を踏まえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図る為に必要な措置を講ずる。

④ 応援要請等

処理施設での処理能力を上回る大量のごみが生じた場合、周辺の環境に留意して、市有地又は市域内の未利用地等を臨時集積地として利用するとともに、その他市町村に対し、ごみ処理について応援要請を行う。

2 し尿の収集・処理 <環境衛生班>

(1) し尿に関する処理方針

震災により水洗トイレが使用できなくなる可能性があること等から、し尿の発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して四街道市災害廃棄物処理計画の定めるところにより、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

(2) 収集必要量の推計方法

市において、定めた推計方法によって収集必要量を推計し、処理体制の確立を図る。

(3) 指定避難所等に必要に応じて応急仮設トイレを設置するとともに、委託業者の協力を得て、し尿の収集・処理を実施する。

(4) 被災状況に応じ関係業者の協力を得て、仮設トイレの借上げを速やかに実施する。

3 倒壊家屋の除去 <環境衛生班>

(1) 災害廃棄物処理計画

四街道市災害廃棄物処理計画により、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

① 実施機関

1) 震災時における被害地帯で発生する廃棄物は、行政、市民、事業者が連携を図りながら、適正かつ円滑な処理にあたる。

2) 市は、震災等による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき相互に協力要請を行う。

② 廃棄物の処理

1) 市における組織体制

震災廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(2) がれきの処理方針

がれきは、膨大な量の発生が想定されるため、いったん仮置場に保管し、分別、中

間処理、リサイクルを行ったのち、原則として民間施設や他市町村の協力により適正に処分する。仮置場として、市域内の未利用地を確保する。

(3) 粗大ごみの処理方針

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

(4) 分別方法

震災廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第1次の分別を行ったのち、仮置場に収集する。

① 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材、金属、可燃物等、不燃物等の粗分別を行った後、仮置場へ搬入する。

② ビル、マンション等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート塊、金属、可燃物等の粗分別を行ったのち、仮置場へ搬入する。

(5) 中間処理・最終処分方法

① 可燃物のうち木造家屋等の柱材等については、極力リサイクルをするとともに、その他可燃物はクリーンセンターにおいて焼却するものとし、必要に応じ民間施設や他市町村の協力を要請するものとする。

① コンクリート片は、民間の再資源化施設により、リサイクルを行うことを基本とする。

③ 粗分別後に残る混合物（土砂が主体）についてもできるだけ分別を行い所要の処分を行うものとする。

(6) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

第 8 章 教育対策

第 1 節 文教施設の防災対策

文教施設の被災、又は児童生徒のり災により、通常の教育を行うことができない場合、文教施設の応急復旧及びり災した児童生徒に対する学用品等の供与を速やかに実施し、就学に支障のないよう応急措置を講ずる。

1 応急教育・保育の実施 <子育て支援班、教育復旧班、各教育施設>

(1) 保育施設及び学童保育施設

- ① 施設長等は、状況に応じ児童及び職員に適切な避難指示（緊急）を与える。
- ② 施設長等は、災害の規模並びに児童、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、子育て支援班へ報告する。
- ③ 勤務時間外に災害が発生したときは、職員は所属の施設に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力し、応急保育の実施及び施設の管理等のための万全な体制を確立するものとする。
- ④ 施設長等は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の保育体制の編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑤ 施設長等は、応急保育計画については、子育て支援班に報告するとともに、決定次第速やかに児童及び保護者に周知徹底を図る。

(2) 公立小中学校

- ① 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育復旧班（教育部）へ報告する。
- ③ 学校長は、状況に応じ、教育復旧班(教育部)と連絡のうえ、臨時休校等必要な措置をとる。
- ④ 学校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を作成する等、指定避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- ⑤ 学校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑥ 学校長は、学校安全計画については、教育復旧班（教育部）に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底を図る。

(3) 高等学校及び大学等

学校長等は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、県地域防災計画に基づき被害状況等を本部事務局及び県総務部学事課に報告する。

2 学用品の調達・支給 <教育復旧班>

(1) 実施機関

- ① 学用品の給与は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長（市長）に救助を行わせることができる。

(2) 支給の方法

教育復旧班は各学校長と緊密な連絡をとり、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じ支給するものとする。

(3) 学用品の調達

教科書については、県教育委員会と協議のうえ指定業者に納入させる。その他の学用品については、教育復旧班、市内業者、学校の三者間で協議の上購入する。

(4) 災害救助法の準用

学用品の給与対象者、学用品の品目、学用品の費用限度、学用品の給与期間については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

(5) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

3 文化財の保護 <教育復旧班>

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに教育復旧班に通報するとともに災害の拡大防止に努める。

4 学校給食の措置 <教育復旧班>

- (1) 教育復旧班は、学校再開にあわせて速やかに学校給食が実施できるよう努める。た

だし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

(2) 児童生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止する。

- ① 感染症その他危険の発生が予測される場合
- ② 災害により給食物資が入手困難な場合。
- ③ 給食施設が被災し給食の実施が不可能となった場合。
- ④ その他給食の実施が適当でないと認められる場合。

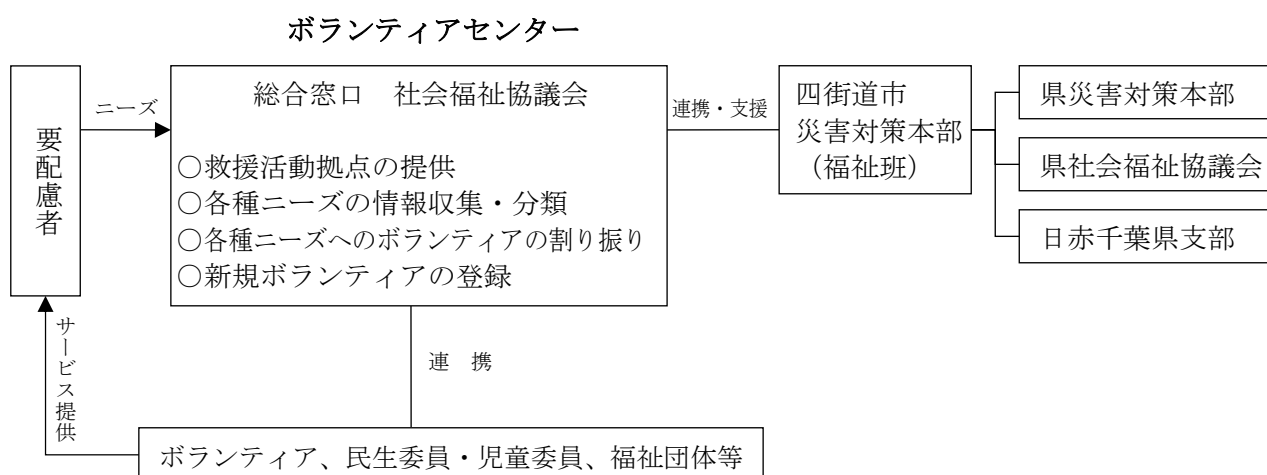
第9章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

災害時に障害者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県「震災時における避難所運営の手引」を踏まえ、安否の確認、情報提供、指定避難所生活の援助を実施する。

避難の誘導については、第4章第2節「応急避難」による。

[ボランティアと連携した要配慮者対策（概念図）]



1 要配慮者への対応 <福祉班、子育て支援班>

(1) 福祉全般の相談窓口の開設

障害者や高齢者等の要配慮者に対して、地域住民の協力を得た援護体制を確立し、相談窓口を早期開設する。

(2) 情報提供

要配慮者に対し、迅速かつ正確に情報の提供を行うため、関係福祉団体やボランティア等の協力を得て、広報活動を行う。

(3) 児童への配慮

民生委員・児童委員、地域（区・自治会、自主防災組織）等と連携し遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。

(4) 外国人への配慮

日本語による意思疎通が十分でない外国人のため、英語や数ヶ国語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。

2 指定避難所生活への対応 <福祉班、保健医療班>

(1) 避難生活の確保

- ① 情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。
- ② 簡易トイレ、ベッド等の要配慮者の状態に応じて必要な機材を確保する。
- ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。

(2) 避難生活への配慮

- ① ボランティア等との協力体制により、被災者や家族からの相談にのり、必要なサービスを確保する。
- ② 要配慮者の避難生活が長期になることが予想される場合、必要に応じ、ボランティア等と協力し、介護がしやすい施設（福祉避難所）へ移動させる処置を行う。
- ③ 必要に応じ、社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。

(3) 福祉避難所での配慮

- ① 福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当の連絡職員を配置し、市との連絡体制の確保に努める。
- ② 必要に応じて仮設トイレを施設管理者と協議の上、所定の場所に設置する。
- ③ 福祉サービス事業者等と連携を図り、要配慮者等が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も受けることができる対応に努める。
- ④ 要配慮者等の相談に対応する相談窓口を、福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。

第10章 被災者の支援

第1節 義援金品

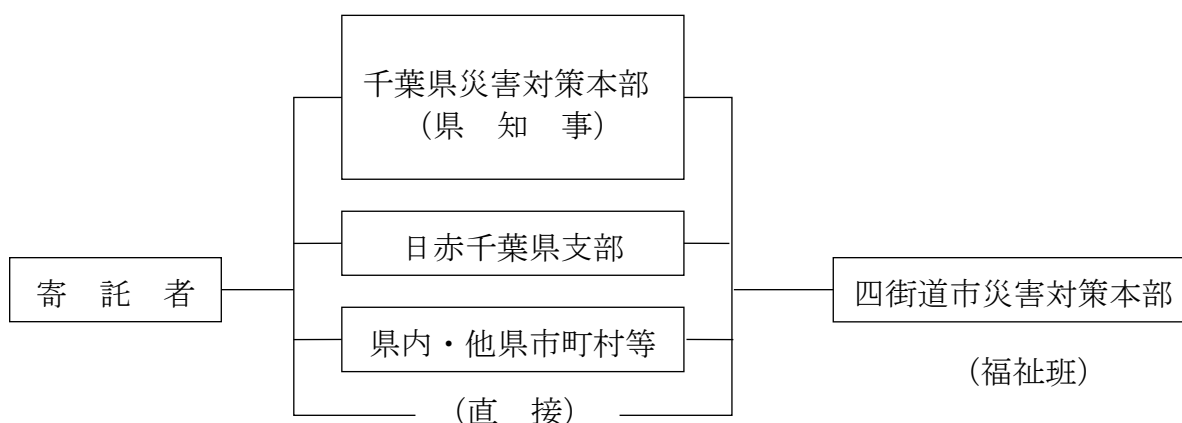
市に委託された被災者あての義援金品を、有効、適切に被災者に配分するため、受付、保管、配分について計画を定めるものとする。

1 義援金品の受け入れ <福祉班>

市に届けられる義援金品の受け入れは、福祉班が担当する。福祉班は、受付窓口を開設し受付を行う。

なお、義援金品の受付に際しては、受付け記録を作成し、以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者又はその搬送者に受領書を発行するものとする。

[義援金品の受け入れ経路]



2 義援金品の保管 <福祉班>

- (1) 義援金については、被災者に配分するまでの間、福祉班が出納機関の協力や市指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。
- (2) 義援品については、福祉班が市役所内を一時集積場所として保管するが、状況により物資供給班に要請し、一般救援物資と同様の保管場所に保管する。

3 義援金品の配分 <福祉班>

- (1) 義援金品の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。
- (2) 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案のうえ、世帯及び人

員を単位として、福祉班が立案する。

- (3) 応急対策上不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により福祉班が有効に活用する。
- (4) 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ区・自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

第2節 災害救助法の適用

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、人命の保護及び食料その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行うことにより、被災者の基本的生活権の保護と、全体的な社会秩序の保全を図ることを目的とする。

1 救助業務の実施者

- (1) 災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事が実施主体者となり、市町村長はこれを補助するものとする。
- (2) 市町村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- (3) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市町村長に救助を行わせることができる。(別表 2-1-1 参照)。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき本部長（市長）が応急措置を実施する。

別表 2-1-1 災害救助法の適用後の救助の種類及び実施主体者等

救助の種類	実施期間	実施主体者等
指定避難所の設置及び収容	7日以内	市長（教育部）
応急仮設住宅の設置	20以内に着工	知事（住宅課）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市長（環境経済部）
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（環境経済部）
医 療	14日以内	知事（救護班・日赤）
助 産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）
り災者の救出	3日以内	市長（都市部）
住宅の応急修理	1ヶ月以内完了	市長（都市部）
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）
埋 葬	10日以内	市長（環境経済部）
死体の搜索	10日以内	市長（都市部）

死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）
障害物の除去	10日以内完了	市長（都市部）

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の規程によるが、市における具体的適用基準等は、次のとおりである。

(1) 災害救助法施行令第1条第1項1号～3号の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条件
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	80以上	第1項の1号
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数	2,500以上	第1項の2号
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	40以上	
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数	12,000以上	第1項の3号
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	多数	

(2) 災害救助法施行令第1条第1項4号の適用

災害において、災害救助法施行令第1条第1項の1号～3号の適用に至らない場合、同施行令第1条第1項の4号の適用について、県知事は厚生労働大臣に協議したうえ救助の実施を決定することとなっている。ちなみに第1項の4号が適用されるのは、直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人身の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合だが、災害救助法施行令第1条第1項の4号が適用される事例として市で考えられるものは次のようなものが挙げられる。

- ① 交通事故により多数の者が死傷した場合
- ② 有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ③ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- ④ 被災者が現に救助を要する状態にあるものである場合

3 滅失（り災）世帯の算定基準

(1) 滅失（り災）世帯の算定

住家が滅失した数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以

下のとおり、みなし換算を行う。

- | | | |
|--|---|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 全壊（全壊・流失）住家 1世帯で ② 半壊（半焼）住家 2世帯で ③ 床上浸水、土砂の堆積により一時的に
居住できない状態になった住家3世帯で
(注) 床下浸水、一部破損は換算しない。 | } | 住家滅失1世帯
として換算 |
|--|---|------------------|

(2) 全壊等の認定

災害救助法による「被害の認定基準」は、以下のとおりである。

[被害の認定基準]

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊 〃 全焼 〃 流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう・・・半壊（半焼）の場合も同様）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも
住家の半壊 〃 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも
床上浸水	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも
一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のも
※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。 ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害をうけた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 ※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。	

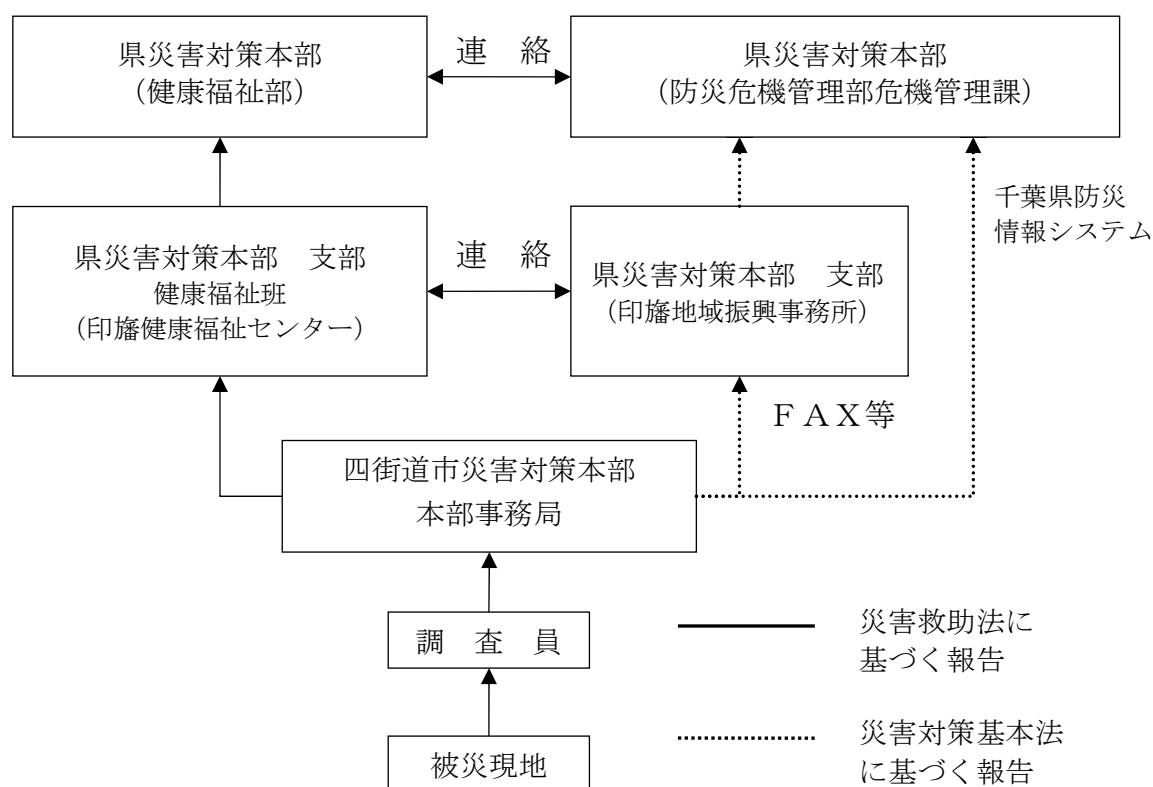
4 災害救助法の適用手続き <総務班>

(1) 災害救助の適用要請

災害時、市域内における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。その場合には、印旛健康福祉センターを経由して県知事に対し次にあげる項目について、とりあえず口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする機関
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

[災害報告系統図（概念図）]



(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合

には、本部長（市長）は災害救助の規程による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けるものとする。また、災害救助期間の延長等特例申請については、印旛健康福祉センターを通じて行う。

5 災害救助法による救助の程度、方法、費用の範囲

災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の範囲は以下のとおりである。

第3節 り災証明書の発行 <調査班、消防本部班>

1 り災証明の申請

災害により被害を受けた被災者に対し、り災証明書の発行を行う。受付窓口は焼損建物については消防本部班、倒壊又は破損建物については調査班が担当する。

2 被害の調査

被災者より申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。

3 発行の手続

被災者の「り災証明書」発行申請に対して、「土地家屋現況管理図」により確認の上、発行するものとする。なお、「土地家屋現況管理図」により確認できない時でも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる時は「り災証明書」を発行するものとする。

なお、災害により情報端末又は通信回線等が被害を受け、「土地家屋現況管理図」の使用ができない場合は、「土地家屋現況管理図」の必要な部分の印刷を業者に委託するものとし、併せて情報処理班に対してシステムの早期復旧の協力を要請するものとする。

4 広域に被害が生じた場合の調査、発行

広域に被害が生じ、被災者のり災証明の発行申請が混雑すると予想される場合、以下の方法により、消防本部班、調査班は現地調査し、り災証明書の発行を行う。

- (1) 調査班及び消防本部班は災害の規模等により必要と認められるときは、災害対策本部に対して市内全域又は一部の航空写真撮影を要請することができる。撮影した航空写真については「土地家屋現況管理図」上で管理する他、災害対策本部でも利用する。
- (2) 現地調査を行う期間を定め、外観目視による被災地域全域の調査を行う。「り災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」にり災の程度を表示し、「り災台帳」を作成する。
- (3) 「り災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」にり災の程度を表示し、「り災台帳」を作成する。
- (4) 市民に対し、り災証明書の申請・交付窓口を開設する。
- (5) 焼損建物については消防本部班が、倒壊又は破損建物については調査班が「り災証明書」を発行する。

5 証明の範囲

「り災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明するものとする。

(1) 消防本部班が発行するり災証明

① 火災による焼損及び水損

(2) 調査班が発行するり災証明

① 地震による全壊

② 地震による半壊

③ 地震による一部破損

6 被害の認定基準

全壊（全焼）、半壊（半焼）、一部破損の認定基準については、災害救助法による「被害の認定基準」を準用する（第10章第2節3「滅失（り災）世帯の算定基準」参照）。

7 災害対策本部解散後の事務の引き継ぎ

災害対策本部解散後は、消防本部班及び調査班は、所管課に事務を引き継ぐ。

8 その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。なお、り災証明の様式は以下に示すとおりとする。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 市民生活安定のための緊急措置

第1節 被災者に関する支援等〈危機管理監、各部〉

被災者に対し、各種支援措置を早期に実施するため、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

第2節 生活相談 〈経営企画部、総務部〉

市は被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡するとともに、連携して対応するものとする。

第3節 職業の斡旋 〈環境経済部〉

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、千葉労働局は震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにその斡旋に努めるものである。

また、震災により、離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。

- ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ・巡回職業相談の実施

本市は、臨時市民相談所等において、離職者の状況を把握し、迅速に県に報告する。また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

第4節 市税等の減免等 〈各部〉

り災した納税義務者等に対しては、り災以後到来する納期に係る市税や各種使用料等について条例の定めるところにより減免等を行う。

第5節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給<危機管理監、福祉サービス部>

県が、災害弔慰金の支給に関する法律の規定に基づき制定した「千葉県市町村総合事務組合規約」により実施する弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

そのあらまは資料記載のとおりである。

第6節 被災者生活再建支援金の支給目的並びに支給方法 <福祉サービス部>

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

支給申請は、本市に対して行われ、提出を受けた本市は申請書等の確認を行い、とりまじめの上、県へ提出する。県は当該書類を委託先である(財)都道府県会館へ提出し、申請書を受理した(財)都道府県会館は交付決定等を行う。

第7節 災害援護資金等の貸付 <各部>

都市部長、福祉サービス部長及び関係各部長は、それぞれの事務分掌に基づき、該当する市民に対する制度適用が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

1 災害援護資金

県が、災害弔慰金の支給に関する法律の規定に基づき制定した「千葉県市町村総合事務組合規約」により実施する貸付制度である。そのあらまは資料記載のとおりである。

2 生活福祉資金

千葉県社会福祉協議会が、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で援護資金の貸付を行う制度である。貸付内容その他制度のあらまは、資料記載のとおりである。

3 災害復興住宅資金

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災証明書が交付されている住民に対し、住宅の建設、購入、補修資金について住宅金融支援機構が融資を行う。

第8節 農林業者への融資 <環境経済部>

災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、災害復旧に必要な資金の融資制度の適用が迅速かつ円滑に行われるよう、努めるものとする。

1 融資の種類

県が、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請する融資は、次のとおりである。

(1) 天災資金

種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木等の取得、共済掛金の支払等

(2) 県単農業・漁業災害資金

経営安定資金、施設復旧資金

(3) (株)日本政策金融公庫資金

農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金

2 農業災害補償共済金の支払の促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができる措置を促進する。

第9節 中小企業への融資 <環境経済部>

災害により被害を受けた中小企業者に対し、復旧を促進し、商工業の経営の安定を図るため、災害復旧に必要な資金の融資制度の適用が迅速かつ円滑に行われるよう、努めるものとする。

1 市町村認定枠

(1) 融資対象者

- ① 激甚災害により被害を受けた者
- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

(2) 融資使途

- ① 設備資金、運転資金

2 市町村認定以外枠

(1) 融資対象者

① 知事が指定する災害により被害を受けた者

(2) 融資使途

① 設備資金、運転資金

第 10 節 住宅の建設等 <都市部>

災害により住宅を滅失した被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の空き家の活用を図る。

1 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第 21 条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第2章 災害復旧計画

第1節 復旧事業実施体制 <各部>

災害により被害を受けた施設の本格的な復旧を迅速に実施するため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、必要な職員を適正に配備する。

また、応急措置として必要に応じて職員の応援派遣等を県に対して要請する。

第2節 災害復旧事業計画の作成 <各部>

水道・電気・ガス等の施設については、災害直後には応急復旧を行い、その後、災害復旧計画を作成し本格的な復旧を行うものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

公共土木施設については、被害後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧を行うものとする。

(1) 道路等施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

(2) 河川等施設

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ① 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は、排水機場、天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(3) 砂防、地すべり防止等施設

砂防、地すべり防止等施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

2 農業用施設災害復旧事業計画

復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ① 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

(2) ため池

- ① 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(3) 道路施設

- ① 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(4) 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(5) 地すべり防止施設

- ① 地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

3 上水道施設災害復旧事業計画

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ① 施設の耐震化を図る。
- ② 管路は多系統化、ループ化を基本とする。
- ③ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

- ① 配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ② 漏水調査を実施する。
- ③ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

4 下水道施設災害復旧事業計画

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

5 その他の災害復旧事業

災害復旧事業の推進にあたっては、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、次にあげる復旧事業を迅速に実施する。

- 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- 都市災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 中小企業の振興に関する事業計画
- その他の災害復旧事業計画

第3節 文教施設の災害復旧時の体制 <健康こども部、教育部、各教育機関>

1 保育施設及び学童保育施設

- (1) 施設長等は、職員を掌握して施設の整理を行い、児童のり災状況を把握し、健康こども部に連絡し、復旧体制に努める。
- (2) 健康こども部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、施設長等はその指示事項の徹底を図るものとする。
- (3) 応急保育計画に基づき、受け入れ可能な児童は、施設において保育するものとする。また、り災により通所できない児童については地域ごとに実情を把握するよう努めるものとする。
- (4) 施設を指定避難所等に提供したため、長期間施設として使用不可能な場合、健康こども部は早急に保育等が再開できるよう措置を行うとともに、施設長等に指示して、平常保育等の開始される時期を早急に保護者に連絡するものとする。

2 公立小中学校

- (1) 学校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対してはり災状況を調査し、教育部と連絡し、学用品の供与に協力する体制に努める。
- (2) 教育部は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (3) 学校長は、上記の連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- (4) 学校安全計画に基づき学校へ収容可能な児童生徒は、学校において指導する。
- (5) 学校長は、疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行うよう努める。
- (6) 学校長は、指定緊急避難場所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能な場合には、教育部に連絡し他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (7) 学校長は、災害の推移を把握し、教育部と緊密に連絡のうえ、平常授業に戻るよう努める。

3 高等学校及び大学等

学校長等は、県地域防災計画に基づき、施設・設備並びに教職員及び学生生徒等の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

第3章 災害復興計画

第1節 災害復興の基本的な考え方

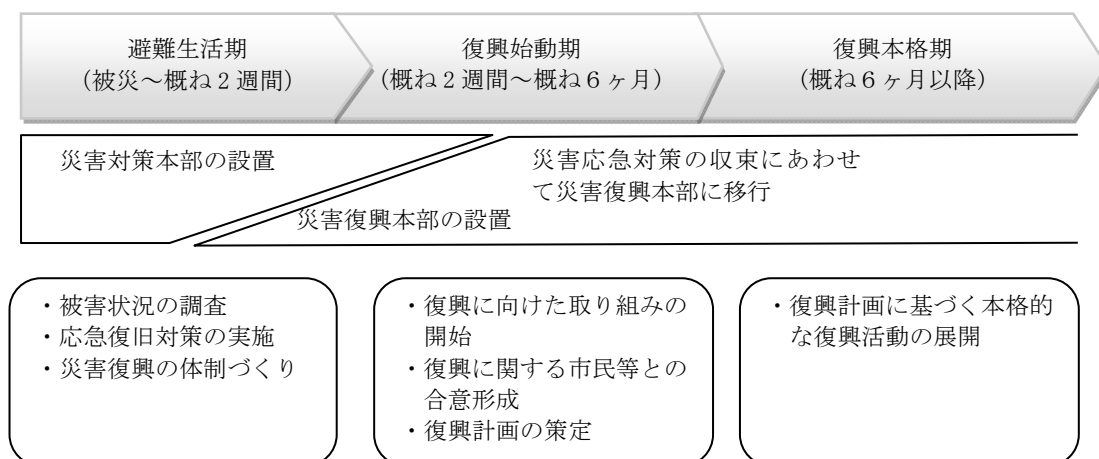
市域が災害による甚大な被害を受けた場合、応急復興対策により、いち早く市民の日常生活の迅速な回復を図るとともに、事後は本格的な復旧対策による現状の回復にとどまらず、再び同様の被害を繰り返さないために、被災前よりも「災害に強いまち」を目指した復興都市づくりを実施する。

第2節 災害復興体制及び災害復興計画

大規模な災害があった場合は、速やかに被害の概況を把握し、大きな被害があり、復興に関わる事業を迅速かつ円滑に進めるために、必要があると判断した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。

復興に関連する活動は、応急・復旧対策の段階から、質的な変化を伴いつつ、断続的に徐々に進行していくものであるため、災害復興本部は、災害対策本部と連携を図りながら、努めて早期に復興計画を作成し、復興に係る事業を推進する。

[災害復興のプロセスのイメージ]



市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

第 3 節 激甚災害の指定

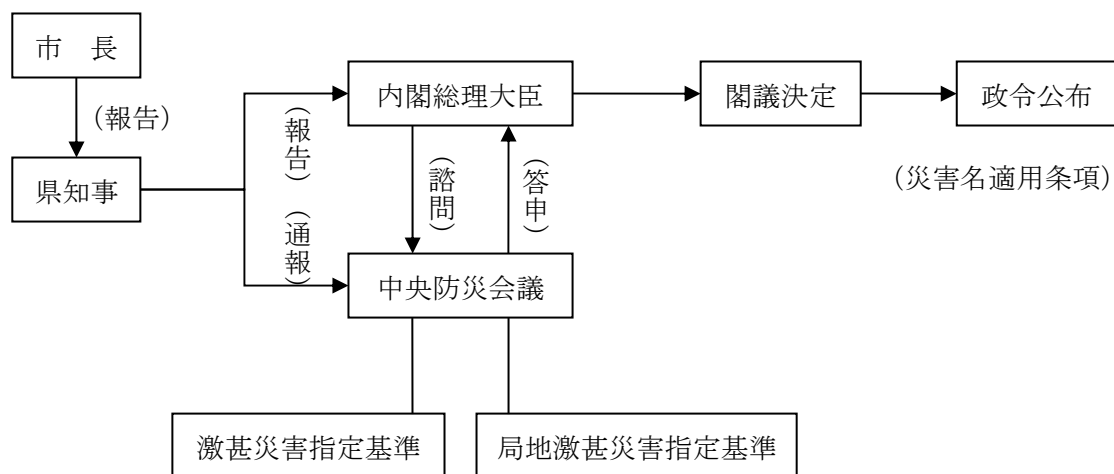
市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害の指定の手続き <総務部>

激甚災害の手続きは、おおよそ、次のとおり行われることになる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は、市長からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として交付される。

[激甚災害指定の手続きの流れ]



2 激甚災害に関する被害状況等の報告 <経営企画部>

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

4 特別財政援助額の交付手続 <総務部>

市長は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害にかかわる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

5 激甚法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

<p>1 公に 共関 土す 木の 施特 設別 災の 害財 復政 旧援 事助 業 等</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害関連事業 (4) 公営住宅施設災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 (9) 知的障害者更生施設、授産施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症予防施設災害復旧事業 (12) 伝染病予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内) (14) 湛水排除事業 (公共的施設区域外)</p>
<p>2 農特 林別 水の 産助 業成 に 関 す る</p>	<p>(1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 森林災害復旧事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助</p>
<p>3 中特 小別 企の 業助 に成 関 す る</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 中小企業設備近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例 (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>
<p>4 そ及 のび 他助 の成 財 援 助</p>	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>

東海地震に係る周辺地域 としての対応計画

[四街道市地域防災計画（震災編）附編]

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

[四街道市地域防災計画（震災編）附編]

第1章 総則	震災-5-1
第1節 計画策定の趣旨	震災-5-1
第2節 基本方針	震災-5-2
第3節 今後の課題	震災-5-4
第2章 防災機関の業務	震災-5-6
第1節 四街道市の実施する業務	震災-5-6
第2節 防災関係機関の実施する業務	震災-5-7
第3章 事前の措置	震災-5-11
第1節 東海地震に備え促進すべき事項	震災-5-11
第2節 事業所に対する指導・要請	震災-5-14
第3節 広報及び教育	震災-5-16
第4節 地震防災訓練	震災-5-19
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令時までの措置	震災-5-20
第1節 東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段	震災-5-20
第2節 活動体制の準備	震災-5-23
第3節 東海地震注意報から警戒宣言発令までの広報	震災-5-25
第4節 混乱防止の措置	震災-5-27
第5章 警戒宣言発令に伴う措置	震災-5-28
第1節 活動体制	震災-5-28
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	震災-5-31
第3節 警備対策	震災-5-37
第4節 水防・消防等対策	震災-5-38
第5節 公共輸送対策	震災-5-39
第6節 交通対策	震災-5-41
第7節 上下水道・電気・ガス・通信対策	震災-5-43
第8節 学校・病院・社会福祉施設対策	震災-5-50
第9節 避難対策	震災-5-53
第10節 救護救援・防疫対策	震災-5-55
第11節 その他の対策	震災-5-57
第6章 市民等のとるべき防災措置	震災-5-58
第1節 市民のとるべき防災措置と対応	震災-5-59
第2節 自主防災組織のとるべき措置	震災-5-61
第3節 事業所のとるべき措置	震災-5-62

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動、津波についてシミュレーションを実施し、その結果東海地震に係る強化地域として8都県(東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)の263市町村を平成14年4月23日に指定した。(平成24年4月1日現在 157市町村)

この地域指定は、東海地震が発生した場合、震度6弱以上又は、発生後20分以内に大津波(津波高3以上)が来襲する地域を基準としており、四街道市は、この地域には含まれなかった。

四街道市の地域は、東海地震が発生した場合震度5強程度と予想されるところから強化地域には含まれない。しかしながら、本市地域は東海地震に係る強化地域の周辺地域として局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合に社会的混乱の発生が懸念されるところである。このため、四街道市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発令された場合に備えた対策をとることとし、「四街道市地域防災計画(震災編)」の附編として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定するものである。

第2節 基本方針

1 計画の内容

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動の維持に努めるものとする。
 - ① 警戒宣言・地震予知情報等の発表に伴う、社会的混乱の発生を防止するために必要な措置を講ずる。
 - ② 東海地震発生にあっても地震による被害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- (2) この計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後計画を実施するうえでも十分配慮するものとする。
 - ① 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、保育園、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に措置する。
 - ② 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮し行う。
 - ③ 東海地震が発生した場合の市域の予想震度に応じた対策を講ずる。
 - ④ 四街道市及び関係防災機関並びに隣接市町村等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令されたときから、地震発生(又は発生のおそれがなくなる)までの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間においても混乱が予想されることから、この間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、東海地震に係る予防対策、応急対策及び復旧対策は、「四街道市地域防災計画(震災編)」で対処する。

3 計画の実施

四街道市の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されない。したがって、計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。

4 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

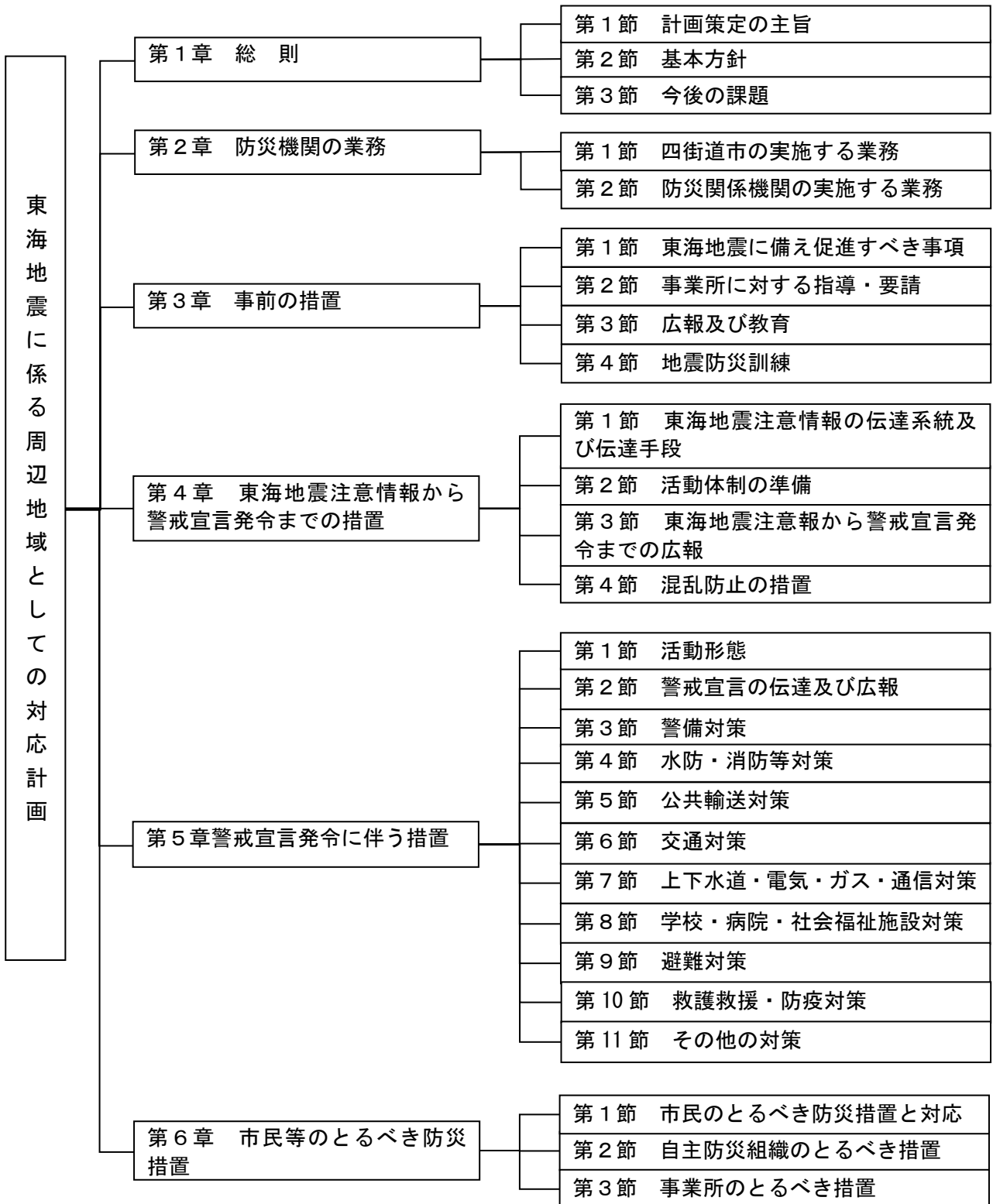
- (1) 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。ただし、地質・地盤によって異なるので、地域によっては、若干の違いがある。

- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間(概ね午前10時から午後2時)とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

第3節 今後の課題

本計画の策定にあたっては、現体制下で考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置について更に検討を加えていく必要のあるものもある。今後、あらゆる機会をとらえて、さらに充実した計画としていくものとする。

[計画の体系]



第2章 防災機関の業務

本市及び本市の地域における防災関係機関が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 四街道市の実施する業務

- (1) 四街道市防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関すること
- (2) 東海地震対策の連絡調整に関すること
- (3) 東海地震に係る予防、応急対策に関すること
- (4) 地震予知情報等の受理、伝達に関すること
- (5) 広報、教育、防災訓練に関すること
- (6) 消防、水防活動に関すること
- (7) 市が管理又は運営する施設対策に関すること
- (8) 例外措置としての住民避難に関すること

第2節 防災関係機関の実施する業務

1 千葉県

機関名	業務大綱
印旛地域振興事務所	<ol style="list-style-type: none">1 印旛地域振興事務所管内市町の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事2 印旛地域振興事務所管内の被害集計に関する事
印旛土木事務所	<ol style="list-style-type: none">1 道路及び橋梁の保全に関する事2 急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事3 水防に関する事
印旛健康福祉センター (印旛保健所)	<ol style="list-style-type: none">1 医療、助産及び救護の指導・協力に関する事2 保健衛生に関する事3 防疫に関する事4 食品衛生及び飲料水に関する事5 医薬品及び毒物、劇物等取扱い事業所の指導に関する事
四街道警察署	<ol style="list-style-type: none">1 警備本部の設置、運営に関する事2 各種情報の収集及び伝達に関する事3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事4 交通の混乱等の防止に関する事

2 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
関東財務局 千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関する事
関東病院機構	<ol style="list-style-type: none"> 1 国立病院、療養所施設の保全に関する事 2 国立病院、療養所の患者の安全に関する事 3 医療救護班の編成に関する事
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関する事 2 農林漁業関係金融機関に対する指導に関する事 3 主要食料の需給に関する事
関東経済産業局 関東東北産業 保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関する事 2 商工業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東運輸局 (千葉運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶による安全輸送の指導に関する事 2 鉄道による安全輸送の指導に関する事 3 自動車(バス、タクシー、トラック)による安全輸送の指導に関する事
関東地方整備局 千葉国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川施設、道路施設の保全に関する事 2 緊急輸送の確保助言に関する事
東京管区气象台 銚子地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関する事 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関する事 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関する事
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電波及び有線電話通信の監理に関する事 2 防災行政用無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立化防止用無線局の開設・整備についての指導に関する事 3 災害時に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関する事 4 非常通信の運用に関する事

3 自衛隊

機関名	業務大綱
陸上自衛隊 高射学校 (下志津)	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事 2 災害発生時における救援活動の実施に関する事

4 指定公共機関

機関名	業務大綱
日本郵便(株) (四街道郵便局)	1 郵便、為替、貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれら施設等の保全に関する事
東日本旅客鉄道(株) 四街道駅、物井駅	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事 3 鉄道旅客の混乱防止に関する事
東日本電信電話(株) 千葉支店	1 電報、電話等の通信の確保に関する事
(株)NTTドコモ (千葉支店) NTTコミュニケーションズ(株)	1 携帯電話等の通信の確保に関する事 2 インターネット接続に関する事 3 電話、国際電話に関する事
KDDI(株)	1 電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
ソフトバンク(株)	1 電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	1 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理(一時保管を除く)に関する事 2 災害救護に関する事 3 日赤医療施設の保全に関する事 4 血液センター施設の保全に関する事
日本放送協会 千葉放送局	1 地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事
東日本高速道路(株) 関東支社	1 東日本高速道路の保全に関する事 2 災害時における緊急交通路の確保に関する事
日本通運(株) 千葉支店	1 貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関する事
東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社	1 電力の需給に関する事 2 電力施設等の保全に関する事

5 指定地方公共機関

機関名	業務大綱
東京ガス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること
印旛沼土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
印旛利根川水防事務組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防施設の保全に関すること
公益社団法人 千葉県医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 医薬品の調達、供給管理に関すること 4 地区薬剤師との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県バス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人 千葉県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の緊急輸送の確保に関すること
(株)ニッポン放送 千葉テレビ放送(株) (株)ベイエフエム	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること
一般社団法人千葉県 LPガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるための予防対策は、四街道市地域防災計画(震災編)災害予防計画に基づき実施している。しかし、大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月公布)の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という新たな防災体制の整備が必要となってきた。

このため、本章では、事前の措置として特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

1 社会的混乱を防止するため、緊急に整備する事業

○ 情報伝達手段の整備

機関名	内 容
危機管理監	(1) 防災行政無線の整備拡充 ① 固定系無線 市民に対し情報等を伝達し、事前の準備体制、被害の防止措置、地域住民間の連絡等による初動体制を喚起し、社会的混乱を未然に防止するために、防災行政用無線(固定系)を平成17年度に更新した。 今後、難聴地域の把握に努めるとともに屋外受信機(子局)の増設を促進する。 ② 移動系無線 迅速かつ的確な情報収集及び伝達体制を確保するため、車載型無線機、携帯型無線機を更新し情報収集体制の拡充強化を促進する。 (2) 他の通信施設の利用 市及び防災関係機関は、非常時、通信の輻輳或いは、被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄機関等の通信施設を優先利用できるよう、日頃から協力体制の確立を推進する。

2 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業

○ 建築物・構造物の耐震対策

機関名	内 容
都市部 教育部	(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ① 市有の庁舎、学校、病院等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 ② 防災上重要な民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。

	<p>(2) ブロック塀等の倒壊防止対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(3) 外壁等の落下防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。</p>
--	--

○ 道路・河川等の対策

機関名	内 容
印旛土木事務所 都市部	<p>(1) 施設等の点検整備</p> <p>① 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。</p> <p>② 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p>
関東地方整備局 千葉国道事務所	<p>(1) 施設の優先整備 震災対策を必要とする管轄内の河川、道路施設については、緊急を要するものから逐次整備を進める。</p>

○ 鉄道対策の強化

機関名	内 容
東日本旅客鉄道(株) 四街道・物井駅	<p>(1) 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに昼夜間別の防災体制の確立を図る。</p> <p>(2) 旅客の避難対策 駅長は、市が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに各駅に適した避難誘導方法を決定し、予め放送文案を作成する等避難誘導體制を確立する。</p> <p>(3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。</p> <p>(4) 食料、飲料水の調査</p> <p>① 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事の斡旋について打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。</p> <p>② 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。</p>

第2節 事業所に対する指導・要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上重要な事業所に対する指導、協力要請

機関名	内 容
消防本部	<p>(1) 消防本部は、本計画に基づき市内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導する。</p> <p>① 対象事業所 消防法第8条第1項、同法第8条の2第1項若しくは、同法第36条第2項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>② 計画策定上の指導事項 〔消防計画〕 1) 火気の取扱い 2) 自衛消防組織 3) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い 4) 教育訓練 5) 顧客、従業員等の安全確保 6) 情報収集、伝達、広報 7) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 8) その他必要な事項 〔予防規程〕 1) 施設の安全確保のための緊急措置 2) 火気の取扱い 3) 教育訓練 4) 安全設備、消防用設備等の点検取扱い 5) 危険物輸送の安全対策 6) 情報収集、伝達、広報 7) 必要資機材の点検整備 8) その他必要な事項</p> <p>③ 指導方法 1) 講習会、研修会 2) 印刷物 3) 各種業界の集会 4) 消防行政執行時、その他</p>

2 生活関連事業所に対する指導・要請

機関名	内 容
環境経済部	<p>(1) 食料品、生活物資等を扱う事業所</p> <ul style="list-style-type: none">① 生鮮食料品の安定供給を確保するため、市内卸売市場開設者及び卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。② 食料品及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、市内卸売業者等に対し売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会、市内商店会等を通じて要請する。③ これらの指導・要請については県の指示に基づき行う。

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、市民、事業所等が、東海地震に対する正しい認識をもつとともに、法律及び運用上のシステム、市民、事業所等がとるべき行動等について、十分理解することが必要である。

このため市民等が警戒宣言を冷静に受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災関係機関、市民、事業所の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため市は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を実施し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

(1) 広報計画・広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的対応を図るため、あらかじめ広報例文等を盛り込んだ広報計画を作成する。

なお、広報例文は、情報の混乱防止を図るため、市民等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに必要に応じて、①平常時、②東海地震に関する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時の区分を明示し広報する。

(2) 広報の内容

広報すべき事項は概ね次のとおりとする。なお、広報の実施にあたっては、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置くものとする。

① 東海地震に関する一般的知識

- 1) 大規模地震対策特別措置法の概要及び法律運用上のシステム等
- 2) 警戒宣言、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- 3) 地震が発生した場合の本市地域への影響度等

② 警戒宣言時に防災関係機関のとるべき措置

③ 市民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

④ その他必要な事項

(3) 広報の方法

- ① 事前広報は「広報紙」及びその他印刷物等にて実施する。

- ② 緊急広報は、防災行政用無線(固定系)及び広報車、インターネット等により実施する。

2 教育

(1) 市職員に対する教育

市は、市災害対策本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

① 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含める。

- 1) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- 2) 東海地震に関する知識及び本市域への影響
- 3) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- 4) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- 5) 市職員の果たすべき役割及び具体的に取るべき行動
- 6) 今後取り組むべき課題
- 7) その他必要な事項

② 教育の方法、手段等

- 1) 防災教育は、原則として一般的事項については、危機管理監が実施するほか、必要に応じ各部署等において各所掌業務について実施する。
- 2) 教育の方法は、研修会、講演会等によるほかパンフレット等印刷物の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 各防災関係機関に対する教育

市内の各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員に対し事前の防災教育を実施する。

① 教育の方法、手段

各防災関係機関は、各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法及び手段を選定する。

(3) 児童生徒等に対する教育

市教育部は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために、必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

① 教育内容

- 1) 東海地震に関する基本的知識
- 2) 東海地震が発生した場合の本市域への影響度、予想される危険等
- 3) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- 4) 警戒宣言時に学校がとる措置
- 5) 児童、生徒等の学校内及び通学(園)時における安全対策、行動指針
- 6) 学校施設等の防災対策
- 7) 訓練、その他地震対策に必要な事項

② 教育の方法、手段等

防災教育の実施にあたっては、学級活動を中心に指導し、避難訓練は学級活動の検証場面としてとらえ主に学校行事の中で取り扱う。

- 1) 内容の選択及び指導にあたって地域及び学校の立地条件を十分考慮する。
- 2) 指導内容を精選し、その指導を通して、他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- 3) 日常における継続的な指導を通して東海地震に対する知識や行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- 4) 避難訓練の実施にあたっては、学級活動、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。
- 5) いかなる時、場所、状態でも自分の生命は自分で守るとっさの判断力と行動力の育成に努めるとともに、他人への思いやり、助け合いの精神を育成する。

第4節 地震防災訓練

1 市の訓練

市は、千葉県が実施する総合防災訓練に積極的に参画するとともに、市内における各防災関係機関の協力を得て、例年実施する防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び、的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調態勢の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

2 防災関係機関の訓練

市内における防災関係機関は、前項の防災訓練に参加するほか、防災計画の習熟、技能の向上を目的として、個別に訓練の実施に努める。

訓練では、必要に応じ市及び市民、事業所等の協力を得て、積極的な対応をもって実施にする。

3 自主防災組織等が実施する訓練

市及び各防災関係機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。

この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令時までの措置

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、警戒宣言に係る対応措置は、原則として警戒宣言が発令された時点をもって行うこととなっているが、本章では判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

第1節 東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

市は、県や各防災関係機関より判定会に関する情報を受けたときは、円滑な連絡体制により防災措置が講じられるよう庁内内部及び出先機関等に対する伝達系統、伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

2 伝達体制

機関名	内 容
危機管理監 消防本部	(1) 市危機管理監は、県防災危機管理部から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部・消防本部・教育部(以下「市各部等」という。)及び防災対策上重要な機関等に対して伝達する。 なお、勤務時間外においては、市消防本部が県防災危機管理部からの通報を受信し、市危機管理監に伝達する。 (2) 市各部等は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関に伝達する。
管轄警察署	警察署は、東海地震注意情報の通報を受理したときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内各課、各交番等に伝達する。
防災関係機関	各防災関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに機関内部及び必要な関係機関等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。

第2節 活動体制の準備

市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合、直ちに災害対策上必要な措置(市は、警戒配備体制)を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な体制をとるものとする。

機関名	内 容
四街道市	<p>(1) 配備体制 配備体制は、四街道市地域防災計画(震災編)3編第1章第1節活動組織体制の第1号配備体制に入り、緊急防災要員をもって当たる。</p> <p>(2) 東海地震注意情報を受けた時の所掌事務 第2号配備体制が設置されるまでの間、防災関係機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 ② 社会的混乱防止のための必要な措置 ③ 県及び防災関係機関との連絡調整
千葉県	<p>(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、第2配備体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報を受けた時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、県防災危機管理部危機管理課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集・伝達 ② 社会的混乱防止のため必要な措置 ③ 市町村、各防災機関との連絡調整

機関名	内 容
四街道警察署	(1) 警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等
東日本電信電話(株) 千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
(株)NTTドコモ 千葉支店	判定会招集連絡報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置
東日本旅客鉄道(株) 四街道・物井駅	(1) 東海地震注意情報発表の情報を受領した場合駅長は、緊急事態の対処に必要な人員を確保するため、あらかじめ定められた伝達網により職員を非常招集する。 (2) 夜間等勤務時間外又は休日等の場合は当直助役が前項の措置を行う。
その他各防災 関係機関	東海地震注意情報を受けた場合、各機関は、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

市は、東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、現場で混乱発生が予想される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行うとともに、各関係機関(市危機管理監、四街道警察署)へ緊急連絡し、各関係機関は必要な情報を住民に広報するとともに県防災危機管理部へ通報する。

1 県における広報

県は住民、事業所等の社会的混乱の防止を図るため、必要により報道機関に対して各種情報の提供を行う。

(NHK千葉放送局)

(1) 放送体制

- ① 東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備態勢の準備に入る。
- ② 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。なお、千葉FM放送(千葉周辺 80.7MHz)では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。

(2) 放送内容

放送内容は次の事項を重点とする。

- ① 東海地震注意情報の内容
- ② 強化地域・観測データの解説
- ③ 混乱防止の呼びかけ
- ④ 防災知識の紹介

2 市における広報

市は、各テレビ、ラジオの放送機関において、東海地震注意情報の発表が報道された場合、社会的混乱の防止を図るため、的確な情報を広報するものとする。

(1) 広報の内容

- ① 東海地震注意情報の内容の周知徹底
- ② 市民の冷静な行動を呼びかける
- ③ その他必要と認められた事項

(2) 広報実施放送

- ① 防災行政用無線による広報の実施

- ② 広報車による広報の実施
- ③ その他の方法による広報の実施

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止するため市及び各防災関係機関は、次により対応策を講ずる。

機関名	内 容
四街道市	<p>市は、各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部及び防災関係機関に伝達する。</p> <p>(2) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整を図る。</p> <p>(3) その他必要事項</p>
四街道警察署	<p>民心の安全を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 警戒配備等必要な措置をとる。</p> <p>(2) 住民及び自動車運転者等のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本旅客鉄道(株) 四街道・物井駅	<p>東海地震注意情報を受けた場合警戒宣言発令に備えて、次により措置を講ずる。</p> <p>(1) 報道機関及び駅放送、掲示板等により運行状況の情報提供に努める。</p> <p>(2) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(3) 必要に応じて、警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>
東日本電信電話(株)	<p>東海地震注意情報の情報に伴い市民及び各事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想されるので、次による措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、公衆電話(緑色・グレー)からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
(株)NTTドコモ	<p>東海地震注意情報の情報に伴い市民及び各事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想されるので、次による措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼出しによる電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

第5章 警戒宣言発令に伴う措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え被害の未然防止及び軽減を図るため、市及び各防災関係機関が警戒宣言発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置を定める。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

(1) 本部の設置

市は警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがあると予測される場合は直ちに**災害対策本部**(以下「本部」という。)を**設置**する。

(2) 本部の設置場所

本部は、四街道市役所に設置する。

(3) 本部の組織運営及び所掌事務

本部の組織運営は、災害対策基本法、四街道市災害対策本部条例及びこの計画に定めるところによる。

① 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、地域防災計画(震災編)第3編第1章第1節「災害対策本部」による。

② 所掌事務

- 1) 警戒宣言、地震予知情報等各種情報の収集・伝達
- 2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- 3) 各防災関係機関との連絡調整
- 4) 防災行政無線及び広報車等による市民への情報提供
- 5) その他必要な事項

(4) 配備体制

配備体制は、地域防災計画(震災編)第3編第1章第1節「防災配備命令と配備体制」による。

2 各防災関係機関の活動体制

(1) 県関係機関

機関名	内 容
県	<p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>県は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するとともに、各機関に所定の対策本部を設置する。</p> <p>なお、県災害対策本部は、原則として本庁舎5階大会議室に設置することとなっている。</p> <p>(2) 配備体制</p> <p>県災害対策本部の配備体制は、第3配備体制とする。</p>
印旛土木事務所	所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。
印旛健康福祉センター	<p>(1) 所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。</p> <p>(2) 市及び医療機関と綿密な連携をもって活動体制に入る。</p>
四街道警察署	<p>(1) 災害警備本部の設置</p> <p>(2) 警備要員の招集</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p> <p>(4) 情報の受理伝達</p>

(2) 指定公共機関

機関名	内 容
東日本旅客鉄道(株) 四街道・物井駅	<p>(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部業務に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、直ちに駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を総括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
東日本電信電話(株)	<p>(1) 情報連絡室の設置 日本電信電話(株)千葉支店内に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ① 就労中の職員は応急対策所定の業務に従事する。 ② 休日夜間等においては、非常呼び出しを行い応急対策業務に必要な要員を確保する。</p>
(株)NTTドコモ	<p>(1) 情報連絡室の設置 (株)NTTドコモ千葉支店内に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ① 就労中の職員は応急対策所定の業務に従事する。 ② 休日夜間等においては、非常呼び出しを行い応急対策業務に必要な要員を確保する。</p>
東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社	所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

(3) その他の防災機関

機関名	内 容
その他の防災機関	<p>(1) 所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な措置をとる。</p> <p>(2) 所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する人員の配備等の基準を定めておくものとする。</p>

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、市・各防災関係機関は警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、市民に対する広報を実施する。

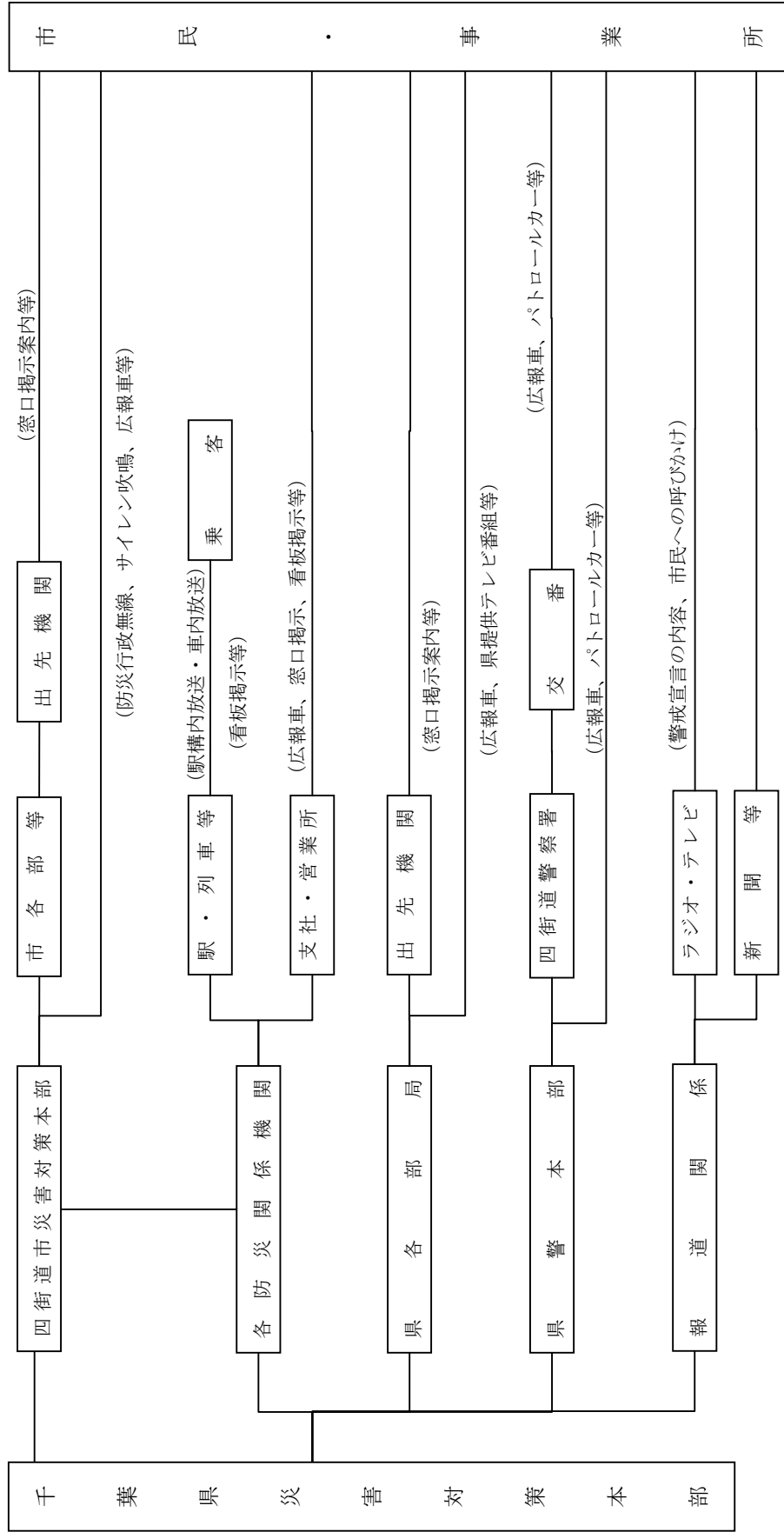
1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段


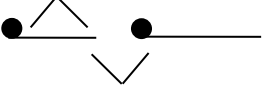

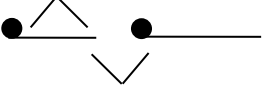

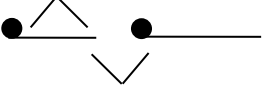
警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は次のとおりとする。

警戒宣言の伝達系統及び伝達手段

警戒宣言の伝達系統及び伝達手段（市民・事業所）



(2) 伝達体制

機関名	内 容				
<p>四街道市</p>	<p>1 危機管理監は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちにその旨を市各部等及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。</p> <p>なお、休日又は退庁後においては、消防本部が県からの通報を受信し市危機管理監に伝達する。</p> <p>2 各部等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。</p> <p>3 市民に対しては、行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。</p> <p>(地震防災信号)</p> <table border="1" data-bbox="555 846 1393 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 846 970 913">警 鐘</th> <th data-bbox="970 846 1393 913">サイレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 913 970 1126"> <p>(5点)</p>  </td> <td data-bbox="970 913 1393 1126"> <p>(約45秒)</p>  <p>(約15秒)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 警鐘又はサイレンは、適宜の時間を継続すること 2. 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用する。</p>	警 鐘	サイレン	<p>(5点)</p> 	<p>(約45秒)</p>  <p>(約15秒)</p>
警 鐘	サイレン				
<p>(5点)</p> 	<p>(約45秒)</p>  <p>(約15秒)</p>				
<p>四街道警察署</p>	<p>警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を交番等に伝達するとともに、住民に対し警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。</p>				
<p>東日本旅客鉄道株 四街道・物井駅</p>	<p>1 駅部内への情報及び指令の伝達は、構内電話(テレスピ)による。</p> <p>2 運転中の列車等の乗務員に対しては、駅長が列車の停車を待って速やかに伝達する。</p> <p>3 駅構内の旅客、公衆に対しては、駅長室から放送する。</p> <p>4 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し警戒宣言及び地震予知情報等の内容並びに列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止を図る。</p>				
<p>その他の 防災関係機関</p>	<p>情報を受けたときは、直ちに機関内部に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関団体、事業所等に周知する。</p>				

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の内容
- ② 本市に対して予想される影響
- ③ 各防災関係機関がとるべき体制
- ④ その他必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市、県及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた市災害対策本部及び関係機関は、必要な情報を速やかに市民等に対し周知を図るための広報を行う。

(1) 県における広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

① 広報の内容

1) 県民及び事業所のとるべき防災措置

ア 火の注意 イ 水のくみおき ウ 家具類の転倒防止等 エ 情報収集

2) 混乱防止のための対応措置

ア 駅等の混乱防止のための広報

(時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけ、駅等の混乱状況等)

イ 道路交通の混乱防止のための広報

(走行中の車両の減速走行の呼びかけ、自動車利用の自粛及び中止要請等)

ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報

(電話利用の自粛要請等)

エ 買い出し等による混乱防止のための広報

(買い急ぎをする必要のないこと等)

オ 金融機関等の混乱防止のための広報

(急いで引き出しをする必要のないこと等)

② 広報の実施方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）を活用する等広報活動を行う。

（２）市における広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、市民及び市内各事業所を対象にした広報を県の広報に準じて行う。

なお、特に重要と認められる広報については別に定める。

① 広報の内容

- 1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- 2) 火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるもの等の防災措置の呼びかけ
- 3) 地域及び各家庭における冷静な対応の呼びかけ
- 4) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- 5) その他必要と認められる事項

② 広報の実施方法

- 1) 防災行政無線による広報の実施
- 2) 広報車による広報の実施
- 3) 防災信号による広報の実施
- 4) 自主防災組織及び区・自治会等を通じた広報活動の実施
- 5) 市ホームページ等インターネットを活用した広報
- 6) その他の方法による広報の実施

（３）各防災関係機関の広報

各防災関係機関は、市の広報に準じ市民及び施設利用者等に対し広報し周知を図る。

① 広報の内容

- 1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- 2) 各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
- 3) その他必要と認める事項

② 広報の実施方法

各防災関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来者、市民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせ積極的に行う。

第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

1 基本的な活動

(1) 要員の招集及び参集

- ① 避難の指示、警告又は誘導
- ② 警備部隊の編成及び事前配置
- ③ 通信機材・装備資器材の重点配備
- ④ 補給の準備
- ⑤ 通信の統制
- ⑥ 管内状況の把握
- ⑦ 交通の規制
- ⑧ 広報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

(1) 警備部隊の事前配置

- ① 主要駅等人の集中が予想される場所
- ② 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ③ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
- ④ 災害危険場所
- ⑤ その他必要と認める場所

第4節 水防・消防等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火出水及び混乱防止等に関し次の措置を講ずる。

機関名	内 容
危機管理監 都市部	1 水門、樋門の施設の操作を備え、施設の点検整備を行う。 2 水防資機材の点検整備を行う。 3 急傾斜地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
消防本部	1 正確な情報の収集及び伝達 県防災行政無線及び防災関係機関並びにラジオ等により情報を収集するとともに消防無線一斉放送及び内線電話等による部内の伝達体制を確立する。 2 火災等防御のための警戒 (1) 消防隊、救急隊の増強参集職員及び出動していない車両をもって消防隊、救急隊の増強隊を編成し、地震に備えるものとする。この増強隊は、消防長が認めた場合以外通常の災害に出場しないものとする。 (2) 市内の状況把握 警戒宣言発令後の市民の動向、主要道路の交通流動状況の把握及び消防水利〔主として防火水槽〕の点検を行うものとする。 3 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報 一般市民に対しては、広報車等により広報し、また、危険物保有施設その他の重要防火対象物については電話により ・地震予知情報等の内容 ・必要な応急処置の実施と確認等について指導・連絡する。 4 資機材等の点検整備の実施 (1) 庁舎、車両等の防護措置の確認 (2) 車両等の燃料の確保 (3) 各種通信機器の機能点検 5 急傾斜地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
消防団	地震発生時に消防団の有効な活動を図り、地域住民の安全を確保するため、それぞれの地域の状況に応じ主として次のことを実施する。 (1) 消防団員の各分団詰所にて待機警戒 (2) 管轄区域内の巡回 (3) 消防水利の確認 (4) 全消防団員の召集

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては、大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講ずる。

1 東日本旅客鉄道(株)の措置

(1) 警戒宣言の伝達

- ① 機関内部においては、指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。
- ② 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長が列車の停車を待って速やかに伝達する。
- ③ 旅客等への伝達は次による。
 - 1) 駅においては、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - 2) 運転中の列車の車掌は、車内の旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- ① JR線の運転計画の概要周知、旅行の自粛及び時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。
- ② 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して、運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行って理解と協力を要請する。

(3) 運行方針

- ① 各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道(株)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。
- ② 駅構内又は専用回線内に留置されている化成品(危険品)積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の対応措置

- ① 帰宅ラッシュに伴う駅構内における混乱防止のため千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣する等して客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察に対し、警備の応援を要請する。

② 旅客の安全を図るため、次の措置を講ずる。

- 1) 旅客の混雑の状況により適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。
- 2) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
- 3) 旅客の混乱により、危険となった場合は直ちに列車の運転を中止する。

(5) 乗車券発売停止

強化地域内着、通過となる乗車券は局長(旅客指令)の指示により発売を中止する。また、状況によっては、警戒本部長の承認によりすべての乗車券の発売を停止し、もし警戒本部長の指示を得ることができないときは、駅長の判断による。なお「強化地域」を通過する特急列車等各列車は、運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取り扱いもする。

(6) 事故防止

① 火気使用禁止

出火防止のため、必要なもの以外は火気を禁止する。また、火気を使用する場合は直ちに消火できるよう監視をおくものとする。

② 危険物等施設の応急措置

危険物等施設は、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取り扱い作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて、取り扱いの停止、制限等の応急措置を実施する。

③ 倒壊、落下物防止

倒壊、又は落下しやすいため危険と認められるものすべて必要な措置をとる。

(7) 食料及び飲料水の確保

① あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係者に対して食料の斡旋及び非常用食料について、災害発生時の協力体制を確保する。

② 区域内の業務用貯水施設を点検確認するとともに緊急貯水措置をとり飲料水及び消防水の確保に努める。

第6節 交通対策

1 交通規制等〈四街道警察署〉

警察署は、警戒宣言時における道路交通の混乱及び発生を防止し、防災機関が行う緊急輸送のための道路の確保を図るとともに、地震発生時における交通対策措置等を円滑に実施するため、次の措置を段階的に行う。

(1) 一般交通規制の実施

災害の規模又は態様により道路における危険防止等のため、必要があると認めるとき道路交通法に基づき交通規制を行う。

(2) 広域交通規制の実施

大震災発生時、県内及び隣接都県における交通の混乱と交通事故等の防止、緊急輸送車両の通行を確保するため、千葉県に指定された広域交通規制対象道路で必要な交通規制を行う。

(3) 交通指導取締等

交通検問所等、主要地点での緊急輸送車両の確認及び交通の指導取締りを行う。

(4) 交通障害の除去

交通障害の除去のため、必要によりレッカー・クレーン等の出動を要請し、早期に障害を排除、現状回復を図る。

(5) 運転者のとるべき措置

警戒制限が発せられた場合において運転者のとるべき措置は、次のとおりとする。

① 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

- 1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行すると共にカーラジオ等により継続して地震予知情報等を聴取し、その情報に応じて行動する。
- 2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ路外に停車させ、やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路左側に寄せて停車させ、エンジンキーを付けたままとし、窓は締めドアロックはしない。

② 避難のために車両を使用しないこと。

2 道路管理者のとり措置

機関名	内 容
道路管理課	<p>警戒宣言が発せられた場合は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握につとめ必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報交換を行って対策の一本化に努める。</p> <p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、特に災害時に交通の障害のおそれがある道路、橋梁を重点的に緊急点検巡視を実施する。</p> <p>(2) 工事中道路の安全対策 緊急時に支障とならぬよう工事を中止し、安全対策を確立した上で緊急車等の円滑な通行の確保を図る。</p>
国土交通省 関東地方整備局	<p>(1) 警戒宣言が発せられた場合においては、パトロール等により、道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。</p> <p>(2) 県公安委員会が実施する交通規制(特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等)に対する協力等に努める。 なお、警戒宣言が発せられた場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを横断幕等を用いて行う。</p>
県・県土整備部 印旛土木事務所	<p>警戒宣言が発せられた場合は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講ずるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。</p> <p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁等を重点的に緊急点検巡視を実施する。</p> <p>(2) 工事中道路の安全対策 緊急時に支障とならぬよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。</p>

第7節 上下水道・電気・ガス・通信対策

1 上水道 <上下水道部>

(1) 応急給水方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおり供給を継続する。また、住民及び事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動が迅速に遂行し得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 要員の確保

警戒宣言の発令と同時に緊急防災要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、併せて市指定管工事業協同組合に対しても必要に応じて動員するよう要請する。

② 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備を行う。

(3) 施設の保安措置等

① 無線及び電話等の連絡網を確立する。

② 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき、直ちに点検確認を実施する。

③ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

④ 配水池の水位は、できるだけ高水位を維持し、住民及び事業所等の緊急貯水に対応できるよう配水圧の調整を行う。

⑤ 緊急防災要員は、直ちに日常作業を中止し、警戒体制に入ると共に、工事現場においても適宜工事を中止して必要な安全措置を講ずる。

(4) 広 報

警戒宣言が発せられた場合、需要家に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

また、需要家からの問い合わせに対応できるよう受付体制を整える。

広報内容	① 警戒宣言時においても、平常通り水道水の供給が行われていること。 ② 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。 ③ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	① 広報車等による広報。 ② ホームページによる広報

2 下水道対策 <上下水道部>

(1) 人員の確保、資器材の点検整備等

① 要員の確保

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、施設設備の保全、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

② 資機材の点検整備等

災害に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備を行う。

(2) 施設の保安措置等

① 応急対応要員は、直ちに日常作業を中止し、警戒体制に入ると共に、工事現場においても適宜工事を中止して必要な安全措置を講ずる。

3 電気対策 <東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社>

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

① 要員の確保

② 非常災害対策本(支)部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合等の情報を知ったときは、速やかに事業所に参集する。

③ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合は、工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備確保して応急出動に備えるとともに手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報等に基づき電力施設に関する次に掲げる①～③の予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性に鑑み作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

① 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

④ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	① 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターに連絡すること。 断線垂下している電線には絶対触らないこと。 ② 屋外へ避難する場合は安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ③ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。 ④ その他必要な事項。
広報手段	① 報道機関(テレビ、ラジオ等)による広報 ② 広報車等による広報。

4 ガス対策 <東京ガス株>

震災によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立するものとする。

特に、ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 実施担当機関

東京ガス株・東京ガス株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。

(2) 担当域

① 千葉導管ネットワークセンター

四街道市内では、みそら、旭ヶ丘、山梨、成山、鷹の台、鹿放ヶ丘の全部及び大日、小名木、南波佐間の一部が供給区域となっている。

② 佐倉支社

四街道市内では、四街道、下志津新田、美しが丘、和良比、さつきヶ丘、栗山、大日、鹿渡、めいわ、小名木、さちが丘の全部または一部、千代田、物井、もねの里、池花の全部及び長岡の一部地区が供給区域となっている。

(3) 非常災害対策

1) 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、本部長は、必要に応じ、勤務時間外にある社員等に対して即時に出動を命じ、あるいは他の業務に従事中の社員等に対し、その業

務を中止して非常事態の対応にあたるよう命ずる。

また、特別編成を必要とする非常災害が予想され又は発生した場合は、当社の非常事態対策関係諸規則並びに対策要綱に基づき動員体制をとり、処理にあたる。

a 第1次非常体制……第2次非常体制以外の場合

b 第2次非常体制……当社事業への影響度が特に甚大である場合

2) 非常事態の発令及び解除

a 非常事態が発生または予想される場合、防災供給部は、別途に定める「非常事態対策要綱」で指定する者を通じて、社長に具申するものとする。対策本部の設置は、社長が別に命ずるところによる。

b 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ、当該所管内の非常体制を発令することができる。

c 非常事態が発令された場合は、速やかに非常事態対策本部及び非常事態対策支部を設置する。

d 社長は、災害発生のおそれなくなった場合又は災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。

3) 情報収集、連絡体制

災害等の予知情報は、ラジオ、テレビ等で入手するとともに、本社との連絡をとりつつ、非常体制発令準備、その他情報分析を行う。

4) ガス供給遮断対策

ガスの漏洩がある場合は、社内の各班との連携をとり状況に応じて各所のバルブを遮断し、市民に対する二次的災害を防止する。

5) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について適切に広報及び連絡を行い、周知に努める。また、震災時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、巡回のほか、消防署、四街道警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。供給を停止した場合は、以下について広報及び連絡を行い、周知に努める。

a ガスメータの復帰操作を試みてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

b ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

5 通信対策 <東日本電信電話株>

警戒宣言の発令にあたっては、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は次による。

- ① 就労中の社員は原則として引き続き応急対策等所定の業務に従事する。
- ② 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後は、千葉支店は、速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。なお、千葉支店情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：NTT千葉支店災害対策室(NMビル8F)

連絡電話：043-211-8652(代)

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- ① 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検及び確認。
- ② 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認。
- ③ 工事中施設の安全措置。

(4) 応急対策

① 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- 1) 防災関係機関等の重要な通信は最優先で疎通を確保する。
- 2) 一般通信については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話(緑色・グレー)からの通話は可能な限り、疎通を確保する。

② 電報

非常・緊急電報の取り扱い確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

(5) 電話輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛と協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

(広報文)

「〇〇地方の電話は大変混み合っかかりにくくなっております。
防災機関、災害救助機関等の緊急の通信を確保するため〇〇地方への電話の
ご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

6 通信対策 <㈱NTTドコモ千葉支店>

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話㈱千葉支店に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

- ① 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認
- ② 災害復旧用資機材、車両の確認
- ③ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

- ① 防災関係機関等の重要な通信は、最優先で疎通を確保する。
- ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

(4) 電話輻輳時の広報

携帯電話の大規模な輻輳が発生した場合は、報道発表やインターネットを通じて広報活動を行う。

7 通信対策 <KDDI㈱>

大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域(以下「強化地域」という。)に対する地震防災に関し、次の措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策

- ① 地震予知情報等の伝達
- ② 災害対策本部等の設置
- ③ 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務
- ④ 災害対策用機器、設備、車両等の配備
- ⑤ 局舎、設備等の点検
- ⑥ 社員等の安全確保

⑦ 地震防災応急対策の実施準備

⑧ 地震防災応急対策の実施状況等の報告

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

① 地震防災上必要な知識の普及

② 地震防災訓練

第8節 学校・病院・社会福祉施設対策

1 学校対策

機関名	内 容
教育部	<p>教育部は警戒宣言が発せられた場合には児童、生徒等の安全を確保するとともに学校施設の保全を図るため、市立学校については次のとおり対処する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 警戒宣言発令時は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により下校の措置をとる。(2) 児童、生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。<ol style="list-style-type: none">① 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ、保護者の来校を求めて下校させる。② 交通機関を利用している児童、生徒等については、その運行と安全を確かめてから下校させる。(3) 学校に残留し、保護する児童、生徒等(上記①・②以外の者)については人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。(4) 家庭への連絡は、通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。(5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。(6) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備(理科室・調理室・工作室・戸棚類・下駄箱・がけ下、万年堀・校舎間等)の安全確認をし、必要な措置をとる。(7) 職員はあらかじめ地域防災計画より定められた事務分掌により迅速適切な行動をとる。(8) 地域の関係機関、団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

機関名	内 容
印旛健康福祉センター	<p>警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては、印旛市郡医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。 (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。 (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。 (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。 (5) 建物及び設備の安全点検を行い薬品、危険物等の安全対策を図る。 (6) 水及び食料の確保を図る。 (7) 救急告示医療機関にあつては救急患者の受入体制を講ずる。
健康こども部 保健医療班	<p>警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、印旛健康福祉センターの指導により、次の事項を基本方針とし、印旛市郡医師会を通じて民間医療機関に要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。 (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。 (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。 (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。 (5) 建物及び設備の安全点検を行い薬品、危険物等の安全対策を図る。 (6) 水及び食料の確保を図る。 (7) 救急告示医療機関にあつては救急患者の受入体制を講ずる。
印旛市郡医師会	<p>印旛健康福祉センター及び市健康こども部からの要請により、会員の各開業医院に対して基本方針を伝達するとともに、発災後に備え四街道市との災害時医療協定が迅速かつ的確に活動できるよう準備する。</p>

3 社会福祉施設対策

機関名	内 容
<p>福祉サービス部 健康こども部</p>	<p>社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要配慮者等の安全を確保するため次の事項を基本としてあらかじめ対応計画を定めておくものとする。</p> <p>(1) 情報の受伝達 施設の長は、警戒宣言が発せられた場合、原則として事業、保育等を中止して、警戒宣言が解除されるまで臨時休園(館)の措置をとる旨、直ちに保護者に伝達する。連絡方法は代替手段を定めておく。</p> <p>(2) 施設の防災点検 応急補修、設備、備品等の転倒、落下の防止措置</p> <p>(3) 出火防止 ① 消火器等の点検 ② 火気使用設備等の使用制限 ③ 緊急貯水等</p> <p>(4) 通所(園)者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保。</p> <p>(5) 保護者への引き渡し方法 ① 通園バスを使用している園児は、通常運行している道順により指定された地点で保護者に引き渡す。 ② 園児はあらかじめ定めた方法により、利用者名簿を確認のうえ、保護者に引き渡す。 なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。 ③ 保護者への引き渡しが済むまで園児は園で保護する。 ④ 園外における指導時には、速やかに帰園するものとし、帰園後園児を保護者に引き渡す。 また、交通機関、道路の状況等によって帰園することが危険と判断される場合は、園に連絡をとり適宜の措置をとる。</p> <p>(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置 ① 園児の引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打合せをする。 ② 職員、園児、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。</p>

第9節 避難対策

1 警戒宣言時の措置

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが地震の発生により斜面・擁壁の崩壊危険が高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して、避難の勧告又は指示を行い住民が安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

(1) 指定避難所の確認

- 1) 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- 2) 防災設備等を確認する。
- 3) 給食、給水用資機材を確認する。
- 4) 衣料品等生活必需物資を確認する。

(2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

① 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生危険性が特に高い地区を把握しておく。

② 指定避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を指定避難所として指定する。

③ 避難勧告、指示体制の確立

広報無線、広報車等による避難勧告又は指示伝達体制を確立しておく。

④ 情報伝達体制の確立

指定避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

⑤ 要配慮者に対する援護体制の確立

障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分理解できない外国人等、災害対応上配慮を必要とする者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。

⑥ 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

機関名	内 容
危機管理監 都市部 消防本部	避難勧告、避難指示(緊急) 市長は各関係機関と協力して、防災行政無線固定系、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。
危機管理監	防災関係機関に対する周知 指定避難所を開設した場合は、速やかに県、警察署、消防署等関係機関に周知する。
教育部 福祉サービス部 健康こども部 その他関係部署	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の確認 <ol style="list-style-type: none"> ① 指定避難所の開閉の確認 ② 指定避難所に必要な資機材の確認 ③ 情報収集伝達態勢の確認 2 職員の派遣 指定避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。 3. 要配慮者に対する避難措置 障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分理解できない外国人等、災害対応上配慮を必要とする者に対しては地域の協力を得て避難させる。
上下水道部 環境経済部	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水措置 指定避難所で給水活動を行う。 2 給食措置及び生活必需物資の給与 食料が確保できない者に対して給食活動を行うとともに衣料・寝具等生活必需物資の不足する者に対して給与活動を行う。
消防本部	その他 避難終了後、避難対象地区の防火・パトロールを行う。

第10節 救護救援・防疫対策

1 救護救援対策

災害発生時における診療体制の維持が不可能となることが予想されるので次のとおり救護対策を講ずる。

機関名	内 容
健康こども部	(1) 警戒宣言が発せられた場合、関係機関との情報交換を密にする。 (2) 救護出動要請に備え、出動準備を整える。 (3) 印旛市郡医師会に対して、出動体制を確立するよう要請する。
印旛市郡医師会	(1) 印旛郡市災害時医療救護活動についての協定に基づく要請があった場合、直ちに行動できるように連絡体制を確保するとともに、医師会員に対して準備するよう指示する。 (2) 発災に備え、医師会員に対して出動準備を指示する。

2 防疫対策

災害発生時における伝染病の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

機関名	内 容
健康こども部	(1) 保健所が行う検病調査及び健康診断の結果、指示があるので、正確迅速に受理する体制を整える。 (2) 県から感染症予防委員選任の指示があったら選任できるよう準備する。 (3) 印旛市郡医師会に対して予め感染症予防委員の選任に備え、対応を要請する。
環境経済部	(1) 防疫班を編成し、防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄を確認し、出動要請に備え出動準備を整える。 (2) 防疫活動に必要な防疫作業員の出動準備を整える。 (3) 防疫活動に必要な防疫薬剤(主に消毒用乳剤、油剤、クレゾール等)の備蓄量の確認及び必要に応じて購入を手配する。 (4) 防疫活動に必要な車両及び機器の整備又は点検を行う。

3 保健活動対策

- (1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設 状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。
- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は印旛健康福祉センターを通じ県に派遣要請をする。
- (4) 指定避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

機関名	内 容
印旛健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none">(1) 保健所が行う業務<ol style="list-style-type: none">① 検病調査及び健康診断の必要が予想される為、印旛市郡医師会の協力を得て班(1班の編成、医師1名、保健師又は看護師1名、その他2名)の編成を行う。② 災害発生後の防疫情報並びに防疫活動について市に周知徹底を図る。③ 防疫活動に必要な人員、資材(主に薬剤、ワクチン等)の輸送は必要に応じ、県の計画に基づく動員指示により行う。④ 市が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに市に対し飲料水の安全確保について指導する。(2) 市に対する指導及び指示事項<ol style="list-style-type: none">① 感染症予防委員の選任、防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関する事。② 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関する事。

第 1 1 節 その他の対策

1 食料、医薬品等の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護のために、必要な食料、医薬品の確保に努める。

2 緊急輸送の実施準備

警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 燃料の調達

車両に必要な燃料を、燃料販売業者から調達するための準備を行う。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する公共施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

4 市税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における市税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

(2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

第6章 市民等のとるべき防災措置

東海地震が発生した場合、四街道市域は震度5強程度となると予想される。ところによってはブロック塀、石塀の倒壊、壁の亀裂のほか水道管の亀裂、軟弱地盤の降沈下、がけ崩れ等々の被害が生じ、負傷者等の人的被害の発生が懸念される。

国、県及び市をはじめとする各防災関係機関は、一体となって防災措置を講ずるが、市民、自主防災組織及び各事業所がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割りを果たすこととなる。

そこで、本章では平常時、東海地震注意情報発表時並びに警戒宣言発令時においてそれぞれとるべき防災措置の基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき防災措置と対応

区分	とるべき措置
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 家や塀の耐震化を促進する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) わが家の耐震診断を行い弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改修、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3) 火気使用場所の不燃化を図り整理整頓する。 (4) 火気使用場所周辺に、可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 4 消火器、消火用水の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出火に備えて、消火器、水バケツ等を準備しておく。 (2) 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 5 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて最低3日分、可能な限り一週間分程度準備しておく。(1人1日分の生命水約3ℓ) (2) 食料は長期保存できる食品(米、乾パン、クラッカー、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等)を最低3日分、可能な限り一週間分程度準備しておく。 6 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布等を救急箱に入れて準備しておく。また、服用している薬とともに処方箋のコピーを用意しておく。 7 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 8 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 9 防災講習会、訓練へ参加する。 市役所、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 10 家族で対応措置の話し合いをする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2) 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。 (3) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 11 自主防災組織に積極的に参加する。 12 最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。 13 ペット対策をとる ペットの飼い主は、ペット用のケージ・食料等を準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにしておく。

<p>東海地震注意情報の発表時から警戒宣言が発令されるまで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の利用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言情報を入手する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の防災信号(サイレン)等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 県、市、警察署、消防本部等防災関係機関の関連情報に注意する。 2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープをはる。 (3) ベランダの置き物をかたづける。 3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気の使用を最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 路上に駐車中の車両は、空地駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 幼児、児童、生徒、高齢者等の安全を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幼児、児童、生徒、高齢者等が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は定められた園、学校との打合せ事項に対応措置をとる。 13 エレベーターの使用をさける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。 16 倒壊危険のある地形、建築物から退避する。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、区、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区分	とりべき措置
平時	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織の編成と各班の役割を明確にする。 2 防災知識の普及活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し各戸に配布する。 3 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練(避難訓練)等を行う。 4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して火気使用器具使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 5 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材を整理しておく。 6 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防本部等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防本部等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける。 (第1章を参照のこと) 4 防災資機材等を確認する。 5 幼児、児童、生徒、高齢者等の安全対策措置を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においてもあらかじめ防災責任者(消防法でいう防火管理者にあたる者)を定め防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 2 教育及び広報活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員の防災知識の高揚 (2) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (3) 従業員の安否確認方法 (4) 従業員の帰宅対策 3 防災訓練 <p>災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> 4 危害防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損転倒、落下防止措置 5 出火防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 6 防災資機材等の整備 <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等の整備</p> 7 情報の収集、伝達体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防本部等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制の確立 (2) 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報の選定
東海地震注意情報の発表時	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備、確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

<p>警戒宣言が発令されたから地震発生まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災組織の活動体制を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 <p>市、消防本部等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> 3 危険防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 4 出火防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火器使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利、機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。 5 防災資機材等を確認する。 <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> 6 食料品等生活必需物資を販売(取扱い)する事業所においては市民生活の確保と混乱防止のため原則として営業を継続する。 7 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。 8 石油類、火薬類、高圧ガス等出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は原則として自粛する。 10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 <p>なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> 11 電話の使用を自粛する。 12 県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 13 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
---------------------------	--

四街道市地域防災計画

風水害等編

平成30年度修正

四街道市防災会議

四街道市地域防災計画〔風水害等編〕

目 次

第1編 総則	風水-1-1
第1章 風水害等の災害特性	風水-1-1
第1節 風水害等発生危険性	風水-1-1
第2節 風水害等の被害特性	風水-1-3
第3節 治水・治山の概要	風水-1-6
第2編 災害予防計画	風水-2- 1
第1章 災害に強い防災体制づくり	風水-2- 1
第1節 応急対策体制の整備	風水-2- 1
第2節 生活関連物資等の備蓄体制の整備	風水-2-10
第3節 消防活動体制の整備	風水-2-12
第4節 応急医療体制の整備	風水-2-15
第5節 文教施設の防災対策	風水-2-18
第2章 防災行動力の向上	風水-2-19
第1節 市民による自助の備え	風水-2-19
第2節 防災知識の普及	風水-2-20
第3節 防災訓練	風水-2-22
第4節 自主防災組織等の育成・強化・支援	風水-2-24
第5節 ボランティア活動の環境整備	風水-2-28
第6節 要配慮者の安全確保対策	風水-2-30
第3章 災害に強いまちづくり	風水-2-33
第1節 水害予防	風水-2-33
第2節 風害予防	風水-2-35
第3節 雪害予防	風水-2-36
第4節 土砂災害予防	風水-2-37
第5節 防災施設等の整備	風水-2-41
第6節 火災予防	風水-2-48
第7節 自然災害に伴う大規模事故、複合災害への対応	風水-2-50
第3編 災害応急対策計画	風水-3- 1
第1章 応急活動組織	風水-3- 1
第1節 活動組織体制の設置	風水-3- 1
第2章 情報の収集・伝達	風水-3- 20
第1節 非常時の通信体制	風水-3- 20
第2節 災害情報の収集・伝達	風水-3- 26
第3節 広報活動	風水-3- 38
第3章 消防活動	風水-3- 42
第1節 消防活動の大綱	風水-3- 42
第2節 水防体制	風水-3- 54
第4章 救援・救護活動	風水-3- 56
第1節 医療・救護	風水-3- 56
第2節 応急避難	風水-3- 61
第3節 飲料水、食料、生活関連物資の供給	風水-3- 71
第4節 建築物・住宅応急対策	風水-3- 77
第5節 防疫・保健衛生	風水-3- 80

第6節	遺体の収容、処置	風水-3-	82
第7節	帰宅困難者等対策	風水-3-	85
第5章	都市施設等の応急対策	風水-3-	89
第1節	公共施設の応急対策	風水-3-	89
第2節	土砂災害対策	風水-3-	91
第6章	交通対策及び災害警備	風水-3-	92
第1節	緊急輸送体制の整備	風水-3-	92
第2節	障害物の除去	風水-3-	95
第3節	交通規制	風水-3-	96
第4節	災害警備	風水-3-	98
第7章	廃棄物対策	風水-3-	100
第1節	廃棄物処理	風水-3-	100
第8章	教育対策	風水-3-	102
第1節	文教施設の防災対策	風水-3-	102
第9章	要配慮者対策	風水-3-	105
第1節	要配慮者対策	風水-3-	105
第10章	被災者の支援	風水-3-	107
第1節	義援金品	風水-3-	107
第2節	災害救助法の適用	風水-3-	109
第3節	り災証明書発行	風水-3-	114
第4編	災害復旧・復興計画	風水-4-	1
第1章	市民生活安定のための緊急措置	風水-4-	1
第1節	被害者に関する支援等	風水-4-	1
第2節	生活相談	風水-4-	1
第3節	職業の斡旋	風水-4-	1
第4節	市税等の減免等	風水-4-	1
第5節	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	風水-4-	2
第6節	被災者生活再建支援金の支給目的並びに支給方法	風水-4-	2
第7節	災害援護資金等の貸付	風水-4-	2
第8節	農林業者への融資	風水-4-	3
第9節	中小企業への融資	風水-4-	4
第10節	住宅の建設等	風水-4-	4
第2章	災害復旧計画	風水-4-	5
第1節	復旧事業実施体制	風水-4-	5
第2節	災害復旧事業計画の作成	風水-4-	5
第3節	文教施設の災害復旧時の体制	風水-4-	8
第3章	災害復興計画	風水-4-	9
第1節	災害復興の基本的な考え方	風水-4-	9
第2節	災害復興体制及び災害復興計画	風水-4-	9
第3節	激甚災害の指定	風水-4-	10

第1編 総則

第1章 風水害等の災害特性

第1節 風水害等発生危険性

1 水害発生危険性

本市における水害は、主に梅雨前線等の前線の停滞及び前線を伴った低気圧がもたらした豪雨による災害と台風による災害の2通りのパターンで代表される。過去（昭和62年以降）の水害で、内水氾濫等による建物等への浸水被害が比較的多かった集中豪雨は、台風と前線の停滞がもたらしたものであり、今後も集中豪雨に対する警戒が必要である。

① 被害を及ぼした台風の活動特性

本市において被害を及ぼした台風の活動特性を区分すると次のとおりである。

- 1) 中型で並の強さ以上の台風が関東の南海上を北上するタイプ。
- 2) 千葉県内を直撃するコースをとるタイプ。
- 3) 沖縄付近の台風に影響され大気が不安定になり、関東地方で大雨となるタイプ。
- 4) 東日本の太平洋側を通過する台風により、強い雨の区域が千葉県をはじめ関東地方に係るタイプ。

この中で、最後のタイプが本市において比較的大きな浸水被害をもたらしており、とくに平成8年9月に各種被害を発生させた台風17号がもたらした降水量（市内で86～250mmの日降水量）は昭和62年以降では過去最大であった。

② 被害を及ぼした停滞前線の特徴

本市において被害を及ぼした停滞前線の活動の特徴は次のとおりである。

- 1) 東海から関東地方の沿岸に伸びる前線上を低気圧が通過するタイプ。
- 2) 関東の東海上から本州付近に3日以上前線が停滞するタイプ。

2 風害発生危険性

本市における風害の記録は少ないが、台風及び前線を伴った低気圧の発達をもたらす強風により、家屋の一部破損や倒木の被害が近年記録されている。とくに台風等の強風に対する警戒をしていく必要がある。

3 土砂災害等の危険性

台風や前線に伴う豪雨がもたらす災害として、従来は内水氾濫による被害が中心であったが、近年、市街化の進展に伴う土地利用等の変化によってがけくずれを代表とする土砂災害の発生が目立つようになってきている。

土砂災害の多くは台風や前線等の豪雨に誘発されることから、水害、風害ともども警戒が必要である。

4 その他災害の危険性

自然災害としては、ほかに竜巻、雪害、自然災害以外では大規模火災発生の可能性は皆無ではなく、このような災害について警戒が必要となる。

第2節 風水害等の被害特性

1 災害履歴

本市が受けた平成元年以降の風水害による主な被害は、以下のとおり記録されている。

No.	発生年月日	気象状況	被害概要			
1	平成元年4月27日	前線を伴った低気圧	家屋一部破損	1		
2	平成元年8月1日	台風12号	道路陥没	1		
3	平成元年8月6日	台風13号	道路陥没	1		
4	平成元年9月7日	前線の停滞	床上浸水	1	床下浸水	20
			水路法面損壊	4		
5	平成2年4月29日	前線を伴った低気圧	床下浸水	4		
6	平成3年9月8日	台風15号	床下浸水	2	道路損壊	1
			水路法面損壊	1		
7	平成3年9月19日	台風18号	床下浸水	13	道路損壊	1
8	平成3年10月13日	台風21号	床上浸水	3	床下浸水	14
			道路損壊	11	崖崩れ	7
			擁壁崩壊	1		
9	平成5年8月27日	台風11号	床下浸水	4		
10	平成5年11月14日	前線を伴った低気圧	床下浸水	2		
11	平成8年9月22日	台風17号	住家半壊	1	住家一部破損	1
			床下浸水	26	崖崩れ	4
12	平成16年9月4日	秋雨前線+台風18号	床上浸水	1	床下浸水	6
13	平成16年10月9日	台風22号	床下浸水	3		
14	平成16年12月4日	低気圧通過による暴風	住家一部破損	5	非住家破壊	1
15	平成18年1月14日	大雨	道路冠水	1	土砂崩れ	1
16	平成18年7月14日	大雨（雷雨）	床下浸水	1	道路冠水	2
17	平成18年9月26日	大雨	床下浸水	2	道路冠水	2
			溢水	3		

No.	発生年月日	気象状況	被害概要			
18	平成18年12月26日	大雨	床下浸水	2	道路冠水	3
			土砂流出	1		
19	平成21年8月9日	大雨	道路冠水	3	道路陥没	3
20	平成21年8月10 ～11日	台風9号	床下浸水	3	道路冠水	11
21	平成22年9月8日	台風9号	道路冠水	18	道路亀裂	1
			橋梁亀裂	1		
22	平成22年9月13日	雷雨・豪雨	道路冠水	10		
23	平成24年6月19日	台風4号	土砂流出	1	停電	5500
24	平成24年8月11日	大雨	床下浸水	14	道路冠水	10
25	平成25年10月16日	台風26号	床上浸水	2	床下浸水	4
			道路冠水	27	倒木（竹）	8
			ブロック等倒壊	2	土砂等流出	2
26	平成27年6月23日	大雨	床下浸水	4	道路冠水	10

2 災害特性

上記災害履歴のうち、発生箇所が判るものについてその特徴を挙げると、以下のとおりである。

- ① 平成3年10月13日の台風21号では、亀崎、大日といった標高の低い地域を中心に浸水が多発した。特に亀崎の鹿島川下流の水田地帯に見られる浸水箇所は、市内で最も標高が低い地域である。
- ② 平成8年9月22日の台風17号では、物井に位置する急傾斜地崩壊危険箇所付近において、崖崩れ、擁壁崩壊が発生しており、災害の危険性は高いといえる。
- ③ 大日、小名木では、同じ箇所でも何度か床下浸水・床上浸水の被害が発生しており、水害常襲地帯といえる。
- ④ 平成21年8月9日の大雨では、雷や1時間の最大雨量が60ミリの非常に激しい雨が降り、洪水警報が発令され、道路冠水や道路陥没の被害が発生した。

- ⑤ 平成24年8月11日の大雨では、1時間の雨量が70ミリの非常に激しい雨が降り、つくし座、さちが丘、大日等で床下浸水の被害が多発した。
- ⑥ 平成25年10月16日の台風26号では、一日の積算雨量が199mmとなり土砂災害警戒情報が発表され、床上・床下浸水の被害や鹿島川の越水、道路冠水が多数発生した。

3 風水害・土砂災害の危険性の高い地域

風水害に関しては、既往災害実績と地形の特徴から、以下の特徴が挙げられる。

[風水害・土砂災害に関する災害特性]

被害項目	特徴
河川の溢水による浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島川、小名木川、上手繰川沿いの低地では、豪雨時に流下能力不足による溢水被害が発生し、流域の水田で浸水被害を受けている。 ・鹿島川沿いの低地(亀崎、物井)は、水防法に基づく浸水が想定される区域に指定されている。
その他の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化が進んだ台地上で浸水被害が発生している。特に、大日(桜ヶ丘、中志津)は、浸水常襲地となっている。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地にある四街道2丁目には、千葉県指定の急傾斜地崩壊危険区域が存在し、土砂災害の危険性が高い。 ・急傾斜地崩壊危険箇所が集中している物井では、崖崩れ、擁壁崩壊の災害実績もあり、土砂災害の危険性が高い。

特に、鹿島川沿いは、利根川に係る浸水想定区域として国土交通省による指定を受けており、これによると、浸水深は、河川沿いで2～5m未満、その周りで0～2m未満となっている。この浸水想定区域内には、非住家や住家が認められる。

なお、この浸水想定区域は、利根川の河道の整備状況、八木沢ダム、下久保ダム、草木ダム、五十里ダムや渡良瀬遊水池等の洪水調整施設の状況等を考慮し、洪水防御に関する基本となる降雨(概ね200年に1回程度起こる大雨)によって利根川が氾濫した場合を想定したシミュレーションにより求めている。なお、シミュレーションの実施にあたっては、支派川の氾濫、隣接する河川の氾濫、想定を超える降雨、高潮、内水による氾濫等は考慮していない。

第3節 治水・治山の概要

1 治水

本市は、鹿島川、小名木川、上手操川周辺の谷底平野及び上位面がその多くを占め、人工地形としては、上位面に造成された台地部、谷底平野に盛土された低地部がその多くを占める。

上位面は、水害に対する条件にほとんど問題はないが、造成地においては、豪雨時に局所的に雨水が集中することや、盛土の崩壊や切土・盛土境界に亀裂が生じることがある。また、低地部である谷底平野では、浸水被害を受けやすい。

2 治山

傾斜は、全体として、印幡沼へ流れ込む河川に沿った、南が高く北が低い微傾斜となっている。最低標高点が最北端の鹿島川へ小河川が流れ込む合流点であり、約5mである。一方、最高標高点は、最南部の吉岡新開の御成街道付近であるが、僅か40m強に過ぎない。

山岳地の崩壊及び侵食等に起因する被害については、ほとんど問題ないが、斜面・段丘崖では、豪雨時における崖崩れ、浅い谷・台地上の凹地では、豪雨時における雨水の集中といった可能性が考えられる。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強い防災体制づくり

大規模災害が発生した場合は、市内各地域が同時多発的に被害を受け、行政機構その他社会秩序の一時的混乱は避けられないものと想定される。

このため、混乱した事態の中で、市民の生命を守り、被害を最小限にとどめるため、市を中心とする防災関係機関において、迅速な防災活動が図れるよう職員配備体制、情報収集・伝達体制等の整備、各種防災施設の拡充整備等を推進し、災害に強い防災体制の確立を図る。

第1節 応急対策体制の整備

災害時、応急対策を混乱・遅滞なく実施するため、市の迅速かつ円滑な対応と、市民の冷静な行動が必要である。

職員の配備体制を定め、災害情報を一元管理・共有化できるシステム等情報の収集・伝達体制及び緊急輸送体制を強化するとともに、適時の広報等により市民の混乱防止に努め、応急対策体制の整備を図る。

1 職員配備体制の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動等を迅速に行うための組織及び体制の整備を図る。

1.1 職員配備計画の策定 <各部、消防本部>

職員配備体制は、第3編第1章第1節「防災配備指令と配備体制」による。なお、職員は、配備体制及び役割に基づき、迅速な応急対策体制の確保に努める。また、防災訓練等により検証し、必要に応じて配備計画の見直しを図る。

1.2 緊急防災要員の指定等 <各部>

災害発生直後、直ちに配備体制を整えるため、配備する職員をあらかじめ緊急防災要員として定めておく。各部長は、各部職員の概ね1/2を緊急防災要員として指名するとともに防災配備指令が発令された場合における配備計画を作成し、危機管理監に提出する。

1.3 職員の防災教育 <危機管理監>

職員は防災対策実行上の主体としてその対策活動が要求される。職員に対して、平素から防災に関する十分な知識と適切な判断力を身につけさせるため、職員行動マニュアル等を作成配布し、職員が果たすべき役割等についての教育に努める。職員行動マニュアル等は、図上訓練や実働訓練等により改善に努める。

1.4 応援体制の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

(1) 地方自治体間の応援体制の充実

市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する覚書等を、他市町村（県外含む）及び関係団体と締結に努める。

(2) 自衛隊との連携強化

平常時から応援内容、方法等について協議し、また総合防災訓練等を実施して連携を深め、災害時における応援体制の確立に努める。

(3) 流通事業者や関係団体との協定締結推進

次の協定のほか、各部は必要に応じて防災対策に係る協定の締結に努める。

- ① 流通事業者との協定
- ② 建設事業者との協定
- ③ 医療関係機関との協定
- ④ 地域の放送事業者との協定
- ⑤ その他の関係団体との協定

(4) 他市町村への支援

他の市町村が被害を受け、救援物資等による支援が必要と認められる場合は、速やかに復興支援本部を設置し、以下の内容について協議のうえ決定する。

また、市は、地元企業・個人から被災市町村へ物資等を送りたいとの要望に対し、効果的な輸送体制の整備に努めるものとする。なお、担当部署は以下のとおりとする。

- ① 職員の派遣 (窓口：総務部人事課)
- ② 防災資機材、防災備蓄品の支援 (窓口：危機管理監危機管理室)
- ③ 市民からの義援金品の受付等 (窓口：福祉サービス部福祉政策課)
- ④ 全国避難者情報システム 避難者の受入 (窓口：危機管理監危機管理室)

- ⑤ 避難者用応急仮設住宅 (窓口：都市部建築課)
- ⑥ その他の支援 (被害状況と支援内容により危機管理監が窓口を決定する)

1.5 大規模災害への対応 <危機管理監、各部、消防本部>

(1) 市外被災者への支援

市は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」「茨城県北茨城市との災害時における相互応援協定」「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定」「中越大震災ネットワークおぢや」等により、被災市町村又は知事からの応援要請があった場合に、また、応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に支援を行う。

県外で大規模な災害が発生した場合には、支援先、支援内容等について県及び近隣自治体等と調整のうえ、迅速かつ円滑な支援を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

大規模な災害により、市町村、都道府県の区域を超えた広域的な避難を要する場合には、同時被災等の受入れを行うことが困難な場合を除き、県及び県内市町村と協議の上、広域避難者の受入れを行う。

避難者への滞在施設として公共施設、公営住宅及び民間賃貸住宅の借上げ等による提供に努める。

広域避難者を受入れた場合、県の「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から任意に提供された避難先等の情報を、避難前の県、市町村へ提供し、避難者への情報提供、支援を円滑かつ効果的に行う。

2 情報収集・伝達体制の整備 <危機管理監、経営企画部、消防本部>

災害発生時、通信施設の損壊、電源の停止及び職員の設備不慣れ等から通信不能になる事態が予測される。こうした場合、防災機関においても情報不足となり、災害対策本部の機能低下が想定され、内部相互の情報伝達だけでなく避難者への正確な情報提供が困難となる。そのため、情報収集伝達を迅速かつ円滑に行うには、情報連絡体制の多重化を図る必要がある。

現在、市防災行政無線、消防無線、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、千葉県震度情報ネットワークシステムや関係機関の専用無線等が整備されている。

今後、これらの既存施設の拡充を図るとともに、市及び関係機関相互を接続する無線系施設の整備を推進する。

2.1 通信施設等の現況 <危機管理監、消防本部>

(1) 無線施設

本市の防災行政無線通信施設は、以下のとおり。

- ① 本市防災行政無線（固定系・移動系）
- ② 消防・救急無線

(2) 県の防災行政無線

- ① 千葉県防災行政無線（固定系・移動系）施設の現況
- ② 千葉県防災行政無線電話番号表

(3) 警察無線

(4) その他の無線

- ① アマチュア無線
- ② タクシー無線

2.2 通信施設の整備 <危機管理監、経営企画部>

(1) 有線通信施設の整備

本庁及び防災関係機関を結ぶ有線電話回線については、災害時の輻輳を避けるため緊急用回線の整備を図る。また、停電時に備えて非常用電源及び燃料の確保を行う。

(2) 災害時指定電話及び連絡先の指定

市及び防災関係機関は、災害時指定電話及び連絡先を定め、窓口の統一を行う。また、防災関係機関は、災害時指定電話及び連絡先に変更があった場合は、速やかに四街道市防災会議の事務担当（危機管理監危機管理室）に修正報告を行わなければならない

(3) 市災害通信施設（防災行政無線、全国瞬時警報システム）の整備

- ① 停電時に備え、非常用電源及び燃料の確保等に努める。また、機器・配線等の定期的な点検整備に努める。
- ② 防災行政無線（移動系）の車載及び携帯無線機の拡充を行い、情報連絡体制の向上を図る。
- ③ 既設の防災行政無線設備については、同報系（平成17年更新）、移動系（平成19年更新）ともにデジタル化されており、全国瞬時警報システム（J-ALERT）とも接続されている。併せて、市内医療機関等への移動系の配備を行い通信網の充実を図ら

れている。

(4) 通信機器に関する予備品の確保

- ① 市が保有する有線・無線通信施設の災害時の通信機能の低下又は機能停止に備え、平常時から応急復旧に必要な予備品の確保に努める。
- ② 災害時における通信施設の応急復旧を速やかに行うため、保守・点検業者との災害時の応急復旧に係る協定の締結を進める。

2.3 職員に対する通信施設の使用方法等の習熟等 <危機管理監>

災害時においては、通信施設を操作できる職員が不足したり閉庁日及び夜間の場合に通信施設を有効に活用することが困難となることが想定される。

そのため、通信施設を操作できる職員の参集体制を確立し、平常時から担当職員の教育・訓練等を実施していくものとする。

(1) 教育の方法

通信施設の使用方法を各担当者に習熟させるため、市防災行政無線局管理運用規定により、教育及び訓練の実施に努める。

(2) 担当者の指名

職員の教育に際しては、任務を正しく認識させるために担当者制を導入する。また、非常時の人員確保や長時間体制時の交替要員確保のため、各通信系統に複数の担当者を指名し、訓練するものとする。

(3) 無線従事者の奨励

職員に対して、無線従事者免許の取得を積極的に奨励し、無線従事者の増員に努める。

2.4 民間協力者の確保 <危機管理監>

(1) アマチュア無線との協力体制

市は、災害時における情報収集の強化を図るため、役所内および民間のアマチュア無線クラブと協定を結んでいる。また、市内居住のアマチュア無線愛好家との協力体制づくりを推進する。

(2) 業務用無線との協力の推進

災害時、タクシー会社等の事業所が管理する業務用無線の活用を図るため、災害時における協力協定の締結に努める。

(3) その他通信網の整備

インターネット、ベイエフエム等災害時における多様な通信メディアの活用による通信連絡網について検討する。

3 緊急輸送体制の環境整備 <危機管理監、経営企画部、都市部、四街道警察署>

広域的な被害が発生した場合、道路の損壊等により必要な物資、資機材、人員及び被災者、避難者等の輸送体制が大きく麻痺することが想定される。

応急対策を迅速かつ有効に実施するためには、陸路や空路及び物資集積場所等を確保する事が重要となる。そのため、平常時から緊急輸送道路や輸送手段を確保する等の体制整備を図る。

3.1 緊急輸送道路の確保 <危機管理監、都市部>

(1) 千葉県の緊急輸送道路

千葉県地域防災計画において四街道市域の緊急指定道路は以下のとおりである。

- ① 千葉県指定緊急輸送道路 1 次路線
 - 1) 高速自動車道東関東自動車道水戸線
 - 2) 国道 5 1 号
 - 3) 主要地方道千葉臼井印西線
- ② 千葉県指定緊急輸送道路 2 次路線
 - 1) 主要地方道浜野四街道長沼線

(2) 緊急輸送道路の復旧

緊急輸送道路については、災害時に優先的に復旧活動が実施できるよう以下の点に努める。

- ① 復旧優先道路の指定及び復旧作業のためのマニュアル作成
- ② 障害物除去に必要な資機材の確保
- ③ 建設事業者等との協力体制の推進
- ④ 被害情報収集体制の整備

(3) 広域的な緊急輸送道路の確保

広域的な災害に備えるため、近隣市と連絡する主要幹線道路及び防災拠点を連絡する幹線道路等を円滑かつ効率的に運用できるよう連絡体制の確立に努める。

3.2 集積場所・輸送拠点等の整備 <危機管理監>

災害時における物資の受入れ、保管及び市内各地域への配送を迅速かつ効率的に行うため、物資の集積場所及び輸送拠点を指定する。

指定された施設については施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。また、災害の規模により、新たに指定可能な場所の確保を図るとともに、物流拠点や車両、機材、物流ノウハウを持った民間物流事業者との連携を検討する。

(1) 集積場所及び輸送拠点の指定

- ① 南部地域 四街道総合公園体育館
- ② 北部地域 鹿放ヶ丘ふれあいセンター

(2) 近隣市町村と広域的に輸送基地の相互使用が図れるよう協定等の締結について、検討を進める。

(3) 東日本大震災の教訓から、物資輸送等の災害応急対策活動に従事する車両の燃料の調達について、あらかじめ民間事業者と協定を結ぶ等の対応を図る。

3.3 緊急通行車両の事前届出等 <危機管理監、経営企画部、四街道警察署>

(1) 緊急通行車両等の事前届出について

効率的な応急活動、緊急輸送等を実施するため、警察と協議の上、緊急通行車両の事前届出を行う。

- ① 事前届出の申請者は、通行車両（輸送）の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請者は、当該車両使用の本拠地を管轄する警察署を經由し、公安委員会に申請するものとする。
- ② 審査の結果、通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。
- ③ 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

(2) 交通規制資機材の整備

道路管理者は、通行禁止等の道路交通規制資機材の整備を事前に行う。

(3) 公用車の鍵の保管等

災害時、迅速な応急活動を実施するため、経営企画部管財課は平常時から公用車の予備の鍵を一括保管しておく。

3.4 ヘリコプターの臨時離発着場所の指定 <危機管理監>

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの臨時離発着場所として、現在、総合公園多目的運動場を指定している。今後も候補地を選定し、指定可能な場所の確保に努める。

4 避難誘導體制の整備 <各部、消防本部>

広域的な災害時には、多数の被災者が発生することが想定される。そうした事態の中で、避難勧告・指示（緊急）が出された場合は、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導活動を行う必要がある。そのため、市は、延焼火災の進行等に応じた避難誘導活動を行うため、避難誘導體制の整備に努める。

5 治安の維持 <総務部、四街道警察署、区・自治会>

災害発生時には、さまざまな社会的混乱が生じるおそれがあるため、市民の安全確保と社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした地域安全対策について関係機関（四街道警察署等）と十分協議し混乱防止対策を確立するものとする。

- (1) 住民が避難した地域等については、警察及び地域の区・自治会等が連携し、地域安全活動が図れるよう体制づくりに努める。
- (2) 市民等が多く利用する大型店舗等の施設管理者に対し、混乱防止対策の必要性について啓発に努める。

6 防災拠点の整備 <危機管理監、各部>

6.1 防災中枢機能等の確保、充実 <危機管理監、各部>

市役所、消防本部等の災害応急対策に係る庁舎等の安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、災害対策要員の食料、飲料水等の備蓄等や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。

6.2 各種データの整備保全 <危機管理監、各部>

災害応急対策、円滑な復旧・復興のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、

住民基本台帳、地籍、建築物、地下埋設物等情報及び図面データの保存、バックアップ)について整備を図る。

7 業務継続性の確保 <危機管理監、各部>

災害発生時の災害応急対策の実施や優先度の高い通常業務の維持のため、危機管理指針に基づき、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある経験の蓄積や状況の変化等に応じて体制の見直し、計画の改定等を行う。

第2節 生活関連物資等の備蓄体制の整備

災害時、交通機関の麻痺に伴う輸送体制の乱れから、生活関連物資の供給が停止することが想定される。そうした事態の中で、被災者の生活安定を図るため、行政の備蓄及び流通事業者の備蓄をはじめ、個人の備蓄啓発による体制の整備に努める。

1 行政の備蓄 <各部>

以下のとおり、物資等の備蓄に努める。

- (1) 防災備蓄倉庫に、飲料水、非常用食料、生活必需品、救急医療品及び防疫衛生用資機材等の備蓄を進める。なお、備蓄品の選定に関しては、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。
- (2) 応急給水活動に必要な資機材の備蓄を進める。
- (3) 市の管理する備蓄品について常に備蓄状況を把握し、品質管理に努めるとともに目標数量に至らない物資について順次補充を行う。
- (4) 目標数量の算定は、以下のことについて考慮した合理的な数量とする。
 - ① 被害想定結果
 - ② 関東・東北豪雨及び九州北部豪雨等の大規模な風水害の教訓
 - ③ 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
 - ④ 行政の備蓄、流通の備蓄の利点等
- (5) 災害対策本部等対策拠点施設の非常用電源及び燃料、応急対策活動従事者（市職員等）のための食料、物資等の備蓄に努めるとともに防災備蓄倉庫の新設を図る。防災備蓄倉庫の現況は次のとおりである。

2 市民等への備蓄啓発 <危機管理監、消防本部>

災害発生直後、ライフライン等が被害を受けた場合、市民は自ら生活安定を図ることが必要とされるため、以下について広報等により備蓄の啓発を行い、備蓄の促進を図る。

- (1) 各家庭に対し最低でも3日間、可能な限り一週間程度の生活が維持できる水・食料、保存可能であれば服用中の薬等の備蓄
- (2) 非常持出袋等の準備
- (3) 事業所等における備蓄

3 事業所等関係機関の協力体制の整備 <各部、消防本部>

各団体・事業所等と以下のとおり協定締結に努め、物資等の確保に努める。

- (1) 生活必需品及び生鮮食品その他の供給に関して、大型店等との協力協定
- (2) 燃料の供給に関して、燃料供給業者との協力協定
- (3) 医薬品、医療器具、調製粉乳等の供給に関して、医薬品取扱業者、薬剤師会との協力協定
- (4) 物資の輸送に関して、運送業者等との協力協定
- (5) その他災害対策用物資一般に関する協力協定

第3節 消防活動体制の整備

広域的又は局地的に災害が発生した場合、同時多発火災に対する消火活動及び救急救助活動が必要となり、現行の消防体制では対応できないことが想定される。そのため、市民、事業所等の防災行動力の向上に努めるとともに、消防体制の強化を図る。

1 消防体制の整備 <消防本部>

(1) 出火の防止対策

① 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、消防本部は、区・自治会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、住宅用火災警報器の設置、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

② 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者専任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の専任を期する。

③ 予防査察の強化指導

消防本部は消防法第4条の規定により、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

④ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱者等に対する教育を計画的に実施するよう指導するとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

また、火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

⑤ 消防同意制度の活用

消防本部は建築物の新築、改築等の消防同意時、防火上の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

① 消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

② 消防本部は地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 延焼拡大の防止

① 常備消防の強化

常備消防力は、1本部、1消防署・2分署を有し、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

これらの消防力を、最大限有効に運用するため、消防計画に基づく訓練を実施し、強化を図る。

② 非常備消防の強化

消防団は、災害時に常備消防と連携して消火活動を行うとともに、平常時は訓練等や、住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

※消防団（団本部、17個分団を有する）

③ 消防通信体制の整備

同時多発火災や大規模救助活動に対処するため、ちば消防共同指令センターと連携し、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る。

④ 消防水利の整備

消防本部は、消火栓が機能しない場合に備え、自然水利の活用に努めるとともに、市は計画的に耐震性貯水槽の増設を図るとともに、自然水利の活用に努める。

また、民有地内の私設防火水槽やプール等を消防法第21条に基づき消防水利に指定し、消防活動に使用できる状態におくよう努める。

(4) 出火防止の知識の普及

可燃物が火気使用設備・器具等の付近に転倒、落下、接触することによる出火や、漏洩ガスの電気火花による引火を防止するため、市民に対し、以下の啓発に努める。

- ① 市民の火気取扱いに係る意識の啓発
- ② 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理
- ③ 危険物施設等の安全化
- ④ 自家用電気設備の安全化
- ⑤ 化学薬品、火薬類の安全化
- ⑥ 高層建築物、大規模店舗及び多量の火気を使用する特殊建築物等の安全化

2 救助・救急体制の整備 <消防本部>

(1) 資機材の整備

消防本部は広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対して、迅速かつ的確に対処するため、必要な救助・救急資機材を整備する。

(2) 消防団員の指導育成

消防本部は広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対して、迅速かつ的確に対処するため、より高度な知識技術を持つ消防団員の育成に努める。

① 教育訓練の実施

② 消防団員の積極的確保、能力活用等

(3) 市民等への技術指導

多数発生する傷病者に対して、市民の誰もが最低限の応急処置が実施できるよう防災訓練や救命講習会等を通じて応急手当等の技術指導を実施する。

3 危険物施設の予防対策 <消防本部>

(1) 危険物施設の現況把握

危険物施設の現況は以下のとおりである。

(2) 危険物施設の安全指導

消防法等の関係法令に基づき、適宜立入検査を行い、以下の項目について指導し、危険物施設の保安確保を図る。また、移動貯蔵タンク等により移動する危険物については、路上立入検査を行う等の機動的な指導の実施に努める。

① 危険物施設の不備欠陥箇所の是正

② 危険物施設の維持管理

(3) 保安教育及び訓練

従業員への保安に必要な教育及び災害時の活動が円滑に行われ応急対策が遂行されるように訓練を実施することを指導する。

(4) 自衛消防組織の強化

危険物施設の保安監督者に対し、専門的知識や技術を有する事業所等の従事者で自衛消防組織を構成するよう指導する。また、自衛消防組織に対し、技術的指導を行い、防災活動技術の向上を図る。

第4節 応急医療体制の整備

広域的な災害時においては、多数の傷病者が発生することが想定される。そうした事態の中でも、医療救護活動が迅速かつ適切に実施される体制が必要である。

市は、傷病の程度に応じた的確な医療救護活動を行えるよう、県および印旛健康福祉センター、市医師会、歯科医師会、その他関係機関と連携し、応急医療体制の整備に努める。

1 初動医療体制の整備 <健康こども部>

(1) 医療救護体制の整備

市は、災害時における初期医療を確保するため、特に以下の点について、平常時からの体制整備に努める。

- ① 救護所の必要に応じた適切な場所への設置。
- ② 医療機関情報の迅速な収集と提供の確保。
- ③ 道路情報を含む傷病者の搬送手段の確保。
- ④ 市医師会、歯科医師会等との協定に基づく救護班の編成。
- ⑤ トリアージ等による残存医療機能の適正利用。

注) トリアージとは、災害時に負傷者を、最優先治療、非緊急治療、保留・軽処置、不処置・待機に振り分けることをいう。

(2) 地域災害医療救護体制の整備

市は大規模災害時に備えて、県健康福祉部や印旛健康福祉センター等の関係機関で構成する「地域災害医療対策会議」において、管内における災害医療救護体制について協議し、連携した対応体制の整備を図る。

[地域災害医療対策会議の開催]

主催・事務局	健康福祉センター
会議の性格	地域における災害医療対策についての協議及び重要事項の決定機関
構成員	地域医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等）の代表者 地域災害医療コーディネーター、健康福祉センター長、 防災計画上の主要な医療機関（災害拠点病院等）の代表者、 市町村担当者（保健医療及び防災）、消防機関、警察の代表者、その他
活動	平常時 地域の災害医療対策の整備に関する事項の検討 ・ 地域災害医療コーディネーターの選任 ・ 合同救護本部の活動マニュアルの策定、訓練の計画実施 等
	発災時 地域の災害医療に係る重要事項の決定 地域災害医療コーディネーターの活動支援 その他災害医療の実施に必要な事項

健康福祉センターの役割	会議の開催、市町村ごとの対策の推進
-------------	-------------------

2 後方医療体制の整備 <健康こども部>

市及び市内医療機関では、救護所や各医療施設での医療救護を行うが、応急処置のほか入院治療または救命措置を要する傷病者等の受け入れについては、県が広域的に後方医療施設を確保する。また、印旛健康福祉センターにおいて、地域災害医療コーディネーターの設置、後方医療施設や災害派遣医療チーム（DMAT）との連携体制の構築等、広域的な体制整備を行う。

市は、印旛地域災害医療対策会議等において、関係機関の連携強化に努める。

[災害拠点病院・災害医療協力病院・救護所の定義と機能]

区 分	定 義	主な機能
災害拠点病院 ・日本医科大学千葉北総病院（基幹） ・成田赤十字病院 ・東邦大学医療センター佐倉病院	災害時に重篤患者の救命医療等を行う医療機関（国が示す基準に従い県が指定）	重症者の受入れ 広域搬送への対応 DMATの派遣 DMAT等医療チームの受入れ
災害医療協力病院 ・下志津病院 ・大日病院 ・栗山中央病院 ・四街道徳洲会病院 他管内13箇所	災害時に患者受入を行う医療機関を県独自で位置付け（救急告示病院、輪番制参加病院）	中等症者、重症者の受入れ 重症者の災害拠点病院への搬送 広域搬送への対応
救護所	市町村が設置する医療救護活動を行う施設・場所（医療機関が指定される場合もある）	トリアージの実施 軽症者の応急治療

3 医薬品等の確保 <健康こども部>

市は、災害時に必要な医薬品等について以下の備蓄に努める。

- (1) 医薬品等は、休日急病診療所における在庫の拡充を図り、併せて、市内医療機関に対して、備蓄協力を要請するとともに薬剤師会等と協定の締結を進める。
- (2) 指定避難所、又は救護所設置予定施設への災害対策用医療品救急医療品セット等の配備に努める。また、災害用医療品（救急医療品セット）の内容等は、医師会等の協力を得て定める。

4 搬送体制の確保 <経営企画部、健康こども部、消防本部>

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通

の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送体制の整備を図る。

- (1) 緊急車両等による搬送は最優先治療の必要な者を優先する。
- (2) 市は、被災場所や救護所から医療機関へ自ら移動することが困難な傷病者の搬送について、緊急用車両の確保、事業者との協定等により搬送手段を確保する。
- (3) 市民は、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

5 市民の役割の周知 <健康こども部>

大規模災害発生時の医療救護に関して、市民自らが備えておく必要があることを周知する。

- (1) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るために必要な常用薬、医療用品等の備蓄や避難バッグへの配置等の対策をしておく。
- (2) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報（体質や治療中の疾患、使用している処方薬の名前、用量等）を的確に提供できるよう、お薬手帳等を活用し整理しておく。
- (3) 災害発生時には、自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

第5節 文教施設の防災対策

1 保育施設及び学童施設 <健康こども部>

施設長等は、施設の立地条件等を考慮したうえ、常に災害時の応急保育計画を樹立するとともに、応急保育の実施方法等につき明確に計画を立てておく。施設長等は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- (1) 児童の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- (2) 市、消防本部、消防署（団）、四街道警察署及び保護者への連絡網を確立する。
- (3) 保育時間内に災害発生した場合、保護者の引き取りは困難と予想されるため、残留児童の保護について対策を講じておく。
- (4) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

2 公立小中学校 <教育部>

(1) 防災教育

阪神淡路大震災、東日本大震災等の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前準備

学校長は、学校の立地条件等を考慮したうえ、常に災害時の学校安全教育、危険等発生時対処要領を作成、周知する。学校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- ① 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- ② 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- ③ 教育部、消防本部、消防署（団）、四街道警察署及び保護者への連絡網を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ⑤ 学校医をはじめとする医療機関との連絡体制を検討する。
- ⑥ り災した児童生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な措置を講じておく。

3 大学及び高等学校等

学校長等は、県地域防災計画により、公立小中学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び学生・生徒等に周知徹底を図る等、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

第2章 防災行動力の向上

大規模災害は、同時多発の火災、人的被害や交通機関の麻痺等多種多様な被害をもたらす、市の対応だけでは限界となることが想定される。そうした事態では、市民、事業所等の積極的な防災活動は不可欠である。

市民一人ひとりが災害に備える「自助」、地域住民や事業所等が互助（共助）の考え方に立ち自主防災組織や市民団体等として地域を守る「共助」が、各々の役割分担のもとに防災に対する取り組みを推進し、相互に連携することにより、地域の防災行動力を高める。

そのため、防災知識の普及、防災訓練の充実及び自主防災組織等の強化を図り、要配慮者の安全に努め、市民、事業所等の防災行動力の向上を図る。

第1節 市民による自助の備え

市民は、次に掲げる事項をはじめ、「自らの命は自ら守る」ために必要な防災対策を推進する。そのため、日頃より、防災に関する家族会議等により、災害時の行動や役割分担等について話し合っておくものとする。

[自助による備えの内容]

身の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の耐震性の確保 ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止 ・ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
火災防止	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の耐火性の確保 ・日頃からの出火の防止 ・消火器、火災警報器、感震ブレーカー等住宅用防災機器の設置
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 ・指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の確認 ・要配慮者本人及びその家庭では、差し支えない範囲で事前に自主防災組織や区・自治会、民生委員・児童委員等に伝達
被災生活	<ul style="list-style-type: none"> ・水（1日一人 3ℓ）及び食料を最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄 ・医薬品、携帯ラジオ等の非常持出用品や簡易トイレの準備 ・自宅で居住の継続ができる状況であれば、在宅避難を实践
防災意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害から得られた教訓の伝承 ・自主防災組織等が行う、地域の相互協力体制への協力 ・市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加

第2節 防災知識の普及

災害による被害の軽減を図るには、通常の防災体制では的確に対応することが極めて困難であり、市民、事業所等の災害に関する正しい知識と行動力は不可欠である。

そのため、市民、事業所等への防災教育等を推進し、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

1 市民等に対する防災知識の普及と意識の高揚 <危機管理監>

災害による被害を軽減するうえで、市民が果たす役割は極めて大きい。市は、市民に対して、次に掲げる取り組みをはじめ、様々な機会を通じた防災知識の普及を図る。

なお、防災知識の普及にあたっては、障害者、高齢者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、判りやすい広報資料の作成に努める。

- (1) 市政だより四街道や四街道市公式ホームページ等での防災関係記事の掲載
- (2) 防災パンフレット等の作成・配布
- (3) 地震ハザードマップの作成・配布周知
- (4) 防災講演会や防災講座の開催
- (5) 地域防災計画等の報道機関への発表

2 幼児・児童・生徒等に対する防災教育 <健康こども部、教育部>

学校教育や学校外における活動等の中で避難訓練や応急処置訓練等により、防災教育の推進に努める。また、各学校・保育所等の実態に応じた防災用指導計画書の作成に努め、幼児・児童・生徒の災害に関する知識を深め、発達の段階に応じた災害への対応力を高めるよう努める。

3 防災広報の充実

方 法	対 象	内 容
広報紙 講演会(出前講座) シンポジウム等 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット	地域住民 区・自治会 事業所 自主防災組織 児童生徒 市職員	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇住宅用火災警報器の設置 ◇室内外、高層ビル、地下街等における 災害発生時の心得 ◇避難路、避難場所等 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品、服用中の薬(処 方箋を含む)等非常持出品の準備 ◇応急手当、AEDの普及啓発 ◇帰宅困難者の心得 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の安全化対策、家具の固定 ◇地域の地盤状況や災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇業務継続計画(BCP) ◇防災訓練の実施

第3節 防災訓練

災害時における迅速な防災活動を期するため、防災機関相互及び市民との協力体制の確立を図るため総合防災訓練や地域（区・自治会、自主防災組織）を単位とした防災訓練等を実施するとともに地域の防災力の向上を図るため、地域で自主的に実施する防災訓練に対し支援を行う。また、防災関係機関においても個別訓練を行い、防災活動能力の向上を図る。

1 市が行う防災訓練 <各部、消防本部、消防署(団)、四街道警察署、自衛隊、関係機関>

市は、四街道警察署、自衛隊、市民及び各関係機関等の協力を得て、各種防災訓練を実施し、職員及び市民の災害予防意識の高揚を図る。

(1) 総合防災訓練

災害時に迅速な防災活動を行うため、市内全域に被害を及ぼす災害の発生を想定した総合的な防災訓練を行い、市、防災関係機関及び市民が一体となって活動できる協力体制の確立に努める。参加機関は、市、消防本部・消防団、四街道警察署、自衛隊、自主防災組織、市民及び関係機関等とする。

(2) 地域防災訓練

市民が組織的に防災活動を行うことは被害の拡大防止に非常に重要である。そのため、自主防災組織等各地域を単位とする防災訓練を促進するとともに、訓練を市、消防本部、消防団、四街道警察署及び関係機関等の指導、協力のもとに行い、地域の防災活動能力の向上を図る。

(3) 職員等の防災訓練

次の訓練を単独又は各防災関係機関（警察、自衛隊等）の協力を得て実施するものとする。なお、各訓練内容はその都度定める。

- ① 職員参集訓練
- ② 災害警戒本部設置・運営訓練
- ③ 単独又は防災関係機関と連携した災害対策本部設置・運営訓練
- ④ 防災バイク隊員は、安全運転講習会等に参加し、走行技術の習熟を図る。

(4) 無線通信訓練

災害時には、情報の収集伝達に必要な電話網（有線通信）が不通、又は回線が輻輳することが予想され、無線通信による情報の収集伝達が重要となる。

そのため、災害対策本部、県及び防災関係機関等との通信訓練や防災行政無線（移

動系、固定系)による情報伝達訓練を行い、職員の通信要領及び機器の操作方法等の習熟を図る。

(5) 小・中学校、保育所・幼稚園の防災訓練

災害時、教職員だけですべての児童・生徒、園児の安全を確保することは困難である。そのため、定期的に防災訓練を行い、児童・生徒、園児に災害時における規律と協力の精神を養うとともに、身の安全を守る意味と方法を修得させる。また、教職員は防災訓練等を通じてより安全な体制づくりに努める。

2 自主防災組織等が行う訓練 <自主防災組織、区・自治会>

災害時、住民自身による「自助」及び周辺住民による「共助」の持つ防災力が大きく減災に貢献することが過去の災害から明らかになっている。行政による「公助」には、時間的及び量的制約があることから、これら住民の防災力を強化するため、市民を中心とした防災訓練を定期的実施することに努める。なお、地域単位の防災訓練を促進させるため、市は必要な支援を行う。

3 事業所等の訓練 <関係機関>

各事業所等は、個別訓練又は共同訓練を行い防災活動能力の向上を図る。実施については各事業所等が定める方法により行う。

第4節 自主防災組織等の育成・強化・支援

災害の未然防止や拡大防止を図るため、市民が災害発生直後の初期消火、人命救助等を行うことは非常に重要なことである。

防災活動を行う場合、地域（区・自治会）ごとに団結し組織的に行動することが、最大限の効果を発揮する。そのため、自主防災組織づくりの推進及び自主防災組織の育成を行い、災害への対応力の強化を図る。また、市民、事業所、消防団等が協力して防災訓練を行い、地域の有する防災活動能力の向上を図る。

1 自主防災組織の育成 <危機管理監>

講習会や防災訓練等を通じ市民に対する啓発活動に努め、自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、全市的に区・自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。また、自主防災組織が作成する地区防災計画について、指導・助言を行う。なお、自主防災組織の主な活動内容は以下のとおりである。

注) 地区防災計画とは、防災訓練、物資及び資材の備蓄、災害時における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動に関する計画

[自主防災組織の主な活動内容]

	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及及び意識の高揚 ・ 避難場所・避難路、地域の危険箇所等の把握 ・ 地域ごとの防災マップの作成 ・ 地域内の要配慮者の把握 ・ 行政や地域内の事業所等との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、伝達及び広報 ・ 安否確認
消火	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止の徹底 ・ 資機材の整備・保守管理 ・ 初期消火の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止 ・ 初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の整備・保守管理 ・ 救出及び救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救出救護 ・ 救助物資の配分

避難誘導	・避難訓練	・避難誘導 ・障害者や高齢者等の要配慮者の避難支援
給食・給水	・資機材の整備・保守管理 ・炊き出し訓練	・給食・給水
指定避難所運営	・指定避難所運営のルールづくり ・指定避難所運営訓練	・指定避難所の運営

2 自主防災組織の強化 <危機管理監>

(1) 自主防災組織の結束促進

市は、自主防災組織が未結成の区・自治会に対し、組織の結成を促進する。また、自主防災組織体制づくりに当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参画を促進する。

(2) 技術的指導や助言

自主防災組織の活動及び訓練に対して、技術的指導や助言を行う。

- ① 消防署・消防団との連携による初期消火訓練、資機材の保守・点検
- ② 自主防災組織が行う要配慮者の支援体制の構築に対する支援
- ③ 隣接する自主防災組織間、他の市民団体等との合同訓練の推進
- ④ 指定避難所の運営のために複数の自主防災組織や区・自治会で構成する避難所運営会議が行う訓練計画の立案や実施等に対する支援

(3) 人材育成

組織を担う中核リーダーに対し、必要な防災用資機材の整備のための助成を行う

3 自主防災組織への助成 <危機管理監>

自主防災組織の活動の活性化に向けて、必要な助成等の支援を行う。

- (1) 自主防災組織に対し、必要な防災用資機材の整備のための助成を行う
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練等の活動のための助成を行う。

4 地区防災計画の作成促進 <危機管理監>

大規模災害における自助・共助の役割の重要性から、区・自治会（自主防災組織）等が中心となり、「地区防災計画」（地区の特性等に応じた自発的防災活動に関する計画）を作成することを促進する。

5 事業所等の防災体制の強化 <危機管理監、消防本部>

事業所等は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制整備に努める。

[事業所等の備えの内容]

1. 事業所内外の安全対策を図り、防災計画や非常用のマニュアルの整備等事業活動の継続対策をたてる。
2. 防災資機材・水・食料の備蓄等、従業員や顧客の安全対策・安否確認体制・帰宅困難者対策の整備を図る。
3. 地域の防災訓練等に積極的に参加し、地域組織や関係機関との協力関係、また、事業所間での協力関係を整える。

(1) 事業所等の防災組織設置の促進

事業所等は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域への災害の拡大防止に努めなければならない。特に集客施設を有する事業所等は、来客者の安全確保にも努める。そのため、事業所等は自主的な防災組織の編成及び災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、周辺地域の自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するものとする。

また、市が実施する防災事業に積極的に協力し、その具体的な活動内容については、おおむね次のとおり行うものとする。

- ① 防災訓練
- ② 従業員の防災教育
- ③ 情報の収集・伝達方法の確立
- ④ 火災その他の災害予防対策
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 応急救護対策
- ⑦ 地域の防災活動への協力（備蓄物資・資機材の提供、人的協力、地域防災訓練への参加等）
- ⑧ 避難に必要な施設設備の日常点検

(2) 事業所等の事業継続

大規模災害時に、事業の早期復旧、継続を行うため事業継続計画（BCP）の策定を進める。

6 各防災組織相互の連携・協調 <危機管理監、消防本部>

地域の防災活動能力の向上を図るため、平素から地域の自主防災組織、自衛消防組織、消防団及び防災ボランティア等の組織間の連携が図れるよう努める。

第5節 ボランティア活動の環境整備

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員が必要であり、ボランティア団体や個人の協力は不可欠である。そのため、市は災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備に努める。

1 ボランティア受入れ体制の整備 <各部>

(1) 専門ボランティア

専門分野での活動を希望する個人及び団体について、ボランティア活動が効果的に行われるよう、各担当部は県と連携し、専門ボランティアの受付・登録状況について把握に努める。

専門ボランティアの協力を得て実施する活動内容

- ① 救護所での医療救護活動
- ② 被災建築物応急危険度判定
- ③ 被災宅地危険度判定
- ④ 外国語の通訳、情報提供
- ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- ⑥ 被災者への心理治療
- ⑦ 障害者や高齢者等の要配慮者の介護看護、情報提供
- ⑧ その他専門的知識、技能を必要とする活動等

(2) 一般ボランティア

市社会福祉協議会は、市の支援により平常時から市内ボランティア希望団体等の養成・登録を行い、災害時のボランティア希望者の確保に努めるとともに、災害時、円滑かつ迅速にボランティアの受付・登録を行う体制の整備に努める。

一般ボランティアの協力を得て実施する活動内容

- ① 指定避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食料等の配布
- ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- ④ 障害者や高齢者等の要配慮者の支援
- ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- ⑥ 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）
- ⑦ その他被災地における軽作業等

2 ボランティア意識の高揚 <危機管理監、福祉サービス部>

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に、ポスターやチラシの配布等を行い、市民に対しボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。

第6節 要配慮者の安全確保対策

災害時、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者は、避難に対する対応の遅れから災害の犠牲となる可能性がある。

このことから、市と区・自治会等の避難支援等関係者は、それぞれの役割に応じて、要配慮者の安全確保の整備に努めるものとする。

このうち、避難行動要支援者への避難支援対策は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「四街道市避難行動要支援者支援全体計画」に基づき、推進する。

また、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画との整合を図る。

※要配慮者 … 障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分理解できない外国人等の災害対応上配慮を必要とする者を要配慮者という。

※避難行動要支援者 … 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な確保を図るために特に支援を要する者をいう。

1 市の役割 <危機管理監、福祉サービス部>

(1) 要配慮者、区・自治会等への啓発

市は、出前講座、市主催による地域防災訓練等、あらゆる機会を通じて、要配慮者及びその家族、区・自治会等に対して、避難行動要支援者避難支援体制整備事業への周知・理解に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成、更新等

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、避難行動要支援者の把握及び名簿の作成を行うものとする。

名簿は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号やその他連絡先、避難支援を必要とする事由等を記載する。

作成した名簿には、情報漏えい防止のための適切な管理を行うとともにバックアップ体制を構築するものとする。

また、避難行動要支援者の状況は、常に変化することから、名簿は毎年度定期的に更新を行い、最新の状態に保つように努めるものとする。

(3) 区・自治会等の避難支援等関係者への避難行動要支援者台帳の提供等

避難行動要支援者避難支援体制整備事業に取り組む区・自治会及び民生委員・児童委員等に対し、平常時から名簿情報の提供に同意している避難行動要支援者の台帳の

写しを提供するものとする。

市は、避難行動要支援者台帳の写しを提供した区・自治会及び民生委員・児童委員等に対して、情報漏えい防止のための適切な管理を求めるものとする。

(4) 現に災害が発生、又は発生の恐れがある場合の措置

現に災害が発生、又は発生の恐れのある場合は、避難行動要支援者の同意の有無に関わらず、消防、警察等の避難支援等関係者への名簿の提供ができるものとする。

2 区・自治会等の避難支援等関係者の役割 <福祉サービス部>

(1) 避難行動要支援者台帳の適切な保管

避難行動要支援者台帳の写しを受け取った区・自治会及び民生委員・児童委員等は、情報漏えい防止のため、適切な管理を行わなければならない。

(2) 個別支援計画の作成

避難行動要支援者の避難支援を行う区・自治会等は、要支援者本人及びその家族と面談のうえ、個別支援計画を作成するものとする。

個別支援計画には、避難支援を行う者の住所、氏名、避難の際の配慮すべきこと、避難経路等の必要な情報を記載する。

(3) 避難行動要支援者の避難支援

区・自治会等は、避難行動要支援者を安全に避難支援するため、避難支援者の確保に努めるとともに日ごろから避難行動要支援者の必要最小限度の情報の共有、避難経路の確認、地域における避難訓練等の実施に努めるものとする。

3 要配慮者への配慮 <経営企画部、福祉サービス部>

(1) 要配慮者への啓発

要配慮者及びその家族に対し、防災に関する広報の充実を図り、地域の防災訓練等への参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるように努める。

また、障害者や高齢者等の要配慮者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努める。

指定避難所等における対応については、以下のとおりである

- ① 情報の提供を確実にするため、通訳者や通訳ボランティア等を確保できる体制の整備に努める。
- ② 福祉スペース等の確保に努める。

(2) 高齢者等への配慮

- ① 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、緊急通報装置の

設置に努める。

② 手話通訳者やガイドヘルパー等を迅速に派遣するための支援体制整備に努める。

(3) 外国人への配慮

日本語を十分に理解できない外国人が災害時に安全に行動できるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語によるパンフレット、チラシ等による広報の充実
- ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(4) 避難施設等への配慮

市は、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材の配備や停電時対応を考慮した照明等環境の整備に努める。また、地域（区・自治会、自主防災組織）と協力し、介護の必要な障害者や高齢者等に対し、介護が行いやすい指定避難所（福祉避難所）へ誘導するための支援体制整備に努める。

(5) 要配慮者の状況に応じた支援

要配慮者には、支援がなければ避難が容易でない避難行動要支援者と、確実な情報伝達が行われることによって、自ら、あるいは家族の支援で避難が可能な要配慮者がいるため、状況に応じた避難支援のあり方を検討する。

4 福祉施設等の安全対策 <福祉サービス部、健康こども部、消防本部>

(1) 施設の安全対策

施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、入居者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や入居者等の治療等に必要な非常用発電設備、停電時対応を考慮した照明等の環境の整備を行う。

施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等、災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 消防計画策定の指導

市は、各施設の管理者が消防計画を策定するにあたり、指導を行い、災害時の入所者・通所者の安全な避難を確保する。消防計画は以下の事項に留意する。

- ① 職員の任務分担、動員体制
- ② 保護者への緊急連絡
- ③ 地域の自主防災組織等との連携等
- ④ 避難誘導に必要な施設・設備の整備

第3章 災害に強いまちづくり

風水害等による各種災害の被害軽減を図るため、安全な市街地の形成に努める。

また、円滑かつ迅速な防災活動の展開を図るため、防災拠点の形成・整備に努め、災害に強い都市構造の形成を図る。

第1節 水害予防

本市の低地には、河川として一級河川の鹿島川及びその支流の小名木川や並木川、準用河川上手繰川等が流下している。

上流部の都市開発が進み、流下量の増加をきたし、台風や前線がもたらす集中豪雨による道路、住宅、農地等の内水冠水の危険性もありうるため、下流河川の整備や排水路等の改修を進めるものとする。

1 低地の浸水予防 <危機管理監、環境経済部、都市部、上下水道部、消防本部>

1.1 下水道・排水路の整備 <都市部、上下水道部>

市街化の拡張に伴い雨水による市街地の浸水被害を防止するため、公共下水道雨水幹線、排水路等の改修・整備を進める。

1.2 水害危険区域の周知及び避難 <危機管理監>

市内には県の「災害防止区域に係る緊急災害対策要綱」（昭和57年施行）による水害危険区域の指定はないが、過去において冠水した箇所について適切な改善に努めるものとする。

(1) 警戒避難体制の整備

浸水想定区域ごとに、水害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助、その他水害を防止するために必要な避難体制の整備を行う。

(2) 浸水想定区域等の周知

浸水想定区域、水害に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合の避難に関する事項、その他浸水想定区域における円滑な警戒避難を確保する上で重要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(3) 社会福祉施設対策

浸水想定区域内にある主として障害者、高齢者、乳幼児その他の防災上の配慮を要

する者が利用する施設で、当該施設の利用者が浸水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設及び当該施設への避難情報等の伝達方法をあらかじめ定めておく。

1.3 道路、橋梁対策 <都市部>

市内にある道路、橋梁について、道路防災総点検（豪雨等）を随時実施し、側溝、暗渠の整備、橋脚の補強、法面崩壊の防止等、平時からの維持補修を行い、災害の拡大防止と災害時の交通確保に努めるものとする。

1.4 水防計画 <環境経済部、消防本部>

(1) 一級水系に係る水防計画

印旛利根川水防事務組合水防計画による。

(2) 農作物等の水防計画

① 営農からの対策

豪雨の時期を考慮した栽培法、水害に対して抵抗力のある作物の栽培等、水害による被害を最小限にする取り組みである。

② 農林土木からの対策

農作物の被害や農地、農林用施設の被害を事前に防止するように努める。

第2節 風害予防

市では台風、前線に伴う低気圧、異常気象による強風、突風による過去の被害はわずかで小規模ではあるが、災害の危険性は比較的多いため、予防体制等の整備を進めるものとする。

1 構築物等の風害防止対策 <都市部>

市有の通信施設及び既設の看板、広告物その他の構築物等が強風により倒壊、落下、重複災害の発生がないよう施設の強化を指導する。

2 街路樹等の風害防止対策 <都市部>

倒木等の風害を受けやすい街路樹等は、台風の襲来時期前に剪定を行うとともに、支柱の取替、結束等を行って強風に対する被害をできるだけ未然に防止するものとする。

3 農作物等の風害防止対策 <環境経済部>

強風による農作物の被害を防止するため、防風林の保全、防風しょうの設置等で被害の軽減が図れるよう農業者へ啓発活動を行う。

第3節 雪害予防

本市における雪害の危険性は比較的少ないが、今後、大雪に見舞われた際に人的・物的被害をうける可能性があるため、事前策を講じていくものとする。

1 道路等の雪害予防措置 <都市部>

異常降雪に備え、道路防災総点検（豪雪）を随時実施し、道路等の災害対策のため次の準備を行う。

- (1) 融雪時の夜間凍結によるスリップ防止等の必要な砂、散布剤等の諸資機材の確保に努める。
- (2) 事前に土木関係業者の協力体制を確立する。
- (3) 除雪に用いる車両、諸機材等の確保に努める。

2 構築物等の雪害防止対策 <都市部>

通信施設及び既設の看板、広告物その他の構築物等が積雪による災害発生がないよう施設の強化と連絡体系の整備を進める。

3 農作物等の雪害予防対策 <環境経済部>

積雪等による農作物等の被害を防止するため、事前、事後対策を含め関係機関と協力して被害の軽減を図る。

第4節 土砂災害予防

本市の地形は、緩やかな台地で構築され、土砂災害は極めて少ないが、市街化の進展に伴い、開発行為等による農耕地、山林の宅地造成や山砂採取等が増えてきている。

これらに起因するがけ崩れや土砂の流出を防止するため、関係法令に基づく行政指導、危険箇所の実態調査、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、斜面崩壊防止工事等、関係機関と緊密な連絡を保ち、鋭意適切な予防に努めるものとする。

1 危険箇所の調査把握 <危機管理監>

防災アセスメントにより把握された土砂災害の危険性に関する情報をもとに防災マップの作成等により一般への周知に努める。

2 土地利用の適正化 <都市部>

土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底等に努めるものとする。

3 土砂災害防止法に基づく対策 <県、危機管理監、都市部>

3.1 土砂災害危険箇所の調査と危険箇所の公表 <県、危機管理監>

県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を調査し、土砂災害危険箇所の把握に努め、県ホームページで公表するとともに、土砂災害危険箇所マップを作成し、市を通じて公民館等の公共施設に配布する。

3.2 土砂災害警戒区域等の指定 <県、危機管理監>

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地の区域を土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条及び第8条の規定により、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。本市においては、現在県が調査中であり、今後区域の指定が行われる予定である。

(1) 土砂災害警戒区域

当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の意見を聴いた上で指定する。

[土砂災害警戒区域の指定基準]

急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

(2) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の意見を聴いた上で指定する。

3.3 土砂災害警戒区域等における危険回避のための対策 <危機管理監、都市部>

- (1) 土砂災害から生命を守るため、迅速な災害情報の伝達や避難実施のための警戒避難体制の整備を図る。
- (2) 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して構造的に安全であるものとする。
- (3) 住宅宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に沿ったものに限り許可する。
- (4) 著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行い、移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通、又はその斡旋に努める。
- (5) 土砂災害警戒区域等内にある主として障害者、高齢者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者が土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設及び当該施設への避難情報等の伝達方法をあらかじめ定めておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策 <県、危機管理監、都市部>

4.1 急傾斜地崩壊危険区域の把握 <県、危機管理監、都市部>

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県と協議の上、住民の協力を得ながら、引き続き「急傾斜地崩壊危険区域」として、県が指定手続きを行う。本市においては、急傾斜地崩壊危険区域 1 箇所が指定されている。（平成 25 年現在）

[急傾斜地崩壊危険区域指定基準]

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

4.2 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限 <都市部>

急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

4.3 急傾斜地崩壊危険区域内の防止工事の実施 <県、都市部>

急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地崩壊対策事業採択基準に適合し、その中でも、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

5 宅地造成災害対策 <都市部>

市内には、宅地造成等規制区域はないが、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、その他関係法例等の基準に基づき、防災等の措置を講ずるよう適切な指導を行うものとする。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- (2) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を指導する。
- (3) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を指導する。

6 警戒避難体制の整備 <危機管理監、都市部、消防本部、関係機関>

6.1 土砂災害危険箇所の点検 <危機管理監、都市部、消防本部、関係機関>

台風期及び豪雨等、土砂災害の発生が予想されるときは、随時防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の徴候についての的確に把握するものとする。

6.2 地域住民への周知 <危機管理監、消防本部>

銚子地方气象台及び県から、土砂災害警戒情報が発表されたときに、直ちに区域内住民に対し周知徹底するため連絡体制を確立する。

[<土砂災害警戒情報>の発表基準]

a 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合

b 警戒解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方气象台が協議のうえ解除される。

c 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方气象台により「千葉県地震発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱いされる。

[特徴及び利用に当たっての留意点]

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

第5節 防災施設等の整備 <危機管理監、消防本部>

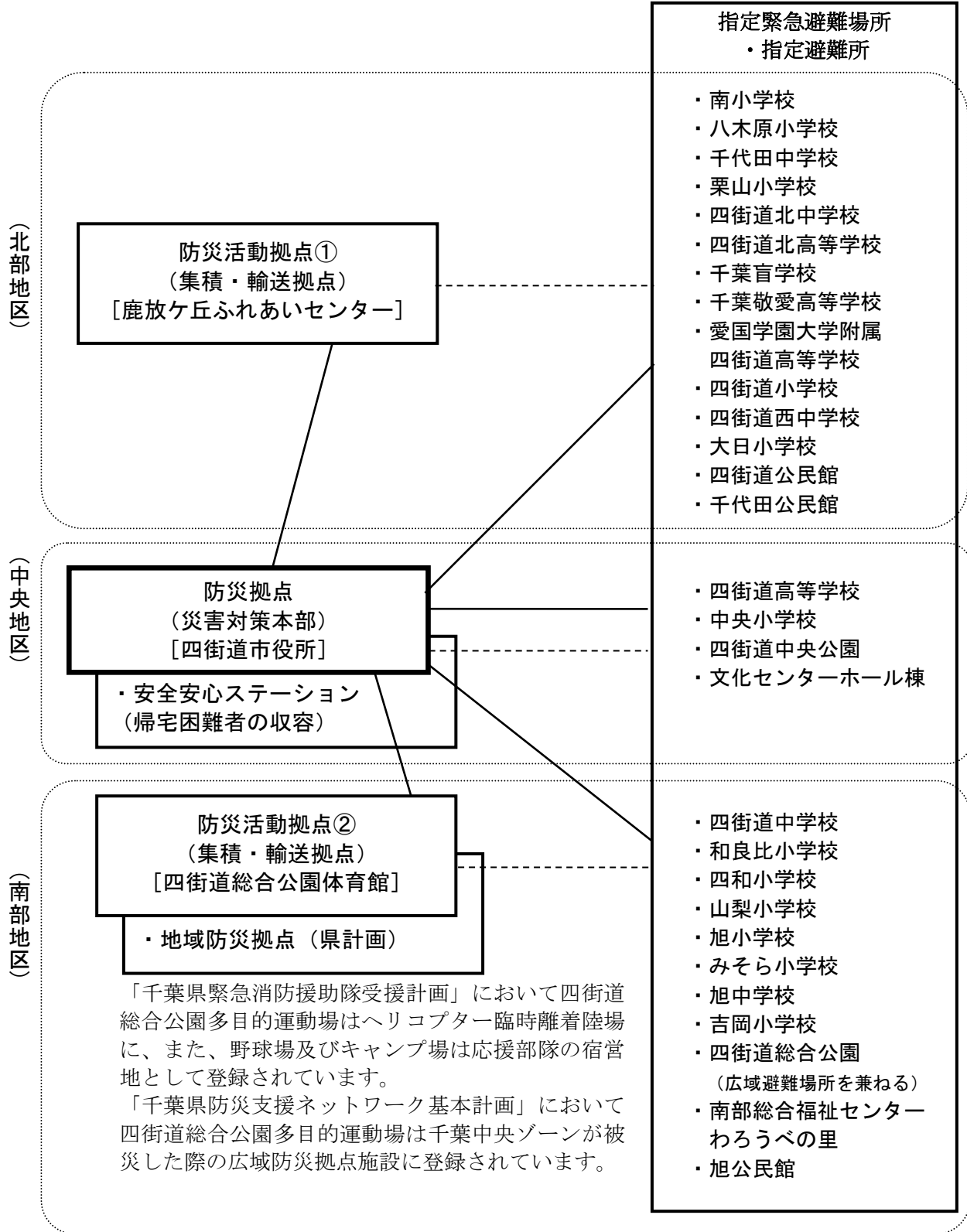
災害発生時、防災機関の中樞が被災し迅速な応急対策活動に支障を来す事態を回避するため、災害対策本部施設となり得る設備を備えた、防災拠点施設の整備を図る。

また、災害時に必要な飲料水・食料や資機材等を保管するため、防災備蓄倉庫を整備するとともに、耐震性貯水槽と併せて防災井戸の整備を図る。

1 防災拠点の整備 <危機管理監>

(1) 防災拠点ネットワーク

以下の防災拠点ネットワークを形成し、連絡を図る。



(2) 防災拠点

防災拠点の中核施設として防災センター等の整備に努める。整備内容は以下のとおりである。

- ① 本施設は、災害対策活動の拠点施設として整備を図る。また、平常時には、防災に関する PR、教育、訓練等に利用するほか、コミュニティ活動等多目的に利用できるよう整備に努める。
- ② 施設内容は、災害対策本部室、通信設備室、会議室、視聴覚室、資料室、備蓄倉庫等の設備を備えた施設とし、非常用電源及び燃料、災害対策要員の食料、物資等の備蓄に努める。

施設周辺は防災広場として、できるかぎりのオープンスペースの確保を図る。

(3) 防災活動拠点

防災活動拠点は、救援物資の集積・輸送拠点とし、四街道総合公園と鹿放ヶ丘ふれあいセンターとする。

2 消防施設の整備 <消防本部>

市民の生命・身体・財産を守るため、防災拠点である消防庁舎の機能を強化し、災害活動する消防車両、消防水利の整備に努める。

- (1) 災害に強い消防庁舎の整備に努める。
- (2) 災害対応に優れた車両の整備に努める。
- (3) 災害時の消火用水を確保するため、消防水利の整備に努める。

3 指定緊急避難場所等の整備 <危機管理監、福祉サービス部、教育部>

災害時には、家屋の倒壊、がけ崩れ、火災の延焼拡大等により、市民の避難を要する地域が多く出現することが想定される。

そのため、これらの危険地域の市民を安全な場所へ避難させ、人的被害の発生を未然に防止するほか、家屋の倒壊、焼失等により住居を失った被災者を一時収容、保護するため、避難場所等の整備に努める。

3.1 指定緊急避難場所等の指定等 <危機管理監、教育部>

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、各地域において日常的に身近であり、距離的にも比較的至近

である場所とし、以下の基準により指定し、必要な機能の整備を図っていく。

- ① 耐火性に比較的優れていること
- ② ある程度のオープンスペースが確保されていること
- ③ なるべく四方に出入口が常時確保されていること
- ④ 情報の伝達を行いやすいこと
- ⑤ なるべく指定避難所を兼ねられる施設があること
- ⑥ なるべく公共施設等（私立学校等を含む）であること
- ⑦ なるべく広域避難場所へ適切な二次避難ができる場所であること

（2） 広域避難場所の指定

広域避難場所は、広域延焼火災という最悪の事態においても、市民の安全・生命を一時的に守り得る性能を持っている場所とし、次の5つの目安にしたがって、適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。

- ① 相当程度のオープンスペースが確保されていること
- ② 火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が考慮されていること
- ③ なるべく四方に出入口が常時確保されていること
- ④ オープンスペースは、なるべく公共施設であること
- ⑤ 敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として、耐火構造物であること

（3） 指定避難所の指定

指定避難所は、被災者の住宅に対する危険の予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が短期間開設し提供する仮宿泊施設とし、次の基準に基づき指定し、住民に周知する。

- ① 原則として、区・自治会ごとに学区を単位として配置すること
- ② 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること
- ③ 速やかに、被災者等の受入れ等を行うことが可能な構造等を有すること
- ④ 災害の影響が比較的少ない場所や車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること
- ⑤ 主として要配慮者を受け入れることが想定される指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談等の支援体制を有すること等、要配慮者を受入れるために必要な一定の措置が講じられること
- ⑥ なるべく公共施設等（私立学校等を含む）であること

（4） 指定避難所の確保・充実

指定避難所の収容力が不足する場合に備えて、民間施設等との指定避難所施設利用

に関する協定の締結を推進する。

(5) 指定避難所の運営

① 避難者による自主運営

指定避難所の運営は避難者による自主運営を原則とする。このため、平常時において、指定避難所となる施設を中心とした地域の自主防災組織、区・自治会等から構成される避難所運営委員会を組織する。また、市は、避難所運営委員会による実践的な指定避難所開設・運営訓練等を支援する。

避難所運営委員会は、平常時から当該地域の住民に対し、自助による備えの重要性について普及・啓発するとともに、災害時に自宅での生活が可能な場合は在宅避難を推奨する。また、指定避難所の生活を余儀なくされる場合でも、自助による水・食料等の備蓄品の持ち込みを推奨する。

② 指定避難所の鍵の管理

指定避難所の開設のために必要な鍵等の管理方法について検討し、指定避難所運営委員会に周知する。

また、教育部は、平常時から予備の鍵（体育館）を保管する。

③ 指定避難所の運営における女性の視点の導入

避難所運営委員会の役員等の選任にあたっては、指定避難所の運営に女性の視点を導入するため、女性の参画を促進する。

④ 指定避難所の運営マニュアル等の作成

避難所運営委員会は、市が作成した「災害時における避難所運営マニュアル」を参考に、指定避難所となる学校等の施設特性を踏まえた、独自のマニュアル等を作成する。また、市は、避難所運営委員会によるマニュアル作成等を支援する。

⑤ 避難所運営委員会と施設管理者等との連携

市は、避難所運営委員会と指定避難所の学校長等施設管理者との連携を支援する。

学校長等は、避難所運営委員会の運営に協力するとともに、市及び自主防災組織（区・自治会等）やボランティア等との連携を図る。

また、要配慮者への対応等も含めて、教室、体育館等を適切に活用するため、避難所運営委員会と学校長等施設管理者は、平常時から利用可能なスペースについて検討を行う。特に要配慮者を対象とした福祉避難所が直ちに立ち上がらない場合も想定して、利用可能な福祉スペースの割り当てを検討する。

(6) 指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄

防災備蓄倉庫において、指定避難所で使用する食料・飲料水、仮設トイレ、紙おむ

つ、生理用品、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄に努める。

また、指定避難所においても、仮設トイレ、間仕切り、毛布、投光機等の災害時に使用する物資等の備蓄に努める。

3.2 福祉避難所の指定 <福祉サービス部>

一般の指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする障害者、高齢者等の要配慮者を対象に、物理的障壁の除去（バリアフリー化等）がされている施設を福祉避難所として開設するため、あらかじめ福祉避難所の利用対象となる者の概数を把握し、福祉避難所としての機能を有している特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム等を福祉避難所として指定する。

また、福祉避難所の収容力が不足する場合に備えて、要配慮者を収容することができる公共施設をあらかじめ検討する。

3.3 指定避難所外の避難者対策 <福祉サービス部、教育部>

災害発生時には、指定避難所外の避難者の発生が想定されるため、その実態の把握や支援のあり方等について検討する。

3.4 指定緊急避難場所等の周知 <危機管理監>

災害が発生した場合に被災者を安全な場所に迅速かつ円滑に避難させるため、次のような点に留意して周知するものとする（第1節4「避難誘導計画」参照）。

- (1) 避難誘導標識及び広域避難場所等の案内板の設置
- (2) 「四街道市防災ハザードマップ」の配布等による広報活動
- (3) 地域防災訓練等を通じての指定緊急避難場所等の啓発
- (4) 地域（区・自治会、自主防災組織）は地域住民と協力し、指定緊急避難場所等までの経路（避難経路）の危険箇所をあらかじめ把握する。

4 防災備蓄倉庫の整備 <危機管理監、環境経済部>

- (1) 防災備蓄倉庫の整備状況は、市内4か所に設置し備蓄に努めている。
- (2) 今後は、中学校区に1備蓄倉庫を整備する計画を推進するとともに、既存備蓄倉庫の維持修繕を行う。また、被害想定調査結果等を考慮して、各指定避難所に小規模な防災備蓄倉庫の設置に努めるとともに小中学校等の余裕教室の利用を図る。

5 備蓄物資の整備 <危機管理監、環境経済部>

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要となる食料、生活必需品等の物資について多用なニーズを満たすことができるよう、適切な備蓄及び調達体制を整備する。

また、備蓄物資の特性に応じ、物資の管理が容易な集中備蓄及び指定避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等の体制の整備に努める。

6 水防用資機材の整備 <危機管理監>

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

7 耐震性貯水槽及び防災井戸等の整備 <危機管理監、消防本部>

防災拠点・防災活動拠点において、耐震性貯水槽、防災井戸等の整備を図る。

8 事業所等の所有する井戸の活用 <危機管理監>

災害時の飲料水の確保を図るため、平常時より市民、事業所等が所有する井戸の把握に努めるとともに、災害時に協力が得られる体制づくりに努める。

9 河川への消火用水確保施設の整備 <消防本部>

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての機能がある。

消火用水の確保について、整備が必要な河川等の調査を実施し、対策を進める。

第6節 火災予防 <消防本部>

1 防火予防査察

3月1日から7日間の春季、11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、市消防本部は、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。予防査察の主眼点を以下に示す。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
- (2) 消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (3) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (4) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (5) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないかどうか。
- (7) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

また、四街道市火災予防条例第29条の2により平成18年6月1日から新規住宅への住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置が義務付けられている。

3 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

消防職員・団員の確保、消防本部、署等の消防組織の充実強化を図るため、市は、

県と連携し、必要な情報を享受する。

(2) 消防施設等の整備充実

消防施設整備計画に基づき、市は、県と連携し、消防施設等の整備強化に努める。

4 火災予防についての啓発

市民への火災予防思想の普及のため、次のような啓発活動を行う。

- (1) 毎年3月1日から3月7日までを春季、11月9日から11月15日までを秋季火災予防運動期間とする。
- (2) 防火ポスター展（3年毎）
- (3) 防火管理講習会の開催
- (4) 住宅防火診断
- (5) 防火対象物及び危険物施設等への予防査察
- (6) 防火対象物及び区・自治会の消防訓練

第7節 自然災害に伴う大規模事故、複合災害への対応

＜危機管理監、各部＞

震災時には、併発して、あるいは後発して台風、大雨等の災害が複合して起こることや、災害に伴う大規模事故やそれに起因する計画停電等の事象が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる可能性があることを認識し、自然災害に伴う大規模事故や複合災害への対応を図るものとする。

また、災害事故等対応に当たる要員、資機材等について、後発災害事故等の発生が懸念される場合には、先発災害事故等に多くを動員し後発災害事故等に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画を策定するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動組織

第1節 活動組織体制の設置

台風等の大規模な風水害等に備え、本市は迅速かつ効果的な災害応急体制を実施できるような体制を気象情報、災害発生状況に合わせ段階的に整えていく。

また、災害対策本部の設置に至るまでに災害警戒を強化するため、必要に応じ災害警戒本部を設置する。

1 防災配備指令と配備体制 <各班>

災害の発生に伴って緊急に必要とされる膨大な応急対策業務を迅速かつ的確に処理するため、事前に職員の配備基準、配備方法等について明らかにし、職員に周知徹底を図る。

(1) 防災配備指令の発令・解除

① 発令

市長は、災害の程度に応じて別表 1-1-1 「防災配備指令基準と主な活動内容」によって防災配備指令を発令する。

② 解除

市長は、災害の継続、拡大、又は新たな災害発生の可能性がなくなると認めるときは、防災配備指令を解除する。

(2) 発令・配備基準

発令・配備基準は次のとおりとする。なお、消防職員にあつては消防本部が別途定める非常招集基準による。

① 防災配備指令第1号

第1号配備（注意配備体制） …… 平常時体制（危機管理室対応）

② 防災配備指令第2号

第2号配備（警戒配備体制） …… 危機管理監の指定する人数

〃（警戒本部体制） …… 緊急防災要員の概ね2/3

③ 防災配備指令第3号

第3号配備（第1非常配備体制） …… 緊急防災要員全員

④ 防災配備指令第4号

第4号配備（第2非常配備体制） …… 職員全員

発令・配備基準は、別表 1-1-1 「防災配備指令基準と主な活動内容」のとおり。

(3) 配備体制

- ① 別表 1-1-1 「防災配備指令基準と主な活動内容」の配備体制をとる。
- ② 職員への連絡については、緊急時職員参集システム及び必要に応じ緊急連絡網により行う。
- ③ 各部の部長等が不在の場合は、次順位の者が指揮命令を行う。

(4) 配備の報告

防災配備指令に基づき、職員又は緊急防災要員を配備した場合の報告は、以下のとおりとする。

- ① 第 1 号配備の場合、危機管理室長は危機管理監へ報告する。
- ② 第 2 号配備の場合、各部次長等は、災害警戒本部事務局等へ報告する。
- ③ 第 3 号配備及び第 4 号配備の場合、各総括班長は、本部事務局へ報告する。

(5) 配備の特例措置

市長（本部長）は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、緊急防災要員の増減変更を行うことが出来る。

(6) 職員の心構え

- ① 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び自己の任務を十分習熟しておく。
- ② 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ等のマスメディアを通じ、情報を得るよう努める。
- ③ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災配備指令がない場合であっても、自らの判断で自主参集する。

別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容

指令区分	配備種別	発令、配備基準	配備体制	主な活動内容
災害警戒本部	防災配備指令第1号	注意配備体制 1. 次の注意報の1以上が県北西部に発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)強風注意報 (4)風雪注意報 (5)大雪注意報 (6)竜巻注意情報	危機管理室及び自治振興課において対応 (休日夜間、職員は自宅待機)	・気象等の災害に関する情報の収集と伝達
	防災配備指令第2号	警戒配備体制 1. 気象警報が発表され、市長が必要と認めたとき。 2. 気象情報によって災害の発生が予測されるとき、又は軽微な災害が発生し始めたとき。 3. 土砂災害警戒情報発令時。	緊急防災要員の中から危機管理監が人数を指定する。 (状況に応じて、要員の中から増員する。)	・災害に関する情報の収集伝達・応急措置、危険箇所のパトロール
		警戒本部体制 1. 気象情報によって災害の発生が予測されるとき、又は軽微な災害が発生し始めたとき。	緊急防災要員の概ね2/3とする。 (状況に応じて、要員の中から増員する。)	・災害警戒本部組織と事務分掌による、災害の情報収集及び災害に対するための準備処置・応急措置
災害対策本部	防災配備指令第3号	第1非常配備体制 1. 局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めたとき。 2. 特別警報が発表されたとき。	緊急防災要員全員とし、状況に応じて増員する。	・災害対策本部事務分掌による緊急・応急・復旧対策
	防災配備指令第4号	第2非常配備体制 1. 全域に災害が拡大し、第3号配備では対処できないとき。 2. その他状況により本部長が必要と認めたとき。	職員全員	

(注) 災害発生の場合、配備体制につかない職員は、勤務時間外にあっても自ら災害に関する情報の把握に努め、所在を明らかにしておく等、常に配備につける体制を整えておくものとする。

* 配備については、勤務時間の内外を問わず上記の体制とするが、時間内にあっては、最小限の必要な人員が各部の判断において、各課の所管事務を行うものとする。

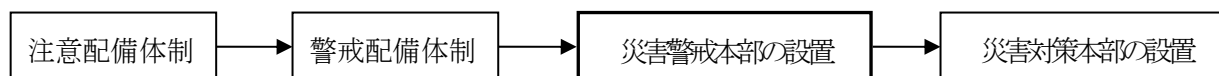
* 市長（本部長）は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、各配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

※ 消防職員にあっては、消防本部が別途定める非常招集基準による。

※ 緊急防災要員とは、あらかじめ定められた職員（災害予防計画第1章第1節「緊急防災要員の指定等」参照）。

2 災害警戒本部 <各班>

(1) 設置基準



危機管理監は、災害対策本部が設置される前又は災害対策本部が設置されない場合で、気象状況によって災害の発生が予測されるとき、災害警戒本部を設置する。

また、第1号配備（注意配備体制）、第2号配備（警戒配備体制）では、災害警戒本部設置へ配備が支障なく移行できるよう、必要な連絡・調整体制を確保する。

(2) 災害警戒本部の設置場所

- ① 本部は、四街道市役所に設置する。
- ② 上記場所に設置できない場合は、安全な場所に設置する。

(3) 組織

- ① 第1号配備の組織は、危機管理監及び危機管理室とする。
- ② 第2号配備の組織は、災害警戒本部の組織を準用し、緊急防災要員をもって構成する。なお、想定される災害の規模が小さい場合は警戒配備体制とする。
- ③ 災害警戒本部組織は、別表 1-2-1 「四街道市災害警戒本部」組織図に定め、緊急防災要員をもって構成する。

(4) 災害警戒本部の構成

次のような体制で構成される。

警戒本部長	……危機管理監
警戒本部副部長	……総務部長、都市部長
警戒本部員	……経営企画部次長、総務部次長、福祉サービス部次長、健康こども部次長、環境経済部次長、都市部次長、消防本部次長、教育部次長、上下水道部経營業務課長、会計管理者、議会事務局長
警戒本部事務局長	……危機管理室長
警戒本部事務局	……危機管理室、自治振興課

(5) 活動内容

各配備体制における活動内容は以下のとおりである。

- ① 第1号配備（注意配備体制） 気象等の災害に関する情報の収集と伝達。
- ② 第2号配備（警戒配備体制） 災害に関する情報の収集と伝達、危険箇所のパトロール及び応急措置。

- ③ 第2号配備（警戒本部体制） 災害対策本部組織班と事務分掌（後述）に基づく活動。

（6） 警戒本部員会議

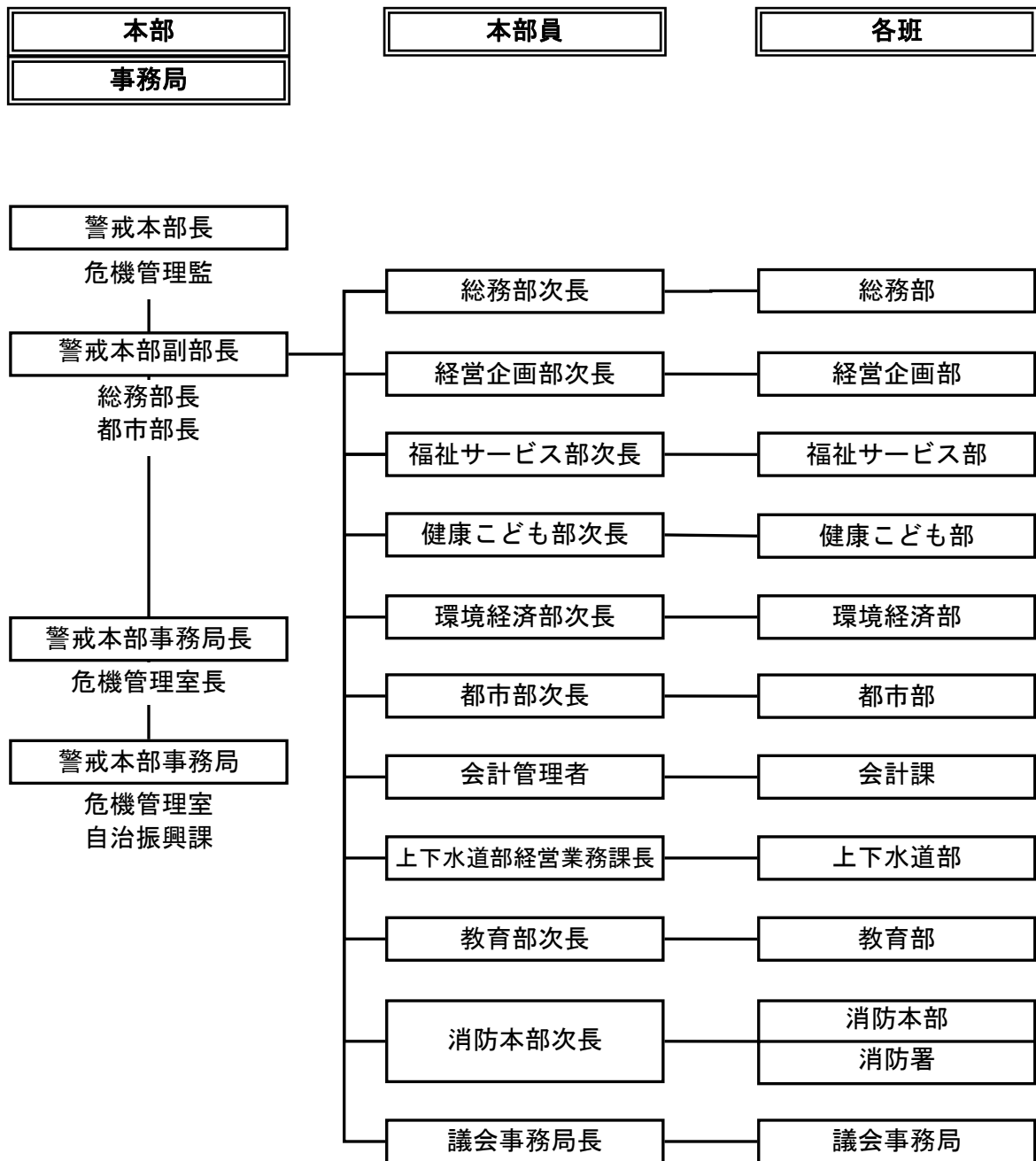
災害対策上重要な事項について審議する必要がある場合、警戒本部長は警戒本部副部長、警戒本部員及び警戒本部事務局を招集し、警戒本部長が議長となり、警戒本部員会議を開会する。

（7） 解散

危機管理監は、次の場合、市長の指示に従い災害警戒本部を解散する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 予測された災害の危険が解消したと確認したとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

別表 1-2-1 四街道市災害警戒本部組織図（第2号配備）



[第2号配備のうち警戒配備体制での組織班と事務分掌]

警戒配備体制では、警戒本部長（危機管理監）は警戒本部体制での事務分掌によらず、招集した職員を以下の組織班に割り振る。

総括班

- 1 各班の連絡調整
- 2 職員の動員
- 3 県、警察署、報道関係等との連絡調整
- 4 災害対応物資（カップ・懐中電灯・毛布・無線機等）の準備
- 5 防災行政無線の放送、緊急速報メール及びよめーるの配信
- 6 その他必要な事項

電話受付班

- 1 電話による情報収集を行う
- 2 災害受付・処理票、筆記具を用意する
- 3 市民等からの被害情報を災害受付・処理票に記載する
- 4 災害受付・処理票に、通報者の・氏名・電話番号・発生場所・被害内容・を記入する
- 5 記載した災害受付・処理票を、指揮班に引渡す

無線班

- 1 指揮班からの指示を作業班に伝える
- 2 作業班からの情報及び連絡事項を指揮班に伝える

指揮班

- 1 電話受付班から受取った災害受付・処理票を、処理番号を付して、災害別（死傷者・床上・床下・がけ崩壊・道路冠水・交通止め・建物被害等）に区分する
- 2 調査、対応を必要とする災害受付・処理票を、箇所図を添付して、記録班及び作業班に引渡す
- 3 災害受付・処理票の内容をボード等を書き写す

作業班

- 1 指揮班から受取った災害受付・処理票を基に等、応急措置を施した結果を無線班に報告したのち、指揮班へ引渡す

避難所班

- 1 指定避難所への職員の派遣及び開設を行う
- 2 市民の受け入れの準備及び受け入れを行う
- 3 指揮班に受け入れ状況の報告を行う

広報班

- 1 総括班からの指示により通行止め等の情報を市ホームページに掲載する。

記録班

- 1 指揮班から応急措置が終了した災害受付・処理票を受取り、経過報告書、被害状況表及び時間別被害状況集計表に内容をそれぞれ記録する

消防本部班・消防署班

- 1 知り得た情報を指揮班へ連絡する
- 2 随時パトロールを実施、当該箇所での災害発生の兆候について、的確に把握する
- 3 他の班からの要請に基づき応援する

3 災害対策本部 <本部事務局、各班>

3.1 災害対策本部の設置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長が災害対策本部を設置する。市長が本部長となり、職員を統括し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は以下のとおりとする。

- ① 市域で局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるとき。

(2) 災害対策本部の設置場所

- ① 本部は、四街道市役所に設置する。
- ② 上記場所に設置できない場合は、庁舎内に設置する。

(3) 廃止

本部長（市長）は市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは本部を廃止する。

(4) 設置及び廃止の通知

本部を設置した場合又は廃止した場合、危機管理監は、必要な関係者に以下のとおり通知する。

① 通知方法

県防災行政無線、千葉県防災情報システム、防災行政無線、電話、FAX、口頭又は文書、その他迅速な方法

② 主な通知先

機関の名称		番 号	
		電 話 (防災無線)	F A X (無線F A X)
県	危機管理課 (平日)	043-223-2175 (500-7314)	043-222-1127 (500-7298)
	情報通信管理室 (休日夜間)	043-223-2178 (500-7225)	043-222-5219 (500-7110)
印旛地域振興事務所		043-483-1110 (503-721)	043-483-2450 (503-722)

印旛土木事務所		043-483-1146 (503-731)	043-485-3759 (503-732)
四街道警察署		043-432-0110	—
印旛健康福祉センター		043-483-1133 (503-741)	043-486-2777 (503-742)
陸上自衛隊 高射学校	企画室 (平日)	043-422-0221 (500-9631)	043-422-0221 (500-9632)
	駐屯地当直司令 (休日夜間)	043-422-0221 (500-9633)	—

3.2 災害対策本部の組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における事務分掌は時間経過に対応する具体的内容を定める。

また、各担当の責任者及び次順位の責任者をあらかじめ指定し、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とする。なお、四街道市災害対策本部の組織は、別表1-3-2「四街道市災害対策本部組織図」のとおり。

(2) 本部の構成

- 本部長 ……市長
- 副本部長 ……副市長、教育長
- 本部員 ……危機管理監、総務部長、経営企画部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境経済部長、都市部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、その他市長が指名した者

本部派遣職員……防災関係機関及び災害派遣された自衛隊から本部長が派遣を求める者

(3) 本部員会議

災害時に関する情報を分析し、災害対策方針を決定するため、本部長は副本部長、本部員を招集し、本部長が議長となり、必要に応じ総括班長及び本部派遣職員を本部員会議に出席させ、本部員会議を開催する。

なお、本部員会議の報告事項及び協議事項は概ね次のとおり。

① 報告事項

各部の配備体制と緊急措置事項

② 協議事項

- ・ 自衛隊災害派遣要請に関すること
- ・ 災害対策本部の配備体制の変更
- ・ 災害対策経費の処理に関すること
- ・ 災害救助法の適用に関すること
- ・ 防災関係機関との連携強化に関すること
- ・ 災害派遣された自衛隊との連携強化に関すること
- ・ その他災害対策の重要事項に関すること

(4) 本部事務局の設置

災害対策本部に、本部事務局を設ける。

(5) 本部事務局の構成

次の体制で構成する。

事務局長	……危機管理監
副事務局長	……危機管理室長、議会事務局長
事務局	……危機管理室、自治振興課、秘書課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

(6) 本部事務局の事務分掌

本部事務局の事務分掌は別表 1-3-1 「災害対策本部事務局の事務分掌」に定めるところによる。

(7) 各班の所掌業務

本部長は、本部の職員を指揮監督するとともに、円滑かつ迅速な応急対策活動を行うために、各班の相互連携による人員の確保・配置を本部員に指示する。

各本部員は、本部長の命を受け、部内各班の事務又は業務を掌握し、各班の相互連携による人員の確保・配置を総括班長へ指示するとともに、各班の全活動に責任を持つ。

総括班長は本部員の命を受け、所属各班の職員を指揮監督する。

班長は総括班長の命を受け、班の事務又は業務を実施する。

各班における事務分掌は別表「災害対策本部の組織体制と事務分掌」に定めるところによる。

総括班長……危機管理室長、経営企画部次長、総務部次長、福祉サービス部次長、健康こども部次長、環境経済部次長、都市部次長、会計課長、上下水道部経營業務課長、教育部次長、消防本部次長、議会事務局次長

(8) 職務・権限の代行

市長不在時の災害対策本部の本部長は、副市長、教育長の順で代行することとする。
市長、副市長、教育長とも不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順位により、各部長が代行する。また、本部員及び総括班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した者をあてることとする。

(9) 現地指揮所等の配慮

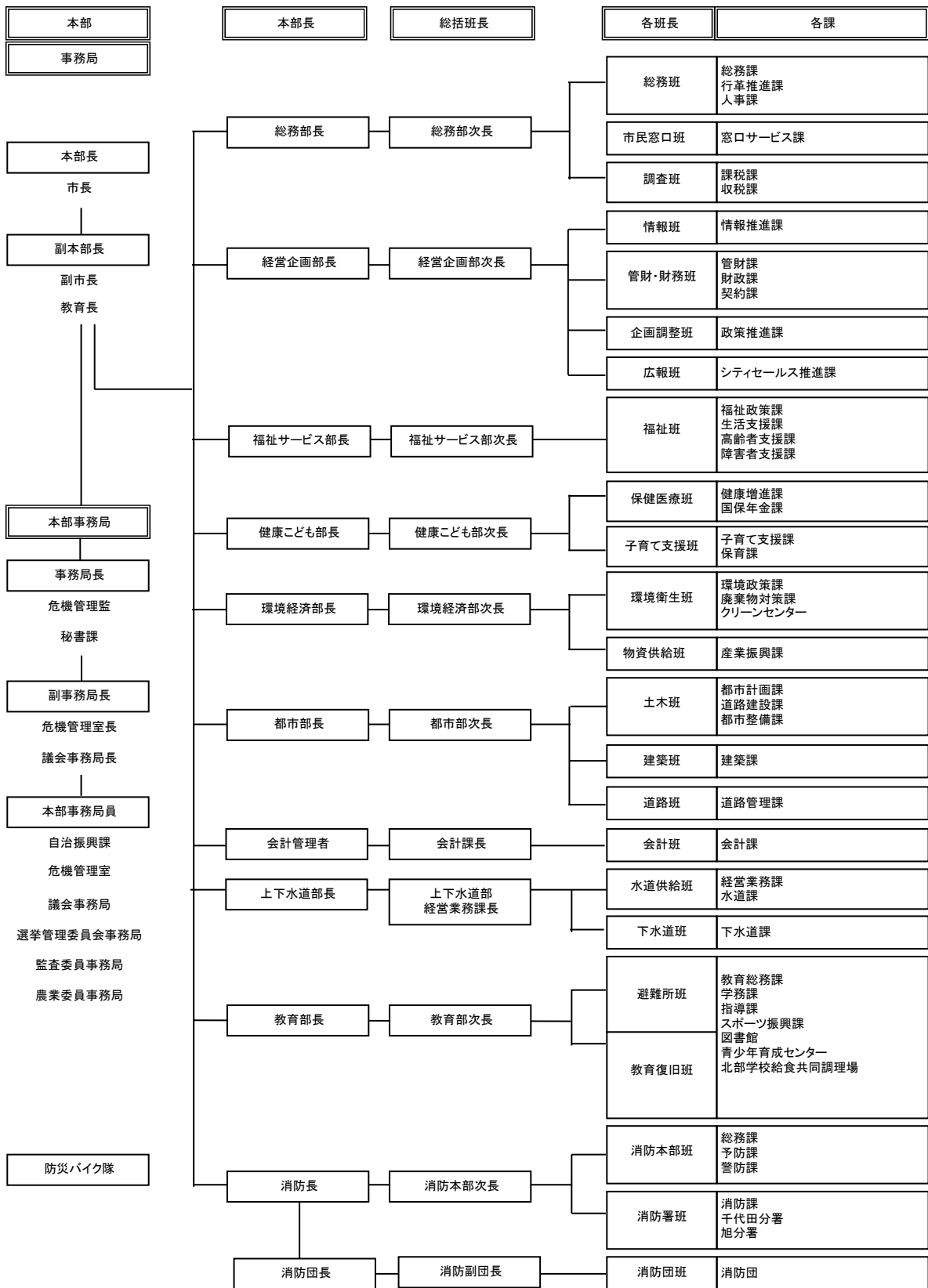
本部長は、必要に応じ、各指定避難所等に情報収集・伝達の窓口として、現地指揮所を設ける。なお、現地指揮本部長にあつては、本部長が指名した者をもって充てることとする。

別表 1-3-1 災害対策本部事務局の事務分掌

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

総括班長	班長	班	担当課等	主な事務分掌
◎危機管理室長	◆自治振興課長 ◇秘書課長	統括班	危機管理室 秘書課	1. 気象及び地震等の情報の収集に関する事 2. 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 3. 避難勧告等の発令の検討に関する事 4. 各班との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関する事 5. 災害対策本部の設置並びに廃止及び庶務に関する事 6. 本部員会議に関する事 7. 災害応急対策全般の調整に関する事
		情報統括班	自治振興課	1. 災害情報等の統括・伝達に関する事 2. 防災行政無線の運用統制に関する事 3. アマチュア無線及びその他の通信機関との調整に関する事 4. 避難勧告等の伝達に関する事 5. 県への災害状況報告に関する事 6. 自主防災組織との連絡調整に関する事 7. 本部活動の記録に関する事
◎議会事務局次長 (班長と兼務)	◆議会事務局次長 ◇選挙管理委員会事務局長 ◇監査委員事務局長 ◇農業委員会事務局長	受援統括班	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	1. 受援に関する状況把握・とりまとめに関する事

別表 1-3-2 四街道市災害対策本部組織図



災害対策本部の組織体制と事務分掌（風水害編）

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

●災害発生直後に対応 ○災害対策本部設置後に対応 △必要に応じ対応

初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

初動対策の数字は配備体制を表す

1, 2号配備 ← 3, 4号配備

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動業務	緊急	応急	応急復旧
◎総務部 次長	総務班 ◆総務課長 ◇行革推進課長 ◇人事課長	総務課 行革推進課 人事課	1. 市職員の配備に関する事 2. 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事 3. 他市町村の応援職員の配備に関する事 4. 職員の給食及び衛生管理に関する事 5. 災害救助費関係資料の取りまとめ及び報告に関する事	1, 2	● ○ ○ ○	○ △ △ ○	○ △ ○ ○
	市民窓口班 ◆窓口サービス課長	窓口サービス課	1. 市民等からの問い合わせ、相談、要望等に対する受付に関する事 2. 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事 3. 国際交流協会との連携による外国人に対する情報提供及び相談受付に関する事 4. 死体の埋火葬許可証に関する事	2 2	● ● ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	調査班 ◆課税課長 ◇収税課長	課税課 収税課	1. 倒壊家屋の調査に関する事 2. 家屋のり災証明に関する事				○ ○
◎経営企画部 次長	情報処理班 ◆情報推進課長	情報推進課	1. 災害に伴う各種データの作成・管理及び情報処理に関する事 2. 災害に関する写真、ビデオ等による記録の管理に関する事	1, 2	○	○ ○	○ ○
	管財・財政班 ◆管財課長 ◇契約課長 ◇財政課長	管財課 契約課 財政課	1. 市有財産（教育施設は除く）の被害調査に関する事 2. 車両等の運行、配分に関する事 3. 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事 4. 災害用電話等の確保に関する事 5. 地域振興財団との連絡調整に関する事 6. 災害応急対策に係る財政措置に関する事	2 2 2 1, 2	○ ● ○ ● ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ △ △ ○
	企画調整班 ◆政策推進課長	政策推進課	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事 2. 災害復興計画等の企画立案に関する事 3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事	2 2	●	○ ○	○ ○
	広報班 ◆シティセールス推進課長	シティセールス推進課	1. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事 2. その他の広報に関する事		○ ○	○ ○	○ ○

災害対策本部の組織体制と事務分掌（風水害編）

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

●災害発生直後に対応 ○災害対策本部設置後に対応 △必要に応じ対応

初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

初動対策の数字は配備体制を表す

1, 2号配備 ←→ 3, 4号配備

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動業務	緊急	応急	応急復旧				
◎福祉サービス部次長	福祉班 ◆福祉政策課長 ◇生活支援課長 ◇高齢者支援課長 ◇障害者支援課長	福祉政策課 生活支援課 高齢者支援課 障害者支援課	1. 社会福祉協議会、ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受け入れ及び配置に関すること。	2	●	○	○				
			2. 救助金、見舞金等の配分に関すること。								
			3. 災害弔慰金に関すること。								
			4. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること。								
			5. 施設利用者の避難に関すること。					2	●	○	△
			6. 施設の応急対策及び復旧に関すること。								
			7. 避難行動要支援者対策に関すること。					2	○	○	
			8. 福祉避難所の開設及び運営に関すること。								
			9. 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関すること。					2	●	○	
			10. その他被災者の福祉に関すること。								
◎健康子ども部次長	保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。	2	●	○	△				
			2. 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること。								
			3. 救護所の開設及び救急医薬品等の調達・配送に関すること。								
			4. 救急患者の収容及び医療救護に関すること。					2	○	○	
			5. 医療材料の調達・供給に関すること。								
			6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。					2	○	○	
			7. その他の保健医療に関すること。								
子育て支援班 ◇子育て支援課長 ◇保育課長	子育て支援課 保育課	1. 施設利用者の避難に関すること。	2	●	○	△					
		2. 施設の応急対策及び復旧に関すること。									
		3. 乳幼児等の福祉に関すること。									
◎環境経済部次長	環境衛生班 ◆環境政策課長 ◇廃棄物対策課長 ◇クリーンセンター長	環境政策課 廃棄物対策課 クリーンセンター	1. 死亡者の収容及び埋火葬に関すること。	2	○	○	○				
			2. 防疫に関すること。								
			3. 葬祭業者等に対する協力要請に関すること。								
			4. し尿収集及び終末処理に関すること。								
			5. 仮設トイレの設置等に関すること。								
			6. その他衛生に関すること。					2	○	○	
			7. ガレキの処理に関すること。								
			8. じんかい収集等広域応援の受入れ、調整に関すること。					2	○	○	
			9. 災害時におけるペットの支援に関すること。								
	物資供給班 ◆産業振興課長	産業振興課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。	2	○	○	○				
			2. 炊き出しに関する連絡調整及び食材等の調達、供給に関すること。								
			3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。								
			4. 食料の分荷、供給に関すること。								
			5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。					2	○	○	
6. 応援物資の分荷、供給に関すること。											
7. その他物資調達、供給に関すること。											

災害対策本部の組織体制と事務分掌（風水害編）

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

●災害発生直後に対応 ○災害対策本部設置後に対応 △必要に応じ対応

初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

初動対策の数字は配備体制を表す

1, 2号配備 ←→ 3, 4号配備

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動業務	緊急	応急	応急復旧
◎都市部次長	土木班 ◆都市計画課長 ◇道路建設課長 ◇都市整備課長	都市計画課 道路建設課 都市整備課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	1, 2	●	○	○
			2. 被害状況の収集に関する事	1, 2	●	○	○
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送路の確保に関する事	1, 2	○	○	○
			4. 避難及び誘導に関する事	2	○	○	○
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○	○	○
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○	○	○
			7. 被災宅地危険度判定に関する事				○
			8. 自衛隊、土木建築業者等との連絡調整に関する事	2	○	○	△
			9. 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事	1, 2	○	△	
10. その他の土木建築の技術面に関する事	1, 2	○	○	○			
11. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	1, 2	●	○	○			
	建築班 ◆建築課長	建築課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	1, 2	●	○	○
			2. 被害状況の収集に関する事	1, 2	●	○	○
			3. 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事		●	○	○
			4. 避難勧告及び誘導に関する事		○	○	○
			5. 所管工事現場の災害防止に関する事			○	○
			6. 損壊家屋対策に関する事			○	○
			7. 建物応急危険度判定に関する事		●	○	○
			8. 応急仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関する事				○
			9. 応急仮設住宅の入居者決定に関する事				○
	道路班 ◆道路管理課長	道路管理課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	1, 2	●	○	○
			2. 被害状況の収集に関する事	1, 2	●	○	○
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送路の確保に関する事	1, 2	○	○	○
			4. 避難勧告及び誘導に関する事		○	○	○
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○	○	○
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○	○	○
			7. ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事	1, 2	○	△	
			8. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	1, 2	○	○	○

災害対策本部の組織体制と事務分掌（風水害編）

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

●災害発生直後に対応 ○災害対策本部設置後に対応 △必要に応じ対応

初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

初動対策の数字は配備体制を表す

1, 2号配備 ←|→3, 4号配備

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動業務	緊急	応急	応急復旧
◎会計課長	会計班 ◆会計課長	会計課	1. 見舞金の出納に関する事。 2. 災害応急関係経費の支払いに関する事。 3. その他経費の支払いに関する事。		○	○	○
◎上下水道部経営業務課長	水道供給班 ◆水道課長	経營業務課 水道課	1. 広域給水応援の受け入れ、調整に関する事。 2. 各団体、関係業者との連絡調整に関する事。 3. 被災地の応急給水に関する事。 4. その他給水に関する事。 5. 応急復旧用資機材の調達に関する事。 6. 給水装置の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 7. 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 8. 配水の応急措置に関する事。 9. 緊急配水工事に関する事。		●	○	○
	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事。 2. 被害状況の収集に関する事。 3. 下水道、排水施設等の防災及び復旧に関する事。 4. 避難勧告及び誘導に関する事。 5. 所管工事現場の災害防止に関する事。	1, 2 1, 2 2	● ● ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
◎教育部次長	避難所班 ◆社会教育課長 ◇指導課長 ◇スポーツ振興課長 ◇図書館長 ◇青少年育成センター所長	教育総務課 学務課 指導課 社会教育課 スポーツ振興課 図書館 青少年育成センター 北部学校給食共同調理場 指定した他 部職員	1. 指定避難所の開設及び管理に関する事。 2. 非常用物資、食料の供給に関する事。 3. 指定避難所における災害対策本部との連絡調整に関する事。	2	● ● ●	○ ○ ○	○ ○ ○
	教育復旧班 ◆教育総務課長 ◇学務課長		1. 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 2. 児童生徒の安全対策に関する事。 3. 学用品等の供与等文教対策に関する事。 4. 応急教育の実施に関する事。 5. 文化財の保護に関する事。	2 2	● ●	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

災害対策本部の組織体制と事務分掌（風水害編）

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

●災害発生直後に対応 ○災害対策本部設置後に対応 △必要に応じ対応

初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

初動対策の数字は配備体制を表す

1, 2号配備 ←→ 3, 4号配備

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動業務	緊急	応急	応急復旧
◎消防次長	消防本部班 ◆警防課長 ◇総務課長 ◇予防課長	警防課 総務課 予防課	1. 消防部内の職員の動員及び配置に関する事 2. 本部事務局及び他部との連絡調整に関する事 3. 部内各班との連絡調整に関する事 4. 消防団との連絡調整に関する事 5. 災害情報の収集及び分析に関する事 6. 危険物の監視警戒、応急処置に関する事 7. 消防活動状況の把握及び記録に関する事 8. 被害状況の把握及び記録集計に関する事 9. 災害危険区域の巡視に関する事 10. 他市町村との相互応援に関する事 11. 緊急消防援助隊等の受援に関する事 12. その他消防に関する事	1, 2 1, 2 1, 2 2 1, 2 2 1, 2 1, 2 1, 2	● ● ○ ● ● ● ● ● ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ △ △ ○
	消防署班 ◆消防署長 ◇消防副署長	消防署 千代田分署 旭分署	1. 出動命令に関する事 2. 消防通信の運用統制に関する事 3. 気象情報の収集に関する事 4. 消火、救急及び救助に関する事	1, 2 1, 2 1, 2 1, 2	● ● ● ●	○ ○ ○ ○	○ △ △ ○
◎消防副団長	消防団班 ◆消防副団長	各消防分団	5. 避難誘導に関する事 6. 人命捜索及び収容に関する事	1, 2	●	○	○
各班の共通事務		班長が指名した職員	1. 各班の庶務に関する事 2. 各班その他の所管事項で防災に関する事 3. 各班の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関する事 4. 各班内の連絡調整に関する事 5. 物資供給対象者に必要な生活関連物資の供給に関する事(教育部) 6. ボランティア団体等の把握に関する事 7. 人的及び物的資源の受援に関する事		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

3.3 応急活動の留意事項

応急活動に留意すべき点を以下に示す。

(1) 災害対策に従事する職員の健康管理

災害対策が長期化した場合、各部で職員の健康管理に十分留意する。また、職員のローテーションについては、概ね12時間を目途とし、職務内容を考慮して、各部総括班長が決定し、本部事務局へ報告する。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう市職員のローテーションを考慮する。

(2) 災害救助法の適用

被害調査結果を踏まえ、応急対応期のできるだけ早期に災害救助法の適用を県へ申請する（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 非常時の通信体制

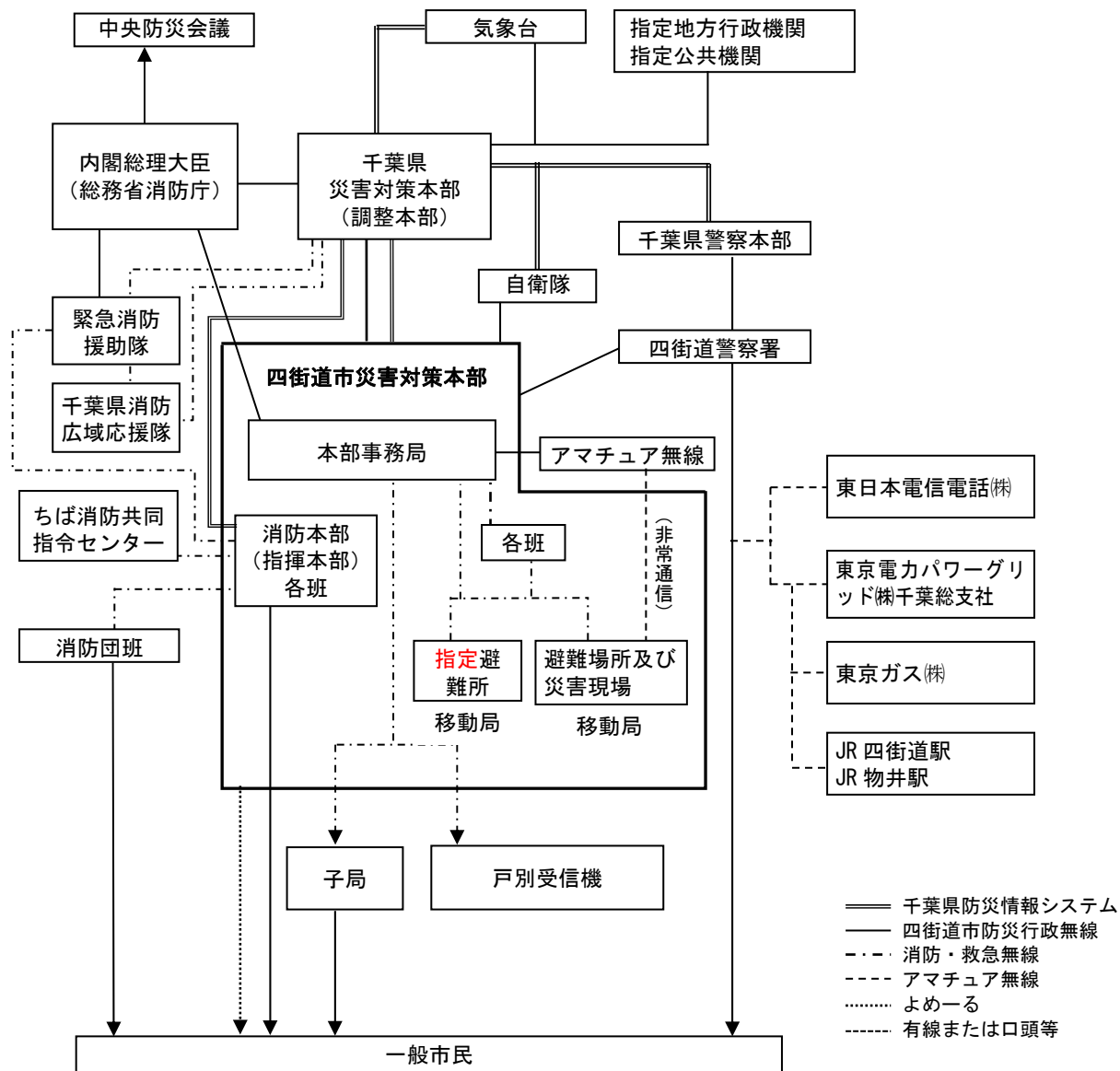
1 通信連絡系統 <本部事務局>

円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは、「災害通信連絡系統図」に示すとおりである。

[災害通信連絡系統図]



(2) 通信連絡手段

① 四街道市

- 1) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- 2) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- 3) 保有する同報無線を中心に、四街道市の各機関、指定避難所、福祉避難所、県

及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、また、市民への情報提供用として同報無線を整備し、災害時の通信を確保する。

- 4) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するようNTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。

② 消防本部

- 1) 消防救急無線、衛星携帯電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- 2) 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

① 関東地方非常通信協議会の構成機関の無線局

- 1) 関東総合通信局
- 2) 関東管区警察局千葉県情報通信部
- 3) 千葉県警察本部
- 4) 関東地方整備局利根川下流河川事務所
- 5) 気象官署通信施設（銚子地方气象台）
- 6) 千葉海上保安部
- 7) 千葉県
- 8) 千葉市
- 9) 東日本電信電話(株)
- 10) 東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社
- 11) 東京ガス(株)東部ガスライト24
- 12) 千葉県市長会・千葉県町村会
- 13) 日本赤十字社千葉県支部
- 14) 日本放送協会千葉放送局
- 15) 千葉テレビ放送(株)
- 16) (株)バイエフエム
- 17) (社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- 18) 中小企業金融公庫千葉支店
- 19) (株)NTTドコモ千葉支店

- 20) KDDI(株)千倉第二海底線中継所
- 21) (株)広域高速ネット二九六
- ② 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)
- ③ 上記以外の機関又は個人の無線局

2 有線通信網の利用方法 <各班>

(1) 災害時優先電話の利用

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。また、各防災関係機関は、災害時指定電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

(2) 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話又は指定電話相互間の通話が不能又は困難な場合、非常又は緊急電話として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。請求は、あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行い、NTT非常・緊急通話受付番号102を回し、「非常通話(電報)」、「緊急通話(電報)」であることをはっきり告げて、申し込む。

1) 非常・緊急通話の接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

(3) FAXの利用

災害対策本部と防災関係機関間の情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

(4) 警察・鉄道電話の利用

警察・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、外に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

3 有線通信が途絶した場合の措置 <各班>

(1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え、非常電源及び電源として発電機及び燃料を配置し、非常時の通

信を確保する。

(2) 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関および災害現場等に出動している各部職員との連絡は市の防災行政無線（移動系）により行う。

(3) その他

必要に応じ伝令（職員）の派遣等を行う。

4 無線通信の運用 <各班>

(1) 災害時に利用可能な無線通信

- ① 千葉県防災行政無線
- ② 本市防災行政無線（固定系、移動系）
- ③ 消防無線

(2) 無線通信の障害による対応策

災害時、無線通信は、不通、混信、電波障害等様々な障害が予想されるが、少しでも確実な通信連絡を確保するため、次のような対応策をとる。

- ① 無線機が使用不可能な場合は、代替の通信手段によることになるが、通信不能の場合、伝令（職員）を派遣する。
- ② 無線通信が輻輳している場合、輻輳している時間は比較的短いため、いったん送信をやめ、しばらく時間をおく。また、緊急時は「至急、至急」と呼び、ほかの局に緊急である旨を告げて無線回線を開けてもらう。なお、通話は簡潔明瞭に行う。
- ③ 周囲の雑音等により、聞き取りが困難な場合は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も、受信状態が良くなるように、適当な場所に移動する（数十センチ無線機を移動させることにより受信状態が良くなることがある。）。

(3) 通信の統制

災害発生時には、無線通信の混乱が予想されるため、災害対策本部は適切な無線通信の統制（防災行政無線（移動系））を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

① 無線機の管理（上下水道部所管無線機は除く）

1) 携帯・可搬無線機の一括管理

すべての携帯・可搬無線機は、本部事務局が一括管理する。

2) 携帯・可搬無線機の使用

本部事務局が一括管理する無線機は、本部事務局の指示により使用する。

② 通信の統制

携帯・可搬無線機からの通話は、すべて本部事務局に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

通信の統制の原則

- ・重要通信の優先の原則（救助、避難指示（緊急）等重要性の高い通信を優先）
- ・本部事務局の許可の原則（通信に際しては、本部事務局の許可を得る）
- ・移動局間通信の禁止の原則（移動局間通信の必要があるときは本部事務局の許可を得る）
- ・簡潔通話の実施の原則

（4）アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市役所内および民間のアマチュア無線クラブを通じ、また、市内アマチュア無線愛好家の自主的な協力を得て実施する。

- ① 災害発生後、速やかに情報収集を補完するため、本部長（市長）が指名した市役所内アマチュア無線クラブ員は市役所内アマチュア無線クラブ（呼び出し名称 J K 1 Z P Q）局を開局し、被害情報の収集を行う。
- ② 市役所内及び民間のアマチュア無線クラブは、状況に応じ電波法の規定による非常通信を行う。

（5）業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

（6）非常通信

火災、土砂災害、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、応急活動上必要が生じた場合、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

第2節 災害情報の収集・伝達

災害の規模や時間経過に対応した災害情報の収集、伝達を行う。なお、勤務時間外における初期の情報収集活動は、消防本部・署が行う。

1 気象情報等の収集・伝達 <本部事務局、消防本部>

1.1 気象情報 <本部事務局>

気象情報等を、関係機関相互の間において、迅速かつ確実に収集伝達し、災害応急対策を的確に実施するものとする。

(1) 気象警報等の発表基準

① 注意報

県内のいずれかの地域において、異常気象等によって災害の発生が予想される場合に気象業務法にもとづき銚子地方気象台が発表するものをいう。(本市は千葉県北西部印旛の区域に含まれる。)

注意報の種類	発表及び解除
大雨注意報	北西部
洪水注意報	千葉中央
強風注意報	千葉市、習志野市、市原市、八千代市
風雪注意報	印旛
大雪注意報	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、
波浪注意報	富里市、印旛郡
高潮注意報	東葛飾
雷注意報	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、
融雪注意報	我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
濃霧注意報	北東部
乾燥注意報	香取・海匝
なだれ注意報	銚子市、香取市、匝瑳市、旭市、香取郡
低温注意報	山武・長生
霜注意報	茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡
着氷注意報	南部
着雪注意報	君津
	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
	夷隅・安房
	館山市、勝浦市、鴨川市、いすみ市、南房総市、
	夷隅郡、安房郡

② 警 報

県内のいずれかの地域において、異常気象等によって重大な災害の発生が予想される場合に、気象業務法にもとづき銚子地方気象台が発表するものをいう。

(本市は千葉県北西部印旛の区域に含まれる。)

警 報 の 種 類	発 表 及 び 解 除
大雨（土砂災害、浸水害）警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 波浪警報 高潮警報	北西部 千葉中央 千葉市、習志野市、市原市、八千代市 印旛 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、 富里市、印旛郡 東葛飾 市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市 北東部 香取・海匝 銚子市、香取市、匝瑳市、旭市、香取郡 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡 南 部 君 津 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市、勝浦市、鴨川市、いすみ市、南房総市、 夷隅郡、安房郡

③ 特別警報

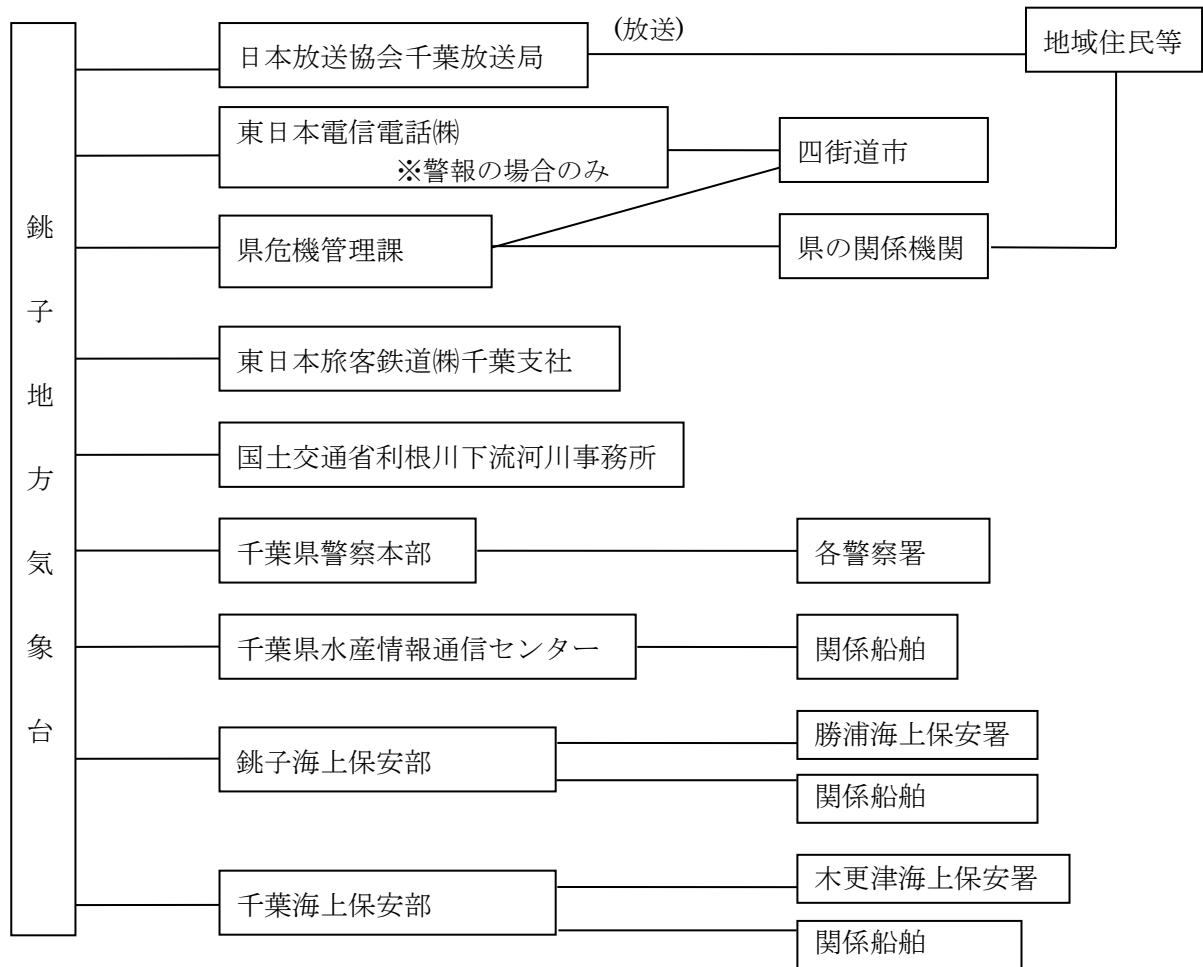
気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。(平成25年8月30日より運用開始)

発表の種類 大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の6種類

発表の単位 市町村単位（ただし、当面の間は都道府県単位）

市は、特別警報が発表された場合には、ただちに住民、関係機関等に伝達する。

[気象台からの気象情報伝達系統図]



1.2 水防情報 <消防本部>

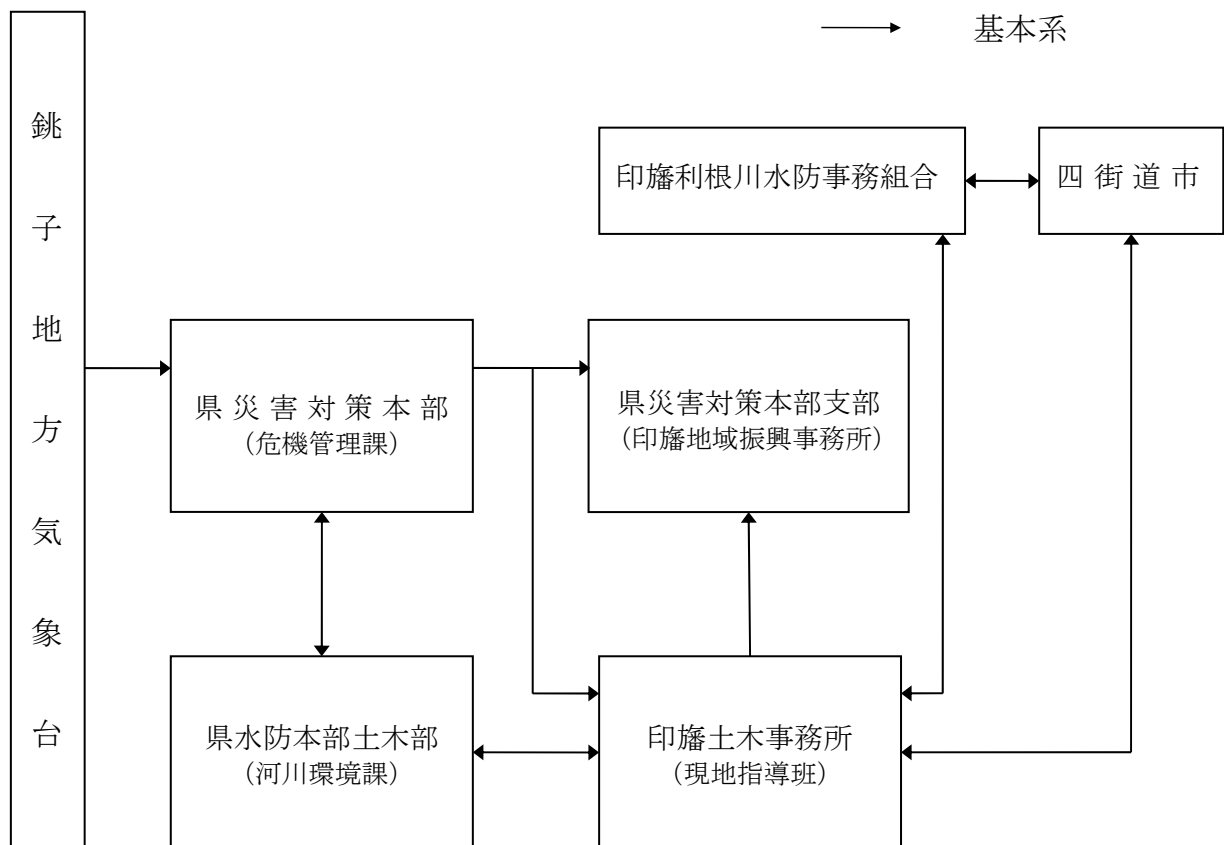
洪水によって災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川について水防法第10条の4の規定にもとづき発するものであるが、本市市域内における対象河川区域は鹿島川で印旛利根川水防事務組合の管轄区域に含まれる（第3章第6節「水防体制」参照）。

(1) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は次の注意報・警報をもってかえるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防情報の伝達系統図



1.3 火災情報 <消防本部>

火災発生情報は、通常市民からの119番通報等による。

(1) 火災警報等発令基準

銚子地方気象台の発表する火災気象通報を受けたときに、市域において次の各号の

気象の状況が、火災の予防上危険であると認められるとき、消防法第 22 条の規定に基づき、市長が市域に火災に関する警報を発令できることとし、平常の気象に復したとき解除する。ただし、降雨降雪等により、その必要がないと認められるときを除く。

- ① 実効湿度が 60%以下で、最低湿度が 30%以下となり、風速が 7mを超える見込みのとき。
- ② 平均風速 13m以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 火災警報等の伝達系統

別表「火災情報等収集伝達系統図」により行う。

(3) 周知方法

市長は、警報等が発令された場合、次のいずれかの方法により住民に周知する。

- ① 広報車による伝達
広報車及び消防車により巡回し、周知する。
- ② 防災行政無線による伝達
防災行政無線固定系により周知する。

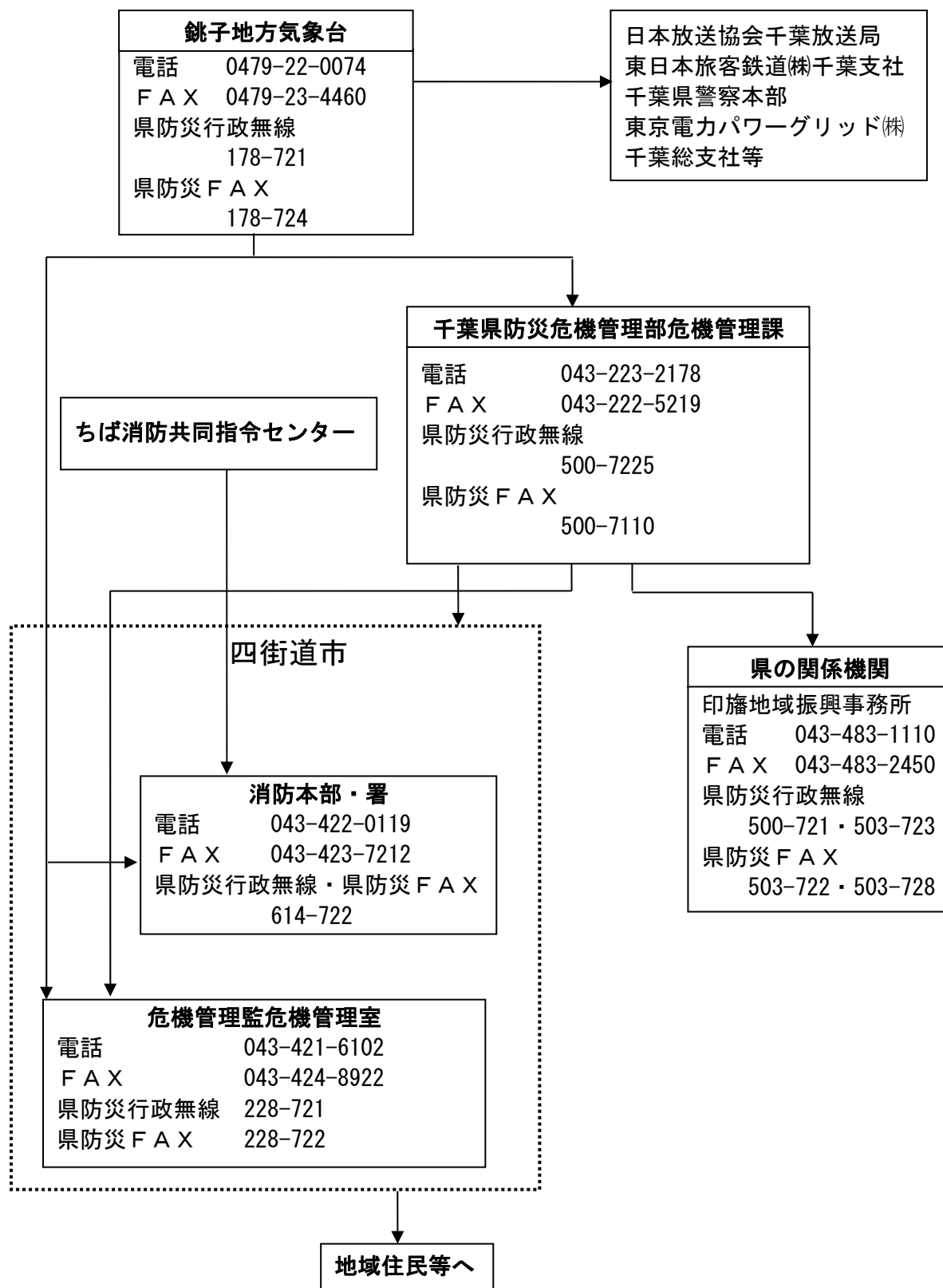
(4) 異常現象発見の際の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、ただちに市又は警察署へ通報する。警察署は、ただちに市へ通報する。なお、通知を受けた市長は、下記の関係機関へ通報し、互いに連携をとるものとする。

- ① 銚子地方気象台
- ② その災害に関係ある近隣市町村
- ③ 最寄りの県出先機関（印旛地域振興事務所）及び警察署

※異常現象：災害対策基本法第 54 条

別表 火災情報等収集伝達系統図



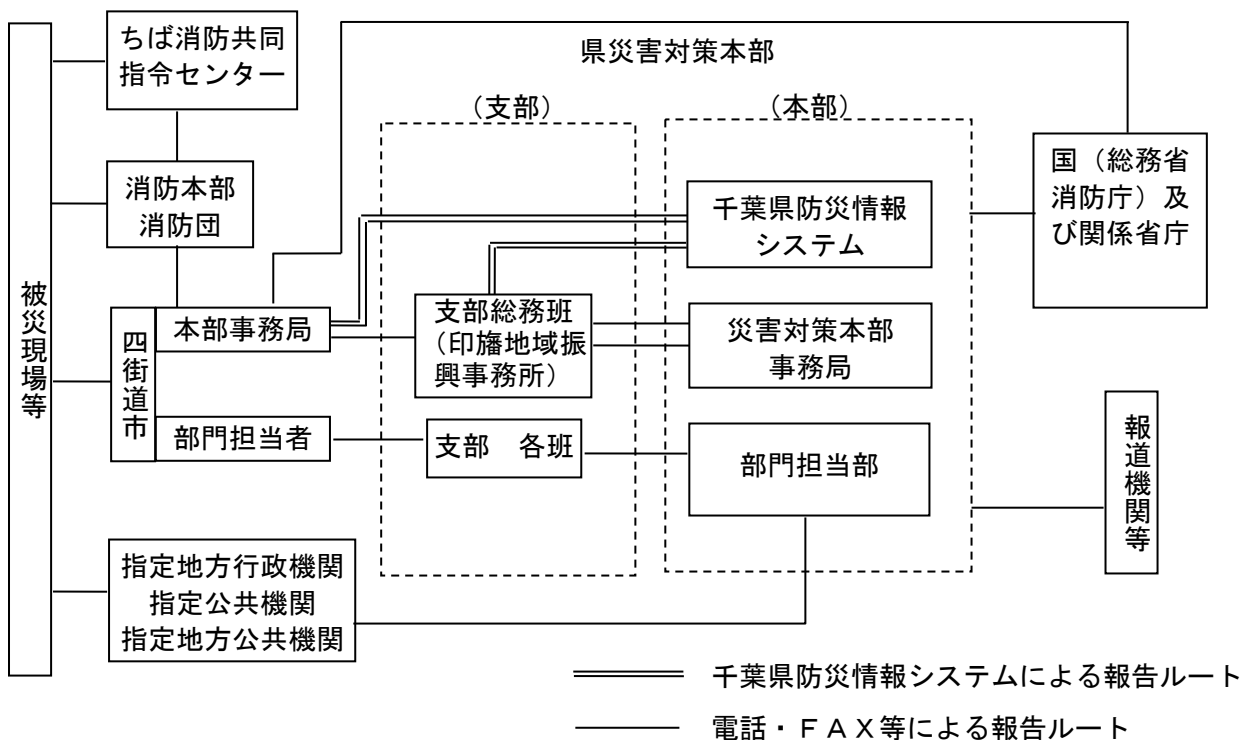
2 被害情報の収集・伝達 <本部事務局、各班、関係機関>

2.1 被害情報の収集・伝達 <各班、関係機関>

市は、四街道警察署や関係機関、諸団体及び、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て被害情報の収集を行う。

また、非常時の通信体制に基づき情報の伝達を行う。また、自衛隊が派遣された場合、各班は自衛隊と協力し、被害情報の収集を行う。

[被害情報収集・報告系統図]



2.2 被害調査及び報告 <各班>

(1) 被害情報の収集・報告の種類

初期情報の収集及び伝達にあたっては、防災バイク隊の機動力を生かし効果的な活用を図る。

種 類	時 期	要 領
第1段階 (速報)	被害の大小にかかわらず状況を把握次第、ただちに	把握した範囲内で迅速に報告する
第2段階 (中間報告)	被害の全容が概ね明らかになったものから逐次	その都度把握した範囲内で報告する
第3段階 (確定報告)	被害が確定したとき速やかに	確定した内容を報告する

① 第1段階 (速報)

災害発生後ただちに、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集・報告する。

1) 市が実施する情報収集報告

市内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム(故障時は電話・FAX)により県本部事務局に報告する。

報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の状況
- e 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ・ 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・ 主な応急措置の実施状況
 - ・ その他必要事項
- f 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- g 災害による住民等の避難の状況
- h その他必要な事項

2) 各班が実施する情報収集報告

各班は、あらかじめ定めた被害状況の収集担当にかかわらず、災害発生直後において、わかる範囲内で、次の事項を収集する。被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県被害情報等報告様式を使用する。

- a 人的被害
 - ・ 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - ・ 避難の必要の有無及び避難の状況
- b 物的被害
 - ・ 主要道路、橋梁の被害状況
 - ・ 電気の被害状況
 - ・ ガス・上下水道の被害状況
 - ・ 住宅の被害状況
 - ・ 建造物の損壊状況
- c その他の情報
 - ・ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
 - ・ 市民の動向
 - ・ 気象台が発表する情報、二次災害防止のための気象警報、注意報等
 - ・ その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項

3) 収集の要領

- ・ 参集した職員からの報告（時間外の場合）
- ・ 警察等の防災関係機関との情報交換
- ・ 公共施設管理者からの報告
- ・ 消防本部の救出救助状況
- ・ 市民（区・自治会、自主防災組織等）からの収集
- ・ 指定避難所からの情報収集

② 第2段階（中間報告）

第1報（速報）の後、各班は担当する情報について、確定報告までの被害状況の収集・報告を行う。

1) 収集の要領

現地調査を行い、正確な数量的把握に努める。

③ 第3段階（確定報告）

応急対策活動終了後、復旧計画策定の参考にするため、被害状況を最終的に把握、収集し、確定報告を提出する。

④ 報告先

被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県被害情報等報告様式を使用する。

(2) 活動状況報告の種類

災害の応急活動の実施内容は、災害発生直後の時間経過に応じ、次のように行うものとする。活動状況の報告先は、情報統括班とする。

種 類	内 容
第1段階（速 報）	応急対策活動が必要と認める事項
第2段階（中間報告）	応急対策活動の状況、復旧見込み
第3段階（確定報告）	応急対策活動が完了したとき速やかに

(3) 被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況の確認資料及び記録保存資料としてきわめて重要であるので、各被害調査員は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度及び破壊状況が明瞭にわかるよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記入しておかなければならない。

(4) 報告責任者の選任

市は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	報告者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	危機管理室長
取扱責任者	各部門の被害情報等の報告書を取扱う。	危機管理室職員

2.3 県に対する被害報告 <本部事務局、消防本部班>**(1) 報告の種類****① 災害緊急報告 [電話、F A X]**

報告基準に該当する災害を覚知後、ただちに、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告する。

② 災害総括報告

所管区域内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

1) 定時報告 [電話、F A X及び端末入力]

報告基準に該当する災害覚知後、原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。

2) 確定時報告 [端末入力及び文書]

市町村の応急対策終了後、10日以内に報告する。

3) 年報 [端末入力及び文書]

4月20日までに報告する。

③ 災害詳細報告 [電話、FAX及び端末入力]

被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、住民避難状況等）の詳細とする。

2.4 国に対する被害報告<本部事務局>

次の事項に該当する場合、市は国（総務省消防庁）へ報告するものとする。

- (1) 「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）
- (2) 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（総務省消防庁）とする場合。（事後速やかに県に報告する。）
- (3) 同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国及び県に報告する。

消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク	
			地上系	衛星系
勤務 時間内	応急 対策室	03-5253-7527	120-90-49013	048-500-90-49013
		(FAX) 03-5253-7537	(FAX) 120-90-49033	(FAX) 048-500-90-49033
夜間・ 休日	宿直室	03-5253-7777	120-90-49102	048-500-90-49102
		(FAX) 03-5253-7553	(FAX) 120-90-49036	(FAX) 048-500-90-49036

2.5 報告事項

(1) 報告すべき事項

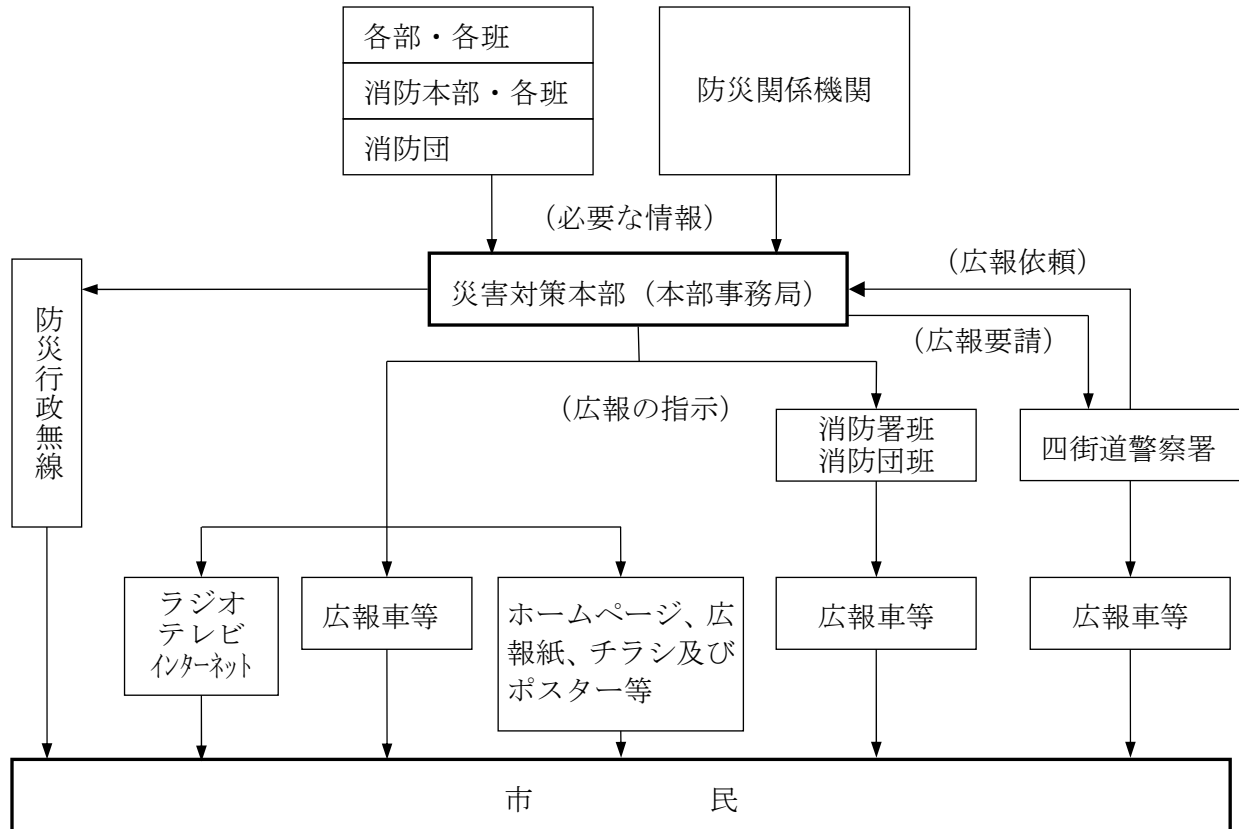
- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度
 - 1) 人的被害に関する事項
 - 2) 住家被害に関する事項
 - 3) 非住家被害に関する事項
 - 4) その他の被害に関する事項
 - 5) 罹災者に関する事項
 - 6) 被害額に関する事項

- ⑤ 災害に対してとった措置及び今後とろうとする措置
 - 1) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - 2) 主な応急措置の実施状況
 - 3) その他必要な事項
- ⑥ 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類
- ⑦ 災害による住民等の避難の状況
- ⑧ その他必要な事項

第3節 広報活動

市は、正確な災害情報を提供し、情報不足による混乱の発生防止並びに市民の安全確保を図る。

[広報活動実施の流れ (概念図)]



1 広報内容 <本部事務局、広報班>

災害発生後の広報は、災害発生直後から災害状況や応急活動の進捗に対応した広報内容とする。広報内容は、視覚・聴覚障害者や外国人への対応にも考慮した「災害発生直後の広報」と「その後の広報」とし、関係機関が協力して迅速に一元化された内容で実施する。

特に、報道機関に対しては、報道機関に対する広報担当窓口を定め、提供する情報等を事前に整理し、決定する。報道機関への情報提供は、災害対応の状況により定めた期間毎に、あらかじめ定めた場所で行う。

広報内容の主なものは次のとおりである。

災害発生直後の広報	その後の広報
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震時の一般的注意事項 ○ 初期消火活動、人命救助の呼びかけ ○ 災害情報、被害情報 ○ 避難及び指定避難所に関する情報 ○ 交通規制等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報、被害情報 ○ 救援物資の配給状況 ○ 応急給水状況 ○ ライフライン等の復旧状況 ○ 緊急交通路確保への協力要請 ○ ボランティア受入れ情報 ○ 安否情報 ○ り災証明発行に関する通知

(1) 防災行政無線（固定系）

- ① 緊急放送文

(2) 市域に大規模な災害が発生したときの広報文

- ① 被害の状況
- ② 火災発生の状況
- ③ 安心情報
- ④ 交通の情報

(3) 避難・救護に関する広報文

- ① 避難準備・高齢者等避難開始の周知
- ② 避難指示（緊急）、誘導
- ③ 救護対策の周知
- ④ り災者の避難収容場所の周知
- ⑤ 防疫・保健衛生に関する周知
- ⑥ 気象情報の情報伝達

2 報道機関への発表 <本部事務局、広報班>

本部会議で諮った事項について、速やかに災害対策本部で取りまとめを行い、定期的に記者会見を行う。発表にあたっては、ラジオ・テレビ・新聞等報道機関との連携による迅速で確実な市民広報を行うため、記者会見場所を設置する。

記者会見場所には、情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まってくる情報を適宜掲示する。このほか、資料提出等の情報をファイリングし、報道機関が常時閲覧できるようにする。

[報道対応の要領]

- 報道機関に提供する情報は、災害対策本部が了承した事項とし、公表可能な事項と公表不可能な事項を明確に区分する。
- 情報の内容、発表時期、発表方法等は、広報班において調整する。
- 緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。
- 記者レク、記者会見においては録音、メモ等で記録する。
- 報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答をせず、質問内容を災害対策本部に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。

(1) 市防災行政無線・広報車

市防災行政無線、電子メール情報提供サービス「よめーる」及び広報車を利用する。必要に応じて四街道警察署その他の防災関係機関の広報車による協力も得る。

(2) 放送機関への放送要請

本部長（市長）は、災害により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、「災害時における放送要請に関する協定（千葉県）」に基づき千葉県防災危機管理部危機管理課を通して、放送機関へ要請する。放送要請を行う場合、以下の事項を明らかにする。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 希望する放送日時及び送信系統
- ④ その他必要事項

(3) ホームページ、広報紙、チラシ及びポスター等による広報

ホームページやCATV、メール、SNSの活用等多様な媒体による迅速な広報に努める。また、情報機器に不慣れな高齢者等や指定避難所等においても有効な紙媒体の伝達手段である広報紙、チラシ、ポスター等を早期に発行し、各指定避難所、給水所、防災拠点等に配布、掲示する。

3 要配慮者への広報 <福祉班、子育て支援班>

個別対応が必要な要配慮者への広報は、自主防災組織及びボランティア等の協力を得

て実施する。

4 市民等の各種相談窓口 <本部事務局、広報班、市民窓口班>

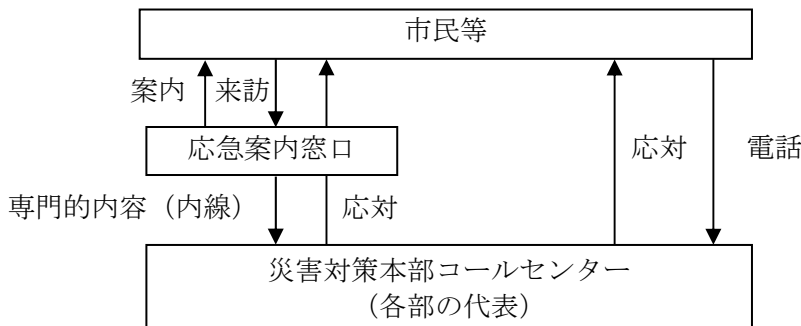
市は、市民等からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携して相談窓口を開設し、必要に応じて巡回相談窓口を開設する。

災害対策本部解散後は、主管課が事務を引き継ぐ。

(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応

市役所に被災者等のための応急案内窓口を設け、必要に応じ、本部事務局との連携により対応する。また、市民等からの電話による問い合わせに効率的に対応するため、本部事務局にコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。障害者や外国人からの受付は、派遣された専門ボランティア等により対応する。

[市役所での案内窓口の設置・相談対応]



(2) ホームページ等の活用

広報班は、市民からの問い合わせの多い相談内容について、ホームページ等に「よくあるご相談と回答 (FAQ)」を臨時に開設する。

(3) 巡回相談窓口の設置

本部事務局は、災害の規模や避難生活の期間等を踏まえて、各部から相談員を動員し、指定避難所等での巡回相談を行う。巡回相談窓口では、直接面談による相談に応じるとともに、必要に応じ、専門員と電話により対応する。

第3章 消防活動

第1節 消防活動の大綱

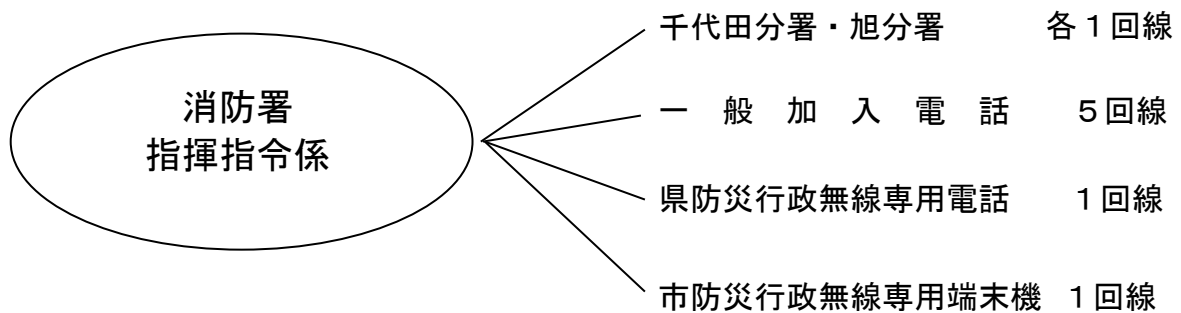
災害発生直後に起こる同時多発火災、救助・救急事象に対処するため、その基本となる計画が必要であり、本計画において地域の消防活動の大綱を明らかにする。なお、具体的な計画については、大規模地震等対応計画において策定する。

1 消防通信施設の現況 <消防本部>

消防本部、消防署、分署に消防業務用として無線電話通信網と有線電話通信網（一般加入電話の他に消防用電話）が整備されている。無線電話通信は、市内全域が通信範囲にはいるので、災害通信用として活用する。

[無線体系]

グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報
活動波 1 G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2 統制波 1 統制波 2 統制波 3	活動波 4 G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波
活動波 2 G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3		活動波 5 G
活動波 3 G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5 千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3		



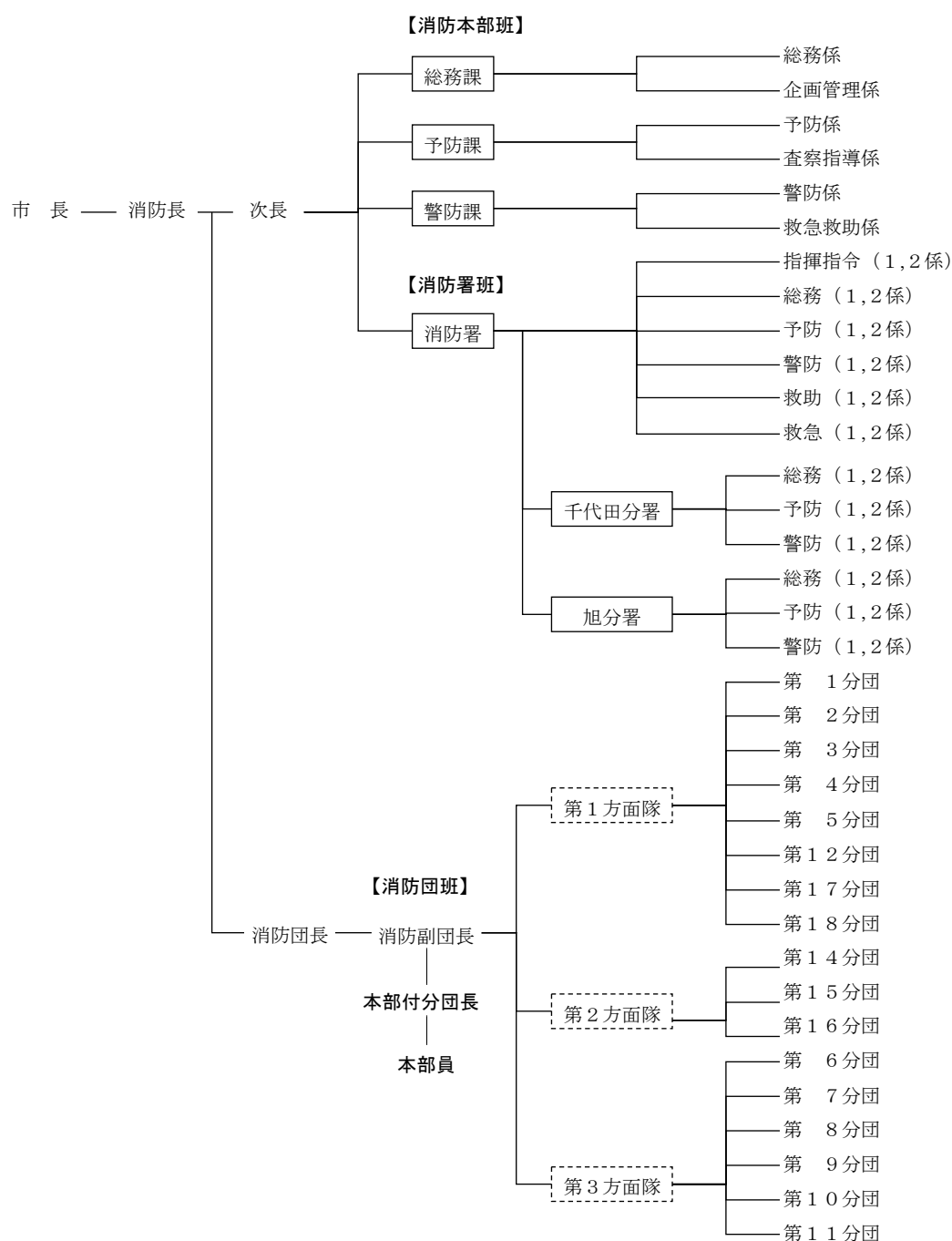
2 初動体制 <消防本部>

(1) 組織体制

消防本部では、常時、災害に対応できる体制を確保しているが、災害発生時には、これらの機能を強化した災害消防活動体制を確立する。災害が発生した場合、災害配備体制を発令し、ただちに活動を開始する。

なお、消防庁舎に大きな被害が生じた場合、消防機能の継続を維持するため、活動拠点の代替場所、電源用燃料について関係機関との協定の締結等により確保する。

[消防組織（指揮本部）]



(2) 消防職員の参集

① 覚知義務及び自発的参集

- 1) 職員は、出動命令を受けなくても、非常事態の発生を知り、常に出動命令に応じられる体制を整えるため、ラジオ、テレビ、天気予報及び電話によって、気象情報及び災害発生の状況を積極的に把握する。
- 2) 職員は特異な災害の発生を聞知したときは、当該災害の状況を判断し招集を待つことなく自発的に参集するものとする。

出動区分	出 動 状 況
特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動
第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動
第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動

[適用]

1. 現場活動の指揮は、四街道市火災等出動計画に定めるところによる。但し、同時多発火災の発生等により、これに抛り難いときは、出動部隊単位での階級最上位者がこれに当たるものとする。
2. 消防団は、原則として、飛火警戒防ぎよに当たるものとする。また、併せて風下地域住民に対する飛火警戒の指導に当たるものとする。

② 消防団員の自発的参集

- 1) 消防団員は、災害発生の状況を積極的に把握する。
- 2) 招集の発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自発的に参集しなければならない。

(3) 部隊の編成計画

災害発生直後は、平常時の部隊要員により部隊を編成しなければならない。必要最小限の人員で1隊でも多くの部隊を編成する。また、その後においては、職員の参集状況や災害の発生状況に応じて、必要な部隊を追加したり各部隊への増員を行う等の柔軟な部隊編成をとる。

(4) 消防本部等における初動措置

災害発生直後の消防本部及び消防署における初動措置は、庁舎及び通信施設等の機能確保、車両の確保、被害状況の把握、情報収集体制の強化、活動資機材の増強準備についての計画をあらかじめ定めるものとし、訓練等により職員に徹底を図る。

(5) 初期における情報収集体制

災害発生直後の初期の段階では、各種設備及び施設、有線及び無線（防災無線、アマチュア無線、タクシー無線等）等の通信施設、参集職員並びに消防団及び自衛消防組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用した迅速、的確な情報収集体制を確立する。

① 災害（被害）に関する情報

- 1) 事故発生場所・対象物名
- 2) 被害の規模
- 3) 被害の拡大危険性と増強隊の必要性
- 4) 死傷者の有無と性別、年齢別人数

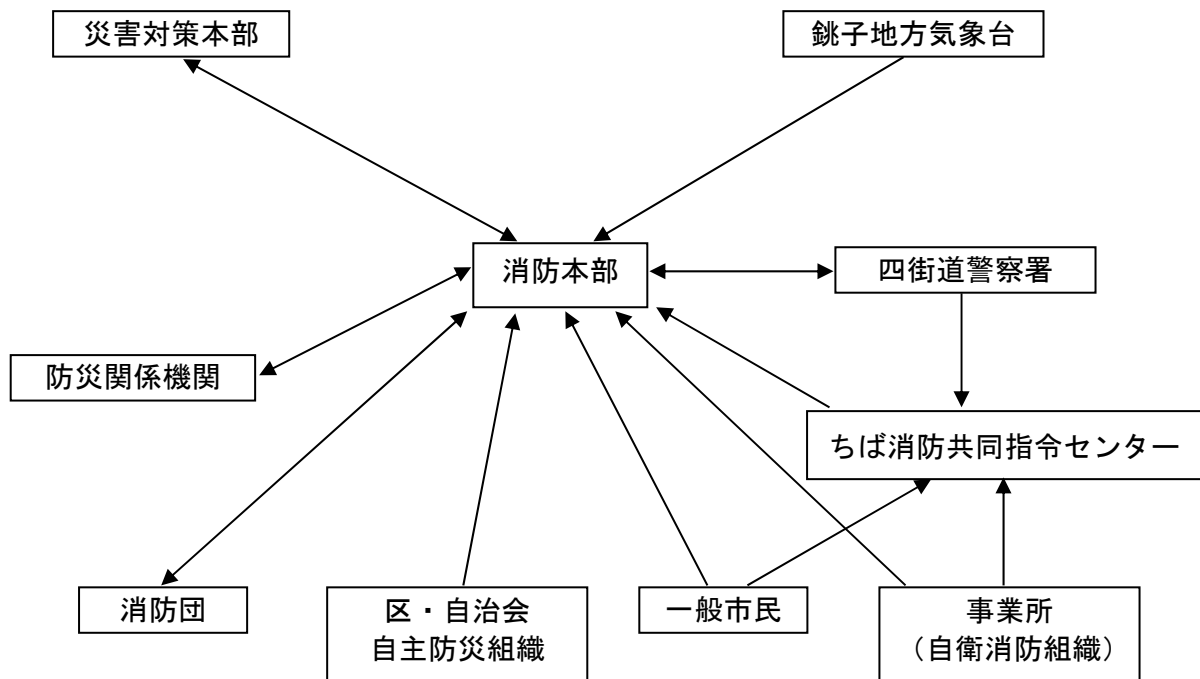
② 部隊運用に関する状況

- 1) 消防部隊の編成及び非常招集参集状況
- 2) 交通情報としての道路破壊や交通渋滞状況
- 3) 死傷者の収容に必要な情報（病院、遺体安置所）
- 4) 消防水利に必要な水道等の情報

③ 生活安全確保に関する情報

- 1) 避難勧告又は指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報
- 2) 電気、ガス、水道の被害及び復旧のめど
- 3) 消防本部以外の防災関係機関の活動状況
- 4) その他、救援物資等に関する情報

[消防本部への情報の流れ (概念図)]



(6) 通信の運用計画

大災害発生時には、災害の多発による通信の輻輳や、通信施設の被害による通信機能の低下が予測されるため、通信統制を実施する。また、統制波、主運用波、四街道消防・救急波の各無線波の運用方法等については千葉県消防広域応援基本計画等の定めによる。

(7) 消防団の活動

① 組織

1) 活動体制

消防本部に指揮本部が設置された場合は、消防団の機能を効果的に発揮させるため、消防団長が副本部長となり、消防本部と連携して震災時における消防団活動の全般を指揮統制する。

2) 活動方針

消防団は地域防災の中核として消防本部との連携体制を確保し、安全に対する配慮と確認を行いながら、地域住民の安全確保や避難を最優先に活動を実施する。

② 活動

1) 初期活動

活動体制は分団単位の活動を原則とし、地域密着性・動員力及び即時対応力の

機能を最大限に発揮し、被害状況の把握と出火防止広報を行うとともに、初期消火活動にあたる。

2) 消火活動

消防本部の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して実施する。

3) 救急救助活動

救急救助活動は、火災の緩急度合いを考慮して、自主防災組織等の地域コミュニティ連携による迅速かつ効果的な救出救護体制の確立を図るものとする。

また、要救助者の救助救出、負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

4) 避難誘導

避難勧告・避難指示（緊急）がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

③ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

(8) 道路障害に対する配慮

災害発生時における消防活動上の問題として次のようなことが予測される。

- ① 建築物の倒壊
- ② 橋梁の損壊
- ③ 交通渋滞等による道路障害

- 1) 消防機関及び応援部隊の災害現場への到着を遅らせる。
- 2) 通行車両によりホースが損壊する。

そのため、あらかじめ、直近の効果的な迂回路を選定し、隊員に周知する。

3 火災防ぎょ活動 <消防本部>

火災防ぎょ活動は、時間経過による火災状況に応じて、部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応を行う。また、自主防災組織及び自衛消防組織が行う消火活動も考慮する。

(1) 部隊運用

部隊運用は、時間経過に伴う消防職団員の参集状況等消防機関の対応能力を考慮し、あらかじめ時間経過に対応できる部隊の運用方針、運用主体等について定めておく。

また、緊急消防援助隊や千葉県消防広域応援隊からの応援活動が行われることを想定した、応援部隊の運用についても考慮する。

(2) 現場活動の基本方針

① 活動方針

災害時には、市民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と災害により発生した火災の早期鎮火、人命の救出、救助及び避難経路の安全確保を原則とした活動を実施する。

② 活動原則

1) 避難場所、避難経路確保の優先

延焼が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難経路確保の消防活動を実施する。

2) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を実施する。

3) 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を実施する。

4) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地への延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して他の活動に当たる。

5) 重要対象物（病院、ライフラインの関係施設等）の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上に必要な消防活動を優先して実施する。

6) 集中防ぎょ

火災発生件数が消防力をはるかに上回り消防隊個々の火災防ぎょでは効果がないと判断される場合は、防ぎょ線を設定して集中的な防ぎょ活動を行う。

7) 避難地・避難路の優先確保

延焼火災が多発、拡大し他の原則による防ぎょ戦術の効果が全くないと判断される場合までは、人命の安全を優先と避難地・避難路確保の消防活動を避難完了の時期まで行う。

(3) 出場途上において他の災害を覚知した場合の対応

出場途上においては、災害の発生状況により付近住民から火災及び救急・救助事故

の通報がある場合や市民の行動によって本来の出場場所へ行くことが困難な事態も予測されるので、その旨を指揮本部へ報告し、必要に応じ、消防隊等の応援を要請する。

(4) 長期活動に対する活動支援

消防本部は、大規模な延焼拡大等により火災防ぎょ活動が長期化した場合、長期活動に対する活動支援を行う。活動支援の主な内容としては、隊員に対する食料等の確保、燃料等活動に必要な物資等の調達、健康管理、医療用品の確保、仮眠施設の確保、交替要員の確保、資機材の確保等が挙げられる。

なお、必要な物資等のうち備蓄により確保ができないものについては、災害対策本部及び流通業者等から調達する。

4 危険物施設等の応急対策 <消防本部>

(1) 応急対策の実施

消防本部及び関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し応急対策を実施する。

① 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。

② 危険物施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、応急措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

③ 石油類等危険物保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。 1 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

④ 危険物等輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
消防本部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

(2) 応援要請の実施

消防本部は危険物施設で災害が発生した場合、速やかに被害の拡大防止に努めるとともに、災害の規模状況を判断し、必要に応じ千葉県広域消防相互応援協定によりその他市町村に対し応援を要請する。

また、緊急を要する場合、付近住民に対し避難指示（緊急）、避難誘導を行う等必要な措置を講ずる。

(3) 施設責任者の応急措置等

施設が被災した場合、施設の責任者は関係機関に対して、直ちに通報・連絡するとともに、危険物の流出及び拡散等の応急措置を実施する。

5 救助・救急活動 <消防本部、消防団、四街道警察署>

災害発生時には、火災をはじめ、建築物の倒壊等により、広域的に多数の救助・救急事象が発生することが予想される。このため、消防本部は、市保健医療班、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社、災害派遣された自衛隊、警察関係機関等との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、市保健医療班との連携による救護所の開設、医療機関への搬送等の迅速、的確な救助・救急活動を実施する。

(1) 部隊運用

救助・救急活動への部隊運用は、災害発生直後における火災多発時における部隊運用、さらには一定時間が経過した後における消防職団員の参集状況等、市の消防能力と火災の発生及び延焼拡大状況を考慮した部隊運用を実施する。

(2) 現場活動の基本方針

① 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

② 救助・救急活動

部・機関名	項目	対応措置
消防本部・消防団	救助・救急活動	<p>1 活動の原則</p> <p>救助・救急活動は、救命処置を要する傷病者を最優先とする。</p> <p>2 出動の原則</p> <p>救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>(1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>(2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>(3) 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>1 傷病者の救急搬送に際しては、消防本部班、県救護班等の車両の他、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉県消防局ヘリ、災害派遣された自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>2 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救急隊、県救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効果的な活動を行う。</p>
県警察		<p>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等、多人数の出入りする場所等を重点に行う。</p> <p>2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>

③ 救助・救急資機材の調達

初期における装備資機材は、原則として消防本部・署の保有するものを使用する。

装備資機材等に不足を生じた場合は、各関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

(3) 消防庁舎における救護活動

多数の救急事象の発生により、救急要請が短時間に消防機関へ殺到することが十分予測される。そこで、災害発生直後には、ほとんどの職員が現場活動で消防署を離れていることに留意し、県救護班の派遣を求める等、消防署での救護活動についても考慮する。

(4) 救護所との連絡体制

災害時における救護活動を効率的に実施するため、災害現場に災害対策本部により救護所が設置され、傷病者に対して必要な手当が実施される。傷病程度によっては適応する救急病院等の医療機関へ搬送するため、救護所の設置について確認を行うとともに、傷病者の搬送についての連絡体制の確立を図る。

(5) トリアージ・タグ（傷病者識別票）の活用による救護活動

多数の傷病者が発生している災害現場で、救急活動を効率的に実施するには、傷病者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な傷病者を優先して搬送する必要があるため、傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。また、トリアージ・タグについては、統一した様式のものを使用する。

(6) 受入れ医療機関の把握

傷病者の搬送に際しては、救急病院をはじめ受入れ可能な医療機関情報の把握が重要となる。そのため、消防本部・署と救急病院とのホットラインや広域災害医療情報ネットワーク等を活用し、受入れ可能な救急病院やその他の医療機関を把握し、搬送先をコーディネートできる体制を確立する。

(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施

傷病者を受け入れる医療機関については、遠距離となることや交通渋滞により救急車による搬送活動が困難になることが予測されるため、各防災機関の所有するヘリコプターの救急搬送体制の確立を図る。また、ヘリコプターによる救急搬送を実施する場合は、関係機関にその旨を周知する。

(8) 関係機関との連携

捜索・救助活動は、警察及び災害派遣された自衛隊と連携し、活動を実施する。また、救護活動は、市保健医療班、保健所、医師会及び日本赤十字社等と連携し、活動を実施する。

(9) 県内消防機関相互の応援

消防長は、大規模又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）が発生し、千葉県内消防機関による広域応援を必要と認めるときは、直ちに本部長（市長）を通じて、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）の消防長へ応援要請を実施する。

(10) 緊急消防援助隊の要請

本部長（市長）は、災害の状況から四街道市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第45条の緊急消防援助隊の

応援を、「緊急消防援助隊の応援の要請に関する要綱」第4条にに基づき、千葉県知事に要請する。

(11) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、負傷者の捜索救助を行う。(自衛隊派遣要請の基準:③遭難者等の捜索活動・・・死者、行方不明者、負傷者の捜索救助)

6 行方不明者の捜索 <消防署班、消防団班、四街道警察署>

(1) 実施機関

行方不明者の捜索(り災者の救出)は本部長(市長)が行う(災害救助法適用の場合、知事からの委任事務として、本部長(市長)が行う)。また、市だけで処理不能な場合は、他の市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 行方不明者の存否確認

- ① 市は、四街道警察署及び地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。
- ② 行方不明者の確認は、住民基本台帳等と照合した上で行う。

(3) 行方不明者の捜索

- ① 市は、行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、四街道警察署等関係機関や地域住民の協力を得て実施するものとする。
- ② 救助活動関係者が救出作業、又は行方不明者捜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案(原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施する。)を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す(第4章第6節「遺体の収容、処置」参照)。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う(第10章第2節「災害救助法の適用」参照)。

(5) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、行方不明者捜索を行う。

7 惨事ストレス対策 <消防本部>

消防、救助・救急活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 水防体制

1 水防計画 <消防本部班、消防署班、消防団班>

本市を包含する、水防法にもとづく水防計画として印旛利根川水防実施計画が定められている。この水防計画は、水防法のほか、千葉県水防計画及び印旛利根川水防事務組合水防実施に関する条例（昭和39年）にもとづき、本市を含む構成6市2町における次の要項について示している。

目 的	一級水系に係る洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を未然に防止あるいは軽減し公共の安全を保持すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・水防上緊要なる水防組織に関すること。 ・気象、水位の観測、通報連絡に関すること。 ・水防団受持配置に関すること。 ・巡視、警戒、出動、避難及び水防に必要な資材、器材、及び設備の整備運用等に関すること。

2 水防組織 <土木班、消防本部班、消防署班、消防団班>

(1) 水防区域

下利根川右岸印西市竹袋（旧手賀沼塚樋）より栄町入口までの一級水系

(2) 水防体制

水防活動を開始すれば水防本部の外に、水防支部4ヶ所、水防屯営10ヶ所を設ける。
水防本部は、栄町役場内組合事務局とする。

(3) 水防本部（印旛利根川水防事務組合）

組合事務所：印旛郡栄町安食台1丁目2番栄町役場内、水防部長 管理者：栄町長

連絡方法	電話番号	FAX番号
加入電話	0476-95-1111 (代表)	0476-95-4274 (代表)
	0476-95-0119 (直通)	0476-95-7630 (直通)
	030-409-9608 (携帯)	
千葉県防災行政無線	329-721	329-722

3 水防配備体制 <本部事務局、土木班、消防本部班、消防署班、消防団班>

印旛利根川水防事務組合にあつて、本市は第2次出動市町に位置づけられていて、水災の警戒及び防ぎよならびに信号等の業務を第1次出動市町村に委ね、後方にあつて水防資材の調達、供給、輸送及び水防本部長（組合管理者）より指令された場合に水防団

を出動する。

水防開始となれば、水防法第5条第3項の規定により、本市消防団は水防団となり、水防に関して水防本部長の所轄の下に行動する。本市の水防団（消防団）直轄支部の役員ならびに水防団員の配置は次のとおりとなる。

第4 水防支部—支部長—副支部長—支部詰水防団員—水防巡視員—出動水防団名
 1 1 3 2

栄町水防団 成田市水防団
四街道市水防団

市内の水防配備は以下のとおりとする。

- (1) 危機管理監は、大雨、洪水警報が発表され、又は市域内に浸水のおそれがある場合、直ちに四街道市災害警戒本部を設けるとともに消防長を通じて消防署及び消防団に待機命令を下すものとする。
- (2) 危機管理監は、四街道市災害警戒本部が設置された場合、必要に応じ管轄の消防署及び消防団の連絡員を災害警戒本部に詰めさせ、水防活動に支障のないように努める。
- (3) 災害警戒本部長（危機管理監）は、本部設置後、直ちに本部事務局長（危機管理室長）に命じ、印旛利根川水防事務組合にその旨を連絡させる。
- (4) 本市に災害対策本部が設置されたときは、この水防配備体制は災害対策本部に受け継がれ、同本部長の指揮監督を受けるものとする。

第4章 救援・救護活動

第1節 医療・救護

災害により地域の医療機能が喪失または低下したことに伴い、住民が適切な医療の提供を受けられない場合、地域医療の復旧に至るまでの間、市は、関係機関の協力のもと、医療救護活動を実施する。

1 実施機関 <保健医療班>

- (1) 医療救護は本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- (2) 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が窮迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- (3) 本市だけで処理不可能な場合は、国、県、他市町村、その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (4) (1)及び(2)により知事が行う場合は、以下により実施する。
 - ① 県が組織した救護班
 - ② 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
 - ③ 公益社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
 - ④ 一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
 - ⑤ 国立病院機構等で組織する救護班
 - ⑥ 一般社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
 - ⑦ 公益社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
 - ⑧ 公益社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班
 - ⑨ 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>
 - ⑩ 県健康福祉部が設置する災害医療本部
 - ⑪ 県が災害医療本部を設置した場合において、県健康福祉部の指示によって各地域

の健康福祉センターに設置される合同救護本部

⑫ 県と協定を締結した精神科病院等で組織する災害派遣精神医療チーム<DPAT>

2 医療救護体制 <保健医療班>

大規模な災害発生時には、印旛健康福祉センター（当初は日本医科大学千葉北総病院内）に印旛地域合同救護本部（以下、「合同救護本部」という。）が設置され、県災害医療本部等と連携して医療救護活動を行う。この際、管内における医療救護活動は合同救護本部長（印旛健康福祉センター長）の指揮の下、地域災害医療対策会議においてあらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。市は、保健センターに市救護本部（保健医療班）を設置し、合同救護本部、市内医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに市域での医療救護活動を実施するとともに、合同救護本部の行う活動に協力する。

【合同救護本部の設置】

設置者・管理者 (本部長)	知事・印旛健康福祉センター長	
指揮命令者	救護活動の実働は地域災害医療コーディネーター、運営全般は健康福祉センター長、最終的な指揮命令は知事	
構成員	地域災害医療コーディネーター 救護チーム員（医師・看護師・保健師・薬剤師・事務職等）、個人参加の救護者（医師・看護師等）、市町村職員、健康福祉センター職員、医療機関職員、その他	
合同救護本部の組織	調整班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の災害時の医療・救護活動の総合調整に関すること 管内の患者の搬送及び受入れの調整等に関すること
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること 県災害医療本部への報告及び支援要請に関すること その他合同救護本部長が必要と認める管内の医療・救護活動に関すること
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> 医療チーム（DMA Tを除く）の配置及び活動の調整に関すること
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> 管内の医療機関及び管内で活動する医療チーム（DMA Tを除く）への支援に関すること

3 災害医療情報の収集・提供 <保健医療班>

市は、市医師会、合同救護本部、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (1) 傷病者等の発生状況
- (2) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (3) 指定避難所及び救護所の設置状況
- (4) 医薬品及び医療資器材の需給状況

(5) 医療施設、救護所等への交通状況

4 救護班等の応援の要請 <保健医療班>

本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ協定に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（または合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずるものとする。

なお、救護班の主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- (3) 軽症患者等に対する医療
- (4) 指定避難所、救護所等での医療
- (5) 助産救護

5 救護所の開設 <保健医療班>

傷病者の対応は、市内医療機関の被災状況に応じて行われるが、医療機関だけでは対応しきれない場合、保健医療班は、指定避難所または医療施設の一部、その他本部長（市長）が必要と認めた場所に救護所を開設する。なお設置場所の選定は、傷病者の発生状況や施設の被害状況、医療スタッフの参集状況等を踏まえ、段階的に行う。また、合同救護本部等から医療チームの来援があった場合、市医師会等救護班は巡回または地域医療の復旧に切り替える。保健医療班は、引き続き傷病者の搬送、医薬品の輸送等の後方支援を行う。

6 後方医療機関への応援要請 <保健医療班、関係機関>

入院治療を要する患者が多数にのぼる等、市内において医療を確保することが困難な場合は、知事または合同救護本部に対し、災害拠点病院をはじめとする後方医療施設の広域的な確保と受け入れに必要な支援及び調整を要請する。

また、自衛隊が派遣された場合、保健医療班は自衛隊と協力し、救急患者、医師等の輸送を行う。

7 医薬品等の応援要請 <保健医療班>

市は、市内医療機関、薬局、医薬品販売業者等の協力により、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材の調達を行う。救護所、医療施設等で不足する医薬品等については、合同救護本部を通じて、県災害医療対策本部に提供を要請する。

また、血液製剤の不足については、各医療機関から日本赤十字社血液センターに供給を要請する。

8 傷病者等の搬送 <管財・財政班、保健医療班、消防署班>

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (1) 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (2) 緊急車両等による搬送は、最優先で治療の必要な者を優先する。
- (3) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ関係機関との連携のもとに実施する。
- (4) 市民は、自らの安全を確保した上で、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

9 災害時医療の費用負担 <管財・財政班、保健医療班、消防署班>

災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間は以下のとおりとする。

(1) 医療救護

① 医療救護の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- 1) 救護班:使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費
- 2) 病院または診療所:国民健康保険の診療報酬の額以内
- 3) 施術者:協定料金の額以内

② 期間

原則として災害発生の日から14日以内

(2) 助産

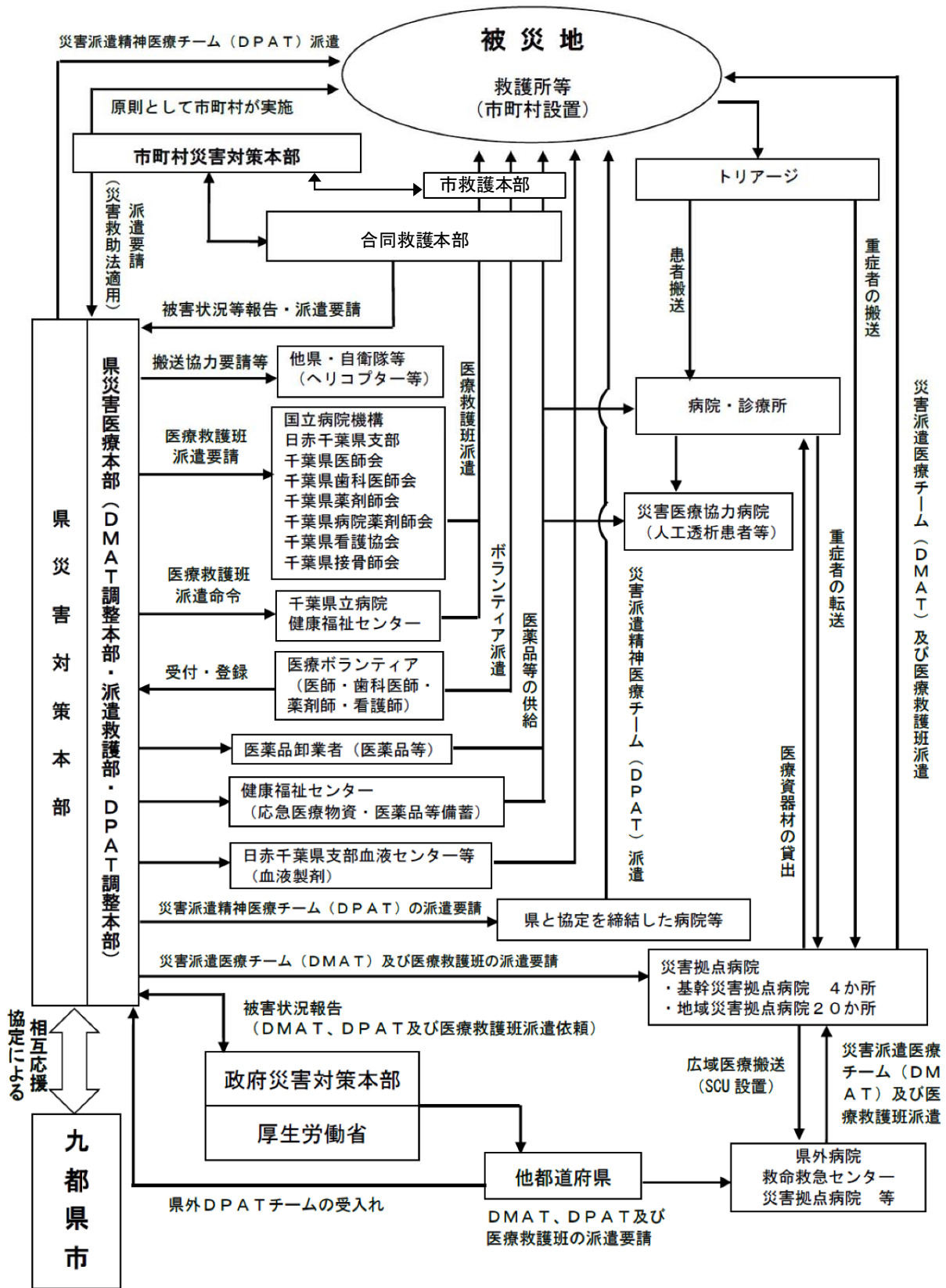
① 助産の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- 1) 産院、医療機関:使用した衛生材料、処置費、薬剤の実費
- 2) 救護班:使用した衛生材料の実費
- 3) 助産師:慣行料金の80%以内

② 期間

原則として分娩した日から7日以内

[医療救護活動の体系図（概念図）]



※ 「市救護本部」は、市保健センターに設置する。

第2節 応急避難

災害が発生し、二次災害を被るおそれがある場合やがけ等の崩壊により住居が危険にさらされたり、がけ崩れ等のために住居を失った場合等は、被災者を安全な場所に一時避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、住民の安全を確保する必要がある。このような場合の避難準備・高齢者等避難開始に関する情報の提供、避難勧告、指示、避難誘導、避難場所の開設等について計画する。

計画は、障害者、高齢者等の要配慮者の安全避難については特に留意する。

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） <本部事務局、避難所班、四街道警察署>

災害が発生した場合において、生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要が認められる場合、次により避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告及び避難指示（緊急）を総称する）を行う。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の実施責任者・区分等
 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発すべき権限のあるものは、災害の種類に応じてそれぞれの法律により次のとおり定められており、相互に連携をとり実施する。

[実施責任者]

実施責任者	区分	災害の種類	関係法
市長（ただし、市長がその職務を行えない場合は知事）	避難勧告 避難指示（緊急）	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官又は海上保安官	避難指示（緊急）	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
水防管理者（市長、水防事務組合管理者）	避難指示（緊急）	洪水	水防法第29条
知事又はその命を受けた県職員	避難指示（緊急）	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
災害のための派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（ただし、その場に警察官がない場合に限る）	避難指示（緊急）	災害全般	自衛隊法第94条

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う時

原則として、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う最終的判断は、消防本部・署、四街道警察署等の防災関係機関からの情報も踏まえて、本部長（市長）が行う。避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合、災害の状況により様々な場合が予想され、避難勧告、避難指示（緊急）を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえるため、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と、同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合について以下の条件を考慮のうえ決定する。

また、自主防災組織、区、自治会、消防団等の協力を得て、要配慮者に対する確実な伝達を行うものとする。

※避難勧告：その地域の居住者等に対し避難を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為。

※避難指示（緊急）：

被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせる行為。しかし、指示に従わなかったものに対しての直接強制権や罰則規定はない。

※避難準備・高齢者等避難開始：

災害発生の危険性が高まった時に地方自治体が発する避難勧告等の一つとして、新たに加えられた情報である。災害対策基本法に定められている、避難勧告、避難指示（緊急）とは違い法的定めはない。この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する要配慮者に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

① 避難勧告等の判断基準

1) 土砂災害に対する避難基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測等を含めて総合的に判断して発令する。

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
連続雨量が200mmを超えたとき。 土砂災害警戒情報	連続雨量が200mmを超え、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想されるとき。	土砂災害の前兆現象が認められるとき。 土砂災害が発生したとき。
その他、市長が必要と認めたとき。		

2) 浸水に対する避難基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測等を含めて総合的に判断して発令する。

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
警戒水位を超え、河川氾濫のおそれがある場合。	計画高水位を超え、河川氾濫のおそれがある場合。	堤防決壊等で河川氾濫が生じたとき。
その他、市長が必要と認めたとき。		

※河川水位の設定

河川名	観測位置	警戒水位	計画高水位
鹿島川	馬渡水位観測計	280cm	410cm

[避難勧告、避難指示（緊急）の条件及び方法]

区分	条件及び方法
趣旨	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険予想地域の住民に事態の周知を図り、避難勧告・避難指示（緊急）を行う。
条件	<p>[局地的な被害による場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の内水氾濫による浸水の危険があるとき ・火災が拡大するおそれがあるとき ・爆発のおそれがあるとき ・ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき ・がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき ・建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき <p>[広域的な被害による場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県本部長からの避難についての勧告又は避難指示（緊急）の要請があったとき ・延焼火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき ・ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき ・その他市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

伝達内容	発令者、避難すべき理由、避難対象地域、避難先、避難経路、注意事項(戸締まり、携行品等)
伝達方法	防災行政無線、広報車、ビラ・ポスター、インターネット等、災害対策基本法第57条による放送機関への要請 防災バイク隊、区・自治会、自主防災組織、消防団等による伝達等 (第2章 第3節 「広報活動」参照。)

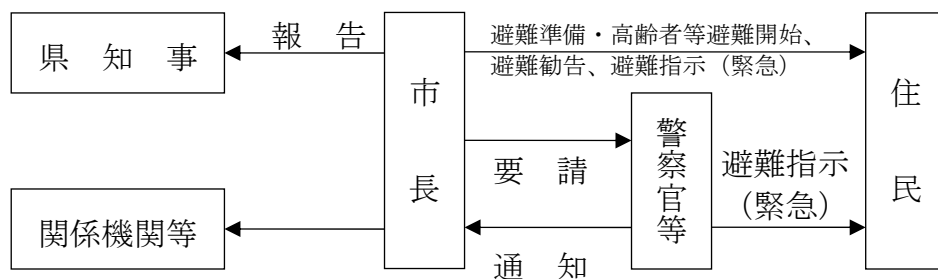
本部長（市長）が、避難の勧告又は避難指示（緊急）を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- 1 避難対象地域
- 2 避難先
- 3 避難経路
- 4 避難の勧告又は避難指示（緊急）の理由
- 5 その他必要な事項

(3) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定できる。

[避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の流れ]



※避難の必要がなくなったときはその旨公示しなければならない。

(4) 知事への報告

本部長（市長）は、以下の場合に知事に報告等を行う。

- ① 避難準備・高齢者等避難開始を発令したとき。
- ② 避難勧告を発令したとき。

- ③ 避難指示（緊急）を発令したとき。
- ④ 避難の必要がなくなったとき。
- ⑤ 警察官が避難のための立退きを指示し、もしくは立退き先を指示した旨、本部長（市長）に通知があったとき。
- ⑥ 報告事項
 - 1) 発令者
 - 2) 発令の有無及び発令日時
 - 3) 避難の対象地区、対象世帯数、人員数
 - 4) 避難の理由、避難先
 - 5) 指定避難所開設の日時、場所、施設名
 - 6) 収容状況及び収容人員
 - 7) 開設期間の見込み

（5）関係機関への通報

本部長（市長）は、避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始等を流すときは、関係機関に対して連絡し、必要に応じて協力を要請するものとする。

- ① 県の関係機関
 - 1) 印旛土木事務所（県が管理する道路からの避難経路の確保）
 - 2) 四街道警察署（避難誘導、避難勧告又は指示された地域等や指定避難所の防犯）
- ② 避難場所の管理者
 - 1) 学校長等（指定避難所の開設）
- ③ 消防機関
 - 1) 消防本部
 - 2) 消防団本部

2 避難の方法 <土木班、消防署班、消防団班>

（1）避難行動

地震が発生し避難する場合、原則として、自主防災組織、区・自治会が中心となって自助・共助により避難する。

① 避難の準備

避難の準備に際しては、次の事項を周知徹底するものとする。

- 1) 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。
- 2) 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、

電気、ガス等の保安処置を講ずる。

3) 非常持ち出し品等は必要最小限にとどめ、平素から準備しておく。

② 段階避難

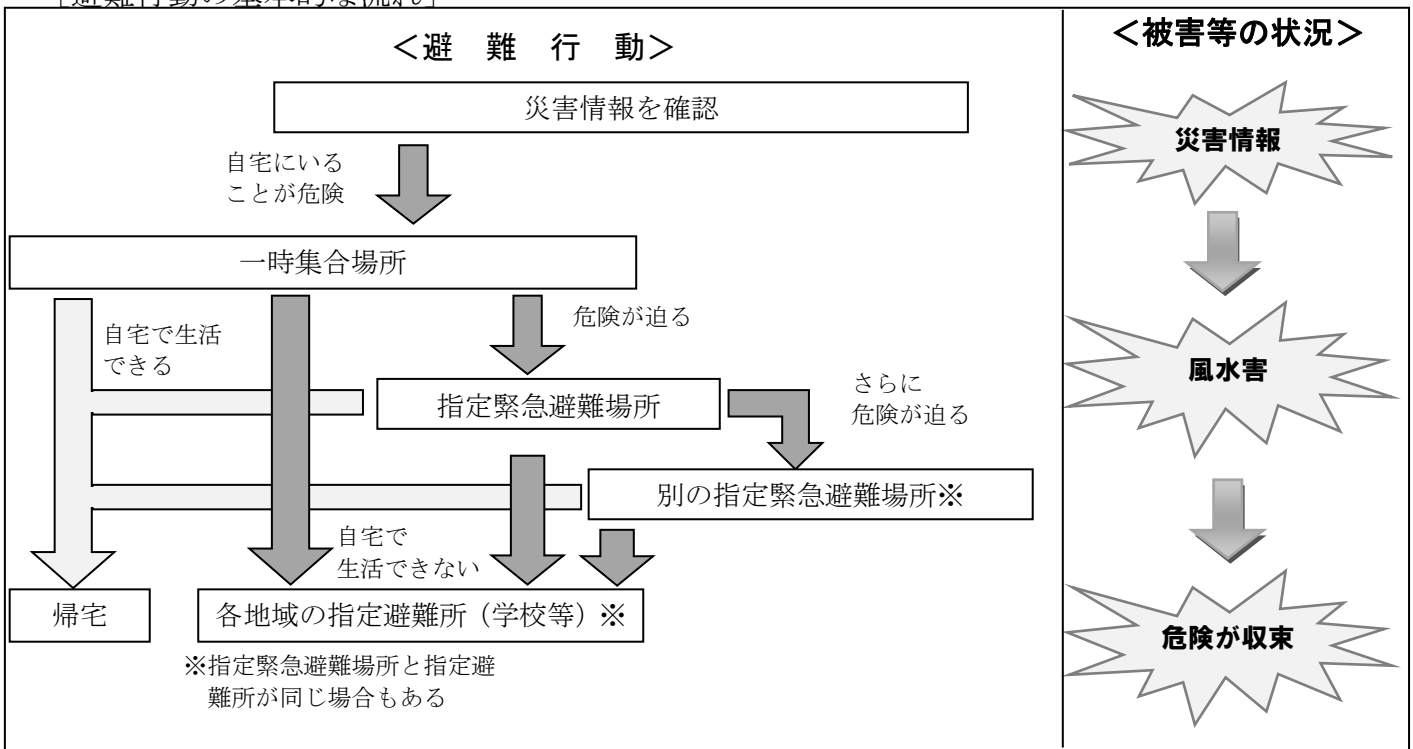
基本的な避難行動として、自主防災組織、区・自治会等で事前に定めておいた一時集合場所（公園・空地等）に集合し、自主防災組織、区・自治会等による集団を形成して避難を開始する。

なお、避難に際しては、災害の状況を踏まえて、適切な避難先及び避難経路を選択し、臨機応変な避難行動をとるよう努める。一時集合場所に集合することが危険な場合等は、直接、安全な避難場所に避難する。

③ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続

危険が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。なお、市民は自宅等の安全性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。

〔避難行動の基本的な流れ〕



(2) 避難誘導

避難する場合は、原則として、自主防災組織、区・自治会等が避難誘導を行う。

避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始、を発令した場合、警察署、消防署の協力のもと、自主防災組織、区・自治会等と連携して避難誘導を行う。

① 誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、危険箇所の標示、なわ張り等を

する他、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。指定避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行い、浸水等の場合は、ロープ等の資機材を利用して安全を図る。

- ② 自主防災組織、区・自治会等は、地域住民の集団避難を促す。
- ③ 最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

(3) 避難順位

緊急避難の必要がある地域や施設から避難を開始する場合、通常は次の順位とする。

順位	被災者
1	障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者及びこれらの介助者
2	順位1以外の市民
3	防災業務従事者

(4) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、都市部各班、消防署班、消防団班は自衛隊と協力し、避難者の誘導、輸送等を行う。

3 指定避難所の開設 <避難所班>

(1) 市による開設

- ① 施設の勤務時間内に、災害対策本部からの開設指示があった場合、指定避難所の学校長等施設管理者は、指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。また、緊急を要するときは施設管理者の判断で開設する。
- ② 勤務時間外の場合は、あらかじめ指定された市職員が指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
- ③ 指定避難所の職員は、指定避難所の状況を防災無線等により災害対策本部に連絡する。
- ④ 施設管理者は、災害発生後、施設の被災状況を点検し、建物の破損やライフラインの確認を行うとともに、必要に応じ使用や立入禁止の措置等を行う。また、速やかに、受水槽の給水栓を閉め、飲料水を確保し、給水活動を行う。
- ⑤ 市は災害発生後、速やかに応急危険度判定により、指定避難所の安全性を確認する。

(2) 避難所運営委員会による開設

災害発生後、災害対策本部からの指定避難所の開設指示がある前の段階や、学校長等の施設管理者が不在の際に、指定避難所の周辺地区に多数の被災者が発生した場合に備えて、指定避難所運営委員会が指定避難所を開設するための仕組みを検討する。

(3) その他指定避難所となる民間施設等の利用

指定避難所のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、その他指定避難所となる民間施設等の利用と、企業、地域（区・自治会、自主防災組織）等の協力を得て対応する。

(4) 指定避難所開設時・開設後の報告等

- ① 指定避難所を開設した場合は、本部長（市長）は、ただちに指定避難所開設の状況を県知事に報告する。
- ② 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から原則として7日以内とするが、7日の期間内に指定避難所を閉鎖することが困難な場合は、延長することができる。
- ③ 災害救助法の事務手続きは総務班が行う。

（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）

4 指定避難所の運営 <福祉班、保健医療班、避難所班>

(1) 指定避難所の運営

- ① 指定避難所の運営は、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。
- ② 市は指定避難所の運営の事務的な支援や市災害対策本部との連絡のために避難所班等の職員を派遣する。
- ③ 施設管理者は、避難者による指定避難所の自主運営が速やかに行われるよう協力・支援する。
- ④ 避難所運営委員会は、自らが作成した運営マニュアル等に基づき指定避難所運営を行う。
- ⑤ 災害発生直後は、福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した福祉スペースの確保に努める。

[指定避難所運営の内容 (例)]

時間の経過	運営の内容
開設直後	<input type="checkbox"/> 建物の安全確認 <input type="checkbox"/> 施設内の設備の点検 <input type="checkbox"/> 指定避難所運営のために使う場所の指定 ・ 指定避難所として利用可能な場所 ・ 立入禁止にする場所 <input type="checkbox"/> 指定避難所運営のために使う場所、ペット専用場所の指定 <input type="checkbox"/> 避難してきた人々の受け入れ場所の指定 <input type="checkbox"/> 避難してきた人々の受付、避難者名簿の作成 <input type="checkbox"/> 負傷者等の把握、指定避難所内での応急処置 (対応が困難な場合は、市災害対策本部へ対応要請) <input type="checkbox"/> 利用者のグループ分け (要配慮者等を考慮) <input type="checkbox"/> 市災害対策本部への連絡 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達手段の確保 <input type="checkbox"/> 備蓄している水や食料、物資の確認・配給 <input type="checkbox"/> 安全対策、犯罪防止
2日目～1週間程度	<input type="checkbox"/> 組織の代表者の選出 <input type="checkbox"/> 各運営班の設置 <input type="checkbox"/> 指定避難所内ルールの決定及び周知 <input type="checkbox"/> 各種情報の提供 (掲示板、災害広報紙、TV設置等) <input type="checkbox"/> 学校教育再開との調整
1週間以降も長期化する場合	<input type="checkbox"/> 避難生活の長期化による避難者のストレス等への配慮 <input type="checkbox"/> 指定避難所や、指定避難所内のスペースの統廃合 <input type="checkbox"/> 学校教育再開との調整

(2) 指定避難所における要配慮者等への配慮

指定避難所の生活において、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。また、指定避難所におけるペットの扱い等について検討する。

[指定避難所運営上の配慮事項 (例)]

対象	内容
女性や子ども	<input type="checkbox"/> 女性や子どものための相談窓口 <input type="checkbox"/> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 <input type="checkbox"/> 女性専用の物資配布 <input type="checkbox"/> 防犯対策 <input type="checkbox"/> 交流 (遊び) スペースの確保 <input type="checkbox"/> 子ども用の生活用品の導入
要配慮者	<input type="checkbox"/> 和室やトイレに近い場所での収容スペースの確保 <input type="checkbox"/> 福祉関係者との連携による相談や介護等の支援 <input type="checkbox"/> 音声と文字での伝達や手話通訳者の配置 <input type="checkbox"/> 指定避難所生活が困難な場合には、福祉避難所への移動を災害対策本部へ要請
その他	<input type="checkbox"/> 指定避難所におけるペットの対策

(3) 指定避難所における衛生環境整備

感染症・食中毒予防のため、基本的に居住区域は土足禁止とし、トイレやごみ置き場での排泄物や生ごみの処理について、避難者への周知徹底を図る。

5 指定避難所外の避難者対策 <保健医療班、避難所班>

自主防災組織、区・自治会の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者準ずる支援を行う。

また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

6 福祉避難所の開設及び運営 <福祉班>

(1) 福祉避難所の開設

障害者及び高齢者の要配慮者で通常の指定避難所では避難生活が困難な者を收容するため、福祉避難所を開設する。

なお、開設にあたり、避難所運営委員会は、指定避難所に收容されている要配慮者を調査し、災害対策本部に報告する。

また、在宅で避難をしている要配慮者等の状況については、民生委員・児童委員、自主防災組織、区・自治会等の情報を基に把握するものとする。

① 調査結果に基づき、福祉避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定した施設の受入可能状況を把握した上で、施設に職員を派遣し、福祉避難所を開設する。

② 指定避難所での生活が困難と認められる者を福祉避難所に移送するにあたっては、当該対象者を介助する者又は市が避難所運営委員会やボランティア等の協力も得て行う。

(2) 福祉避難所の運営

派遣職員は、施設管理者と連携して、要配慮者の特性に応じた受け入れ調整や生活支援を実施する。

派遣職員は、必要な人員・物資等を把握し、不足が生じた場合は災害対策本部に連絡し調達する。

(3) 福祉避難所以外の公共施設等への收容

あらかじめ指定した福祉避難所だけでは、要配慮者を收容できない場合は、他の公共施設を福祉避難所とし、それでも不足する場合は、県や協定自治体等での收容を要請する。

第3節 飲料水、食料、生活関連物資の供給

災害発生後、住宅の被害等による指定避難所の避難者や在宅避難者に対し、迅速かつ円滑な飲料水、食料、生活関連物資の供給活動を実施するものとする。

1 応急給水 <水道供給班>

(1) 実施機関

- ① 飲料水の供給は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 給水量

生命維持に最小限必要な量として1人1日3リットルを目標とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

(3) 給水方法

本市では、自己水源及び印旛広域水道用水供給事業からの受水により供給しており、給水車等により小中学校等の応急給水所に運搬し給水する。また、状況により仮配管による給水を行う。

(4) 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関、社会福祉施設及び救護所等より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先的に対応する。

(5) 水質の安全対策

応急給水資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(6) 広域応援の受け入れ

応援要請に伴い、他の水道事業者から応援の申し出があった場合は、水道供給班が

調整のうえ受け入れる。

(7) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、水道供給班は自衛隊と協力し、給水活動を行う。

(8) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

2 食料の供給 <福祉班、保健医療班、物資供給班、避難所班>

(1) 実施機関

- ① 炊き出しその他による食品の供与・食料の供給は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 配布の対象者

- ① 指定避難所へ避難した者
- ② 自宅にあっても、住宅に被害をうけて炊事のできない者
- ③ 指定避難所外の避難者（指定避難所の敷地内の車中・テント生活者等の指定避難所の近隣の場合及び指定避難所から遠い場所に滞在する避難者）で炊事のできない者
- ④ 旅行者、宿泊人等。また、本部長（市長）が必要と認める者。
- ⑤ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者。

(3) 食料の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、発災直後は加工食品を中心とした供給計画を作成する。
- ② 食料の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 食料の調達・搬送

① 備蓄食料

物資供給班は、備蓄食料を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。

② 調達食料

物資供給班は以下の方法により食料を調達する。

- 1) 米穀、乾パン、乾燥米飯の調達は、本部長（市長）が災害の発生に伴い給食に必要とする数量を知事に要請する。
- 2) 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- 3) 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- 4) 調達食料は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

③ 救援食料

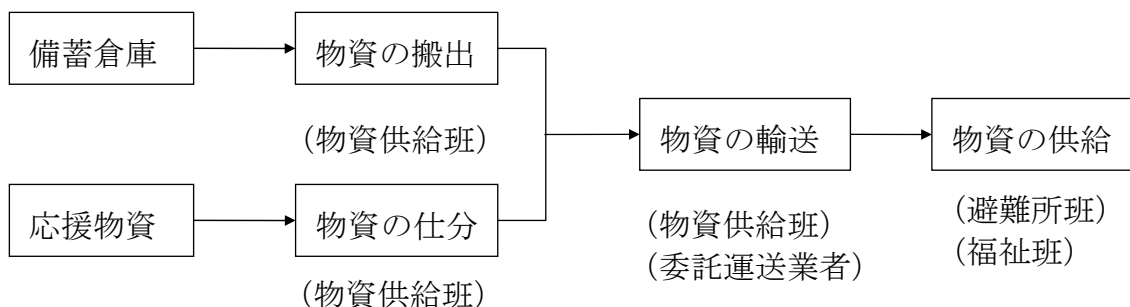
- 1) 市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- 2) 県及びその他の市町村等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品に仕分のうえ各指定避難所へ搬送する。

④ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

⑤ 食料の調達については、栄養士等の助言も得て実施するものとする。

⑥ 食料の保管等の衛生管理に必要な資機材の配置に努める。

[物資の主な流れ]



(5) 食料受払の管理

食料の受領又は供給について、食料の種類（主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品）・数量及び供給先名等を確認のうえ、食料受払簿等を作成して適切な管理を行う。

（6）炊き出し

① 炊き出しの方法

炊き出しその他による食品の供給は、米穀、乾パン、乾燥米飯又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与にあたっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。

- 1) 炊き出しは、市からの食品等の供給を補完するものとして、指定避難所運営委員会やボランティア等が任意で行うことを原則とする。
- 2) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。
- 3) 他団体等からの炊き出しの申し出については、避難所班が関係部と調整のうえ実施する。

② 炊き出し場所

炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の屋外とする。

（7）自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、避難所班は自衛隊と協力し、炊き出しを行う。（自衛隊派遣要請の基準：⑨炊飯及び給水の支援・・・緊急を要し、他に適当な手段がない場合）

（8）災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

3 生活関連物資の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班>

（1）実施責任者

- ① 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給の対象者

住宅に被害を受け、被服・寝具その他の日用品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者とする。

(3) 物資の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。
- ② 物資の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 物資の調達・搬送

① 備蓄物資

物資供給班は、備蓄物資を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。備蓄倉庫は市内に分散配置する。

② 調達物資 物資供給班は以下の方法により物資を給付する。

- 1) 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する。
- 2) 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- 3) 調達物資は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。

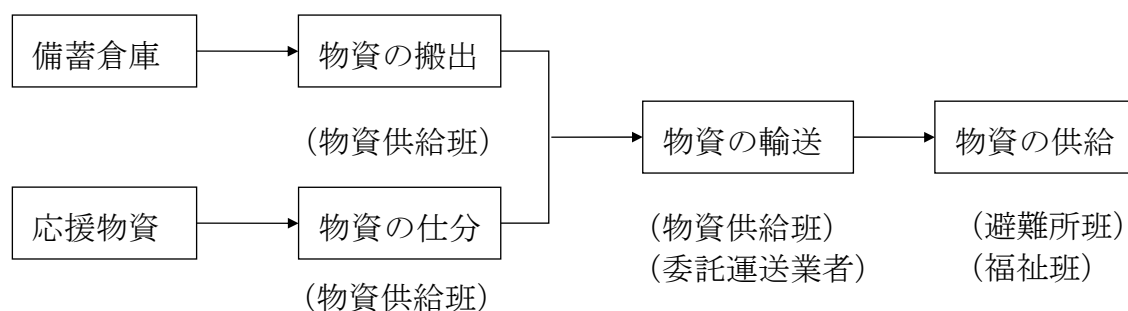
これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

③ 救援物資

- 1) 市において物資の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- 2) 県及びその他の市町村等からの救援物資は、テント所有者や倉庫業者と協定を締結し、物資の適正な保管管理に努める。
- 3) 一時集積所は、受入れ物資を種類ごとに分別し保管する。
- 4) 一時集積所に屋根がない場合、テント所有者等の支援を受ける。

④ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

[物資の主な流れ]



(5) 物資受払の管理

物資の受領又は供給について、物資の種類・数量及び供給先名等を確認のうえ、物資受払簿等を作成して適切な管理を行う。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、物資供給班は自衛隊と協力し、物資の搬送を行う。(自衛隊派遣要請の基準：⑧人員及び物資の緊急輸送・・・緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送。但し、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)

(7) プッシュ型支援への対応

- ① 情報の寸断や行政機能の低下等、市が県に対して必要物資等の状況を伝えることが困難な状況の場合に、県、国が市からの具体的な要請を待たずに物資の供給を行うプッシュ型支援を想定し、物資等の備蓄状況や集積拠点等について、県との情報共有を図る。
- ② 一時集積所に物資が過剰集中することで当該施設が利用できないことが考えられるため、市内倉庫・運送業者と協定を締結し、災害時にプッシュ型支援物資を受け入れ及び保管、各指定避難所までの運送を委託する。

(8) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う(第10章第2節「災害救助法の適用」参照)。

第4節 建築物・住宅応急対策

災害により住宅が焼失、又は倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、県、市の連携のもとに応急仮設住宅の建設、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等を行う。

また、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

1 応急仮設住宅の建設 <建築班>

(1) 実施機関

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合、県知事が行い、県知事から委任されたとき、又は県知事による救助の時間的余裕がないときは、県知事の補助機関として本部長（市長）が行う。

- ① 応急仮設住宅の建設は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が焼失、倒壊又は流失した者
- ② 居住する住宅がない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない者
- ④ 被災時に本市に居住していた者（住民登録の有無は問わない）

(3) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）

① 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、水害、土砂災害等の危険地でないこと等を考慮して選定する。

② 応急仮設住宅の着工期間

着工期間は、災害等により迅速な処理が困難である場合を除き、災害発生の日から20日以内とし、必要に応じて建設業組合等に応援を求める等、迅速な措置を図る。

③ 応急仮設住宅の規模

一戸当たりの規模は29.7㎡（9坪）を基準とし、軽量鉄骨等の組立住宅とする。

（４） 応急仮設住宅の管理等

- ① 県知事が設置する応急仮設住宅の管理について、本部長（市長）は、これに協力する。
- ② 災害救助法による応急仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第4項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とする。
- ③ 応急仮設住宅の入居者に対し、以下の対策を行う。
 - 1) 一般住宅等への転居を進める。
 - 2) 公営住宅等に空き室がある場合は、被災者の入居斡旋を実施する。
 - 3) 公営住宅等に空き室がない場合は、他の市町村の公営住宅等への入居斡旋を県へ要請する。

（５） 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

2 被災住宅の応急修理 <建築班>

（１） 実施機関

- ① 住宅の応急修理は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当該市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

（２） 応急修理の対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

（３） 修理方法

修理方法は、建設業者との請負契約により建築班の監督指導のもとに実施する。

（４） 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とする。

(5) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う(第10章第2節「災害救助法の適用」参照)。

3 住宅敷地内障害物の除去 <土木班、建築班>

(1) 実施機関

- ① 住居又はその周辺に運ばれた土砂、林木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、本部長(市長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助する。
- ② 本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 当市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(実施期間については、第10章第2節「災害救助法の適用」参照)。

(2) 障害物除去の対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住宅の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力では、障害の除去ができない者

(3) 障害物除去の方法

救助実施機関は、人夫又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限る(応急的救助に限る)。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う(第10章第2節「災害救助法の適用」参照)。

第5節 防疫・保健衛生

災害時における感染症や食中毒の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ強力に防疫・保健衛生対策を実施する。

1 防疫活動 <保健医療班、環境衛生班>

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、被害地区の家屋周辺において感染症が発生し、又は、発生するおそれがある時はその地域を重点的に消毒し、同時にネズミ及び昆虫等の駆除を実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班、保健医療班は自衛隊と協力し、防疫活動を行う。

- (1) 防疫は、被災状況に応じて印旛健康福祉センター及び市医師会等にも協力を求めて環境衛生班が実施する。
- (2) 地域住民の協力を得て、市内の道路、公園、その他必要な場所を消毒する。また、印旛健康福祉センター等の協力を得て、検病調査、指定避難所の防疫指導及び予防宣伝の業務を迅速かつ的確に行う。
- (3) 感染症患者又は病原体保有者を確認したときは、速やかに印旛保健福祉センターへ連絡すると共に、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。
印旛健康福祉センター長は感染症第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。
- (4) 地域住民の協力を得て情報の把握に努めるとともに、被害地区に必要な薬剤の配布を行う。
- (5) 衛生状態の悪化や感染地域の拡大により、防疫に必要な人員・器具機材等が不足する場合は、県及びその他関係機関に応援要請を行う。
- (6) 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況について随時、印旛健康福祉センターに報告する。

2 保健衛生活動 <保健医療班>

本市及び印旛健康福祉センターは、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。

- (1) 市医師会、印旛健康福祉センター等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持、健康相談等を実施し被災者の健康管理を行う。

特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュ

ニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

- (2) 市の把握する要配慮者等に関する情報と印旛健康福祉センターの把握している要配慮者の健康状態に関する情報の共有・交換を行う。
- (3) 避難生活における重要な健康課題となる、感染症、心の健康、車中泊等によるエコノミークラス症候群について、早期からの積極的な予防活動に努める。

3 資機材の調達・備蓄 <保健医療班、環境衛生班>

環境衛生班及び保健医療班は、防疫活動や保健衛生活動に必要な薬剤及び資機材の備蓄に努めるものとする。

4 ペット対策 <環境衛生班>

- (1) 市は、飼い主の被害等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛健康福祉センター（印旛保健所）、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。
- (2) 負傷したペットについては、市は千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携して救護活動を実施する。
- (3) ペットの飼い主は、普段からペットのケージ、食料等を準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。市は、災害時のペットの取り扱いについて理解されるよう、広報等により啓発活動を行う。

第6節 遺体の収容、処置

災害により行方不明の者、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、及び死亡者の収容・埋葬等について定める。

1 実施機関

- (1) 遺体の搜索、収容、埋葬は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- (2) 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- (3) 当市だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

※災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

2 遭難者等の搜索 <土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

遭難者の搜索は、消防署班、消防団班が、四街道警察署、その他区・自治会、自主防災組織等の協力を得て以下のとおり実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、遭難者の搜索を行う。

- (1) 搜索活動は、消防署班、消防団班が四街道警察署、自衛隊等と連絡を密接にとりながら、実施する。
- (2) 搜索活動中に遺体を発見したときは、本部事務局及び四街道警察署に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、現地の一定した場所に集め、警戒員を配置し監視を行う。

3 遺体の検案 <保健医療班、関係機関>

原則として、現地において警察官が検視（見分）した後の遺体は、保健医療班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり、遺体の検案を実施できる体制を整える。

- (1) 遺体の検案は、県警察における計画を除き、本部長（市長）は検案医師等について、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人

相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。

- (4) 検案を終えた遺体は、保健医療班が各部、関係機関等の協力を得て、本部長（市長）が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送し、環境衛生班に引き継ぐ。

4 遺体の収容・安置 <市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署>

環境衛生班は、四街道警察署、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- (1) 環境衛生班は、本部長（市長）の指示に基づき市内の病院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定して、遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適切な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- (2) 市内葬儀業者等との協力体制を構築し、遺体収容所や納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。
- (3) 遺体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 市民窓口班に対して死体処理台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- (6) 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、死体処理台帳により整理のうえ引き渡す。

5 火葬・埋葬 <環境衛生班>

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

- (1) 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理表を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理表により整理のうえ、引き渡す。
- (5) 火葬場の所在、名称を以下に示す。

名 称	所 在 地	規 模	連 絡 先
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合・さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	8基	484-0846

(6) 応援要請

環境衛生班は、市で使用する火葬場が災害により使用できない場合及び火葬場の能力を上回る死者が発生した場合は、県に対し火葬場の斡旋を要請する。

(7) 遺体の搬送

市外や県外の火葬場への遺体の搬送については、遺族による業者の雇用等により対応し、必要に応じ関係機関等の車両等による搬送を要請する。また、知事に要請し、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班は自衛隊と協力して遺体の搬送を行う。

第7節 帰宅困難者等対策

大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、県と連携して各種施策の推進を図る。

1 帰宅困難者等

通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩による帰宅が困難になる者を「帰宅困難者」とする。また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な者を「徒歩帰宅者」とし、帰宅困難者と徒歩帰宅者の両方を含めて「帰宅困難者等」とし、両者を対象とする。

2 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。事業所等の組織に属していない人々は、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到する等、パニック発生の要因となることが考えられる。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇することや、救急・救助の妨げとなることが考えられる。

(3) 安否確認の集中

発災時には、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、被災現地となった場合、安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。

(4) 水、食料、毛布等の需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、職場等において水、食料、毛布等の備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することが考えられる。

3 帰宅困難者対策の実施<本部事務局、土木班、建築班、道路班、避難所班、関係機関>

(1) 基本的考え方

- ① 南関東地域は、職場や学校等の人々が集まる施設が集積しており、多くの人が都県を越えて通勤・通学を行っており、帰宅困難者対策は広域的な対応が不可欠である。
- ② そこで、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会、駅周辺帰宅困難者等対策協議会等

において、広域的な対応の協議を進め、県、市町、警察、消防、交通事業者、大規模集客施設事業者、企業、学校等が、それぞれの役割分担を明確化するとともに、連携・協力体制の構築を図る。

- ③ 市は、帰宅支援施設及び一時滞在施設の指定、運営を行う。帰宅支援対象道路の選定と帰宅支援施設及び一時滞在施設の指定調整は県が行う。

(2) 本市における対応

① 普及・啓発の実施と平常時からの備え

- 1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則、交通規制計画の周知による車両帰宅の抑制
- 2) 安否確認手段の周知・広報と安否確認体制の確立の呼びかけ
- 3) 企業・学校等への一時収容対策等の呼びかけ
- 4) 組織に属さない帰宅困難者等への対応の検討と準備の呼びかけ
- 5) 個人への啓発

② 発災直後の混乱防止

- 1) 早期の情報提供による混乱の抑制と一斉帰宅の抑制
- 2) 鉄道運行状況等に関する早期情報提供体制の確立
- 3) 交通規制の実施に関する早期情報提供体制の確立

③ ターミナル駅等における滞留者への支援

- 1) 関係機関との協力による混乱防止・円滑な誘導體制の整備
帰宅困難者等支援広場、一時滞在施設の指定及び誘導、観光客等への情報提供の充実、駅周辺における混乱防止等
- 2) 滞留者の輸送

④ 円滑な徒歩帰宅のための支援

- 1) 支援体制の構築
帰宅支援対象道路の選定、帰宅支援施設の設置、運営
- 2) 情報・物資等の提供
発災時における情報収集・提供、沿道の自治会・事業者等による支援、コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等における支援
- 3) 救急・救護体制等

⑤ 指定避難所における帰宅困難者等対策

⑥ 四街道市安全安心ステーションにおける対応

市では平成23年5月より四街道市安全安心ステーションを設置し、市内における防犯拠点として活動を行っている。当該施設は帰宅困難者等が多く発生することが予想される四街道駅の駅前に立地していることから、「災害時帰宅支援ステーション

(仮称)」として位置づけ、徒歩帰宅者に対する必要な支援を行うこととする。

1) 運営体制

四街道市安全安心ステーションには四街道市防犯協会事務局があり、夜間を除き年間無休体制で運営している。災害発生時の「災害時帰宅支援ステーション(仮称)」の運営においても、災害発生時の応援協定を締結することにより、市防犯協会が主体的に運営するものとする。

2) 支援の内容

- a 飲料水の提供
- b トイレの提供
- c 休憩所の提供(施設2階会議室の開放)
- d 各種災害情報の提供

(3) 事業所における対応

① 施設内での待機

事業者は、災害発生後、事業所等施設の安全性を確保するとともに、災害関連情報等入手し、従業員等を施設内または他の安全な場所に待機させるものとする。また、来所者に対しても、従業員等に準じて、施設内または他の安全な場所で待機させるものとする。

② 施設内で待機できない場合

事業所等施設内で待機することが安全でない場合、事業所は、市からの一時滞在施設等の情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。

③ 従業員等への情報提供

事業所は、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。

④ 徒歩による帰宅の支援

災害発生後の交通機関の輸送力については限りがあることを踏まえ、事業者は、徒歩による帰宅が可能な従業員等に対し、原則として徒歩で帰宅するよう促すものとする。このため、事業者は、徒歩帰宅に対する支援を行うものとする。

(4) 防災関係機関等の役割と住民への周知

大規模災害時の帰宅困難者対策は、多岐にわたるとともに、行政界を超える対応が必要であり、九都県市が共同で進めているガソリンスタンド事業者及びコンビニエンスストア等フランチャイズチェーンとの帰宅支援協定について住民に周知を図り、大規模災害により交通が途絶した場合の帰宅困難者に対し、水道水やトイレ、災害情報の提供が受けられるよう関係機関が分担・連携して対策を行うことが重要である。

また、災害発生時の帰宅困難者の安否情報についても、災害用伝言ダイヤル(171)、災

害用伝言板、災害用伝言板（Web171）、ツイッター、フェイスブック等のSNS、IP電話等の利用について住民に周知を図る。

- * 帰宅困難者支援協定に賛同した店舗については「災害時徒歩帰宅支援ステーション」と呼称し、「災害時徒歩帰宅支援ステーション」のステッカーを店舗の入口等、利用者の見えやすい位置に提出する。

第5章 都市施設等の応急対策

第1節 公共施設の応急対策

1 道路・橋梁 <土木班、道路班、関係機関>

災害が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者は、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保をはかるため、迂回路の選定或いは通行の禁止又は制限等の措置等の利用者の安全対策及び応急措置並びに復旧対策を講じる。

(1) 災害時の応急措置

- ① 県（印旛土木事務所）は、千葉県地域防災計画に基づき市の応急対策を援助し、県災害対策本部の活動体制に従い、応急措置を行う。市からの道路・橋梁被害報告をまとめ、緊急度に応じ応急復旧、障害物の除去等総合対策の検討及び調整を行う。
- ② 市及び関係機関は、道路の亀裂・陥没・損壊又は落橋等による通行不能箇所を調査し、速やかに通行止め等の応急措置を行う。

(2) 応急復旧対策

- ① 国・県は、被害を受けた国・県道を速やかに応急復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路に指定されている路線を最優先に応急復旧を行う。
- ② 東日本高速道路(株)は、同社の防災業務計画の定めるところにより、直ちに災害応急活動を行う。
- ③ 市及び関係機関は、被害を受けた市道を速やかに応急復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。
- ④ 市は、緊急輸送道路として指定した路線を最優先に障害物を除去し、その後逐次一般市道の復旧作業を実施する。

2 下水道施設災害対策計画 <下水道班、関係機関>

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制の整備に努める。

(2) 緊急活動

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行う。なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(3) 応急復旧対策

応急復旧にあたっては、被害の状況・原因等の調査を行い応急復旧対応の内容を決定し、復旧工事を実施する。

(4) 防災資機材の整備・備蓄対策

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力、協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広告対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に勤める。

第2節 土砂災害対策 <本部事務局、土木班、建築班、道路班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、関係機関>

土木班は、台風等の降雨による土砂災害危険箇所の点検を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や付近住民に周知を図る。

また、災害発生のおそれがある場合、本部に連絡するとともに、速やかに適切な避難誘導を実施するものとする。土砂災害が発生した場合には、被害の状況を把握・記録し、本部に報告し、救援・救助、土砂の除去等の支援活動を要請する。

第6章 交通対策及び災害警備

第1節 緊急輸送体制の整備

大規模な災害が発生した場合の応急対策に必要な人員、物資及び被災者の避難輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ的確に確保し、有効かつ円滑に活用するため、車両等の調達、配車を行う。

1 緊急通行車両の確保 <管財・財政班>

(1) 緊急通行車両の確認

車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求めることができる。

(2) 標章及び確認証明書の交付

前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(3) 標章の貼付等

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときには、これを提示する。

(4) 事務手続

この届出に関する事務手続きは、四街道警察署長（当該車両の本拠地を管轄する警察署）又は交通部交通規制課長を経由し、公安委員会に行う。

(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認

事前届出済証の交付を受けてある車両の確認は、県警本部、四街道警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

2 緊急通行車両の対象 <管財・財政班>

緊急通行車両の対象範囲は次のとおり。

- (1) 警報の発令及び伝達、避難の勧告、指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 救難（救護）、救助その他の保護

- (4) 児童・生徒の応急教育
- (5) 施設、設備の応急復旧（整備・点検）
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生等の措置
- (7) 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送確保のための措置
- (9) その他災害の発生の防御、拡大防止等

3 緊急輸送体制 <管財・財政班、関係機関>

応急対策活動のための輸送方法は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに地域の交通状況等を勘案し、次の方法により柔軟かつ適切な輸送を行う。

(1) 車両輸送

① 緊急通行車両の確保

事前届出済の車両については、本部事務局が速やかに四街道警察署等に緊急通行車両の確認を行い、標章及び確認証明書の交付を受け、緊急通行車両を確保する。また、あらかじめ協定等により市内運送業者等から借り上げる車両については、本部事務局が速やかに緊急通行車両の確認手続きを行う。

② 車両の管理（上下水道部所管の車両は除く）

緊急輸送車両の管理は、管財・財政班が集中管理する。ただし、すでに各班において応急活動に使用されている車両は、本部事務局から要請があるまで当該班が使用することができる。

③ 車両の運行

車両の運行は、管財・財政班が常に配車状況を把握し、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

④ 市内運送業者等の車両の確保

管財・財政班が管理する車両だけでは不足が生じる場合、管財・財政班は市内運送業者等より借上げの措置を行い配車する。また、市内での車両の確保が困難な場合、その他市町村又は県に協力要請を行い車両を確保する。

⑤ 人員及び資材の輸送は、災害対策本部長の指揮の下、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

(2) 鉄道輸送

車両による輸送が渋滞等により著しく困難な場合、東日本旅客鉄道(株)の最寄りの駅に協力を要請するものとする。

[連絡先]

名	称	電 話 番 号
東日本旅客鉄道(株)	四街道駅	0 4 3 - 4 3 2 - 1 4 5 6
〃	物井駅	0 4 3 - 4 2 2 - 1 2 5 2

(3) ヘリコプターによる輸送

車両、鉄道輸送だけでは対応が困難であり、特に緊急を要する場合は、県知事を通じて自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

第2節 障害物の除去

1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、下水道班、関係機関>

大規模災害発生に伴い、倒木、火災による残骸等が大量に散乱し、道路交通、日常生活等に多大な支障を与える可能性がある。そのため、交通の確保並びに被災者が一日も早く日常生活を営むことができるように除去計画を定め、障害物の除去を行う。

なお、緊急を要するため、各道路管理者等に通報する時間的余裕がないときは、当該障害物を知った機関が、ただちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡する。

また、自衛隊が派遣された場合、関係各班は自衛隊と協力し、障害物の除去を行う。

- (1) 道路上のガレキ等障害物は、道路管理者と連絡調整のうえ、あらかじめ協定を結んだ市内建設業者等に指示して除去する。
- (2) 道路面に生じた亀裂、陥没等は、市内建設業者に指示し埋め戻し等の応急復旧を実施する。
- (3) 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、ただちにバリケード等による応急措置を講じ、所管の占用者に連絡する。
- (4) 災害により生じた損壊家屋等のうち、道路交通安全上危険性が高く、緊急を要するものについては直ちに除去する。
- (5) 除去作業を実施するにあたっては、可能な限り障害物の管理者、もしくは所有者の同意を得るものとする。
- (6) 一般廃棄物最終処分場が整備された場合、仮置場として使用する。また、併せて、最終処分、リサイクル先を考慮した分別、焼却、破碎等の中間処理（積出）基地を確保する。

第3節 交通規制

災害における交通規制に関する事項は、千葉県地域防災計画の定めるところにより、次のとおり実施する。

- ・ 災害時において応急対策に必要な物資の緊急輸送道路を確保するため、市民に対し自動車利用を控えるよう広報を行い周知徹底を図る。
- ・ 災害時、交通規制もしくは緊急交通路の確保を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に協力を要請し、必要な対策を講じる。

1 道路管理者の通行禁止又は制限 <道路班>

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

2 公安委員会の交通規制 <四街道警察署>

- (1) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- (2) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保に当たる。

3 警察署長の交通規制 <四街道警察署>

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

4 警察官の交通規制等 <四街道警察署>

- (1) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。

この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

- (2) 警察官は、通行禁止区域（前記2（2）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、災害対策基本法第76条の3第2項に基づき警察官は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

5 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等 <消防本部>

- (1) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記4（2）の職務の執行について行うことができる。
- (2) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

6 交通情報の収集及び提供 <土木班、建築班、道路班、四街道警察署>

- (1) 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- (2) 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第4節 災害警備

千葉県警察災害警備計画に基づき実施する。

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

1 千葉県警察災害警備の任務計画 <県警本部、四街道警察署>

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

1) 災害警備本部

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等

2) 災害警備対策室

災害発生のおそれがある場合、被害程度が小規模の場合等

3) 災害準備連絡室

気象に伴う警報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

① 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

② 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

③ 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(4) 災害警備活動要領

① 要員の招集及び参集

② 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

③ 装備資機材の運用

- ④ 通信の確保
- ⑤ 救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、死体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第7章 廃棄物対策

第1節 廃棄物処理

災害発生後に発生するごみやし尿及び損壊家屋等災害廃棄物の収集・処理を実施する。

1 生活ごみの処理 <環境衛生班>

(1) ごみ処理計画

① 一般廃棄物の収集及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）及び四街道市災害廃棄物処理計画に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。

一方、市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、市の処理方針に応じて排出するよう協力を呼びかける。

② 生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

③ 産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を広報する。

④ 広域応援の受入れ

ごみの収集及び処分について、必要に応じ、県を通じて応援要請する。その場合、環境衛生班が受け入れ窓口となり、効率的な業務を実施する。

(2) ごみの収集方法

① 腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

② ごみの分別は基本的には平常通りとするが、特例的な分別が必要な場合には適宜検討する。

(3) クリーンセンターの復旧等

① 被害の把握と応急措置

クリーンセンター長は、災害発生直後に建物、プラントの被害、液状化、不等沈下等の地盤災害の状況等を速やかに点検し、直ちに稼働できるよう応急措置を講じる。

② 施設状況の報告

クリーンセンター長は、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに本部事務局へ連絡する。

③ 応急復旧措置

クリーンセンター長は、被害状況をふまえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図る為に必要な措置を講ずる。

④ 応援要請等

処理施設での処理能力を上回る大量のごみが生じた場合、周辺の環境に留意して、市有地又は市域内の未利用地等を臨時集積地として利用するとともに、その他市町村に対し、ごみ処理について応援要請を行う。

2 し尿の収集・処理 <環境衛生班>

- (1) 指定避難所等に必要に応じて応急仮設トイレを設置するとともに、許可業者の協力を得て、し尿の収集・処理を実施する。
- (2) 被災状況に応じ関係業者の協力を得て、仮設トイレの借上げを速やかに実施する。

第8章 教育対策

第1節 文教施設の防災対策

文教施設の被災、又は児童生徒のり災により、通常の教育を行うことができない場合、文教施設の応急復旧及びり災した児童生徒に対する学用品等の供与を速やかに実施し、就学に支障のないよう応急措置を講ずる。

1 応急教育・保育の実施 <子育て支援班、教育復旧班、各教育施設>

(1) 保育施設及び学童保育施設

- ① 施設長等は、状況に応じ児童及び職員に適切な避難指示（緊急）を与える。
- ② 施設長等は、災害の規模並びに児童、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、子育て支援班へ報告する。
- ③ 勤務時間外に災害が発生したときは、職員は所属の施設に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力し、応急保育の実施及び施設の管理等のための万全な体制を確立するものとする。
- ④ 施設長等は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の保育体制の編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑤ 施設長等は、応急保育計画については、子育て支援班に報告するとともに、決定次第速やかに児童及び保護者に周知徹底を図る。

(2) 公立小中学校

- ① 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育復旧班（教育部）へ報告する。
- ③ 学校長は、状況に応じ、教育復旧班（教育部）と連絡のうえ、臨時休校等必要な措置をとる。
- ④ 学校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を作成する等、指定避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- ⑤ 学校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑥ 学校長は、学校安全計画については、教育復旧班（教育部）に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底を図る。

(3) 高等学校及び大学等

学校長等は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、県地域防災計画に基づき被害状況等を本部事務局及び県総務部学事課に報告する。

2 学用品の調達・支給 <教育復旧班>

(1) 実施機関

- ① 学用品の供与は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長（市長）に救助を行わせることができる。

(2) 支給の方法

教育復旧班は各学校長と緊密な連絡をとり、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じ支給するものとする。

(3) 学用品の調達

教科書については、県教育委員会と協議のうえ指定業者に納入させる。その他の学用品については、教育復旧班、市内業者、学校の三者間で協議の上購入する。

(4) 災害救助法の準用

学用品の給与対象者、学用品の品目、学用品の費用限度、学用品の給与期間については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

(5) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは総務班が行う（第10章第2節「災害救助法の適用」参照）。

3 文化財の保護 <教育復旧班>

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに教育復旧班に通報するとともに災害の拡大防止に努める。

4 指定避難所として使用された場合の措置 <各教育施設、避難所班>

- (1) 指定避難所の開設は、災害対策本部からの指示を受けて行うことを、原則とするが、

緊急を要するときは、学校（保育所）長や地域（区・自治会、自主防災組織等）等の判断で開設することができる。

- (2) 指定避難所の運営は、地域（区・自治会、自主防災組織等）等が自主的に行い、避難所班等職員や学校職員は必要に応じ運営を支援するものとする。

5 学校給食の措置 <教育復旧班>

- (1) 教育復旧班は、学校再開にあわせて速やかに学校給食が実施できるよう努める。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- (2) 児童生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止する。
- ① 感染症その他危険の発生が予測される場合。
 - ② 災害により給食物資が入手困難な場合。
 - ③ 給食施設が被災し給食の実施が不可能となった場合。

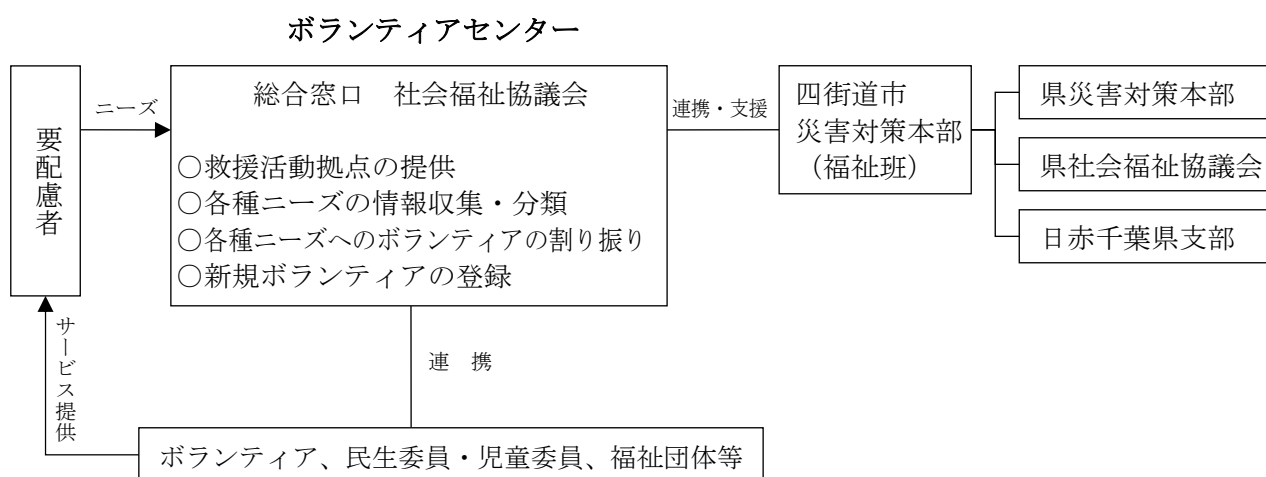
第9章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

災害時に障害者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県の「震災時における避難所運営の手引」を踏まえ、安否の確認、情報提供、指定避難所生活の援助を実施する。

避難の誘導については、第4章第2節「応急避難」による。

[ボランティアと連携した要配慮者対策（概念図）]



1 要配慮者への対応 <福祉班、子育て支援班>

(1) 福祉全般の相談窓口の開設

障害者や高齢者等の要配慮者に対して、地域住民の協力を得た援護体制を確立し、相談窓口を早期開設する。

(2) 情報提供

要配慮者に対し、迅速かつ正確に情報の提供を行うため、関係福祉団体やボランティア等の協力を得て、広報活動を行う。

(3) 児童への配慮

民生委員・児童委員、地域（区・自治会、自主防災組織）等と連携し遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。

(4) 外国人への配慮

日本語による意思疎通が十分でない外国人のため、英語や数ヶ国語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。

2 指定避難所生活への対応 <福祉班、保健医療班>

(1) 避難生活の確保

- ① 情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。
- ② 簡易トイレ、ベッド等の要配慮者の状態に応じて必要な機材を確保する。
- ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。

(2) 避難生活への配慮

- ① ボランティア等との協力体制により、被災者や家族からの相談にのり、必要なサービスを確保する。
- ② 要配慮者の避難生活が長期になることが予想される場合、必要に応じ、ボランティア等と協力し、介護がしやすい施設（福祉避難所）へ移動させる処置を行う。
- ③ 必要に応じ、社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。

(3) 福祉避難所での配慮

- ① 福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当の連絡職員を配置し、市との連絡体制の確保に努める。
- ② 必要に応じて仮設トイレを施設管理者と協議の上、所定の場所に設置する。
- ③ 福祉サービス事業者等と連携を図り、要配慮者等が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も受けることができる対応に努める。
- ④ 要配慮者等の相談に対応する相談窓口を、福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。

第10章 被災者の支援

第1節 義援金品

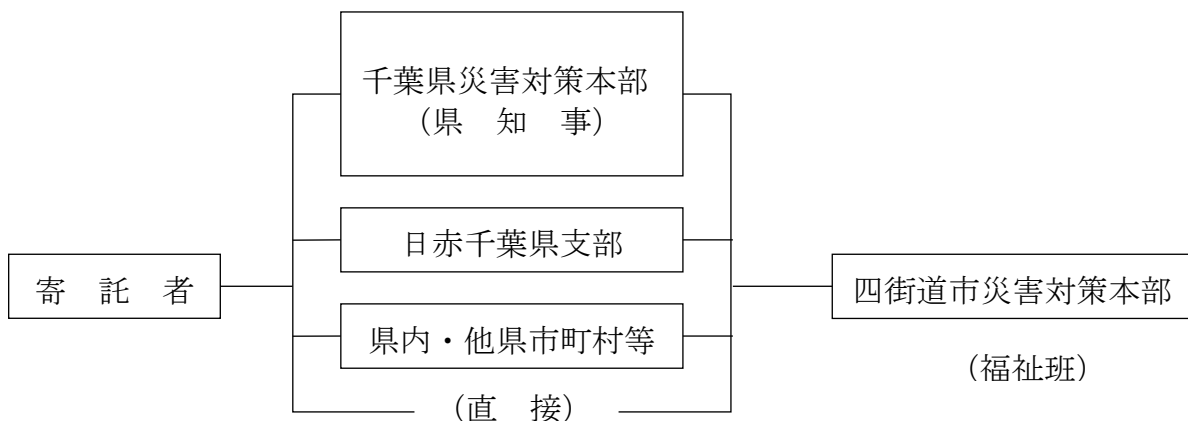
市に委託された被災者あての義援金品を、有効、適切に被災者に配分するため、受付、保管、配分について計画を定めるものとする。

1 義援金品の受け入れ <福祉班>

市に届けられる義援金品の受け入れは、福祉班が担当する。福祉班は、市役所（1階）に受付窓口を開設し受付を行う。

なお、義援金品の受付に際しては、受付け記録を作成し、以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者又はその搬送者に受領書を発行するものとする。

[義援金品の受け入れ経路]



2 義援金品の保管 <福祉班>

- (1) 義援金については、被災者に配分するまでの間、福祉班が出納機関の協力や市指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。
- (2) 義援品については、福祉班が市役所内を一時集積場所として保管するが、状況により物資供給班に要請し、一般救援物資と同様の保管場所に保管する。

3 義援金品の配分 <福祉班>

- (1) 義援金品の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。
- (2) 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案のうえ、世帯及び人

員を単位として、福祉班が立案する。

- (3) 応急対策上不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により福祉班が有効に活用する。
- (4) 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ区・自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

第2節 災害救助法の適用

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して、人命の保護及び食料その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行うことにより、被災者の基本的生活権の保護と、全体的な社会秩序の保全を図ることを目的とする。

1 救助業務の実施者

- ① 災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事が実施主体者となり、市町村長はこれを補助するものとする。
- ② 市町村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市町村長に救助を行わせることができる。(別表 2-1-1 参照)。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき本部長(市長)が応急措置を実施する。

別表 2-1-1 災害救助法の適用後の救助の種類及び実施主体者等

救助の種類	実施期間	実施主体等
指定避難所の設置及び収容	7日以内	市長(教育部)
応急仮設住宅の設置	20以内に着工	知事(住宅課)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市長(環境経済部)
飲料水の供給	7日以内	市長(上下水道部)
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内	市長(環境経済部)
医療	14日以内	知事(救護班・日赤)
助産	分娩日から7日以内	知事(救護班・日赤)
り災者の救出	3日以内	市長(都市部)
住宅の応急修理	1ヶ月以内完了	市長(都市部)
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長(教育部)
埋葬	10日以内	市長(環境経済部)
死体の搜索	10日以内	市長(都市部)

死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）
障害物の除去	10日以内完了	市長（都市部）

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の規程によるが、市における具体的適用基準等は、次のとおりである。

(1) 災害救助法施行令第1条第1項1号～3号の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条件
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	80以上	第1項の1号
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数	2,500以上	第1項の2号
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	40以上	
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数	12,000以上	第1項の3号
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	多数	

(2) 災害救助法施行令第1条第1項4号の適用

災害において、災害救助法施行令第1条第1項の1号～3号の適用に至らない場合、同施行令第1条第1項の4号の適用について、県知事は厚生労働大臣に協議したうえ救助の実施を決定することとなっている。ちなみに第1項の4号が適用されるのは、直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人身の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合だが、災害救助法施行令第1条第1項の4号が適用される事例として市で考えられるものは次のようなものが挙げられる。

- ① 交通事故により多数の者が死傷した場合
- ② 有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ③ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- ④ 被災者が現に救助を要する状態にあるものである場合

3 滅失（り災）世帯の算定基準

(1) 滅失（り災）世帯の算定

住家が滅失した数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以

下のとおり、みなし換算を行う。

- | | | |
|--|---|--------------------------|
| <p>① 全壊（全壊・流失）住家 1世帯で</p> <p>② 半壊（半焼）住家 2世帯で</p> <p>③ 床上浸水、土砂の堆積により一時的に
居住できない状態になった住家3世帯で
（注）床下浸水、一部破損は換算しない。</p> | } | <p>住家滅失1世帯
として換算</p> |
|--|---|--------------------------|

（2）全壊等の認定

災害救助法による「被害の認定基準」は、以下のとおりである。

[被害の認定基準]

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊 〃 全焼 〃 流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう・・・半壊（半焼）の場合も同様）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも
住家の半壊 〃 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも
床上浸水	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも
一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のも
<p>※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。 ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害をうけた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>	

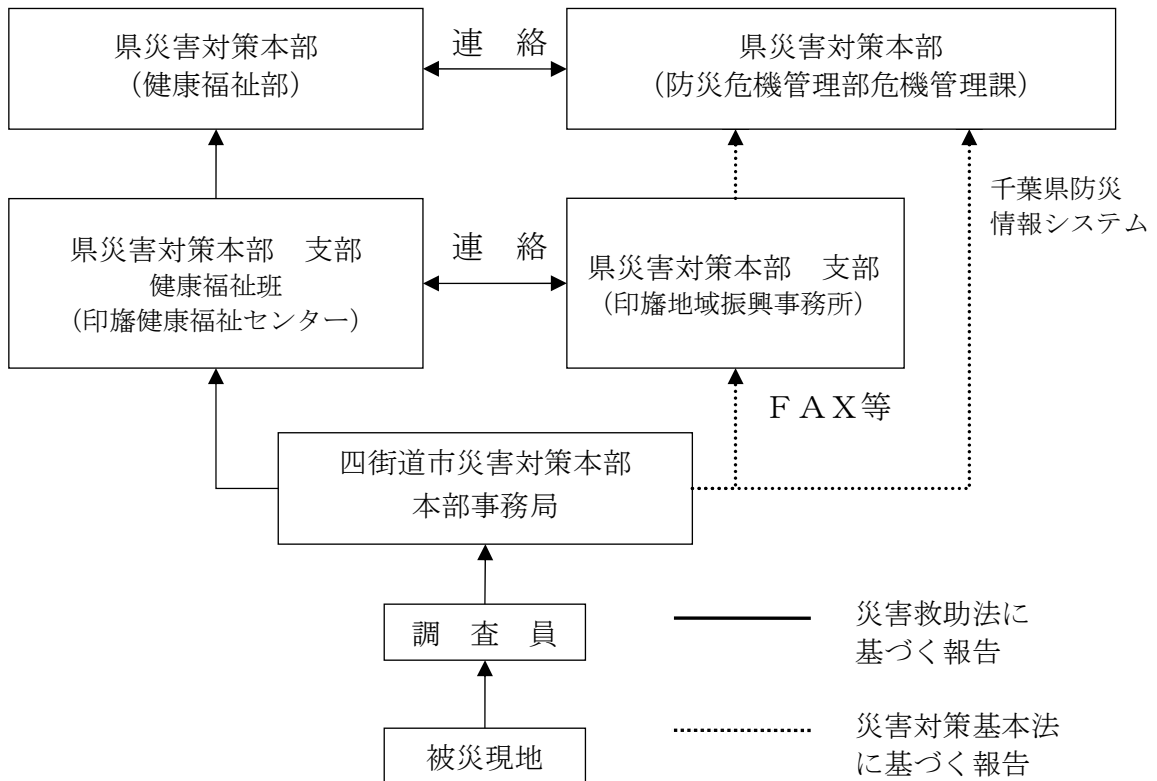
4 災害救助法の適用手続き <総務班>

(1) 災害救助の適用要請

災害時、市域内における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。その場合には、印旛健康福祉センターを經由して県知事に対し次にあげる項目について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする機関
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

[災害報告系統図（概念図）]



(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合

には、本部長（市長）は災害救助の規程による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けるものとする。また、災害救助期間の延長等特例申請については、印旛健康福祉センターを通じて行う。

5 災害救助法による救助の程度、方法、費用の範囲

災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の範囲は以下のとおりである。

第3節 り災証明書発行 <調査班、消防本部班>

1 り災証明の申請

災害により被害を受けた被災者に対し、り災証明書の発行を行う。受付窓口は焼損建物については消防本部班、倒壊又は破損建物については調査班が担当する。

2 被害の調査

被災者より申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。

3 発行の手続

被災者の「り災証明書」発行申請に対して、「土地家屋現況管理図」により確認の上、発行するものとする。なお、「土地家屋現況管理図」により確認できない時でも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる時は「り災証明書」を発行するものとする。

なお、災害により情報端末又は通信回線等が被害を受け、「土地家屋現況管理図」の使用ができない場合は、「土地家屋現況管理図」の必要な部分の印刷を業者に委託するものとし、併せて情報処理班に対してシステムの早期復旧の協力を要請するものとする。

4 広域に被害が生じた場合の調査、発行

広域に被害が生じ、被災者のり災証明の発行申請が混雑すると予想される場合、以下の方法により、消防本部班、調査班は現地調査し、り災証明書の発行を行う。

- (1) 調査班及び消防本部班は災害の規模等により必要と認められるときは、災害対策本部に対して市内全域又は一部の航空写真撮影を要請することができる。撮影した航空写真については、「土地家屋現況管理図」上で管理する他、災害対策本部等でも利用する。
- (2) 現地調査を行う期間を定め、外観目視による被災地域全域の調査を行う。
- (3) 「り災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」にり災の程度を表示し、「り災台帳」を作成する。
- (4) 市民に対し、り災証明書の申請・交付窓口を開設する。
- (5) 焼損建物については消防本部班が、倒壊又は破損建物については調査班が「り災証明書」を発行する。

5 証明の範囲

「り災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明するものとする。

(1) 消防本部班が発行するり災証明

- ① 火災による焼損及び水損

(2) 調査班が発行するり災証明

- ① 風水害等による全壊
- ② 風水害等による半壊
- ③ 風水害等による一部破損

6 被害の認定基準

全壊（全焼）、半壊（半焼）、一部破損の認定基準については、災害救助法による「被害の認定基準」を準用する（第10章第2節3「滅失（り災）世帯の算定基準」参照）。

7 災害対策本部解散後の事務の引き継ぎ

災害対策本部解散後は、消防本部班及び調査班は、所管課に事務を引き継ぐ。

8 その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。なお、り災証明の様式は以下に示すとおりとする。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 市民生活安定のための緊急措置

第1節 被災者に関する支援等 <危機管理監、各部>

被災者に対し、各種支援措置を早期に実施するため、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

第2節 生活相談 <経営企画部、総務部>

市は被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡するとともに、連携して対応するものとする。

第3節 職業の斡旋 <環境経済部>

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、千葉労働局は震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにその斡旋に努めるものである。

また、震災により、離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。

- ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ・巡回職業相談の実施

本市は、臨時市民相談所等において、離職者の状況を把握し、迅速に県に報告する。また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

第4節 市税等の減免等 <各部>

り災した納税義務者等に対しては、り災以後到来する納期に係る市税や各種使用料等について条例の定めるところにより減免等を行う。

第5節 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給<危機管理監、福祉サービス部>

県が、災害弔慰金の支給に関する法律の規定に基づき制定した「千葉県市町村総合事務組合規約」により実施する弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

そのあらまは資料記載のとおりである。

第6節 被災者生活再建支援金の支給目的並びに支給方法<福祉サービス部>

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

支給申請は、本市に対して行われ、提出を受けた本市は申請書等の確認を行い、とりまじめの上、県へ提出する。県は当該書類を委託先である(財)都道府県会館へ提出し、申請書を受理した(財)都道府県会館は交付決定等を行う。

第7節 災害援護資金等の貸付 <各部>

都市部長、福祉サービス部長及び関係各部長は、それぞれの事務分掌に基づき、該当する市民に対する制度適用が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

1 災害援護資金

県が、災害弔慰金の支給に関する法律の規定に基づき制定した「千葉県市町村総合事務組合規約」により実施する貸付制度である。そのあらまは資料記載のとおりである。

2 生活福祉資金

千葉県社会福祉協議会が、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で援護資金の貸付を行う制度である。貸付内容その他制度のあらまは、資料記載のとおりである。

3 災害復興住宅資金

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災証明書が交付されている住民に対し、住宅の建設、購入、補修資金について住宅金融支援機構が融資を行う。

第8節 農林業者への融資 <環境経済部>

災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、災害復旧に必要な資金の融資制度の適用が迅速かつ円滑に行われるよう、努めるものとする。

1 融資の種類

県が、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請する融資は、次のとおりである。

(1) 天災資金

種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木等の取得、共済掛金の支払等

(2) 県単農業・漁業災害資金

経営安定資金、施設復旧資金

(3) (株)日本政策金融公庫資金

農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金

2 農業災害補償共済金の支払の促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができる措置を促進する。

第9節 中小企業への融資 <環境経済部>

災害により被害を受けた中小企業者に対し、復旧を促進し、商工業の経営の安定を図るため、災害復旧に必要な資金の融資制度の適用が迅速かつ円滑に行われるよう、努めるものとする。

1 市町村認定枠

(1) 融資対象者

- ① 激甚災害により被害を受けた者
- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

(2) 融資使途

- ① 設備資金、運転資金

2 市町村認定以外枠

(1) 融資対象者

- ① 知事が指定する災害により被害を受けた者

(2) 融資使途

- ① 設備資金、運転資金

第10節 住宅の建設等 <都市部>

災害により住宅を滅失した被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の空き家の活用を図る。

1 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第2章 災害復旧計画

第1節 復旧事業実施体制 <各部>

災害により被害を受けた施設の本格的な復旧を迅速に実施するため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、必要な職員を適正に配備する。

また、応急措置として必要に応じて職員の応援派遣等を県に対して要請する。

第2節 災害復旧事業計画の作成 <各部>

水道・電気・ガス等の施設については、災害直後には応急復旧を行い、その後、災害復旧計画を作成し、本格的な復旧を行うものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

公共土木施設については、被害後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が行うものとする。

(1) 道路等施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧するものとする。

(2) 河川等施設

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ① 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は、排水機場、天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(3) 砂防、地すべり防止等施設

砂防、地すべり防止等施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

2 農業用施設災害復旧事業計画

復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ① 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

(2) ため池

- ① 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(3) 道路施設

- ① 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(4) 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(5) 地すべり防止施設

- ① 地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

3 上水道施設災害復旧事業計画

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ① 施設の耐震化を図る。
- ② 管路は多系統化、ループ化を基本とする。
- ③ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

- ① 配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ② 漏水調査を実施する。
- ③ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

4 下水道施設災害復旧事業計画

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

5 その他の災害復旧事業

災害復旧事業の推進にあたっては、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、次にあげる復旧事業を迅速に実施する。

- 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- 都市災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 中小企業の振興に関する事業計画
- その他の災害復旧事業計画

第3節 文教施設の災害復旧時の体制 <健康こども部、教育部、各教育機関>

1 保育施設及び学童保育施設

- (1) 施設長等は、職員を掌握して施設の整理を行い、児童のり災状況を把握し、健康こども部に連絡し、復旧体制に努める。
- (2) 健康こども部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、施設長等はその指示事項の徹底を図るものとする。
- (3) 応急保育計画に基づき、受け入れ可能な児童は、施設において保育するものとする。また、り災により通所できない児童については地域ごとに実情を把握するよう努めるものとする。
- (4) 施設を避難所等に提供したため、長期間施設として使用不可能な場合、健康こども部は早急に保育等が再開できるよう措置を行うとともに、施設長等に指示して、平常保育等の開始される時期を早急に保護者に連絡するものとする。

2 公立小中学校

- (1) 学校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対してはり災状況を調査し、教育部と連絡し、学用品の供与に協力する体制に努める。
- (2) 教育部は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (3) 学校長は、全基連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- (4) 学校安全計画に基づき学校へ収容可能な児童生徒は、学校において指導する。
- (5) 学校長は、疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行うよう努める。
- (6) 学校長は、避難場所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能な場合には、教育部に連絡し他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (7) 学校長は、災害の推移を把握し、教育部と緊密に連絡のうえ、平常授業に戻るよう努める。

3 高等学校及び大学等

学校長等は、県地域防災計画に基づき、施設・設備並びに教職員及び学生生徒等の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

第3章 災害復興計画

第1節 災害復興の基本的な考え方

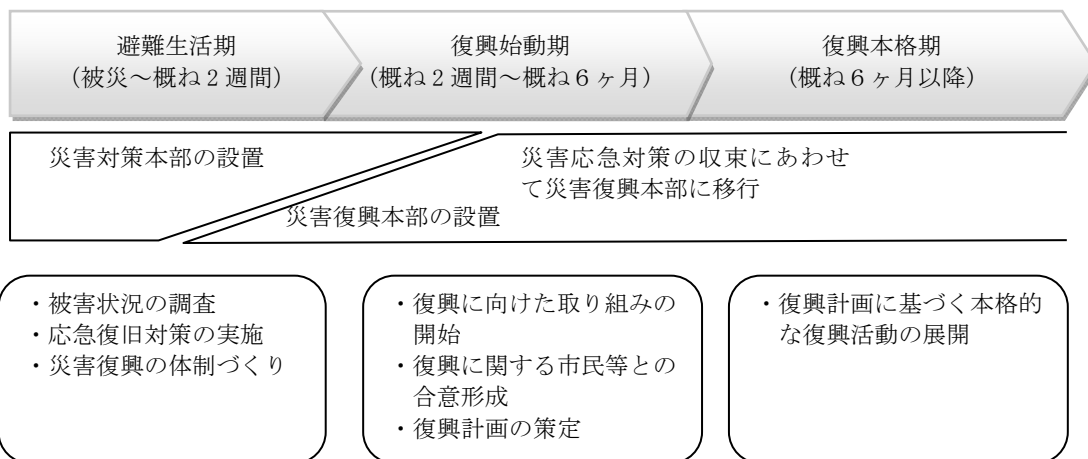
市域が災害による甚大な被害を受けた場合、応急復興対策により、いち早く市民の日常生活の迅速な回復を図るとともに、事後は本格的な復旧対策による現状の回復にとどまらず、再び同様の被害を繰り返さないために、被災前よりも「災害に強いまち」を目指した復興都市づくりを実施する。

第2節 災害復興体制及び災害復興計画 <経営企画部>

大規模な災害があった場合は、速やかに被害の概況を把握し、大きな被害があり、復興に関わる事業を迅速かつ円滑に進めるために、必要があると判断した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。

復興に関連する活動は、応急・復旧対策の段階から、質的な変化を伴いつつ、断続的に徐々に進行していくものであるため、災害復興本部は、災害対策本部と連携を図りながら、努めて早期に復興計画を作成し、復興に係る事業を推進する。

[災害復興のプロセスのイメージ]



第3節 激甚災害の指定

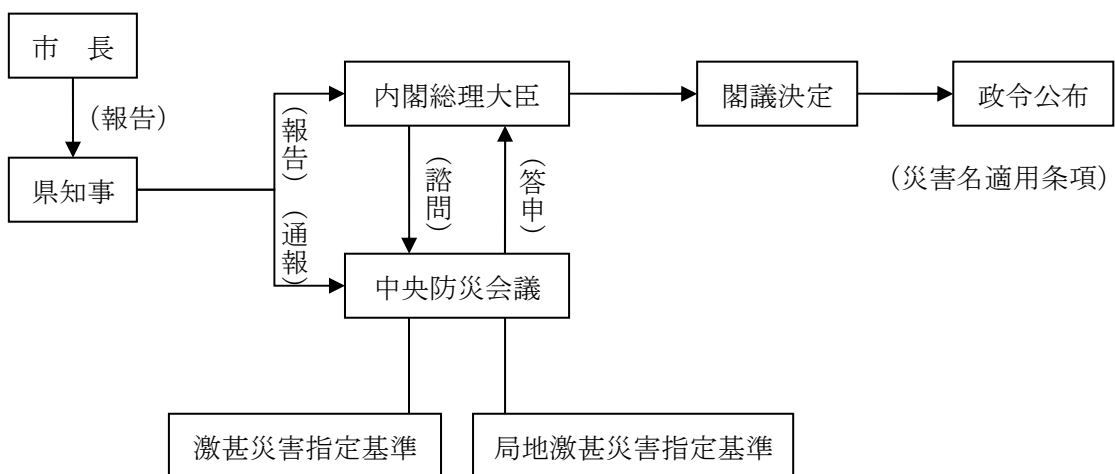
市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害の指定の手続き <総務部>

激甚災害の手続きは、おおよそ、次のとおり行われることになる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は、市長からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として交付される。

[激甚災害指定の手続きの流れ]



2 激甚災害に関する被害状況等の報告 <経営企画部>

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月8日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

4 特別財政援助額の交付手続 <総務部>

市長は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害にかかわる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

5 激甚法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

<p>1 公に 共関 土す 木の 施特 設別 災の 害財 復政 旧援 事助 業 等</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害関連事業 (4) 公営住宅施設災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 (9) 知的障害者更生施設、授産施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症予防施設災害復旧事業 (12) 伝染病予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内) (14) 湛水排除事業 (公共的施設区域外)</p>
<p>2 農特 林別 水の 産助 業成 に 関 す る</p>	<p>(1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 森林災害復旧事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助</p>
<p>3 中特 小別 企の 業助 に成 関 す る</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 中小企業設備近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例 (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>
<p>4 そ及 のび 他助 の成 財 政 援 助</p>	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>

四街道市地域防災計画

受 援 編

平成30年度修正

四街道市防災会議

四街道市地域防災計画 [受援編]

目 次

第1章 受援体制	受援- 1
第1節 基本的な考え方	受援- 1
第2節 体制	受援- 1
第3節 平常時における事前対策	受援- 4
第4節 計画の修正	受援- 5
第5節 他の計画との関係	受援- 5
第6節 計画の習熟	受援- 5
第2章 防災関係機関等との相互協力	受援- 6
第1節 応援要請	受援- 6
第2節 労働力確保	受援-13
第3節 ボランティア活動の連携・支援	受援-14

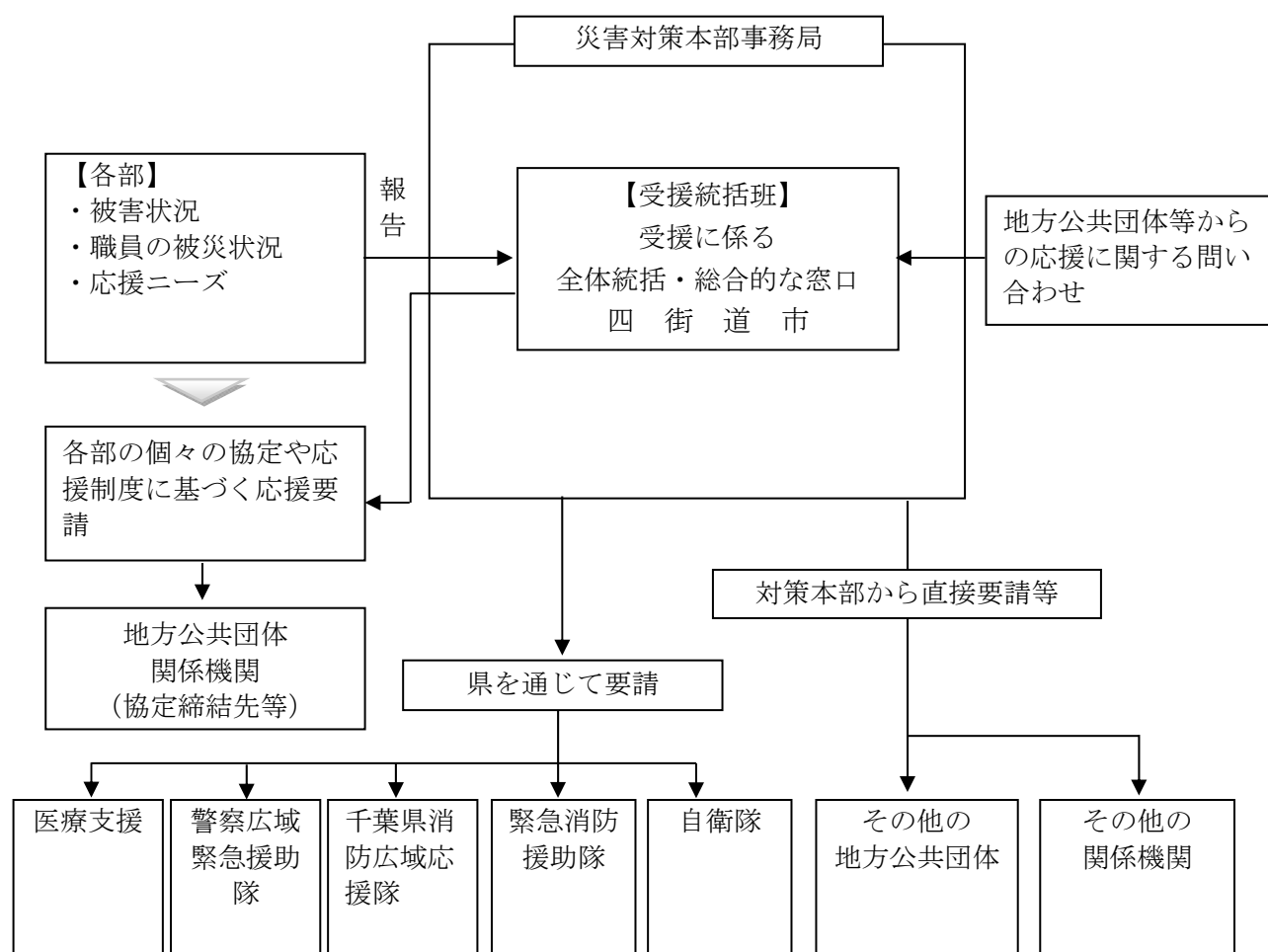
受 援 編

第 1 章 受援体制

第 1 節 基本的な考え方

受援業務は、応援を受け入れる各班において主体的に実施する。また、全体統括を災害対策本部事務局（受援統括班）が実施する。

[受援体制の概要]



第 2 節 体制

1 受援統括班

- (1) 災害対策本部事務局に受援統括班を設置する。
- (2) 応援を受け入れる各班に受援を担当する担当を設置する。

-
- (3) 受援統括班は、応援側からの受入れ調整、受援状況の管理等、受援に係る事務を担う。
 - (4) 各班からの受援ニーズに関する報告等を取りまとめ、全体統括を行う。

2 受援統括班の所掌事務

(1) 受援に関する状況把握・取りまとめ

- ① 庁内における人的・物的資源ニーズの取りまとめを行う。
- ② 庁内における人的・物的応援の受入れ状況の取りまとめを行う。

(2) 資源の調達・管理

- ① 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況の分析を基に資源の過不足の整理を行う。
- ② 被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。
- ③ 応援・受援管理帳票等に基づく資源管理を行う。

(3) 庁内調整

- ① (1) で取りまとめた結果について、庁内の各部の受援窓口と共有する。
- ② 庁内での調整の必要性を検討する。

(4) 調整会議の開催

- ① 必要に応じて各部の受援窓口が参加する調整会議を開催・運営する。
- ② 必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。

3 各班の所掌事務

(1) 受援に関する状況把握と受援統括班への報告

- ① 業務における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。
- ② 業務における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。
- ③ ②で取りまとめた結果を、受援統括班へ報告する。

(2) 資源の調達・管理

- ① 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。

- ② 業務担当班の中で、庁内職員と応援隊の職員の業務分担を明らかにする。
- ③ 業務の実施状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。
- ④ 受援シートを作成し、受援統括班へ報告するとともに、配置の計画を行う。

(3) 応援の受入・連絡調整

- ① 応援要請、協定先との連絡調整を実施する。業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、担当する各々が受援活動を実施する場合、受援統括班に活動内容を報告する。
- ② 他の自治体等からの応援に関する問い合わせ対応を実施する。
- ③ 応援隊への指示の伝達、応援隊の活動の報告等を実施する。

(4) 応援隊への支援

- ① 業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める。
- ② 受援統括班と協力し、応援隊の待機場所や応援隊の職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。

(5) 調整会議への参加

関係各班は、受援統括班が実施する調整会議に参加する。

4 応援の受入体制

- (1) 応援隊のための待機場所、執務スペース、会議スペース等は、各班において所管施設等を活用して確保に努める。ただし、各班での確保が困難な場合は、受援統括班と協力して確保に努める。
- (2) 応援隊のための必要資機材等（地図、資料、業務フロー、マニュアル、水、食料、駐車場、待機場所等）は、各班において確保に努める。ただし、不足することが想定される資機材等については、応援隊に対し持参を要請する。
- (3) 各班は、応援隊との連絡調整を行い、人数や到着時期、集合場所、携行資機材等を事前に把握するとともに、受援統括班に報告する。
- (4) 各班は、応援隊担当者との調整を円滑に進めるために、受援シートを作成する。
- (5) 各班は、応援隊へ要請する携行品目を整理し、受援統括班に報告する。

5 応援の受入活動

- (1) 各班は、応援隊を受入れる場合、団体名、氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿リストを作成し、受援統括班に報告する。
- (2) 各班は、応援隊の業務状況を受援統括班に報告する。
- (3) 受援統括班は、各部の報告に基づき、受入に関する情報を集約する。
- (4) 受援統括班は、各部の報告及び応援機関の応援情報にもとづき、受入調整を実施する。また、必要に応じ、応援隊の追加要請や業務内容の変更を検討する。
- (5) 業務の進捗状況や被害情報等について、会議、ミーティング、引き継ぎ等により、応援側と受援側が情報共有する体制を確立する。
- (6) 自治体以外の応援主体である社会福祉協議会、市内外から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置する。

第3節 平常時における事前対策

1 受援対象業務の事前検討

- (1) 各班は、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備として、受援対象業務シートを作成する。
- (2) 受援対象業務シートは、随時内容を見直し、内容の維持・更新を図る。
- (3) 受援対象業務シートは、各部内の研修・訓練等を通じて周知を徹底し、理解を深めていくものとする。
- (4) 業務量が多く早急な受援が必要になる可能性が高い応急危険度判定、家屋等被害認定調査、り災証明の発行等については、事前に業務量及び人員を算出し、速やかに応援要請ができる体制を整えるものとする。また、四街道市業務継続計画で評価した非常時優先通常業務についても受入体制の事前準備を優先的に進めるものとする。

2 災害時の応援協定締結・運用の考え方

- (1) 災害時の応援協定は、災害時の対応を円滑に進めるため、協定に係る業務の所管課が締結を行うことを原則とする。なお、各課が新たな災害時の協定の締結を検討する場合は、危機管理室と調整の上、締結先との協議を進める。
- (2) 災害時の協定に基づく受援の実効性を高めるためには、訓練等を通じた検証が重要なため、協定締結団体との訓練の実施に努める。また、日常業務を通じた定期的な連絡調整等、協定締結団体との連携強化を図る。

- (3) 協定締結の経緯から、協定締結担当課と協定に係る業務の所管課が異なる場合、協定に係る業務の所管課を協定運用課として位置づけ、災害時は原則として協定運用課が協定の運用を行う。このため、協定運用担当課は、平常時から協定締結団体との連絡・調整を図る。協定の修正・廃止等は協定締結課が担うが、協定運用の実効性を確保するため、協定締結課から協定運用課への所管の変更を努めるものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを本市防災会議において修正する。

したがって、各機関は関係のある事項について検討し、修正が必要な場合は計画修正案を本市防災会議（庶務担当：危機管理監危機管理室）へ提出しなければならない。

第5節 他の計画との関係

この計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等が作成する防災業務計画や、千葉県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。

第6節 計画の習熟

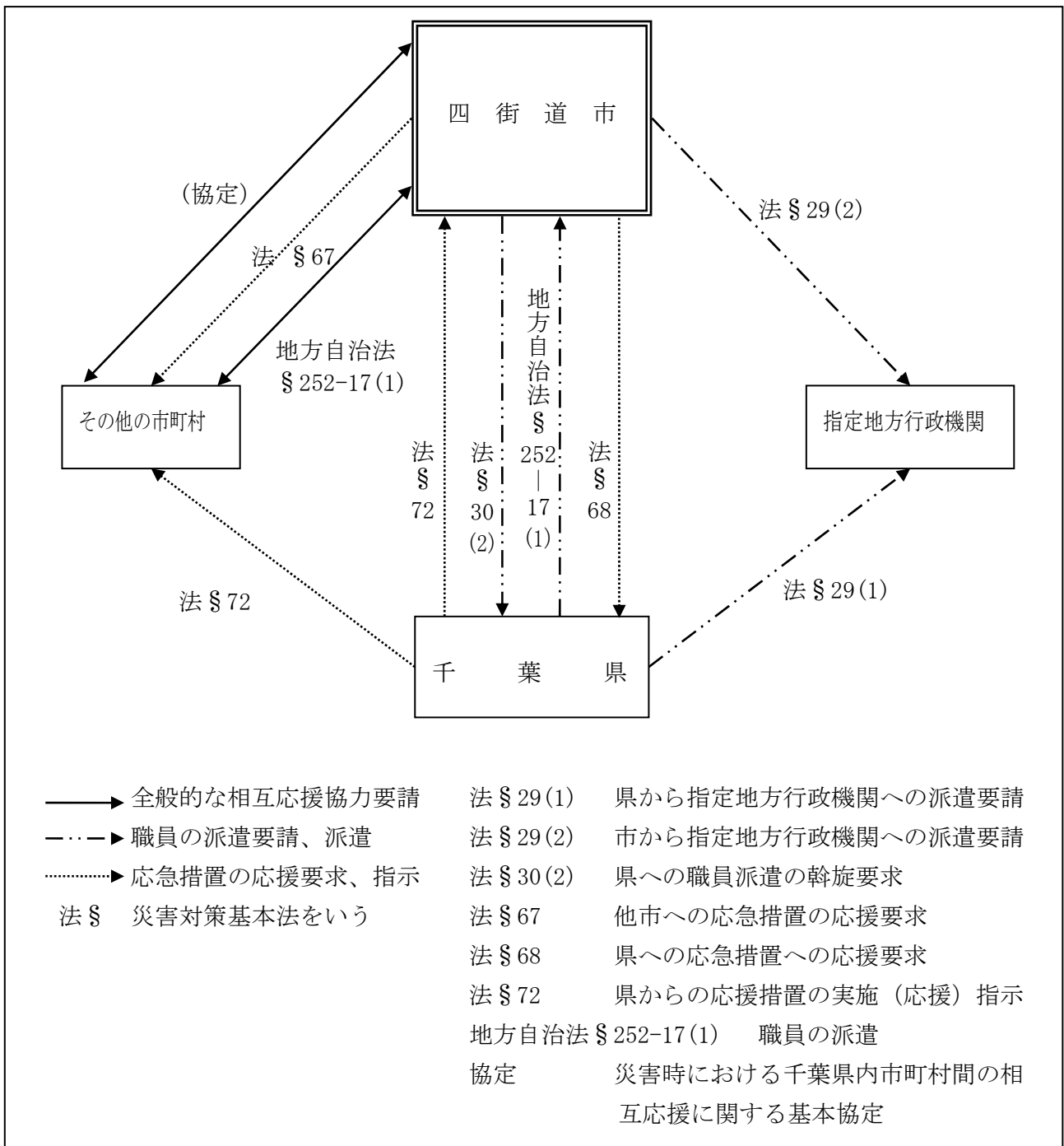
本市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上及び実践訓練等によって、この計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため、広報啓発活動に努めるものとする。

第2章 防災関係機関等との相互協力

第1節 応援要請 <本部事務局受援統括班>

災害が発生した場合、本市及び防災関係機関は、あらかじめ定める事務分掌に従って、応急対策を実施するが、現在の人員、資機材、備蓄物資等で、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法律及び相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関に応援を要請するものとする。

[法律及び協定に基づく応援協力の要請系統]



1 自衛隊の派遣要請 <本部事務局受援統括班>

(1) 災害派遣要請の基準

災害に際し、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、災害対策本部の職員だけでは対応が不可能又は困難な場合で、災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知することができる。なお、その概ねの基準は次のとおりである。

- ① 被害状況の把握に関すること
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害の状況の把握
- ② 避難の援助に関すること
避難者の誘導、輸送等
- ③ 遭難者等の捜索救助活動に関すること
行方不明者、負傷者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合に救援作業に優先して実施）
- ④ 水防活動に関すること
堤防護岸等の決壊に対する土のう作り、積み込み及び運搬
- ⑤ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除に関すること
施設の損壊、又は障害物がある場合の啓開作業、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
- ⑥ 診察、防疫、病虫防除の支援に関すること
大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）
- ⑦ 人員及び物資の緊急輸送に関すること
緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
- ⑧ 炊飯及び給水の支援に関すること
緊急を要し、他に適当な手段がない場合
- ⑨ 避難物資の無償貸付又は譲与に関すること
「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」による。（ただし、譲与は県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る）
- ⑩ 交通規制の支援に関すること

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする

⑪ 危険物の保安及び除去に関すること

能力上可能な物について、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

⑫ 予防措置に関すること

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

⑬ その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する

(2) 災害派遣要請の依頼手続

本部長（市長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書（様式1）をもって行う。ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

① 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼する時間的余裕がないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、市から直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

また、災害に際し、通信の途絶等により知事、市長との連絡が不能で、自衛隊自らが収集した情報その他の情報から直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合は、自衛隊が自主的に派遣する。

1) 提出（連絡）先 県防災危機管理部危機管理課

2) 提出部数 1部

3) 掲載事項

a 災害の状況及び派遣を要請する理由

b 派遣を希望する期間

c 派遣を希望する区域、活動内容

d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

② 知事への自衛隊派遣要請の依頼は、災害対策本部事務局又は災害警戒本部が行う。

（緊急時の自衛隊連絡先：別添資料参照）

(3) 災害派遣部隊の受入体制

災害派遣期間中は、他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することなく、派遣

部隊が効率的に活動できるよう関係機関と協議し、次の計画を立て、支障のないよう受入体制を整える。

- ① 本部事務室
- ② 材料置き場、炊事場（野外の適切な広さ）
- ③ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- ④ 宿泊施設、場所及び宿泊可能人員
- ⑤ 作業箇所別優先順位
- ⑥ 作業箇所及び作業内容
- ⑦ 作業箇所別必要人員及び必要器材
- ⑧ 作業に要する資材の種別保管（調達）場所
- ⑨ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- ⑩ ヘリコプター臨時離発着場（風向指示等の必要な準備）

（4） 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊を作業箇所へ誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議調整のうえ、必要な措置を行う。

（5） 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（市長）は、派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式2）を持って知事に対し、その旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは口頭又は電話等をもって千葉県防災危機管理部危機管理課に連絡し、その後文書を提出する。

（6） 経費負担区分 <管財・財政班>

派遣部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、その活動が、他市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議し、負担割合を決める。

- ① 派遣部隊の宿営に必要な土地、建築物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ③ 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

2 県に対する応援要請 <本部事務局受援統括班>

(1) 応援要請の手続き

市の体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、千葉県防災危機管理部危機管理課を通じて、千葉県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する。要請方法は、県防災行政無線又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付する。

(2) 応援要請の事項

要請は、以下の事項を明らかにして行う。

- ① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を希望する職種別人員並びに資機材等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

3 千葉県内市町村への応援要請 <本部事務局受援統括班>

応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

(1) 応援の種類

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」による応援の種類は以下のとおりである。

- ① 食料、飲料水及び生活関連物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ④ 救助及び復旧活動に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥ 被災傷病者の受け入れ
- ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供

- ⑨ ボランティアの受付及び活動調整
- ⑩ 前各号に定めるものの他、特に要請のあった事項

(2) 応援要請の手続き

以下の方法により、応援要請の手続きを行う。

- ① 個別に他の市町村の長に対し応援要請を行う場合、電話等により行う。
- ② 複数の市町村の長に同時に応援要請を行う場合、電話等により千葉県防災危機管理部危機管理課を通して、千葉県知事に応援要請の依頼を行い、知事が、他の市町村に対して速やかに要請内容を伝達する。
- ③ 応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出する。

(3) 応援要請の事項

応援要請は、以下の事項を明らかにして行う。

- ① 被害の状況
- ② 応援の種類
- ③ 応援の具体的な内容及び必要量
- ④ 応援を必要とする人員、期間
- ⑤ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑥ 前各号に掲げるものの他必要な事項

4 水道事業体等への応援要請 <水道供給班>

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県内水道事業体に対しては「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。また、被災状況により「公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」に基づいて、応援要請を行う。

5 その他市町村の応援の受け入れ <総務班、物資供給班>

その他の市町村からの応援申し出があった場合は、人材は総務班、物資は物資供給班が受け入れる。

6 県内外消防機関への応援要請 <本部事務局受援統括班、消防本部班、消防署班>

(1) 県内消防機関への応援要請

消防長は、大規模又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）が発生し、千葉県内消防機関による広域応援を必要と認めるときは、直ちに本部長（市長）へ報告のうえ、

「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）の消防長へ応援要請を実施する。

なお、受援については「四街道市消防広域応援隊受援計画」により受入措置を行う。

(2) 緊急消防援助隊の要請

本部長（市長）は、災害の状況から四街道市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第 45 条の緊急消防援助隊の応援を、「緊急消防援助隊の応援の要請に関する要綱」第 4 条に基づき、千葉県知事に要請する。

(3) 被災他市町村からの応援要請への対応

市の被災がなく、他の被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第 43 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

7 防災関係機関への応援要請 <本部事務局受援統括班>

防災関係機関は、市災害対策本部が設置された場合、情報の収集、連絡調整のための連絡員等を派遣する。本部長（市長）は、応急措置を実施するため必要と認めるとき、本部事務局が防災関係機関へ応援要請を行い、各部が受け入れる。

8 資料の提供及び交換 <情報処理班>

- (1) 災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

9 経費の負担 <管財・財政班>

国、県及び他の市町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第 18 条に基づき行う。

第 2 節 労働力確保 <各班>

本市の労働力だけでは十分に効果をあげることが困難な場合、労働力の不足を補い応急対策を迅速かつ的確に実施するため、労働者を雇用し、民間団体の協力を得る。

(1) 求人の申込み

各部は、災害の規模、程度により本部の要員が不足すると判断したときは、労働者調達請求書を総務班に提出し、総務班は、千葉公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをするものとする。

資料 資料

(2) 労働者の雇用

① 労働の内容

総務班は、次に掲げる作業のため労働力が必要なときは、労働者を雇用するものとする。

- 1) 障害物の除去作業
- 2) 施設等の応急復旧作業
- 3) 飲料水の運搬、浄水用医薬品の運搬及び操作作業
- 4) 救援物資の運搬、支給作業
- 5) その他応急対策に関する作業

② 市内事業者等からの雇用

災害時の出動について、あらかじめ協議しておくものとする。

第3節 ボランティア活動の連携・支援 <各班>

大規模地震時において、災害応急対策の実施には多くの人員が必要であり、ボランティア団体や個人の協力は不可欠である。そのため、市は災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備に努め、迅速な受入を可能とする。

1 ボランティアとの連携 <各班>

(1) 専門ボランティアとの連携

- ① 災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。
- ② ボランティアの派遣受け入れは、県災害ボランティアセンターに要請し行う。なお、専門ボランティアの分野、受入担当部及び県受付窓口の関係は、以下に示すとおりである。

[専門ボランティアの活動分野と担当部]

活動分野	個人・団体	受入担当班	県受付窓口
医療、看護	医師、看護師、薬剤師 歯科医師、歯科衛生士 ボランティア医療団体	保健医療班	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	建築班	県土整備部建築指導課
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	土木班	県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	福祉班	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	福祉班	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳 災害時外国人サポーター 国際交流協会	市民窓口班	総合企画部国際課
通信、情報提供	(社)日本アマチュア無線連盟	本部事務局	防災危機管理部消防課

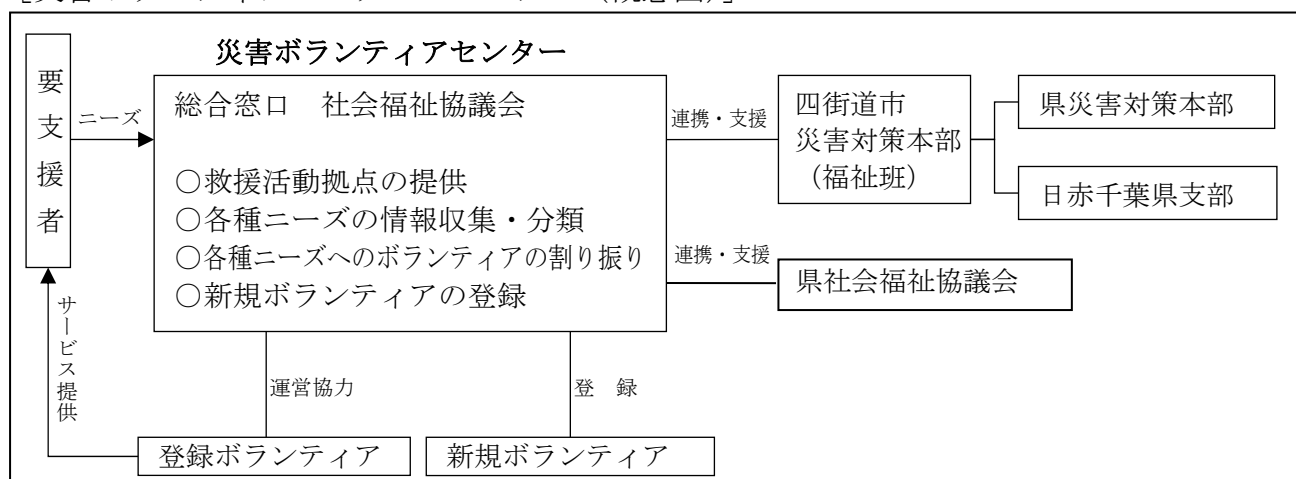
(2) 一般ボランティアとの連携

福祉班は社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受け入れについて、市民が自発的にボランティア活動に参加できる条件整備や、各団体の主体性を尊重した支援を行うとともに、ボランティア団体等（大学等のボランティアを含む）のネットワーク化を図る。

また、各々のボランティア団体等の救援活動が効果的に実施できるよう団体間の調整と、次の支援と協力を行う。

- ① ボランティアの受け入れを行うため、原則として総合福祉センター内に災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの登録を受け付ける。
- ② 災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて次のような支援を行う。
 - 1) 派遣元等身分が明確になるような腕章等の貸与
 - 2) ボランティア活動に必要な資機材の提供
 - 3) ボランティア活動終了者に対する参加証の交付
- ③ 災害対策全般の各種情報を迅速に提供する等、常に密接に連絡及び調整を行い、連携を図るためのコーディネートを行う。
- ④ 各部において、ボランティアの要請担当を定め、派遣要請は、福祉班を通して行う。ただし、円滑な救援活動のため必要な場合は福祉班と調整のうえ、直接要請する。
- ⑤ ボランティア活動中の事故に備え、ボランティアに対してボランティア保険の加入促進を図る。
- ⑥ その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な協力と支援をする。

[災害ボランティアセンターのシステム（概念図）]



2 ボランティア活動への行政支援 <福祉班>

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアの食事や宿泊場所は、原則として、ボランティア自身が準備するものとする。

(2) 活動拠点の提供

災害ボランティアセンター以外にも、ボランティア活動を支援するため活動拠点を提供する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

(4) ボランティアコーディネーターの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアが必要である。そこで、県が行う次のような研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

- ① 災害対策コーディネーター養成講座（県防災危機管理部）
- ② ボランティアコーディネーター育成講座（県環境生活部）
- ③ さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供（県教育庁）
- ④ ボランティアコーディネーター研修（災害編）（県社会福祉協議会）
- ⑤ コーディネートボランティア研修会（財団法人ちば国際コンベンションビューロー）

(5) 災害ボランティアセンターと災害対策本部との連携

災害ボランティアセンターは、災害本部との連携を図るため、必要に応じセンター職員を災害対策本部の会議に出席させるものとする。

(6) ボランティアセンターの強化

災害ボランティアセンターは、災害時に円滑かつ迅速に対応するため、以下の内容を定めた運営マニュアルを作成する。

- ① センターの運営概要（会議、スタッフの要件、個人情報管理、運営時間等）
- ② 組織体制（班編成）
- ③ 役割分担（社会福祉協議会と市の役割分担）
- ④ センターレイアウトのイメージ
- ⑤ ボランティア受入の業務フロー

- ⑥ 必要な資機材リスト
- ⑦ 各班の役割
- ⑧ 閉鎖
- ⑨ 各種様式（ボランティア受付票等）

(7) 各種ボランティアとの事前協定の締結

災害ボランティアセンターは、平常時から各種ボランティア団体との交流・連携を図るとともに、災害時のボランティア活動に関する協定の締結に努めるものとする。

四街道市地域防災計画

大規模事故対策編

平成30年度修正

四街道市防災会議

四街道市地域防災計画 [大規模事故対策編]

目 次

第1章 総 則.....	事故- 1
第1節 計画の目的.....	事故- 1
第2節 災害の範囲.....	事故- 1
第3節 計画の構成.....	事故- 1
第4節 計画の修正.....	事故- 2
第5節 他の計画との関係.....	事故- 2
第6節 計画の習熟.....	事故- 2
第2章 大規模事故対策計画.....	事故- 3
第1節 大規模火災対策計画.....	事故- 3
第2節 危険物等災害対策計画.....	事故- 8
第3節 航空機事故災害対策計画.....	事故-19
第4節 鉄道事故災害対策計画.....	事故-24
第5節 道路事故災害対策計画.....	事故-28
第6節 放射性物質事故対策計画.....	事故-32

大規模事故対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき本市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る大規模事故対策に関し、市、県、及び関係機関、公共的団体、その他市民がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

災害対策基本法において定義されている災害には、地震、風水害等の自然災害のほか、大規模な火災、航空機事故等の多数の被災者を伴う大規模な事故が含まれる。

本市においても、近年の都市化の進展、産業の高度化等により、大規模火災、危険物事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故等の大規模な事故災害のおそれがある。こうした大規模事故災害に対応するため、また、事故の特殊性及び影響が甚大な放射性物質事故に対応するため、これらの対策について定める。

この計画は、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。この計画に定められていないものについては、風水害編等の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等編の災害復旧計画に準ずるものとする。

第2節 災害の範囲

本計画は、「四街道市地域防災計画」を構成する大規模事故対策編であり、災害の範囲は、大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質事故とする。

第3節 計画の構成

本計画の構成は次の通りである。

- ① 大規模火災対策計画
- ② 危険物等災害対策計画
- ③ 航空機事故災害対策計画
- ④ 鉄道事故災害対策計画
- ⑤ 道路事故災害対策計画
- ⑥ 放射性物質事故対策計画

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを本市防災会議において修正する。

したがって、各機関は関係のある事項について検討し、修正が必要な場合は計画修正案を本市防災会議（庶務担当：危機管理監危機管理室）へ提出しなければならない。

第5節 他の計画との関係

この計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等が作成する防災業務計画や、千葉県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。

第6節 計画の習熟

本市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上及び実践訓練等によって、この計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため、広報啓発活動に努めるものとする。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

2 予防計画 <都市部、教育部、消防本部>

(1) 建築物不燃化の促進

① 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

- 1) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。
- 2) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 防災空間の整備・拡大

- ① 市は、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。
- ② 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。
- ③ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

市は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っていく。

(3) 市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新等が図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

(4) 火災予防査察

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

予防査察の主眼点

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- ② 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ③ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- ④ 大型小売店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの状況が、市火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、県と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。特に、住宅用火災警報器の設置義務化について広報し、普及促進に努める。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

① 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- 1) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

- 2) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- 3) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- 4) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- 5) 従業員等に対する防災教育の実施

② 定期点検報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となる。

よって、関係機関は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(6)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

① 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- 1) 高水準消防防災設備の整備
- 2) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- 3) 防災センターの整備

(8) 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

① 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の特定防火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報器の設置により、火災の発生を報知し、迅速に消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

② 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火管理者を定めて消火活動の体制を整備しておく。

(9) 消防組織及び施設の整備充実

① 消防組織

-
- 1) 市は、消防職員・団員の確保に努める。
 - 2) 市は、消防組織の充実強化に努める。
- ② 消防施設等の整備充実
- 1) 市は、消防施設等整備計画に基づき消防施設の整備充実に努める。充足率や財政力等の実情を勘案しつつ、国及び県から消防施設等の整備強化を推進するための支援を受ける。

3 応急対策計画 <本部事務局、総務班、福祉班、保健医療班、土木班、消防本部班、消防署班、消防団班、四街道警察署、事業所、関係機関>

(1) 応急活動体制

- ① 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ② 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

- ① 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、風水害等編第3編第10章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

(4) 消防活動

- ① 消防本部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- ② 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- ③ 発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急計画

- ① 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、応援を要請する。

- ② 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ③ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(6) 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

- ① 発災時には、市及び県警察等は、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- ③ 市は、必要に応じて避難場所を開設する。

(8) 救援・救護計画

食糧・飲料水・生活必需品等供給計画については、風水害等編第3編第4章「飲料水、食糧、生活関連物資の供給」、医療救護計画については、風水害等編第3編第4章「医療・救護活動」に定めるところによる。

※林野火災対策については、大規模火災対策に準ずるものとする。

第2節 危険物等災害対策計画

危険物・火薬類・高圧ガス・毒物劇物等の流出・火災・爆発等により災害が発生した場合、その影響は多大なものとなり、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、本計画では、これら危険物等を取り扱う事業所等の施設災害、危険物等の輸送時の事故による災害について、予防対策、応急対策について必要な事項を定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、大規模事故対策編第2章第5節「道路事故災害対策計画」の定めるところによる。

1 危険物（消防法第2条第7号）

(1) 基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画 <消防本部、各事業所>

① 事業所等

- 1) 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。
- 2) 消防法別表第一より規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。
 - a 危険物保安監督者の選任
危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
 - b 危険物保安統括管理者の選任
危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
 - c 危険物施設保安員の選任
危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。
- 3) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。
 - a 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

b 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

c 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

② 消防本部

1) 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させる等、危険物の規制を実施する。

2) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

a 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

b 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

c 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

(3) 応急対策計画 <本部事務局、福祉班、保健医療班、道路班、避難所班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

① 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

1) 通報体制

a 責任者は、災害が発生した場合、直ちに消防機関に通報するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

b 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、消防本部へ通報する。

2) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

3) 避難

責任者は、事業所自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

② 市及びその他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

2) 救急医療

当該事業所、消防本部、市、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、その他関係機関の協力を行う。

3) 消防活動

消防本部は、危険物の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

4) 避難

市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容を行う。

5) 警備

県警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

6) 交通対策

道路管理者、県警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

7) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

2 高圧ガス

(1) 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画 <消防本部>

① 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

2) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。(別表1, 2)

3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

4) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

5) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

6) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

7) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 消防本部その他関係機関

1) 防災資機材の整備

a 県及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

b 県及び消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(3) 応急対策計画 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

① 事業所等

1) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。(別表1, 2)

2) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を講ずる。

4) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

5) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

② 市及びその他関係機関

1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。(別表1, 2)

2) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を講ずる。

3) 防災資機材の調達

- a 消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、県と協力して防災資機材を調達する。
- b 県警察及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

4) 被害の拡大防止措置及び避難

- a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

b 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

5) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 火薬類

(1) 基本方針

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画 <消防本部>

① 事業所等

1) 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

2) 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

a 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

b 通報体制の確立

事業所等内において災害等が発生するおそれのあるとき及び災害等が発生した場合には、その状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(別表2)

c 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

d 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

3) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

4) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(3) 応急対策計画 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

① 事業所等

1) 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。(別表2)

2) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

② 市及びその他関係機関

1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。(別表2)

2) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

3) 被害の拡大防止措置及び避難

a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

b 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

4) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 毒物劇物

(1) 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の危被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

(2) 予防計画 <消防本部>

① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

1) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

2) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

3) 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

4) 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

5) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記項目により危害防止に努める。

(3) 応急対策計画 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

1) 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、保健所、警察署、又は消防本部へ通報を行う。

2) 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

② 市及びその他関係機関

1) 緊急通報

消防本部等は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

2) 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

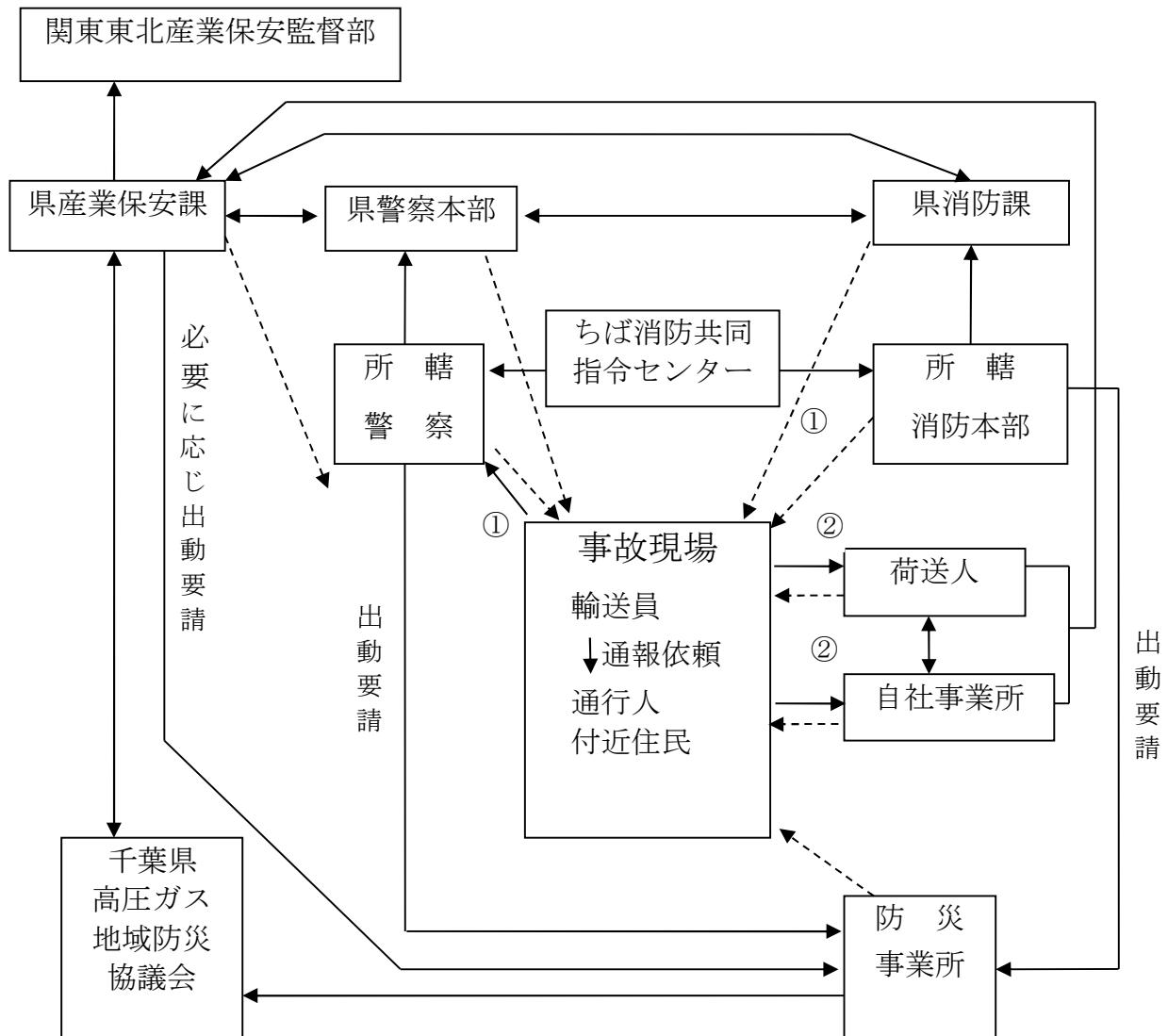
3) 救急医療

消防本部等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

4) 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要があると認める場合は、避難の勧告・指示を行う。

(別表1)



現場での措置

- 応急措置
- 警察、消防等への通報(通行人等に依頼)
- 漏洩ガスの閉止
- 付近住民への警告
- 火気の禁止
- 退避誘導
- 現場の警備
- 周辺の警戒
- 交通遮断
- 防災活動
- 消火
- 除外(毒性ガス)
- 医療救護

凡例

- ← は通報を示す
- ① ② は通報順位を示す
- ←----- は現場への出動を示す

(別表 2)

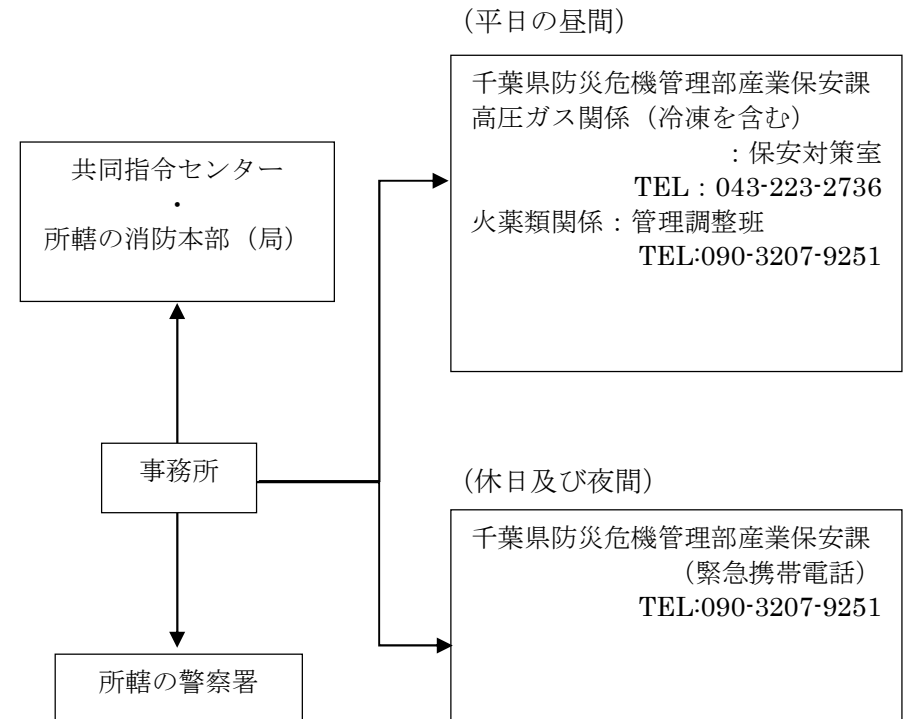
高圧ガス又は火薬類関係事業所等
に係る災害発生時の通報系統等
(液化石油ガス一般消費者等に係る事故の場合を除く)

1 千葉県内の高圧ガス又は火薬類の関係事業所に係る災害、あるいは高圧ガス又は火薬類の輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、夜間休日を問わず、次の 2、3 の要領に従い、直ちに電話等による通報を行うこと。なお、石油コンビナート等災害防止法の特定事業所においては、同法第 23 条の規定する異常現象の通報を優先させること。

2 報告事項は次の通りとする。

- (1)発生した日時
- (2)発生した場所 (設備名等を含む)
- (3)災害等の概要 (被害状況を含む)
- (4)発生原因、又はその推定
- (5)報告者の氏名、所属、電話番号
(通報した内容が高圧ガス又は火薬類の事故に該当する場合は、追って事故届書を提出すること。)

3 高圧ガス又は火薬類関係事業所に係る災害発生時の通報系統
(平成 30 年 4 月 1 日現在)



※県産業保安課 FAX : 043-227-3548

第3節 航空機事故災害対策計画

1 基本方針

本計画は、成田空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びに羽田空港その他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める。

防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株式会社、国、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、富里市、栄町、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）、成田国際空港株式会社

2 予防計画 <危機管理監、消防本部>

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市及び関係機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

(2) 協力・応援体制の整備

市は、関係機関相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

市及び関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

(4) 防災訓練

市及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

3 応急対策計画 <総務班、保健医療班、環境衛生班、土木班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、関係機関>

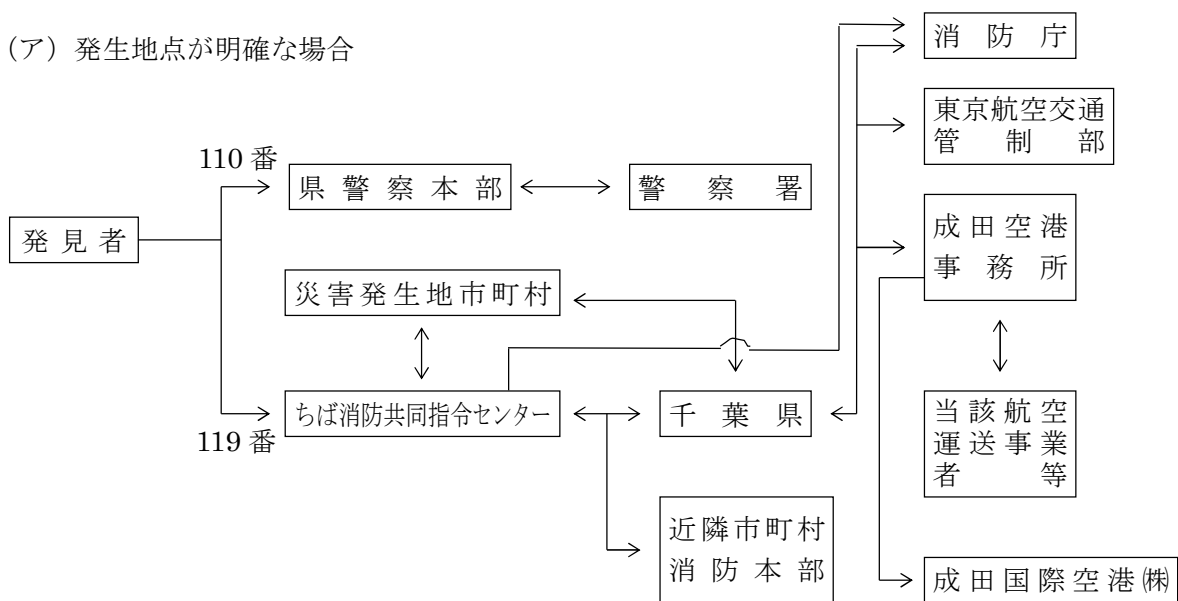
航空機災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合に市及び関係機関は、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集

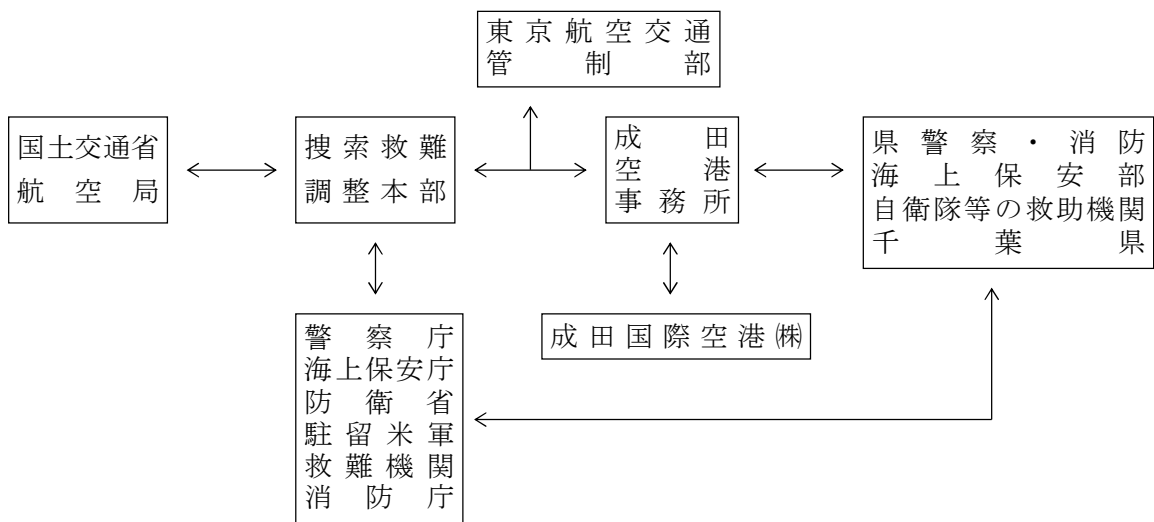
初動体制を早期に確立するため、市及び関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎ 情報受伝達ルート

(ア) 発生地点が明確な場合



(イ) 発生地点が不明確な場合 (遭難機の搜索)



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所 (羽田) に設けられる。

(2) 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、関係機関の連絡調整を行う。

① 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁がこれに協力する。

② 消防活動

1) 本市で災害が発生した場合

a 実施機関

市、消防本部

b 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

2) 実施内容

a 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

b 航空機災害に係る火災が発生した場合、市長及び消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

c 災害の規模等が大きく、消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

③ 救出救護活動

1) 本市で災害が発生した場合

a 実施機関

当該航空運送事業者、市、消防本部、県警察、千葉県

b 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、国公立病院

2) 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

a 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

b 医療チームの派遣

負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。なお、協力機関が編成する医療チームは、風水害等編第3編第4章「救援・救護活動」の定めるところによる。

c 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

④ 救急搬送

消防本部が中心となって応急処置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

⑤ 遺体の収容

原則として市が、遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、風水害等編第3編第4章6節「遺体の収容、処置」の定めるところによる。

⑥ 交通規制

県警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

⑦ 広 報

1) 実施機関

成田空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、災害地市町村及び県警察等が実施する。その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、災害地市町村及び県警察等が実施する。

2) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

- a 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- b 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- c 地域住民等への協力依頼
- d その他必要な事項

⑧ 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、風水害等編第3編第4章「防疫・保健衛生」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田空港区域内の場合は成田国際空港株式会社が、その他(市内)の場合は風水害等編第3編第7章「廃棄物対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

(3) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株式会社	人員及び物資の派遣及び調達

第4節 鉄道事故災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

1. 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

1 予防計画 <危機管理監、消防本部>

(1) 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものである。

(2) 行政等による予防対策

- ① 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- ③ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

2 応急復旧計画 <本部事務局、総務班、環境衛生班、土木班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

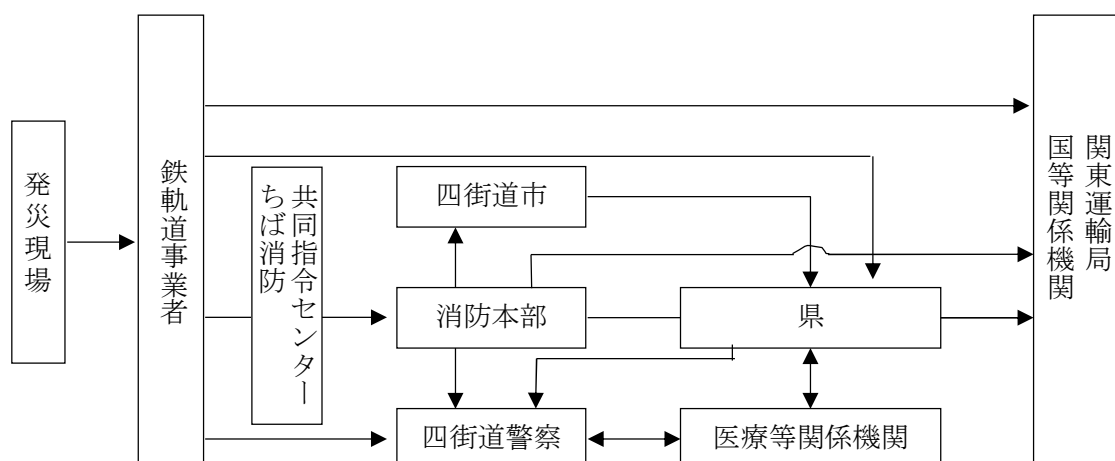
(1) 行政等による応急活動体制

市及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部総務課	—	—	045-211-7269	045-211-2017

※鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全対策課。(NTT電話：045-211-7240)

鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886

(3) 相互協力・派遣要請計画

- ① 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- ② 市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ③ 市は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 消防活動

- ① 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する各機関に協力を要請する。
- ② 消防機関は、速やかに事故等の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

- ① 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- ② 市及び県、国等は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ③ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。


(6) 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

- ① 発災時には、市及び県警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。市は、必要に応じて避難所を開設する。

(8) 各事業者による応急・復旧対策

事業者	概 要
東日本旅客鉄道㈱ 千葉支社	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1)災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2)自衛消防隊 自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3)救 護 千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[運輸部指令] B --> C[千葉支社(総務部)] B --> D[ちば消防共同指令センター] B --> E[消防本部] B --> F[県警察] C --> G[関東運輸局] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

第5節 道路事故災害対策計画

1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

〈計画の対象となる道路災害〉

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等を対象とする。

2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 予防計画 <危機管理監、都市部、消防本部>

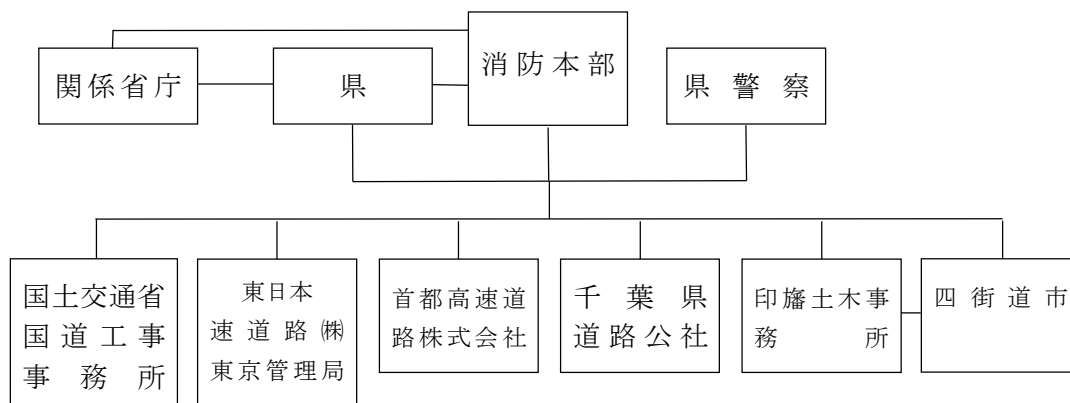
道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

① 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社等をいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）



(2) 応急活動 <本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

① 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。また、県及び市は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

② 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

実施項目	実施者	実施内容
	県	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。
	消防本部	災害の規模が大きく消防本部及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

(1) 予防計画 <危機管理監、都市部、消防本部、関係機関>

① 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

(2) 応急対策計画 <本部事務局、道路班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

① 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

② 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

③ 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

④ 避難

市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

⑤ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

第6節 放射性物質事故対策計画

1 基本方針

本県及び本市には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業者は存在しない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、市においては、農産物の出荷制限、局所的に放射線量の高い箇所が確認されたことによる土壌等の除染等の措置、及び汚染された廃棄物の処分方法等の問題が生じ、市民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだ。

また、核燃料物質の輸送途中の車両が不慮の事故により、放射性物質事故が起こることも懸念される。

このため、事故発生時の影響の甚大性を考慮し、放射性物質事故対策について定める。

2 放射性物質事故の想定

(1) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等は非公開であるが、本市は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していること等から、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。

本計画においては、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する事態を想定する。

(2) 他県事故に伴う本市への影響想定

地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

3 放射性物質事故応急対策 <本部事務局、総務班、情報処理班、保健医療班、土木班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、事業所、関係機関>

(1) 情報の収集・連絡関係

① 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 通信手段の確保

市及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。また、電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の通信確保を優先

的に行うものとする。

(2) 応急活動体制の整備

① 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置する。また、活動・放射線モニタリング手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

② 応急対策活動情報の連絡

事業者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

③ 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

(3) 緊急時医療体制の整備

① 傷病者搬送体制の整備

放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

(4) 防護資機材の整備

市、県、警察、消防本部は、放射性物質事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めることとする。

(5) 消防活動

消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消防活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消防活動を行うものとする。

この場合、消防本部は、平成26年3月に総務省消防庁「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」で取りまとめられた核燃料物質等の輸送事故対策時の消防活動要領に基づくものとする。

(6) 退避施設の選定及び退避誘導

① 退避施設の指定

市は、環境に影響を及ぼすような市内外の放射性物質事故に備え、必要に応じあらかじめ地域ごとのコンクリート屋内退避施設を選定するとともに、住民への周知を図るものとする。

② 退避誘導

市は、市内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

(7) 広報活動体制の整備

県及び市は、放射性物質事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに住民からの問合せ窓口の設置や報道機関等を通じ、住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報活動体制を整備するものとする。

(8) 放射性物質等による汚染の除去

市は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

① 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

② 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

③ 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。